



Title	産業と教育 第1号
Author(s)	美土路, 達雄; 高井, 宗宏; 山口, 智弘; 重住, 道彦; 升田, 和比古; 山田, 定市; 笹谷, 春美; 岡, 豊; 杉村, 宏; スミルノーク, ヴェ・イエ; 竹田, 正直; 塚本, 智宏
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 17, 1-191
Issue Date	1979-07-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88009
Type	bulletin (article)
File Information	vol_17.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書 第17号

ISSN 0385—6070

産 業 と 教 育

第 1 号

1979・7

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

産 業 と 教 育

第 1 号

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

この「産業と教育」は本産業教育計画研究施設の第2部門の事業の一つとして公刊される。

もともと、本産業教育計画研究施設が教育学部に開設されたのは、いわゆる技術革新による日本資本主義の産業構造の変化が独自の産業教育研究を必要とするにいたった1950年代最後の年で、その構成は基礎研究を主とする第1部門（産業教育計画調査研究部門）と、その成果の普及ないし指導を主とする第2部門（産業教育方法部門）の二部門からなっている。

たまたま、本年は北海道大学教育学部創設30周年にあたるが、それは同時に本産業教育計画研究施設20周年でもあるわけで、この間に本研究施設は第1部門を中心に16種にのぼるオリジナルな専門研究報告書を公刊し、あわせてその成果にもとづく若干の公開学術講演会、シンポジウム、公開講座等を第2部門の事業としておこなってきた。今回の「産業と教育」の刊行はその第2部門の拡充・強化の一環として位置づけられるものである。

もともと、教育科学研究においてはその事柄の本質からして教育実践と不可分のかかわりをもつが、とりわけ本学部においては「地域社会に働きかけ、教育と開発の基礎をつくり、生活のあり方について啓蒙する」ことが創設以来の学風として息づいており、爾来30年、各研究グループ（講座）はそれぞれの専門領域が要求する対象と方法に分節化されつつ、実証研究の体勢を創造し、専門研究の成果を着実に蓄積して今日にいたったといつてよい。

それと同時に、その細分化され、専門化された研究成果をふまえ、そしてそれをこえる総合化された教育科学の内実豊かな創造に目的意識的に取り組むべき局面にいまわが学部は達着していると考えられる。そうしたことは本産業教育計画研究施設においても事理にかわりのあるはずはない。

むろん、その課題にこたえることは容易ではないが、少くとも本学部の各研究グループの研究交流のみならず、本学の各学部との研究交流、さらには本学と地域社会における教育実践との交流なしにはそれは十全の方向を指志するものとはいえないであろう。

そうした意味で、本産業教育計画研究施設は、昨年度発足した乳幼児発達臨床センターとともに、研究、教育の交流の場、そしてさらに共同研究の場としてみずからを位置づけ、ともども努力をしていきたいというのが学部創設30周年、本研究施設開設20周年の小括であった。

この「産業と教育」も、ささやかながらその一環を担うために刊行される。前へのべたように、本学部ではその創設の独自の学風からして、本研究施設が開設される以前に、すでに「村づくり講座」その他本学部主催ないし共催の先駆的な現地公開講座を14回もおこなっており、その意味では本研究施設の第2部門の拡充強化は一第1部門の研究の前進に照応して一新しいレベルで学部の伝統を継承し発展させようとするものでもある。

願わくは、このささやかな「産業と教育」がそうした研究と教育の交流と共同の場として活用され、大きく育てられることによって斯学の一層の発展に寄与せんことを。

1979年7月

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設

施設長 美 土 路 達 雄

産業と教育 第1号

目次

農業「近代化」と農民の健康問題にかんするシンポジウム

発題	美土路 達雄	1
第1報告	農作業事故の現状とその要因	高井 宗宏 4
第2報告	農薬による健康障害をめぐって	山口 智弘 20
第3報告	最近の農民の健康問題について	重住 道彦 32
第4報告	酪農地帯の健康診断結果について	升田 和比古 46
第5報告	農民の労働災害・疾病の諸対策について	美土路 達雄 50
コメント	山田 定市	63
	笹谷 春美	64
附属資料	農民の肥満傾向をめぐって	岡 豊 66

農民経営の動向と農民の学習

— 農業高校卒業生に対する郵送調査について —	山田 定市	81
-------------------------	-------	----

現代都市における「不安定就業階層」の新しい傾向について	杉村 宏	112
-----------------------------	------	-----

教育者としてのトルストイ	ヴェ・イエ・スミルノーワ	168
--------------	--------------	-----

〈海外の産業と教育〉

「工業学校基本規程」（ロシア，1888年）とその成立過程	竹田 正直 塚本 智宏	177
------------------------------	----------------	-----

農業「近代化」と 農民の健康問題にかんするシンポジウム

目 次

発 題	美土路 達 雄	1
第1報告 農作業事故の現状とその要因	高 井 宗 宏	4
第2報告 農薬による健康障害をめぐって	山 口 智 弘	20
第3報告 最近の農民の健康問題について	重 住 道 彦	32
第4報告 酪農地帯の健康診断結果について	升 田 和 比 古	46
第5報告 農民の労働災害・疾病の諸対策について	美土路 達 雄	50
コメント	山 田 定 市	63
	笹 谷 春 美	64
附属資料 農民の肥満傾向をめぐって	岡 豊	66

発 題

美土路 達 雄 (北海道大学教育学部)
産業教育計画研究施設)

1. 現在、農村の激動はとゞまるどころを知らないかのごとく進行しています。
北海道ではとりわけ苛酷な第二次減反が強要されていますが、いわゆる円高・貿易黒字べらしのためのアメリカ農産物輸入圧の強まりのもとで、水田利用再編の模索は苦渋にみちたものとならざるをえません。
不況下の食料消費増の鈍化もひびいて、国内農産物は米、みかん、牛乳、野菜といずれも相対的過剰生産傾向を辿っていますが、他方、その不況は農民の農外就労の機会も狭めているわけですから、農村の階級分解は一層ドラスチックに内攻しつつあります。
こうした農民の労働と生活の激動の一掃結が農民の健康問題です。
それは農民自身にとってはもちろん、国民にとっても憂慮すべき事態となっています。なぜなら、国民食料の供源としての農業の生産力において、農民労働力はそのもっとも基本的かつ決定的な要

(註) このシンポジウムは1978年6月17日に本学部産業教育計画研究施設主催でおこなわれた。以下の諸報告は速記に補筆していただいたものである。ただし、第5報告は当日時間の関係で割愛したものに加筆したことをお断りしておきたい。

困だからです。

もともと、農民の健康問題については戦前から林俊一、高橋実、宮本忍らの先駆的な医学的研究業績があり、また北海道においても戦前戦後に矢島武、川村琢らの先駆的な社会科学研究の貴重な成果をわれわれはもっています。

また、1960年代の農業生産力の発展過程では若月俊一ら佐久総合病院関係を典型として、農村医学会、新日本医師会会員の手になる巾広い研究調査結果を与えられています。

そうした成果のうえに、さらに今回北海道大学の研究者を中心に農民の健康問題についてのシンポジウムを開く意義は2つあります。

その第1は、前にふれたような農村の激動が農業の大型機械化「一貫」体系という新しい段階でのそれであるという、70年代後半の問題状況下にわれわれは当面させられているからです。

一般的に言えば、70年代の農業の機械化、化学化、施設化の進展は、一方では労働生産性はもちろん、土地生産性をも高めつゝ農民労働の省力化に大きく寄与していますが、他方では所得率の低下を通じて、規模拡大、農業複合化、さらには農外就労等、地域地帯別階層別にさまざまな農民の対応を迫って新たな労働負担を強要しています。

さらに、いうならば高度経済成長過程後の生活様式の変化も前提として、そうした農業・農村の激動が総体として農民の生活と健康にどのような影響を与えているか、これが改めて再検討されねばならないでしょう。

さて、第2に、今回ほかならぬ北海道の農民の健康問題を取り上げる意義は、前項の諸矛盾が北海道では鋭角的に出てきているところにあります。

もともと、開拓地であり、自然的経済的「耕境」にある北海道農業は、一方ではその歴史的的商品生産性格を刻印され、それだけ資本主義的市場関係の諸矛盾をつよく反映すると同時に、他方では開拓地的後進性への対応としての経営規模の広さ（全国平均の7倍）が現在では逆に大型機械化「一貫」体系の先進地域たらしめるという形で、小農的生産様式における生産諸関係と生産力の矛盾を鋭く露呈している、とあってよいでしょう。

こうした地域性格は農民の健康問題にも独自の特徴を与えているはずで、われわれはそうしたフィールドの独自性を研究の独自性にまで進める必要と責任を感じないわけにはいきません。

以上のような観点にたつて、今回は、① 農業の大型機械化の進展と農業労働災害の問題については北海道大学農学部の高井先生に、② 農薬中毒問題については本学部の山口先生に、③ 農民労働と農民の健康全般の問題については、北海道農山漁村健康管理センターの重住先生と北海道勤労者医療協会の升田先生に、報告をしていたゞき、④ それらの対策については私が報告します。

いうまでもなく、健康あるいは疾病のメカニズムはそれ自体複雑であり、さらに農村の労働と生活の変化との関係にまで問題を広げるなら、その因果関係は必ずしも一義的に明確なものというところには追及しえませんが、それぞれ専門の立場からの鋭い問題提起となると確信します。

第3の農民の健康全般の問題について、とくににつけくわえておく方が良いと考えますのは――農山漁村健康管理センターの入院病例の統計分析結果から、大型機械化による省力化傾向と農民の食生活の改善・栄養摂取の上昇が肥満化傾向を齎していることが明らかになっていますが、それは地域地帯別、階層別に従来の農民の過労、栄養不足、農夫（婦）症が広がっていることを否定するものではない、ということです。秋田県十文字町の西成辰雄医師はこういっております。

「最近では農村でも肥満が指摘され、成人のみならず小児にも同様の傾向があるといわれているが、上述のような食生活、栄養状態からいけば、現段階では過剰摂取は部分的に取り上げるべきであつて、全体にそれを強調するのはまだ早すぎると考えられる。カロリー消費が高くて、過労の状態から脱し切れない農村では、肥満の警告が必要であるとしてもなお二次的の問題であり、豊富な食糧

供給と摂取がなお要望される実態なのである」と。

全国的な傾向をおさえる場合この指摘は大切といわねばなりません、大型機械化「一貫」体系の急速な普及をみた北海道独自の問題として肥満傾向への警告は必ずしも二義的ではないと考えるものです。

その点について、農山漁村健康管理センターの前所長、故・岡先生はいち早くその事の重大性を指摘され、とりわけその対策としての社会教育の重要性、緊急性を訴えておられたことをつけ加えておきたいとおもいます。（その意味で、岡先生の研究業績を本シンポジウム報告の最後に収録させて戴きました）。

以上のような位置づけから、他方では従来から指摘されてきた農民の過労と農夫（婦）症、貧血の関係についての実態調査結果をもあわせ先生にお願いしたわけです。

2. このように、農民の労働と生活の変化と健康問題は地域地帯別、階層別に複雑な諸関係と諸結果をもたらしていますが、専門研究はどうしても特定分野のケース・ワークにならざるをえないので、つぎに最近おこなわれた全国的な農民の健康調査結果について、ごく骨子だけ紹介して、あらかじめあの報告の位置づけの手がかりないし参考にしていただきたいとおもいます。

それは全国農協中央会が全国1,702農協管内の農家各50戸の農業従事者について調査したもので、まだ1,540農協分の集計の中間発表結果です、調査そのものが対象者の自記式なので、必ずしも十分に正確とはいえませんが、調査時期が1977年11月から78年2、3月にかけてのもので、最近の全国動向を一定程度反映しているといつてよいでしょう。

主な結果はつぎのとおりです。

- (1) 過去1年間における農業機械による農民の受傷状況（集計総数26,132名、うち男子17,794名、女子8,338名）。

軽重をとわず、又圃場、公道上をとわず受傷した件数からみた受傷者率は平均4.8%、男子5.6%にたいし女子は3.6%と後者がやゝ低い、何れも相当な数値を示しています。

というのは、政府統計の労災死傷度数率とくらべると、むろん定義および計算方法が異なるので精密なことはいえませんが、産業一般で1.16%、製造業1.08%、最高の林業で4.04%ですから、農業はそれ以上になっているわけです。

受傷の機種別単純分布は耕耘機、草刈機によるものが23%前後、ついでトラクター、コンバイン、脱穀機が6.5%から9.4%まで分布しており、あとはバインダー、カッター、トラック、噴霧機それぞれ3~4%となっています。

ところで、その原因として本人があげているのは、「不注意」がトップで55~60%、ついで地形、不なれ、機械の構造、体調不良、天候となっていますが、これはあくまで本人の主観であって、その客観的なメカニズムについては高井先生の報告にまきたいとおもいます。

- (2) 農業中毒の経験の有無、その原因はつぎのようになっています（集計27,262名、うち男子15,918名、女子11,344名）。

過去1年間に農業中毒となったと自覚しえたもの、ないし医師からそういわれたことのあるものは、平均22.8%にのぼり、男子22.7%、女子23%とこの方は性差はありません。

しかも、質問の性質上、急性亜急性のものが多く、慢性で自覚のないものはふくまれていないので実際はもっと高い率になると考えられています。また、中毒者1人当りの中毒回数は平均1.439回ですから、のべにした中毒率は32.8%にもなります。

原因として本人が指摘しているのは、第1位が防備不十分（48.2%）、第2位が体調不良（23.3%）、以下不注意、天候、機具不良の順となっていて、機械事故の場合とは大分異なるが、事態の正確な認識、学習の必要性がよいことは前項と同様です。

(3) 一般的健康状態および農夫（婦）症について（集計数46,236名，男子23,256名，女子22,980名）一般健康状態のメジャーとしては、身体ぐあい、食慾、睡眠、疲労状況、かぜをひきやすいかどうかの5項目について、よい（0点）、ふつう（1点）、わるい（2点）を配布し、総合して、2点以下は健康状態がよい、3～6点はふつう、7点以上をわるいとして分けると、身体ぐあいがわるいというもの、7.3%（男子7.0%、女子7.7%）、一般健康状態がわるいとみられるもの（7点以上）が、7.2%（男子6.7%、女子7.6%）とほぼ接近した値をみせて、一定の傾向を反映しているといえそうです。

他方、慢性的な身体の疲労、ストレスの蓄積状況を示す農夫（婦）症についてはつぎのような結果になっています。

すでに知られているように、この農夫（婦）症は、肩こり、腰痛、手足のしびれ、夜尿、軽労働での息切れ、不眠、めまい、腹のはりの8症状の有無と「ときどき」を点数化したもので、7点以上の農夫（婦）症をもつものは8.9%（男子7.1%、女子10.7%）と、身体ぐあいのわるいものより若干多くなっています。

一般的に男女とも50才以上になると急に症状がつよく表われる傾向がみられますが（50才以上、10.7%、60才以上13.7%）、若年ですでに農夫（婦）症があらわれている県が数県あるというのが本調査結果の特徴の一つです。

この調査項目のうちには以上のほかに医師による治療中のもの、売薬その他はり、きゅう等の自己治療者の割合もふくまれているが、その結果は「不明」も多いので省略します。

以上が全国農協中央会の「昭和52年度農業従事者健康推進特別事業・現地情報報告書」（中間報告）結果の骨子です。

くりかえし、申しそえておきますか、自記式の限界はありますが、一応の目安やすとなるとおもいますし、これからしていただく北海道の実態分析をもとにむしろそのバイアスから農民の健康問題についての教育・学習課題をひきだしていければと考える次第です。

では、報告にうつります。

第 1 報 告

農作業事故の現状とその要因

高 井 宗 宏（北海道大学農学部）

1. はじめに

最近の北海道統計を見ますと、農村人口は5百万の道民のうち10%に減りました。これにつれて農業専従者1人当りの年間所得もだんだん増え、勤労者給与と変わらないという報告も出されています。ここに近代化政策が意図した成果を見出すこともできます。しかし、他方では、輸入食料をとりまいた農業の根本にかゝわる問題から、後継者の問題まで、数限りない問題点が出ており、所得水準が上がったといっても喜んでいられないのが現状です。これから報告する農作業事故についても、そうした歪みが具体化した1つの例だと考えます。

数字を上げて申しますと、昭和51年の農作業事故による死者は42名になっております。就業者が29万名ぐらいですから、死者の比率は1万分の1.5ということになります。昭和45年に交通安全非常事態宣言を出して、日本中のすべての関係機関と組織が交通安全にとりくみ、1万分の1.2の死

亡率を死守しているのと比較していただきたい。特に交通事故よりもひどい農作業事故に対してどのような対策がとられているのか、その対策が充分であるかを考えていただければ、この歪みがどのような状態なのかかわかると思います。農業の場合、1つの経営に起きた事故は、その経営は勿論のこと一家の破綻をもきたすわけですから、普通の産業事故とは異なっています。

農作業事故に対して色々な面で認識が高まり、早急により適切な政策がとられるようになることが大切だと思うと共に、この意味で皆さんと話あう機会を作っていただきました主催者の方々に厚く御礼を申し上げて本論に入りたいと思います。(附記:表1の52年の値は死者40名負傷者1,326名と増大した)

2. 事故統計

表1に示したように、北海道内の農作業事故数は、わずか7年前の昭和45年には、353件にすぎなかったのが、昭和49年にはその3倍の912件になっています。

表1 年次別事故発生状況(北海道)

年次	死 亡			負 傷			合 計
	男	女	計	男	女	計	
45	24	1	25	244	84	328	353
46	32	6	38	336	86	422	460
47	45	8	53	198	45	243	296
48	44	10	54	551	145	696	750
49	50	9	59	693	160	853	912
50	39	3	42	664	172	836	878
51	38	4	42	624	209	833	875
計	272	41	313	3,310	901	4,211	4,524

その後3年間では、幸い横ばいになっていますが、内訳を見ていただきますと、婦人の事故数が横ばいではなく、相変わらず増えているという実情が見られ、新たな問題点となっています。

この事故件数がどれほどひどいかを図1, 2, 3からみてみましょう。図1は縦軸が対数目

盛ですから見ずらいと思いますが、中ほどにある負傷事故や下方にある死亡事故の変遷と、実線で示した機械の普及の伸びとは、極めて相関が高いということが読み取れます。これを見れば、『機械化と共に事故が増す』、『すべての事故は機械化のせいである』と言われるのも無理のないことだと思います。

農作業事故の件数を他の事故と比較したのが図2, 3です。まず図2は、交通事故と比較するため、農作業事故をトラクターの台数当りの死傷者の数でおきかえてみました。すべての事故がトラクターで起きたわけではありませんから、こういう表現は妥当でないかもしれませんが、千台当りの負傷者数は昭和47年に自動車事故よりも農作業事故が多くなっている。次に一万台当りの死者数を見ますと、これも昭和49年に、農作業事故の方が多くなってしまいました。

こんどは昭和45年の事故件数を100とし、色々の産業労働事故や自動車交通事故と比較したのが図3です。原点から斜めに2本の線が上昇していますが、これが自動車の普及台数と交通事故者数であり、昭和45年まで高い相関を示して増えて来ました。そこで非常事態宣言が出されて、官民あげて事故を防止したので、自

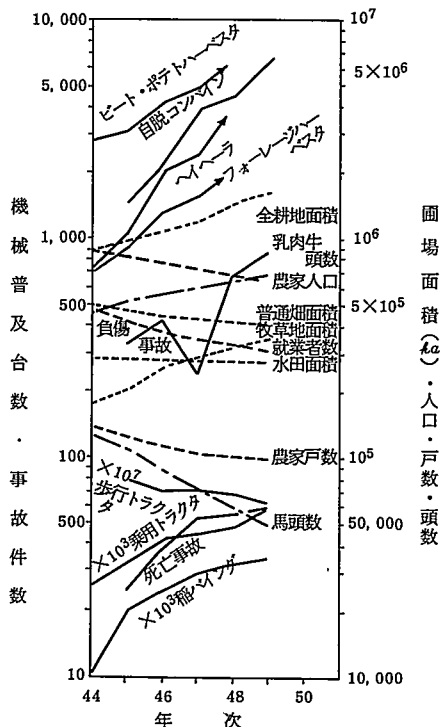


図1 農作業事故に関連する統計値

動車の普及台数が伸びても、事故件数は70%台から60%台へと減っています。これに比べて農作業事故とトラクター普及台数は農作業事故の死傷者が普及台数の数倍の伸びを示して特徴があります。次に一般産業の労働災害をプロットしてみると、労働基準局の監督や労働基準法の徹底によって事故件数は年々減って昭和45年に比べて、みんな70%とか60%におちてきています。同じ産業でありながら農作業事故だけが増えているということになるわけです。

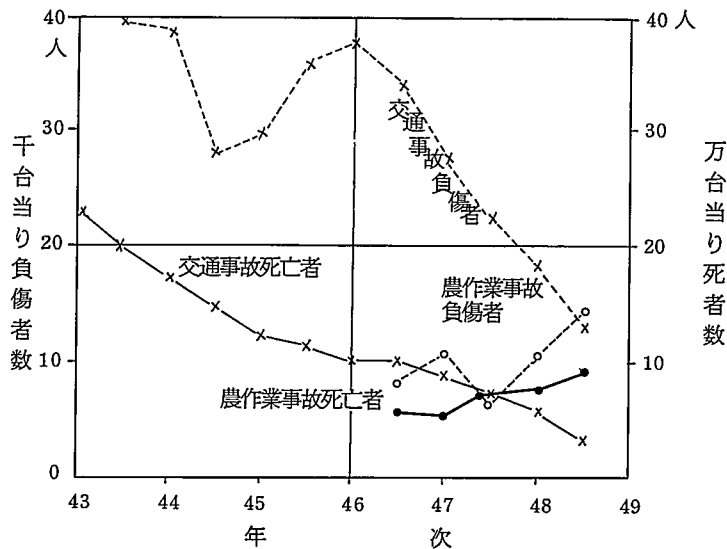


図2 交通事故と農作業事故

今まで表1の700件とか800件とかいう数字で比較してきましたが、ここで統計の吟味をしてみたいと思います。表1の事故統計は、「北海道農作業安全推進本部」が行ったものです。本来、農協ないし役場から各支庁を通じて道庁に報告されるものを集計する予定でしたが、報告しても何の利益もないから、届出をおこたり、結局事故を隠すことになって、行政機構の用いる調査法では、表の件数の3分の1も出て来ないことがわかりました。そこで農業共済連の協力を得て、保険金支払い帳簿を集計加算し、事故統計としています。御存知のとおり保険金の支払は、7日以上入院か、後遺症何度以上という基準がありますから、その統計は、いわば重症事故を集計していることになるかと思えます。これに対し労働省の一般産業の場合は、1日休業以上を集計対象にしております。仮りにこの基準を適用させたとき、農作業事故件数はどうなるでしょうか。死亡者の方は現在の報告書と変らないと思いますが、負傷者はどれくらいになるか予想もつきません。そこで幾つかの資料をもとにして試算したのが表2です。まず、北大医学部におられた渡部先生が、昭和45年に十勝でアンケート調査されたものを参考にしますと、その1年間に機械の操作で傷をうけた人は男が24%女が10%という数字が出ております。これをそのまま換算すると、29万人の農業就業者に対し5万件の負傷者となり、とんでもない数字がでてきます。これは通院したとか入院したとかを条件にしていますから、かすり傷まではいっていると考えていいでしょう。

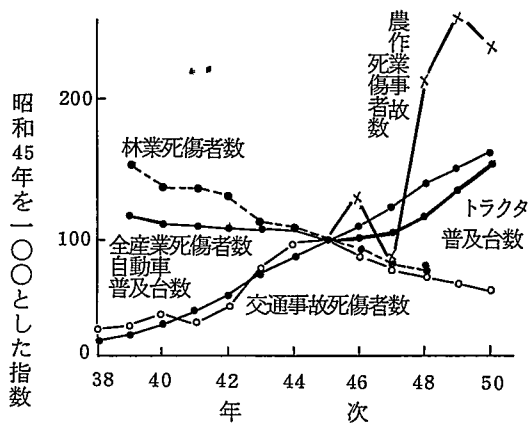


図3 諸事故の経年変化

次に、一般的災害の方で、「ハインリッヒの災害構成」という式があります。これは一般災害の事故数は、死傷事故：重傷事故：無傷事故の比率が、1：29：300であるとされますから、1に42

人の死亡者をあてはめると、42 : 1,200 : 12,600という数字になります。表1に上っている800人とか900人の負傷者を、共済連加入者の割合を仮定して修正すると、1,200人となってこれを裏付けると共に、軽傷事故は1万件もあるのではないかと思わせるのです。その下の値は労働省の統計から農業に近似した林業災害を選び、死者の割合を合わせて負傷者数を出しますとやはり12,000人の負傷者になります。一番下にあるのは農林省が昭和46年から全国250分の1のサンプルをとって、1日休業以上の事故を調査したものです。これは事故件数が0.47%となる

表2 負傷者数の推定

推定数	理由	資料
(50,000)	「機械で外傷を受けた割合男24% 女10.9%」から換算	渡部 (1970)
12,000	「重傷害：軽傷害：無傷害事故＝1：29：300」から	ハイソリックの災害構成
12,000	災害統計値の度数率＝ $\frac{\text{死傷者数}}{\text{延労働時間}}$ で林業は死者0.12、負傷19.4、農業死者0.10だから	労働省 (1975)
4,000	市町村を巡回調査すると道統計の数倍(2～5倍)の事故件数が聞かれる	聞取
1,700	標本数延145,202名(3年間)で683件の事故発生(1/250サンプル)	農林省 (1975)

から、就業者数29万人を掛けて1,400人という数字が出てきます。北海道は農業機械の普及率が高いから、これよりも事故率が高いと考えると、問題となる事故数は少くとも3千ないし5千になるのでないかといえます。さらに農業では適期作業が要求されること、家族経営で負傷者が出ても交代要員が居ないことなどを考えると、保障のある一般産業とちがって、一日休業相当の事故でも休めないかとも思います。こうなると一般基準で集計されるべき事故件数は1万件にも達するのではないかと推定されます。

もし年間1万件もあるとしたら、先程他産業と比較した図2・3の話は、数倍の差が出ることになるし、就業者29万余の33%の人が負傷するから、災害率は全産業の中で最高を示すことになります。これでは近代化を推進して来た意義が全くなくなってしまうでしょう。

さらには、農業が1家庭1経営であるためその影響が経営と家庭の両方に表われます。表3は、先程の農林省の調査結果ですが、被災した為に雇用労力を増したり、規模縮小をさせられている実情がはっきりと出ています。

このような悲惨な農作業事故を早急に防止せねばならないとの念を一層強く感じさせます。

事故統計に不充分なところがあることを考えながら、事故の内容に移りますと、図4・5・6がその内訳になります。全体の事故の21.1%が施設ないし家畜に関する事故です。そして、家畜が加

表3 農作業事故が経営に及ぼした影響

	専従者	補助者	その他	計
経営規模の縮小	13	4	0	17(9%)
兼業への傾斜	6	2	0	8(4%)
雇用労力への依存	110	11	1	122(62%)
借入金の増加	6	0	0	6(3%)
後継者の急調達	4	0	0	4(2%)
その他	31	7	1	38(20%)
計	170	24	2	196(100%)

害したり、家畜使用時に事故が起きたのがその半分を占めています。このような事故は、昔ながら起きている事故のはずです。ところが事故確率といいますが、飼育を担当する人の数に比べて事故が多いという問題が想定されます。この原因は、①役畜の使用回数が減っている、②トラクターでやれない傾斜地や中耕除草だけに家畜を使うので家畜の訓練がされていない、

③役畜ばかりか乳肉牛を含めて家畜はカラーフルな服装やトラクターやバイクの騒音に驚かされる機会がました、④飼育頭数が増えた新しい条件下で作業をしなければならない、など色々な要素が予想できます。

次に図4から施設の事故をみますと、人が転倒したとか転落したとかの単純な事故がほとんどを占めます。これは、①乗用作業が増えてきた。②農閑期は暇であるのに、農繁期には急に忙しいから体が訓練されていない。③経営規模が拡大したので、特に人力を要する運搬作業が増した、などの条件が影響していると考えられます。

続いて、図5の定置式の機械、ないしは自走する機械の事故をみますと、多いのは自脱型コンバイン、脱穀機、エンジンなどですが、図に出て来る機械はいずれも回転する部分をもっているか、鋭利な刃物がむき出しになっているものばかりです。

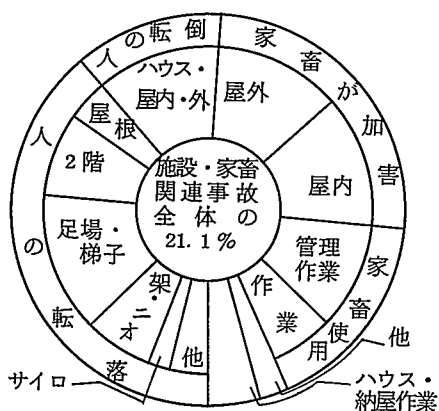


図4 施設・家畜関連事故

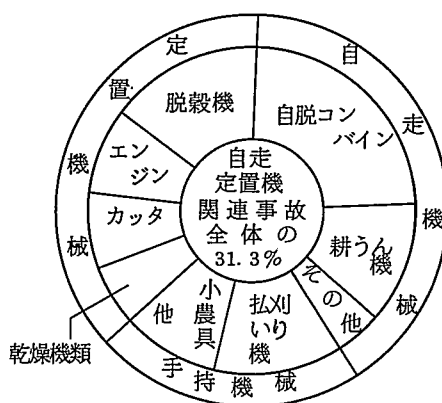


図5 自走・定置機械関連事故

表4 自脱コンバインと脱穀機の事故 (S 48~S 50)

	刈取脱穀部		初処理 装置	薬処理部		動力 伝達部	その他	計
	能動的 接近	受動的 接近		能動的 接近	受動的 接近			
(自脱コンバイン)								
指	35	12	7	25	10	13	3	105
{ 断折	2	3		4	1	6	3	19
{ その他	8			6	3	4	2	23
{ 手腕	4	2	2	5	3	1		17
{ その他	4	2			3	2	2	13
{ その他		1	3	2		2	12	20
計	53	20	12	42	20	28	22	197
(脱穀機類)								
指	6	7	3	8	1	26	1	52
{ 断折	2	2	1			11		16
{ その他	4	4	1		1	7	1	18
{ 手腕		3	2	6		3	2	16
{ その他	1	5						6
{ その他	1				1	13	9	24
計	14	1	7	14	3	60	13	132

そのうちのコンバインの割合が極端に多いので、表4にその内訳を書きました。これによると、195件中の105件が指の切断となります。私は昭和50年の推進本部の調査に参加させてもらいましたので、その際指を何本切ったかをメモしたら、1年間で2百本くらい切断されたことになりました。自脱型コンバインは、水田農家中心の機械ですから、4～5万戸の農家から2百本指を切取っているとなると大変な事です。脱穀機についても、同様なことがいえます。

ここで「接近法」をみますと、即ちどうしてそこに手が届いたかをみますと、例えば「葉が巻きついたから取ろうとした。」というように、能動的に手を出して傷をうけている事故が多いと分析できました。ここで軍手が機械にからみやすく、またからむと逃げられないということも問題視せねばなりません。後述する疲労との関連が重要な影響を与えると思います。

次にエンジン・耕耘機類の事故について、表5を示しました。表から明らかなように回転部分に巻き込まれるというのが7割を占めていますが、これは原則に従った操作をすれば防げるものが多いのです。「面倒くさい」ということで基本的なことをやらなかったための事故が多いように思います。

トラクター関連の事故は図6のように全事故の半分を占めております。この中で最近ふえたのは

トラクターの転倒や転落事故です。これは円グラフで見ると少ないんですが、表6をみますと昭和49年と50年の2ケ年の集計で死亡者が51名となっております。表1からこの2ケ年の死亡者を求めると101名ですから、その半分がトラクターの転倒か、

転落で死亡しているということになります。そういう面ではこれが最も悲惨な事故と言えます。防止策として安全フレームがありますので、この早急な普及が望まれます。その他の事故では、表7に内訳を示したように運搬中の事故が多く、荷物運搬中の人が転落、転倒したものが目立ちます。荷から落ちたとか、逆に飛び降りての事故も相当あるわけです。

次に図6の左半分は、体の一部分がからんだとか、ものを落したための事故であり、これがトラクタ事故で最も多いことを示しています。このようにみても、事故は大型機械が入ったから起きたというよりは、それを扱う上での初歩的なミスが多いのではないかと考えられます。もちろん高性能の機械が入っ

表5 エンジン・耕うん機による事故内容

		昭48年		昭49年			計
		死亡	負傷	死亡	後遺障害	入院	
巻き込まれる	エンジンに	0	5	0	8	3	16
	始動時	0	8	0	5	1	14
	調節中	0	6	0	13	2	21
	ベルト着脱	0	10	0	5	1	16
	作業時	0	2	0	6	2	10
耕うん機に	0	4	2	2	4	12	
耕うん機転倒		1	9	1	4	1	16
運転手転倒		1	4	0	2	4	11
後退・旋回時事故		0	0	1	0	0	1
交通事故		0	4	0	2	3	9
その他		2	52	4	47	21	126
計							

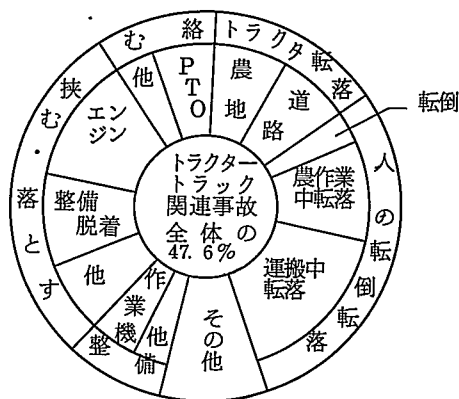


図6 トラクタ(運搬を含む)関連事故

たために、ミスを起こす条件が増した、新しい機械化作業に慣れていないということはあるにしても、見かけ上では安易な操作によって事故がおきていると考えることもできます。

3. 事故の発生条件

事故が何時起きているかをみていただきますと、図7のように農繁期で就業者の多い春と秋に集中していることがわかります。1日のうちでは図8から午前10時と午後2～4時頃に多発することがわかります。この時間は、一般の工場労働でも疲労を訴える割合が高い時ですし、事故率も一番高いときです。だから、農家の就業者数も、就業時間帯も不明確であります。一般の工場並みに事故率が高い時であるとも言えます。しかし、午前7時以前と午後7時以降の事故に対して、この時間帯に労働している就業者

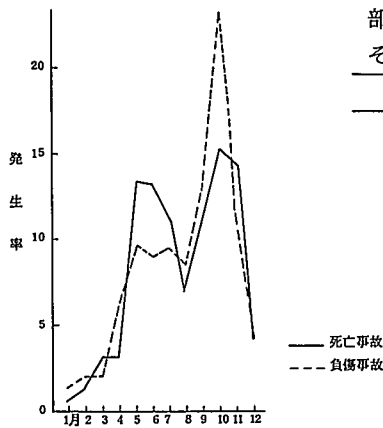


図7 農作業事故月別発生割合 (昭和45～50年)

表6 トラクタ転落・転倒事故の原因

	転倒		転落		計		
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	
前方不注意	3	2	1	8	4	10	
ハンドルをとられる	0	4	4	1	4	5	
操向不安定	0	0	2	5	2	5	
後方不注意	0	0	2	6	2	6	
路肩くずれ	0	0	5	4	5	4	
無暴けん引	1	5	2	1	3	6	
段差昇降	3	0	1	0	3	0	
交通事故	0	0	1	2	1	2	
不明	傾斜地	8	7	0	0	8	7
	その他	0	3	18	12	18	15
計	15	21	36	39	51	60	

表7 運搬作業(トラック、トレーラー)による事故

項目	48		49		50		計		
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	
人の転落・転倒	本体共に荷くずれと共に荷の落下による	1	1	2	8	1	11		
	足をすべらせてとび降りに	21	1	35	1	1	57		
	その他	4		11	2		17		
		1	27	2	19	1	16	4	62
			5		3		2		10
P T O に巻込まれる機械の間に挟まる		1		2		1		4	
部品の落下による		10		5		4		19	
その他		5		4		1		10	
	1	3	1	1		14	2	18	
計	2	82	5	88	1	67	8	237	

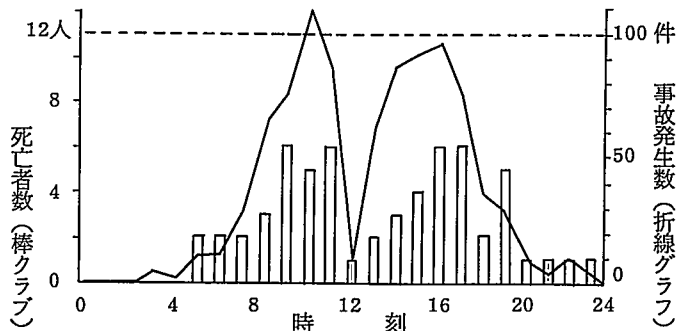


図8 時刻別事故件数および死亡者数(49年)

数を推定してみると、人数比率で求める事故率は、昼間の2～4時よりもずっと大きな値が求まります。ですから図8の両端で事故が少ないようにみえますが、就業者の数がずっと少ないから実は非常に危険な時間帯であると思います。

次に期日と事故件数を見ます。作業の適期を15等分にするような日間で事故件数を集計し移動平均をとったのが図9です。こうしてみます

と、Aのタイプは正規分布に近い事故発生経過を示します。就業者数は最盛期に平均値を持つ正規分布をしていると予想されるから、就業者数に正比例して事故が起きているということになります。これは、防除作業のように1日に数時間しかやらないで比較的余裕のある作業であるとか、春のプラウ耕など全く1人でやっているという作業に起る事故のタイプです。ところがタイプBやCになると最盛期の外に前半や後半にもピークが出てまいります。Bは前半ないし後半に事故が出ているもの、Cは前半と後半の両方にピークがあるものと分けてみました。就業者数はAのような正規分布をしていると考えると、前半ないし後半の事故確率が高くて、問題になります。前半の事故多発は、①先程ふれました農閑期が暇で急に非常に忙しい農繁期に入る。②ところが1年ぶりに機械を操作するから、不慣れで機械に使われる。③補助者がついて作業するとき気ばかりあせて、コンビがうまく行かない。④機械の調子もおかしいなどが事故に連らなるのではないかと予想します。

次に後半にピークが出るのはやはり就業者の疲労でないか、さらには稲に霜がおりると作業がやりづらくなるなどの作業条件の悪化が原因となると予想されます。事故には一定の確率があるから、就業者の正規分布に応じた事故と、その他特殊性に応じた事故があると仮定すると、図から農作業事故は、不慣れや疲労等による事故が半分になるのではないかと考えられます。

つぎにこれらの事故発生状況から予想される事故の要因を考えたいと思います。まず事故というもの「機械の不安全な構造ないしは配置」と「使用者の不安全な行為」によっておきるといわれています。近年、農作業事故が急増して問題化したので農林省では急拠、機械の安全対策の法制化を進めております。例えば農業機械の装備を安全にする基準をもうけ、安全鑑定を行なうなどがこ

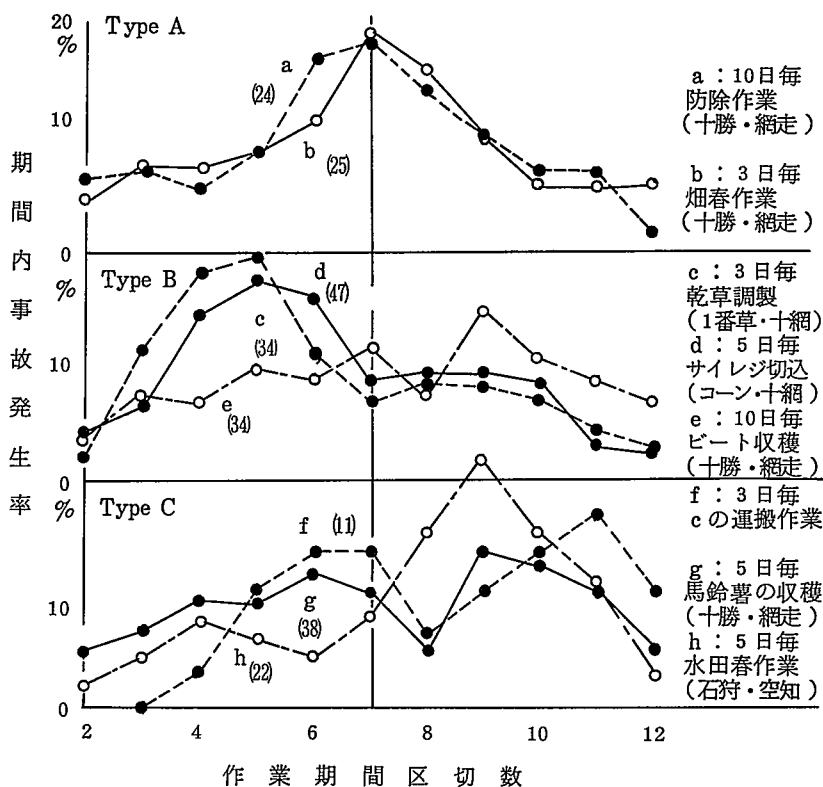


図9 事故発生時期

注 記号のあとの()内は集計した事故数

れに当たります。ところが原案はできたが、諸般の事情で簡単に法制化できないというものもあります。このなかには図10にある安全フレームも含まれています。トラクタに安全フレームをつけると仮にトラクタが転倒しても死亡事故につながらないということで非常に効果があるのは、図の例以外にも北海道内で聞くことができるまでになりました。しかし全てのトラクタに装備するという法律の制定は、小型トラクタへの装備問題から1台当たり数十万円を要するための物価値上りや補助金の問題などむずかしい問題につながります。色々整備すべきことがあって未だ成立していません。今は幾つかの町村で補助を行なって安全装置をつけている状況ですが、幸いにそれで救われた方もおられると聞いております。このように、機械の方の安全化は徐々に進められようとしているにすぎないのです。

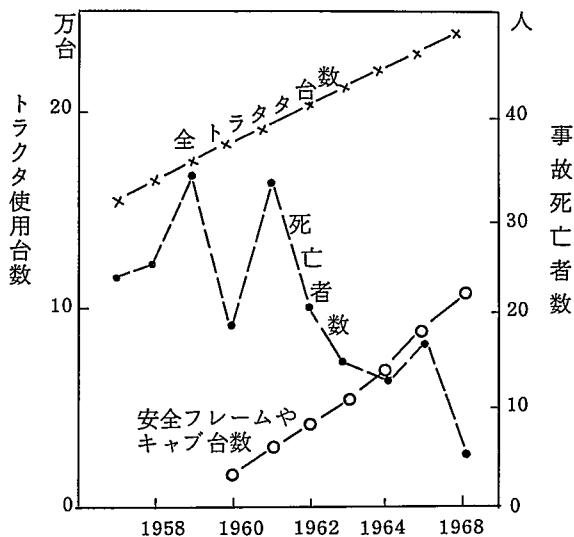


図10 安全フレームの効果(スウェーデン)

一方、先程から申し上げている「作業側側の安全な行為」を指導するとか教育するとかいう面については、「機械化研修所」を開設して努力を始めましたが、全くといっていいほど進んでいません。表8の普及状況から、たとえば自脱コンバインを見ていただきますと、わずかこの4年間に、倍々々と伸び昨年は、圃場の8割以上が自脱コンバインで収穫されたと思います。このほかの例もわずかな数年間に急激に普及した実情は表から読取ってもらえると思います。たとえば、会社等で大規模な設備改善をするときには、全社をあげて新システムの教育を行う安全委員会をつくって事故防止をするというようなことをやっているはずですが、ところが農業では農家の側でも行政の側でもそのような積極的な動きはほとんど見られなかった。事故を防止するには、人間と機械の両方を安全にするという観点からすれば、今の事故対策は不十分だと考えます。

これに関連して事故防止に関する条項をいくつか申し上げておきましょう。まず、表8の下の稲作の10a当り投下労働時間ですが、機械化によって大幅に減っています。しかし一方で平均耕作面積がどんどん増えていますから、自家労働の平均時間を一戸当りの就業者数で割っていただきますと1人当りの労働時間は、さほど変わっていないことが指摘できます。田植機を考えていただきますと、あれは非常に小さい苗を植えるため、慣行苗に比べ10日以上早く植えなければなりません。雪どけ時期は変わりませんから、機械化によってよけい忙しくなることが、次の問題として指摘できます。このようなことは、あちらこちらにあります。要するに働く日は12時間以上働き、農閑期は農薬の使用等によってほんとに暇だというような状況が出てきました。まず、作業体系を考えた技術開発が、本当の事故防止に必要なと思います。

図11は、北海道のトラクタ整備状況を3年間に約3割点検したものです。これはホクレンが調べたものを、北大で集計したのですが、その中で異常が出てきた割合が棒グラフになっています。この図からエンジン関係とか作業関係などの直接作業部分は必要なものですからほとんど棒グラフに現われませんが、作業に直接関係ない部分は数拾%の異常率です。私達が利用する自家用車の場合でも、自分では何もしない人が多いが、幸いにガソリンスタンドに出入したり、取締りのために整備もします。しかしトラクタの場合ですと、一たん農家に入ったら出て来る機会がないわけです。

表8 稲作の機械化の急激な発展（北海道農業統計表より）

区 分		35年	40	45	46	47	48	49	50	51	52	
普 及 台 数	耕 用 農 機 トラクター	15,010	80,317	114,540	114,770	117,580	120,480	121,980	131,365	123,210	128,480	
	うち 30馬力以上	—	—	—	10,310	17,330	20,590	27,080	32,859	38,170	44,910	
	動防 除力機	噴霧機	6,100	16,210	18,840	28,350	25,550	24,860	28,410	24,216	28,490	30,490
		散粉機	7,100	23,800	43,180	41,170	39,840	42,420	42,370	24,341	36,220	34,560
	田植機	—	—	—	300	770	1,170	6,100	11,538	21,740	30,630	
	動力刈取機	3	—	16,760	31,670	30,820	35,740	38,250	37,155	36,660	33,680	
	自脱型コンバイン	—	—	1,410	2,200	3,940	4,540	6,510	11,714	14,960	24,620	
	乾燥機	—	—	36,990	46,150	47,180	47,570	48,470	40,793	45,860	49,840	
	農用トラック	4,200	20,440	45,120	49,530	52,980	53,480	57,650	51,137	57,060	61,420	
関 連 統 計	米の投下労働時間 (10a当)	142.6	116.3	90.9	85.6	81.1	75.7	70.0	56.5	51.7	—	
	農機具費 千円	33.9	101.3	265.5	198.0	239.5	282.5	361.3	449.9	557.9	—	
	平均耕地面積稲作 ha	3.7	3.74	4.78	4.56	4.92	5.00	5.10	5.07	4.79	—	
	自家労働平均時間 1戸当り	—	4,598	4,157	3,877	3,784	3,757	3,664	3,320	2,870	—	
	平均1戸就業者数	—	2.75	2.50	2.27	2.19	2.06	2.08	2.15	1.91	—	

点検項目	異常発見率					点検項目	異常発見率					
	10	20	30	40	50%		10	20	30	40	50%	
燃料系統	燃料ストレーナ内部	11.0%	9.9%	沈着物, 水あり		ブリーザー	1.9%	0.8%	清掃		凡例 昭和50年 調査9817台 昭和49年 調査6195台 昭和48年 調査5483台	
	燃料(配管)の漏れ	11.7%	12.5%	増締		運転状況	0.5%	0.3%	異音調整			
	燃料エレメント	7.8%	7.75%	16.1%	13.2%	計器類の状況	4.9%	4.2%	修理			
潤滑系統	エンジンオイル油面	13.9%	11.9%	不足		全般的状況	2.8%	1.6%	調整			
	” の汚れ	13.5%	21.7%	交換		クラッチの切れ	2.7%	1.4%	調整			
	” の漏れ	13.5%	13.1%	増締		クラッチペダル遊び	2.0%	7.9%	調整			
	グリースニップル損傷	2.7%	1.5%	部品交換		操	ブレーキの効き具合	8.7%	8.4%	調整		
	” の給油量	1.5%	0.8%	33.5%	27.6%		” の片効き	9.4%	6.9%	調整		
オイルエレメント交換	15.4%	12.8%	6.0%		” ベタルの遊び		8.1%	9.2%	調整			
冷却系統	ラジエータの水	4.6%	3.3%	不足, 汚れ		向	駐車ブレーキ	4.2%	2.0%	調整		
	冷却水の漏れ	1.9%	1.4%	部品交換			ハンドルの遊び	10.1%	9.4%	調整		
	ラジエータ吸排気口	1.2%	1.4%	14.5%	清掃		ドラックリング・	6.4%	11.9%	修理		
	ファンベルトの張り	7.4%	4.4%	23.2%	調整		タイロッド	12.1%	6.4%	修理		
吸気系統	エアークリーナ吸気口	27.3%	31.1%	清掃		行	フロント支持部	11.9%	12.1%	修理		
	” エレメント	28.1%	26.0%	清掃			タイヤの空気圧	2.0%	1.3%	圧不足		
	” オイル	30.2%	23.4%	23.6%	交換不足		車軸ベアリング	11.7%	12.2%	修理		
電気系統	バッテリーターミナル	3.9%	10.1%	清掃		統	ハブ・リムの狂い	1.7%	1.9%	異常		
	” 液面	10.0%	17.0%	18.5%	補充		ハブナット締付	2.1%	20.3%	22.7%	増締	
	” 比重	10.2%	10.3%	12.7%	充電		作	作業灯	21.9%	23.1%	修理	
	電気配線	7.6%	10.3%	7.6%	絶縁不良	三点リンクドロベ		2.8%	0.5%	0.5%	補給	
	前照灯	8.0%	18.8%	19.7%	修理	のピン		1.9%	1.2%	1.3%	異状	
	ナンバー灯	18.7%	27.4%	28.0%	修理	油圧作動状況		7.1%	6.7%	3.4%	不足	
	その他	制動灯	27.2%	45.4%	44.4%	修理	油圧オイル	15.6%	1.2%	0.5%	汚い	
		ウインカ・車幅灯	36.5%	36.8%	39.3%	修理	P T Oカバー	35.6%	37.9%	38.2%	取付	
		警告音器	16.2%	16.5%	16.1%	修理	バックミラー	12.2%	14.3%	16.8%	部品交換	
							外装の状況	5.4%	3.3%	1.8%	修理	

注 異常発見率内部の文字は主な判断理由や処置

図11 トラクタの保守管理実態

から、本当に必要な部分しか管理されないことになるのです。整備が悪いということは経費もかかるし、また事故にもつながることになります。まず機械を熟知してもらうというのも重要な事故防止対策ではないかと思えます。

もう一つ先ほど事故件数がようやく頭打ちになった中で、婦人の事故だけが増えていると申しましたが、婦人の問題にちょっとふれます。農業の機械化によって、農作業が運転者と補助者というふうに分かれてしまい、運転者は男性が行ない、補助者は女性ということになっていました。しかし、肉体労働面からみると補助者の方が重労働になりますから、今では徐々に補助者は男性がやり運転は女性がやるという風潮が出てきております。ところが機械の運転方法や技術はどこから伝ったかといいますと、業者から主人へ伝えられても、奥さんの方には指導がなされていない場合が多いのです。順調な時には、ただハンドルを握って乗っていればいいんだ、角に来たら曲ればいいんだという程度にしか教えられない。極端な場合には、エンジンの止め方すら教えられないで運転している人がいます。現実には御主人がトラクタの下じきになっているのに、エンジンが止められなくて、隣りまで呼びに行っていたら死んでいたという事故もあったと聞きます。機械を運転しながらなぜ基本的なことを知らないのかといいますと、畑の中には免許がいらないんだから誰が乗ってもいいんだという弁明があります。確かに道交法でいう免許は道路しか対象にならないから、畑の中ではいいわけです。奥さんが乗ろうと子どもが乗ろうと関係ないことになるわけです。しかし、免許を取るためには機械の構造も知らなければだめだし、操作の練習もしなければなりません。ですから畑の中では法律上免許が要らないとは言え、やはり免許を取ることを強要していかなければ事故は減らないのではないかと考えます。

昭和45～49年頃の婦人の事故は補助者としてのそれが多かったわけですが、その後増えているのは運転者としての婦人の事故が増えているためだと考えます。

4 労働による疲労

農作業事故が多発する現状をみて、労働科学の面から検討してみたのが図12・13です。これは補

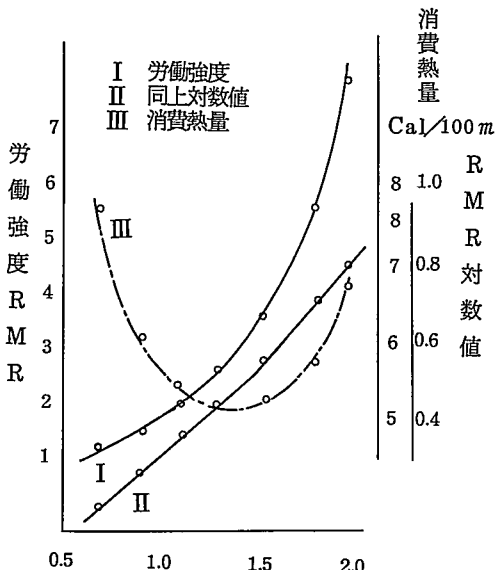


図12 歩行の労働強度

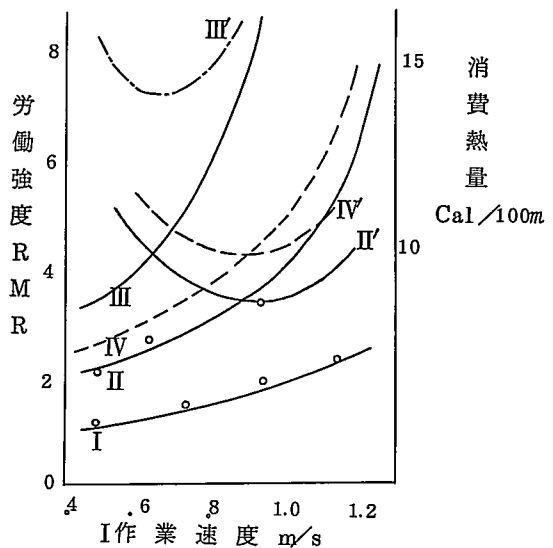


図13 石拾いの労働強度

- 注 I 歩行のみ(図12)
 II 4 m 間隔の石拾い
 III 2 m " "
 IV ランダム配置 4 m 間隔石拾い

助者はどのくらいの労働強度が要るかということ調べたものです。乗用型機械の運転者の労働強度は、RMR（エネルギー代謝率）が2以下多くは1.2～1.6であります。それに対して補助者は毎秒1 m20～30cmの速さで単に歩いてついて行くだけで、RMRが2となります。ですから、それ以外にものを拾うという作業を行なう場合、例えば図13は石拾いをやらせたものですが、4 m間隔の石拾い、2 m間隔の石拾い

表9 主要作業の訴え率

となりますと歩行の2倍4倍という労働強度となってしまいます。RMRが4を越えると重労働ということになりますから、機械の速度についていけるような作業でなくなってしまう。補助者は肉体的に追従できない疲労を受ける訳ですが、機械についていかななくてはならないという義務感があって、相当な疲労を受けながら作業を続けることとなります。特に運転者がその作業の主導者であって、疲労の大きい補助者はおこられてついて歩くという状況が出たら大変なことだと思います。運転者と補助者の疲労にアンバランスがあるという問題が事故の主要な要因だと思います。

次に稲作の収穫期間の疲労の自覚症状を調べてみました。表9のように、30項目の自覚症状があったかなかったかを毎日書いてもらったわけです。そうしますと、コンバインの運転手も補助者も正常の状態では、平均値が17.4と18.7と差が少ないから、疲労感はありませんかといえるわけです。唯作業の特性に応じて訴えの多い項目、少ない項目が異なっています。特徴的なのは10項目毎に区分した群の順序から疲労形態を見ると、表の下にも定義してあるとおり、

作業名	コンバイン 運転	コンバイン 補助	稲摺作業	
被験者性・数	男16人	女32人	男23人	女22人
集計日数	169	297	108	104
1 頭が重い	17.8	18.8	13.0	15.4
2 全身がだるい	△ 34.3	22.2	△ 30.6	△ 27.9
3 足がだるい	△ 34.3	△ 43.4	△ 45.4	△ 42.3
4 あくびがでる	23.7	30.3	15.7	△ 26.9
5 頭がぼんやりする	11.2	11.1	15.7	10.6
6 ねむい	○ 55.0	△ 43.1	△ 37.0	△ 37.5
7 目がかれる	△ 49.1	△ 35.0	△ 42.6	△ 39.4
8 動作がぎこちない	8.3	7.1	16.7	9.6
9 足元がたよりない	8.9	7.4	△ 26.9	11.5
10 横になりたい	△ 42.6	△ 39.1	△ 37.0	△ 32.7
** I 群平均 **	△ 28.5	△ 25.8	△ 28.1	△ 25.4
11 考えがまとまらない	14.2	3.7	4.6	7.7
12 話をするのがいや	13.6	6.4	5.6	6.7
13 いらいらする	22.5	10.8	11.1	12.5
14 気がちる	15.4	6.1	15.7	10.6
15 物事に熱中できない	4.7	4.0	8.3	4.8
16 一寸とした事が思出せぬ	20.1	14.8	16.7	14.4
17 間違いが多くなる	18.3	9.8	14.8	9.6
18 物事が気にかゝる	14.8	23.6	15.7	21.1
19 きちんとしていけない	6.5	5.4	11.1	2.9
20 根気がなくなる	13.0	11.1	13.9	7.7
** II 群平均 **	14.3	9.6	11.8	9.8
21 頭が痛い	11.2	16.8	9.8	13.5
22 肩がこる	△ 34.3	△ 48.8	△ 43.5	△ 40.4
23 腰が痛い	△ 39.0	○ 52.5	○ 52.8	△ 43.3
24 息苦しい	2.4	2.7	2.8	7.7
25 口がかわく	20.1	14.8	11.1	10.6
26 声がかすれる	5.9	5.4	1.9	9.6
27 めまいがする	2.4	5.7	1.9	6.7
28 睨や筋がびくびくする	8.3	5.4	2.8	5.8
29 手足がふるえる	10.0	10.1	8.3	11.5
30 気分が悪い	4.7	5.7	4.6	8.6
** III 群平均 **	13.1	16.8	13.9	15.8
全体の平均T	18.7	17.4	17.9	17.0

- 注1. 被験者は7ha以上の経営。コンバイン作業者は、夕刻期の搬出入を行なっている者が多い。
 2. 表中△印25～49.9% ○印50～74.9% ◎印75%以上
 3. I>III>II：一般作業形
 I>II>III：精神作業形
 III>I>II：肉体労働形

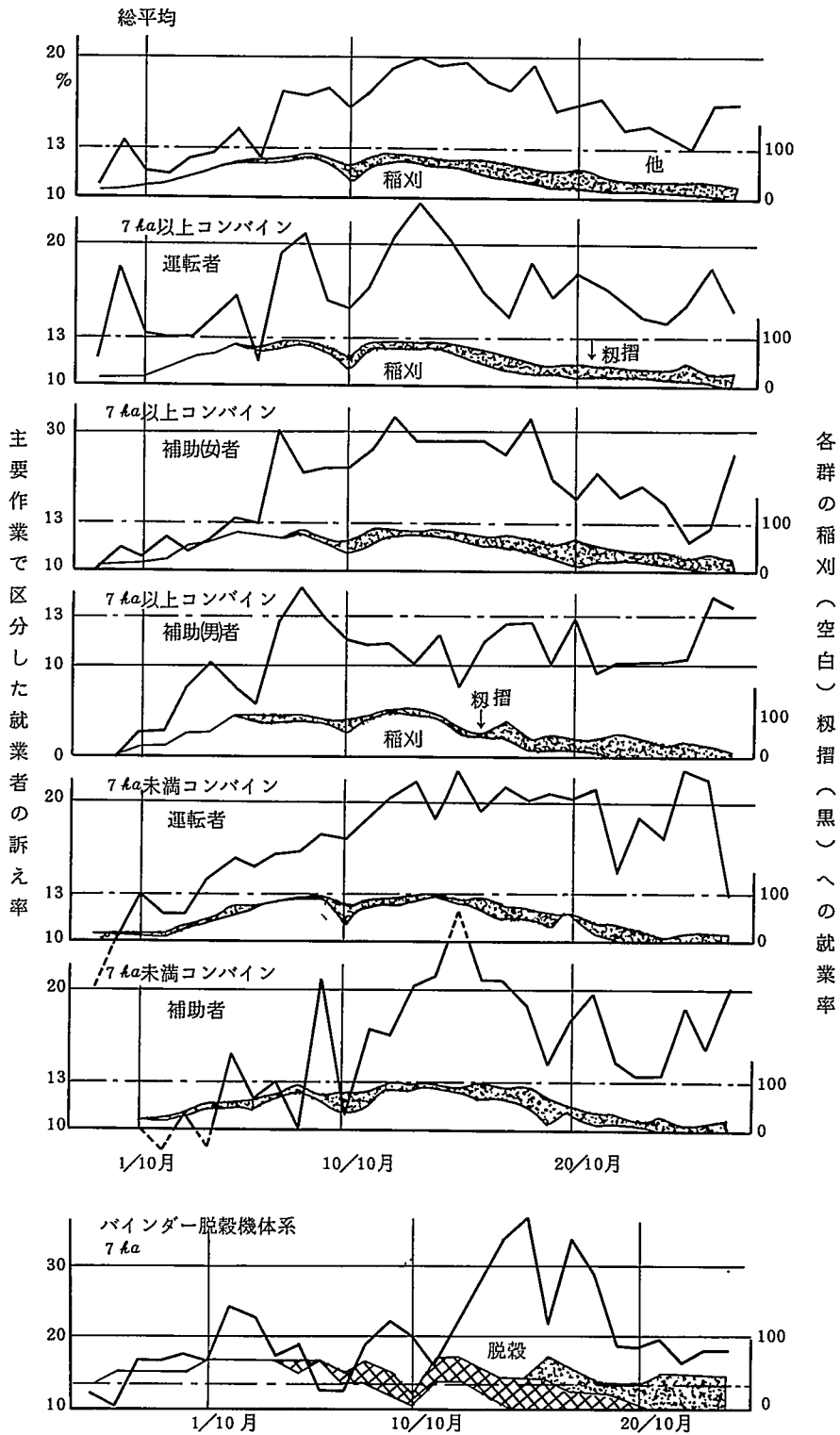


図14 稲刈期間の自覚症状訴え率

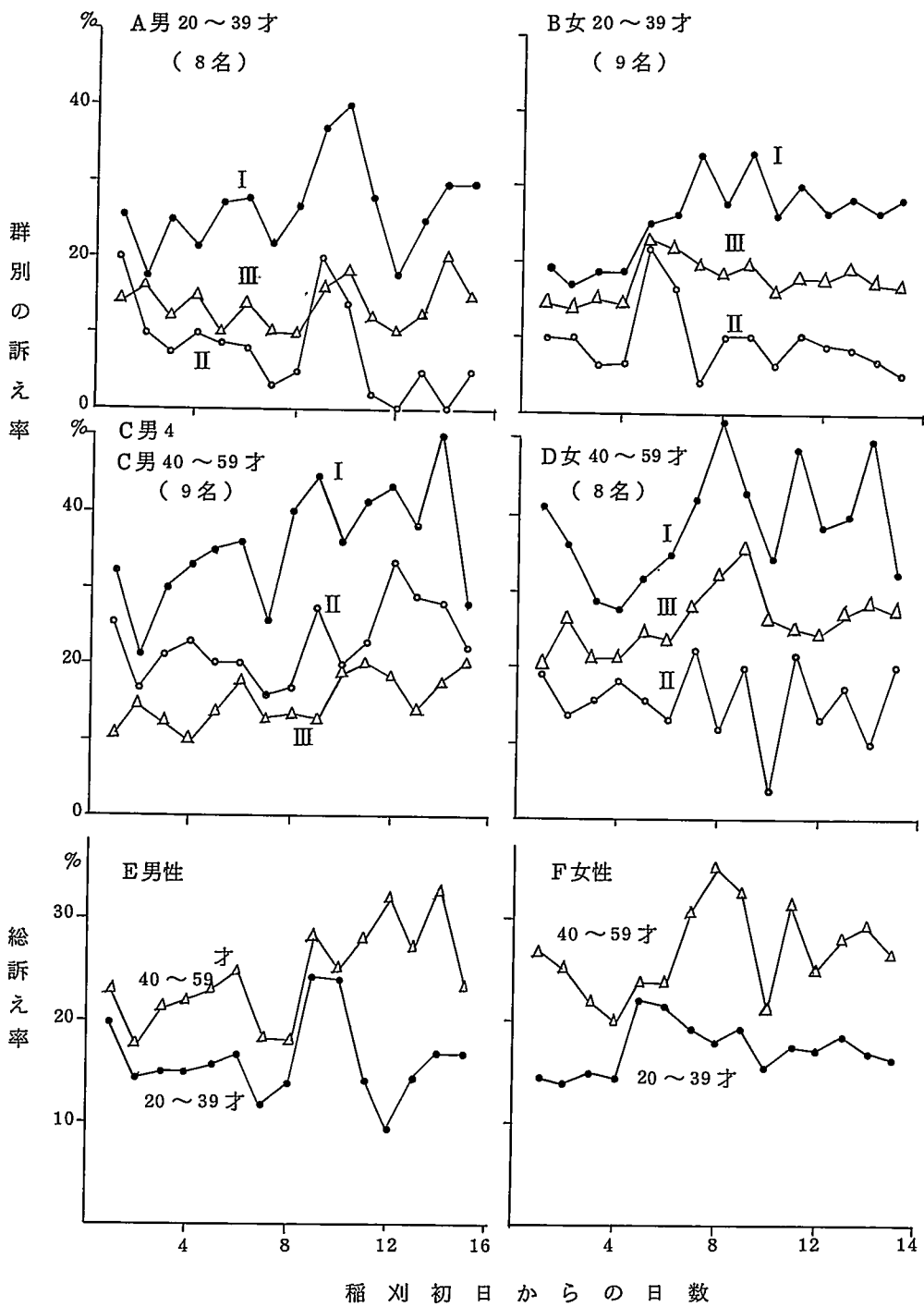


図 15 コンバイン作業の訴え率の日経過

コンバインの補助者は一般作業型です。一方運転手は機械を稲の畦に合わせ続けると共に、枕地での旋回作業が多いために精神的疲労を訴えます。先程の労働強度の違いに加え疲労形態も異なるという問題が出たわけです。

表9の訴え率ほどの位の作業に相当するかと言いますと、国鉄の動力車やタクシー運転手の訴え率は約12%、他方製鉄所高炉作業員等は22%以上の値ですから、肉体労働としては軽作業に近く、一般産業労働では中程度の労働であると予想されます。

ところが日時経過と訴え率および就業率を示した図14をみて下さい。10月に入って稲刈が始まって訴え率が上昇を始め、稲刈最盛期を迎えて訴え率がピークに達します。続いて中旬から籾摺作業が始まって、就業率は、徐々に下降をしますが、訴え率は25日頃まで減少の傾向を示しません。労働量が減っても訴え率が減少しないことは、言うまでもなく疲労が蓄積しているものと予想せねばなりません。雨が降らない限り休日のとれない農繁期の作業は、疲労回復のきっかけがない訳ですから、このような疲労蓄積を示すものとも言えます。

次に図15で稲刈初日から経過日数と自覚症状の訴え率をみますと、E・F図に示す総訴え率は、40才～50才の方は日時が経つにつれて、疲労感が強くなって来るのに、20才から39才の人はほとんど横ばいで済んでいます。要するに、若い人は年少時から機械に慣れているし、睡眠で疲労が回復しているが、中高年令層はどんどん疲労が蓄積するわけです。これを理由づけるために図16をみていただきますと、田植時期は労働時間が12時間から14～15時間となり、睡眠時間が減らされております。極端な例では、生活時間が2～3時間で、食事、休養がこの時間内になさねばなりません。

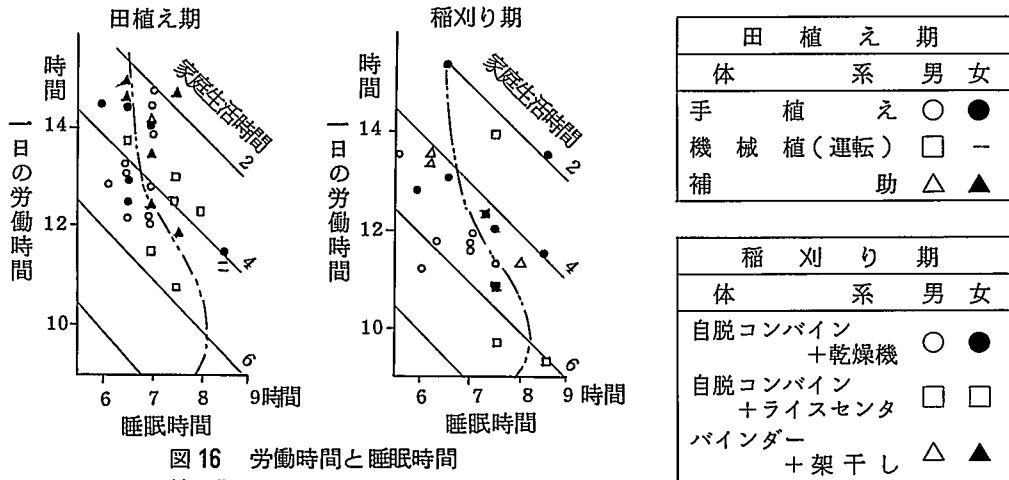


図16 労働時間と睡眠時間

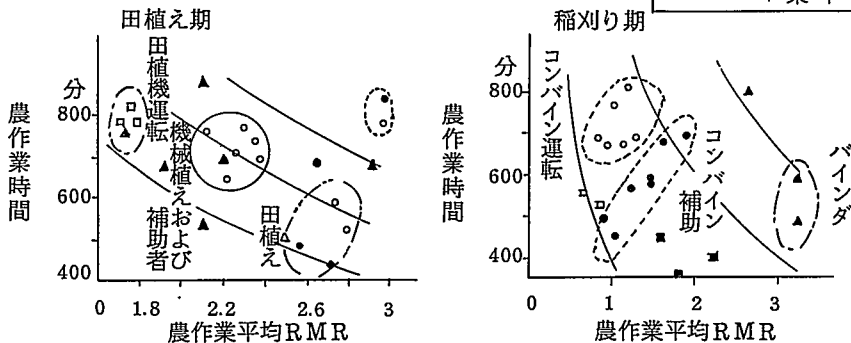


図17 労働強度と農作業時間

一方稲刈期と書いてあるコンバイン作業は露があがってから刈りはじめて露が降りる時に終わるという大まかな基準がありますから、労働時間はずっと減ります。ところが睡眠時間はほとんど田植の時と変わっておりません。この理由は熱風乾燥機で当日刈り取った籾を翌日までに乾しておかなければならないのですが、これの火災率がスズキノの出火率よりも高く遅くまで火の監視をしているためです。なかには夜中に2回くらい見回ったり、交代で誰かが起きている例もあります。このため疲労を回復すべきせっかくの夜も熟睡できないから疲労の蓄積が起るとも結論づけられます。

6. ま と め

以上、つたない研究の一端を報告しました。その結果40才台以上の農業就業者の事故確率が問題であると浮彫りされたのですが、後継者難のために40才以上の就業者数がどんどん増えてきているということも前提にして考えていただかなければならないと思います。

もう1つは機械の安全と使用者側の安全の両方が確立されるためには私達の機械分野や農学分野だけでなく農村医学だとか社会教育学、心理学等すべての協力を得て具体的な対策がまとめあげられていかなくてはならないと思います。これはまことにはずかしい事ですが、北海道農作業安全推進本部の年間の予算は今年から専任者が1人おられるようになって、わずか数百万円と聞きます。給料を引いたら本来の対策費は幾らも残らないわけです。交通事故対策の数億円に比べるといかに差があることでしょうか。一家一経営の農業なのだから、労働基準局のような一般産業向とは別に、農業関係機関が農家の近代化を積極的に守り、指導して行くことが、大切だと考えます。

第 2 報 告

農薬による健康障害をめぐって

山 口 智 弘（北海道大学教育学部）

1. はじめに

農作物の生産量を増加させるために、農業にとって農薬は今日欠くことの出来ない重要な地位を占めています。

わが国において、1940年頃までは、除虫菊、ボルドー液、硫酸ニコチン、石灰硫黄合剤などが導入され使用されていましたが、これらの農薬は使用量も少なく、人体また環境に与える影響もそれほど大きくはありませんでした。

しかし、この1940年頃を境にしてDDT（1938）、BHC（1942）、ドリソ剤（1948）をはじめ、多くの農薬が自然界に普遍的でない有機合成化合物として開発され、しかも大量に使用されはじめたのです。その結果、農作物の病虫害からの保護はほぼ完全に行なわれるようになり、生産量は安定したようですが、一方、農薬中毒をはじめ、環境汚染など直接あるいは間接的に人体に関わるきわめて困難な問題が生じてきました。しかも、この困難な問題は、農業従事者のみにとどまらず、食品などを介して一般市民におよんできていることから、早急な検討とその解決をはかることが社会的な要請ともなっていて来ていると考えられます。

実際、農薬による人体への影響は他の有機合成化合物と同様、その因果関係を明確にし、病態像を明らかにすることは、特殊な例を除いては困難な場合が多いのが実状だと思われます。

2. わが国における農薬中毒の概況

農林省に登録されている農薬は1977年9月現在4162剤で、殺虫剤、殺菌剤および除草剤など、毒性を用いているものが90%以上しめています。

農薬による中毒の発生について平木らの成書を中心にのべてみますと、昭和33年から昭和45年にかけて、毎年1,000名以上の発生をみています。

表1 登録農薬件数
(昭和51.9.30)

殺虫剤	2,179
殺菌剤	729
殺虫殺菌剤	479
除草剤	431
殺虫除草剤	1
農薬肥料	4
殺そ剤	100
植物成長調整剤	49
その他	190
総計	4,162

(農薬要覧 1977)

その中でも問題となってきたのは、パラチオン中毒です。これは猛毒性有機リン剤の代表的なもので、予防措置がとられて中毒数は減少して来ていますが、死亡数は横バイの状態がそれをよく示しています。

この農薬による死亡ですが、中毒の種類別にみますと、いずれも高い死亡率です。とくに「その他」の所ですが、これはある複数の農薬を使用するようになって来ているためで、1つの農薬を特定化出来なくなっていると思われる。とくに、自・他殺による死亡があることは、社会的問題としての性格をおびている面があります。農薬中毒は死亡率が高いということ

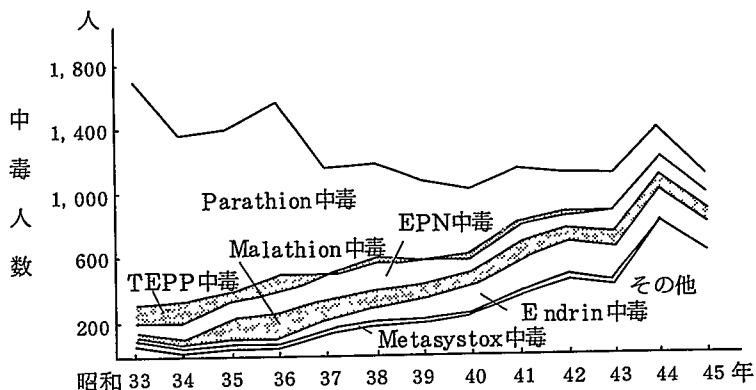


図1 農薬中毒発生人数の年次推移 (厚生省統計による)

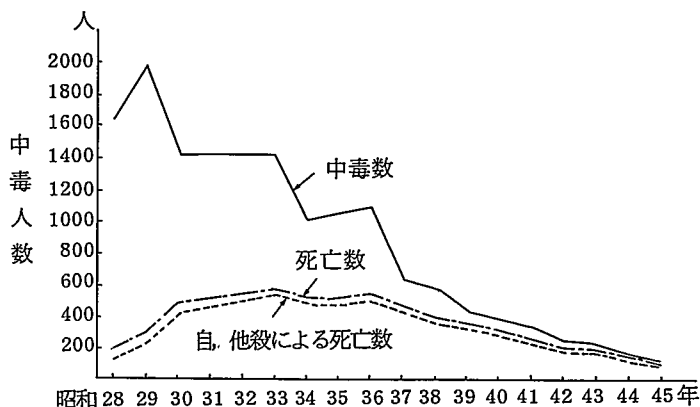


図2 わが国におけるパラチオン中毒患者数の年次推移
(厚生省統計による)

表2 諸種農薬中毒の死亡率 (昭和40年より45年までの集計)

中毒の種類	死亡率	散布、誤用による死亡率	自、他殺による死亡率
パラチオン中毒	79.5%	15.4%	94.0%
テップ中毒	97.7%	1(100%)	97.7%
EPN中毒	75.3%	29.4%	85.4%
マラソン中毒	76.0%	30.6%	79.0%
メタシストクス中毒	92.8%	1(100%)	92.6%
エンドリン中毒	91.3%	41.2%	94.4%
その他	50.8%	9.2%	81.3%
計	69.2%	13.3%	87.7%

表3 農薬中毒統計 (例)

年度	中毒(生存)	死亡	合計
45	283	752	1,035
46	421	605	1,026
47	489	572	1,961
48	366	449	810
49	234	407	641

(厚生省)

表4 昭和49年度種類別農薬中毒統計 (例)

農薬名	散布中		誤用		自他殺	
	中毒	死亡	中毒	死亡	中毒	死亡
有機燐剤	6	0	0	2	47	166
有機塩素剤	0	0	0	0	0	24
除草剤	1	-	1	1	3	48
その他	111	1	7	7	58	160

(厚生省)

が、大変な問題なわけです。これらの農薬は昭和46年に規制または全面禁止になっています。

ところで、さき程申し上げたパラチオンですが、人体内でパラチオンがパラオキシオンに代謝され、この代謝されたパラオキシオンが大変な毒性があるわけで、正常な肝機能があればどんどん人体内でこれに変化され、毒性を発揮するということになります。

有機リン系農薬のばあい、急性中毒症状を示したあと、中枢神経系が侵され、呼吸マヒなどで死に至ることが多く、肝機能ではコリンエステラーゼ活性値の低下が著明なのです。

表5 Metabolic Pathway of Parathion to Paraoxon

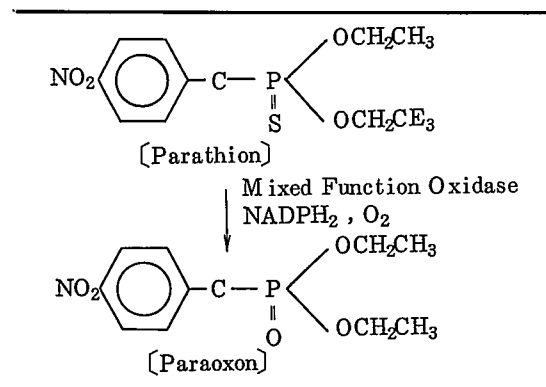


表6 有機リン剤による人体の急性中毒症状

縮瞳	発汗	鼻漏	流涎	流涙	喘鳴
痙攣	下痢	筋線維性搐弱			
↓					
気管支痙攣	呼吸麻痺				
血管運動神経麻痺	中枢神経系抑制				
↓					
死 亡					

表7 DD T中毒症状

〔神経症状〕	舌・口唇・顔面などの知覚障害
	四肢麻痺 平衡障害 眩暈 振顫 錯乱状態
	痙攣 手の不全麻痺 不快感 頭痛 倦怠感
〔消化器症状〕	嘔吐 下痢
〔肝障害〕	黄疸
〔循環器障害〕	頻脈 → 不整脈 → 徐脈
	発癌 造血障害

表8 BHC中毒症状

〔急性中毒〕	落ちつきがなくなる
	尿意頻数 間代性・強直性痙攣
	呼吸困難 チアノーゼ
〔慢性中毒〕	神経過敏 協同運動の失調
	悪心 体重の減少 全身衰弱
	(再生不良性貧血 白血病)

塩素系農薬のDDTは、直接死に至らしめるような症例はほとんどありませんが、発ガン性、神経毒性が主要なものであります。

同系のBHCは、中枢・末梢神経系に影響を及ぼします。それでこの両農薬とも、昭和46年10月以降使用禁止になっています。

3. 北海道内における農薬の残留性

これら農薬が禁止されてからの北海道内での残留状況を見ますと、河川水ですが、BHCの一部がごく微量検出されますが、ほとんど問題にならない量だと考えられます。DDT類、ドリソ剤はいずれも検出されておられません。

表9 北海道内の河川水に残留する有機塩素剤

—昭和51年7月— (単位 ppb)

	B H C				DDT類	ドリソ剤
	α	β	γ	δ		
天 塩 川 河 口	0.03	0.00	0.01	0.01	—	—
" 音威子府	0.01	—	0.00	—	—	—
" 風 連	0.01	—	0.01	—	—	—
石 狩 川 河 口	0.02	0.00	0.00	—	—	—
" 江 別	0.00	0.00	0.00	—	—	—
十 勝 川 新 得	—	—	—	—	—	—
" 帯 広	—	—	—	—	—	—
" 大 津	0.04	—	0.00	0.00	—	—
千 歳 川	—	—	—	—	—	—

湖沼水では、微量ではありますが検出されています。これは、ほぼ一定量に近い水量をもつこれら湖沼に流入する水量と流出する水量とでは、湖沼内での農薬の拡散などがむずかしいことを示しているのかも知れません。DDT類、ドリソ剤はいずれも検出しておられません。

表10 北海道の湖沼水に残留する有機塩素剤

—昭和51年7月— (単位 ppb)

	B H C				DDT類	ドリソ剤
	α	β	γ	σ		
屈 斜 路 湖	—	—	—	—	—	—
阿 寒 湖	0.01	—	0.01	—	—	—
支 笏 湖	—	—	0.03	—	—	—
洞 爺 湖	0.04	—	0.02	—	—	—
大 沼	0.00	—	0.00	—	—	—

港湾内の海水中で検出されることは、魚貝類などと水系の動物に対する、生物濃縮といった問題を考えることが重要なわけですが、今回は、これらの資料は時間の関係で省略します。

表 11 北海道における港湾内の海水に残留する有機塩素剤

—昭和51年7月— (単位 ppb)

		B H C				DDT類	ドリン剤
		α	β	γ	σ		
稚内	内	0.01	—	0.02	—	—	—
羽幌	幌	0.00	—	—	—	—	—
留萌	萌	0.00	—	0.00	—	—	—
小樽	樽	—	—	0.00	—	—	—
岩内	内	—	—	—	—	—	—
羅臼	臼	0.01	—	0.02	—	—	—
釧路	路	0.00	—	0.02	0.04	—	—
室蘭	蘭	0.00	—	0.00	—	—	—
苫小牧	牧	—	—	0.00	—	—	—
浦河	河	0.02	—	0.03	—	—	—
函館	館	0.00	—	0.00	—	—	—

4. 果樹園における有機リン剤散布の散布への影響調査

余市町のある果樹園で行なった、昭和50年の8月から9月にかけての調査です。散布された農薬は、有機リン剤4種類、有機塩素剤2種類、有機臭素剤1種類、有機銅剤1種類、カーバメイト剤など9品目の農薬が散布されました。散布者は男女13名ですが、厚生省研究班の診断基準に基づいて、散布前後を比較して診ました。

表 12 有機リン中毒のための厚生省研究班の診断基準

主要所長	
1.	視力低下(時に動揺)矯正1.0以下
2.	視野狭窄 鼻側40°, 耳側60°以下
3.	近視化
4.	両眼強い乱視 水平と垂直の差2.0ディオプター以上
5.	片足立ち不良 5秒以下で倒れる
6.	膝蓋腱反射亢進(+)以上
7.	コリンエステラーゼ値低下 0.80以下……血清 Δ pH/時 1.80以下……血球 μ M/ μ l/分
8.	PAMまたはPadrin有効(特に1, 2にたいして) ◎8項目のうち5項目陽性であること
補助所見	
1.	視神経 うっ血, 耳側蒼白, 萎縮
2.	フリッカー値低下 25サイクル(白色)以下
3.	ERG subnormal, EOG light rise 障害
4.	EOG滑動性追従運動障害
5.	瞳孔 縮瞳, 散瞳, 潜時延長, 強直
6.	下肢固有感覚機能低下
7.	自律神経症状(めまい, 頭痛, 発汗, 下痢, 便秘, しびれ, はきけ)
8.	肝機能(CCLF, 酸フォスファターゼ, LDH, 血清無機リンの異常) ◎8項目のうち2項目陽性であること

(サイエンス)

内科的，眼科的に異常所見があったのですが，農薬による特異的なものとはいえません。

肝機能についても，積極的にその影響は認められませんでした，有機リン剤で最も問題になるコリンエステラーゼ活性値をみますと，確かに散布後 — これは24時間後ですが，活性値は低下しています。このことが，有機リン剤によると断定出来るかどうか，非常にむずかしいところです。

表13 異常所見

所見	対象者№					
	1	6	7	10	11	13
平衡検査	●	●	●	●	●	
膝蓋腱反射亢進		●			●	
下肢固有感覚機能低下			●			
自律神経症状						●

(有機リン剤)

表14 屈折異常

近視眼	6眼
近視性乱視眼	8眼
正視眼	7眼
遠視眼	0眼
遠視性乱視眼	1眼

(有機リン剤)

表15 散布前後における肝機能検査結果

検査項目	散布前			散布後		
	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
総蛋白(g/dL)	6.9	7.7	7.4	6.5	7.9	7.3
クンケル反応	4.1	7.0	5.4	3.4	6.5	4.7
チモール反応	0.8	2.3	1.2	0.6	1.7	1.1
総ビリルビン(mg/dL)	0.8	1.5	1.2	0.4	1.2	0.8
総コレステロール(mg/dL)	150.0	238.0	196.0	90.0	200.0	149.0
アルカリフォスファターゼ	5.3	13.5	8.8	4.8	9.8	7.1
G O T	33.0	89.0	40.0	14.0	37.0	25.0
G P T	12.0	88.0	27.0	15.0	34.0	23.0

(有機リン剤)

表16 血液コリンエステラーゼ値

		例数	最小値	最大値	平均値
血漿	散布前	9	0.97	1.41	1.24
	散布後	12	0.74	1.18	0.98
赤血球	散布前	9	0.67	0.86	0.77
	散布後	12	0.56	0.79	0.68

(有機リン剤)

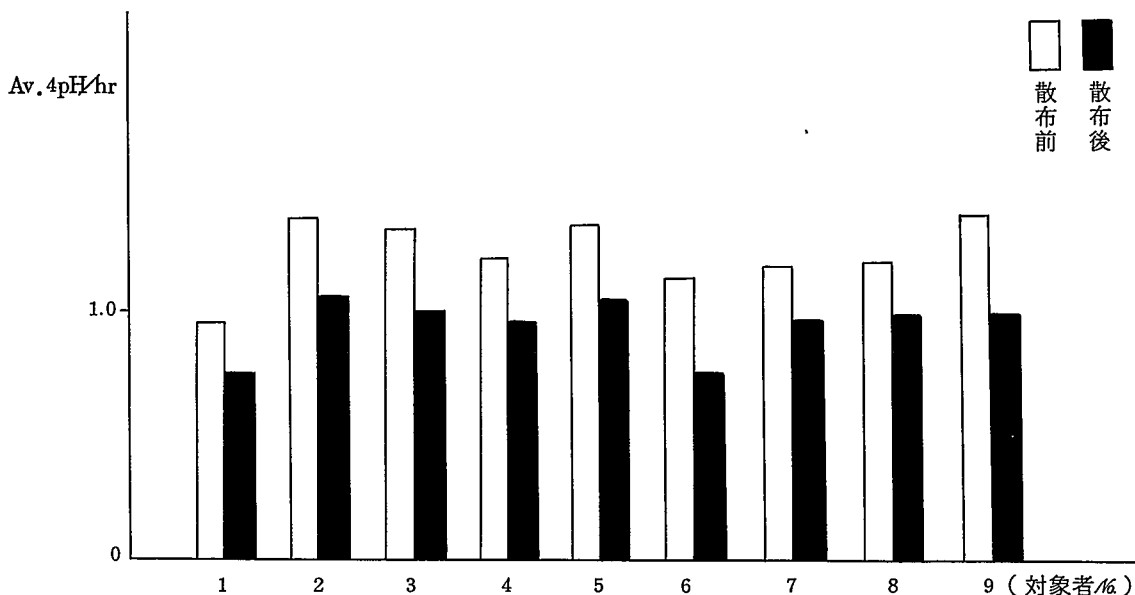


図3 農薬散布者の血漿コリンエステラーゼ値(有機リン剤)

5. 有機塩素系農薬ケルセンについて

次に、塩素系農薬であるケルセンについて述べてみたいと思います。DDTは生体内で、DDE、DDDをはじめいろいろな形で代謝されていきます。その中で、ある種の「ハエ」ですが、この体内でケルセンに代謝されるのですが、これを開発し、現在、殺ダニ剤として使用されています。この化学構造をみますと、DDTの-Cの所についている「-H」が「-OH」に置換された型で、化学構造からみますと極めてDDTと類似のもので、この違いが使用禁止になったDDTの生体内挙動と比較して、どれ程の違いがあるのかという疑問が生じて来ました。DDTについては膨大な研究報告がありますが、ケルセンについてはほとんど調べられていないこともわかりました。それで、このケルセンをとり上げて述べたいと思います。

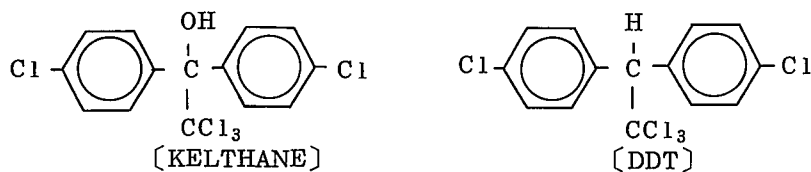


図4 Chemical Structures of Kelthane and DDT

6. 散布者・非散布者に対する影響調査

まず、人体に対する影響ですが、昨年(昭和52年)の8月から9月にかけて、余市町の1つの地域に居住している人達を対象としたものです。散布したのはケルセンだけで、散布者16名、非散布者15名です。血液生化学をみても、散布前後で測定した値の変化はみられません。一方、散布者からも非散布者からも、血中にわずかですがケルセンが検出されましたし、尿中からもケルセンが検出されました。これらのことは、ケルセンが人体に吸収され、排泄が行なわれたことを意味します。

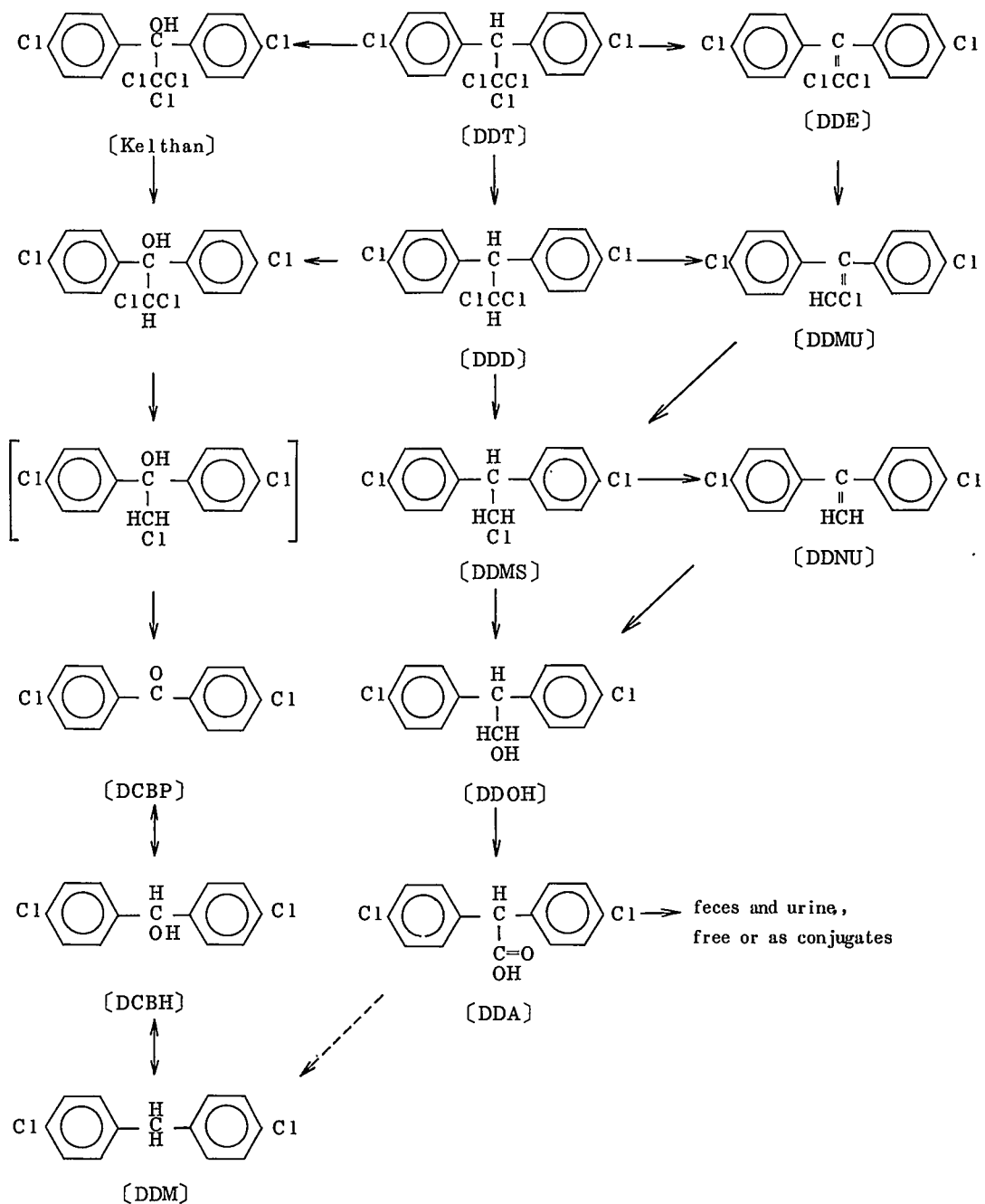


图5 一般DDT在动物和植物中的代谢模式。

1ヶ月後の検査では、検出されませんでした。なお、有機リン剤にみられるコリンエステラーゼ活性値の低下は、認められませんでした。自覚症状として2～3人が手足の「シビレ感」と「悪心」を訴えていました。

表 17 散布者・非散布者の生化学的血液検査結果

検査項目	散布前			散布3時間後			散布24時間後		
	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
(散布者)									
総蛋白(g/dL)	6.8	7.2	6.9	6.1	7.0	6.7	6.5	7.1	6.7
クンケル反応	5.5	7.4	6.4	3.4	4.9	4.2	2.5	6.6	4.5
チモール反応	0.6	3.1	1.6	0.4	1.3	0.9	0.6	3.3	1.3
総ビリルビン(mg/dL)	0.5	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4	0.4	1.1	0.5
総コレステロール(mg/dL)	153.0	190.0	176.0	155.0	209.0	186.0	148.0	201.0	170.0
アルカリフォスファターゼ	6.2	12.0	8.8	8.0	10.8	9.5	6.1	10.3	9.4
G O T	18.0	28.0	24.0	17.0	36.0	23.0	12.0	30.0	22.0
G P T	10.0	24.0	14.0	6.0	20.0	10.0	6.0	23.0	10.0
(非散布者)									
総蛋白(g/dL)	6.4	7.5	6.8	6.6	7.1	6.8	6.4	6.9	6.7
クンケル反応	3.3	8.6	5.3	4.0	8.2	4.9	3.2	5.5	5.1
チモール反応	0.7	2.4	1.3	0.6	2.8	1.2	0.5	4.1	1.1
総ビリルビン(mg/dL)	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	1.2	0.5
総コレステロール(mg/dL)	211.0	226.0	214.0	158.0	210.0	196.0	146.0	208.0	180.0
アルカリフォスファターゼ	7.8	11.3	9.1	7.0	11.6	8.9	6.2	10.6	9.5
G O T	14.0	34.0	25.0	18.0	36.0	24.0	12.0	24.0	22.0
G P T	10.0	23.0	14.0	10.0	21.0	14.0	9.0	23.0	10.6

(ケルセン)

表 18 散布者・非散布者の血中および尿中ケルセン濃度

	血 中 (ppm)		尿 中 (ppb)	
	散布者	非散布者	散布者	非散布者
散布前	0	0	0	0
散布3時間後	0 - 0.42 (6/16)*	0 - 0.05 (3/15)*	1 - 4 (12/16)*	0 - 3 (5/15)*
散布24時間後	0 - 0.76 (4/16)*	—	1 - 39 (12/16)*	—
散布1ヶ月後	0	0	0	0

* 検出例数/対象例数

表 19 散布者・非散布者の血液コリンエステラーゼ値 (ΔpH/hour)

	血 漿						血 球					
	散 布 者			非 散 布 者			散 布 者			非 散 布 者		
	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
散布前	0.94	1.20	1.04	0.69	1.19	0.93	0.60	0.76	0.69	0.71	0.77	0.74
散布 3時間後	0.67	1.04	0.83	0.82	1.18	1.00	0.81	0.99	0.90	0.80	0.93	0.87
散布 24時間後	0.67	1.26	0.97	0.79	1.16	0.96	0.87	0.99	0.95	0.69	0.82	0.82

(ケルセン)

7. 動物実験結果から2、3の問題点について

このケルセンについて、より具体的にその毒性といったものを検索するため、動物実験を行ないました。現在実験継続中のものですが一。アイソトープをラベルしたDDTから、³H-ケルセンを合成し、マウスに経口投与し、体内のどの部分に分布するかを、まず調べてみました。脂肪組織、肝、腎、肺の順で、脂肪組織が48時間後、肝、腎、肺などが24時間後にピークがありました。

また、糞、尿での排泄ですが、96時間後までに60%ぐらいが排泄させられているようです。尿、糞中の、薄層クロマトグラム、ガスクロマトグラムから、未同定の代謝物がありましたが、それが何であるか、現在検討中です。ケルセンについて、その吸収、代謝、毒性、排泄といった面から、この農薬についての評価は興味深いと考えられます。

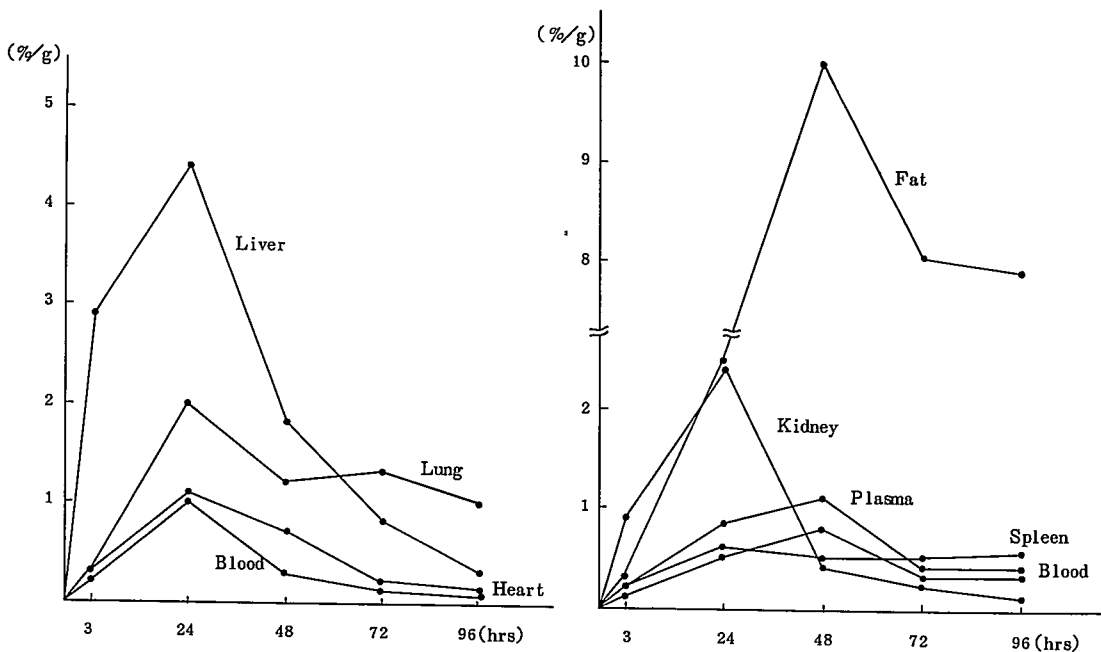


図 6 ³H-ケルセン経口投与ラット組織における放射活性の経時的変化

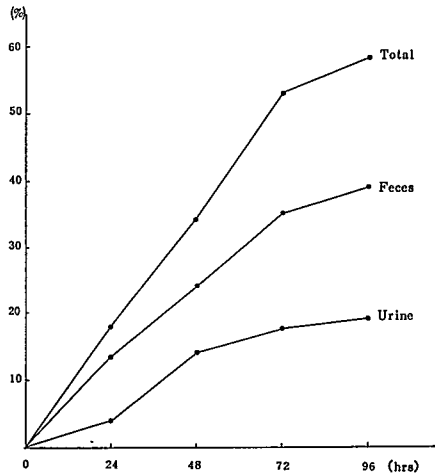


図7 ^3H -ケルセン経口投与ラット尿および糞中放射活性の累積曲線

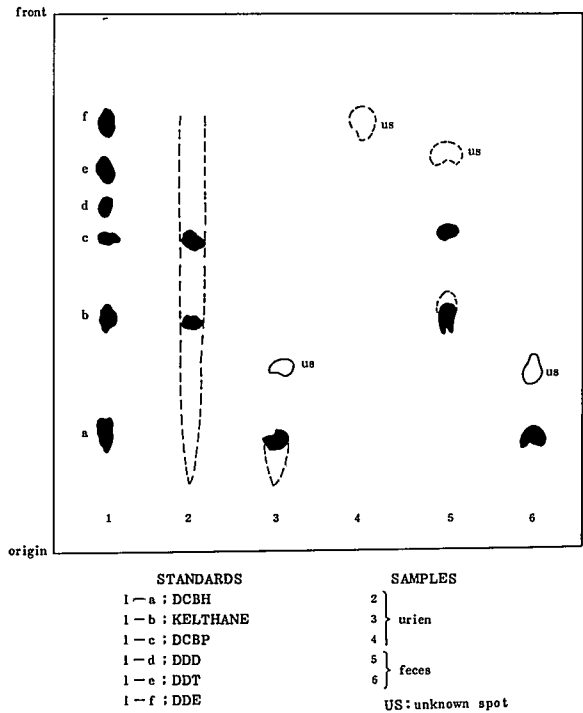


図8 尿および糞試料液の薄層クロマトグラム

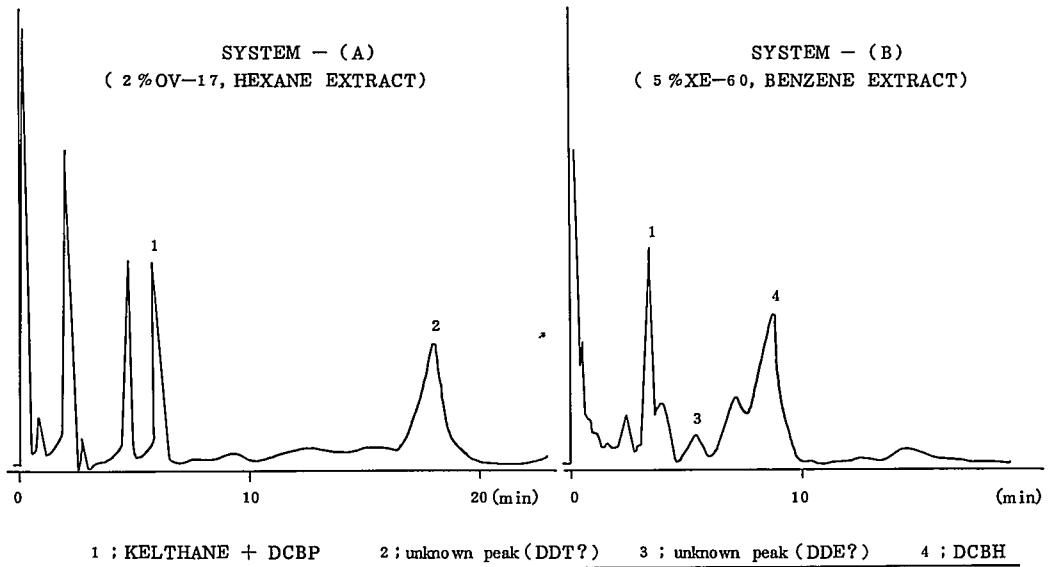


図9 尿試料液のガスクロマトグラム

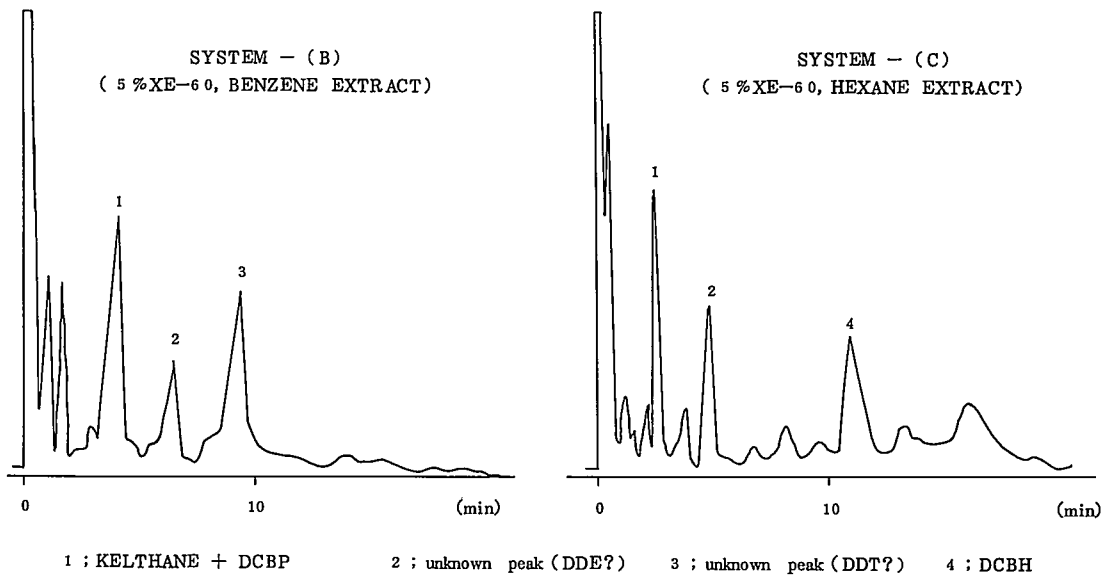


図 10 糞試料液のガスクロマトグラム

8. おわりに

大変簡単ではありますが以上申し上げましたように、一つの農薬をとってみても、その影響を検索するのは決して容易なものではありませんし、まして何種類かを同時に混合して使用した場合、現状では、その生体影響を見極めることは、きわめて困難なことが多いと言わざるを得ないと思います。われわれの日常生活に必要なもの、あるいは使用することが望ましいものであっても、その毒性を利用して用いるものが同時にわれわれの健康に危害を及ぼすような物質、いわゆる Economic poisons (経済毒) の一つとして農薬は存在しているわけです。

農薬を直接取り扱う農業従事者の、農薬による健康障害の程度を早急に調査する必要があると考えられますが、同時に、農薬による環境汚染と、そして一般人への健康障害も速やかに検討し、その対策を確立する必要があると考えます。

第 3 報 告

最近の農民の健康問題について（総合健診における農民の疾病傾向）

重 住 道 彦（北海道農山漁村健康管理センター所長）

農民の肥満の問題につきましては岡先生（前札幌厚生病院健康管理科医長）が非常に関心をもち、研究されておりましたが先般おなくなりになりました。私は、その後をつぎ研究をいたしております。今日はわれわれが現在やっております仕事を通じまして報告を申し上げたいと思います。

1 総合健診について

従来人間ドックというものが日本で最初に行なわれたのは1954年です。それをさらに機械化・システム化し、しかも、短時間で費用も安いというのがアメリカで開発されました（1964年ドクター・コレンDr. Collen, カイザー-Kaiser=ファンデーション Foundation Medical Group）。このシステムの我が国への導入は東芝電気株式会社によってなされました。

私どもはそれと同じようなシステムを1971年1月、北大応用電気研究所吉本教授の御協力を得、私どものシステムとして開発いたしました。

この機械によります検診は、従来の2泊3日位の人間ドックを1日で終了し、その日のうちにコンピューターを使いデータを出しますと同時に、患者さんの食事、日常生活の指導をするシステムになっております。

2 総合健診受診率比較表（表1）

職業別比較でみますと昭和49年1月から昭和50年3月において農民及び農協系統役職員は49.2%になっております。この比率は年々増加し昭和52年4月から昭和53年3月におきましては67.7%を系統が利用をしているという状況です。漁業関係者は多くありません。

性別区分表でみますと、女性の利用は、日帰りができる、農協婦人部を通じてよびかけをする等により年々増加し、最近では27.7%（昭和52年4月～昭和53年3月）となっております。〔従来の人間ドック利用者における女性の比率は8%ぐらい（札幌厚生病院等）〕

3 職業別異常所見出現率（昭和49年1月から昭和52年12月末の実受診者 男18,476名,女5,828名 平均年令約48才）（表2）

1) 肥満（桂の変法を採用（身長－100）×0.9＝標準体重、これを10%以上越えたもの）

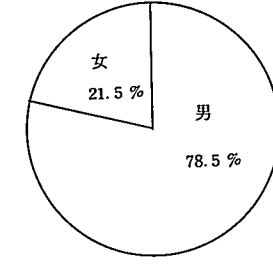
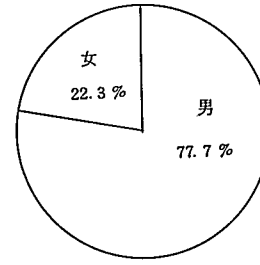
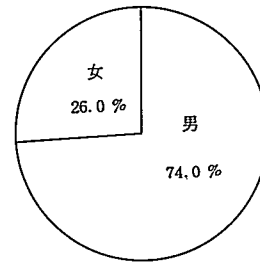
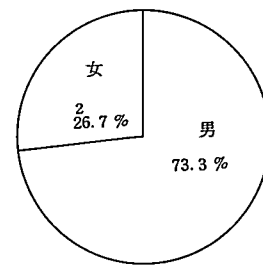
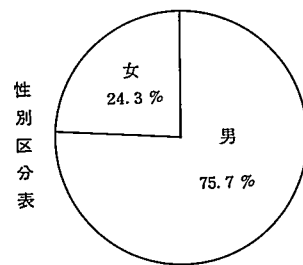
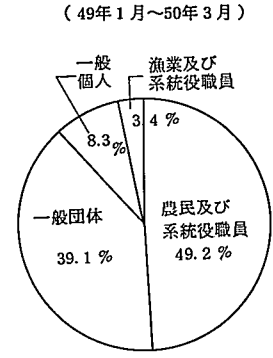
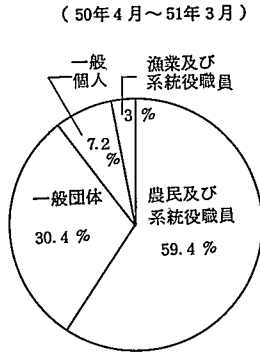
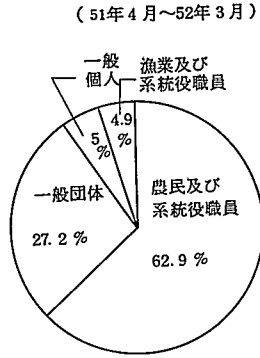
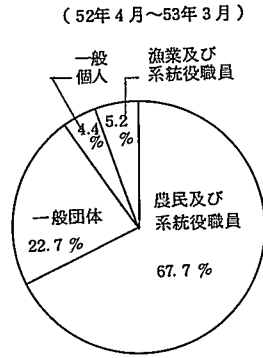
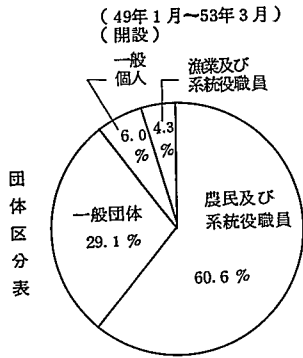
全体平均では男48.8%、女60.9%となりますが農協組合員（農民）については男49.8%、女61.4%と、男女とも平均をうわまわっております。この問題は、農業の機械化、農薬の普及と収入増加により、必要以上に高カロリーの食事をとっていることが主たる原因ではないかと考えています。

2) 高血圧（WHO基準）

全体平均では、男13.9%、女11.8%となりますが、これは全国的な平均と同じくらいです。厚生省の統計等によりますと寒い地方の農村地帯では高血圧患者が非常に多いということですが、私どもの統計では男12.6%、女12.6%（農協組合員）とほぼ全国平均的な出現率だと思います。

農家の人の受診者平均年令が全体の平均年令よりやや高くなっております。高血圧は加齢とともに増加してまいりますので、年令の問題、肥満問題が影響し高血圧がやや多いというふうにて

表1 総合健診受診率比較表(北海道農山漁村健康管理センター)



ていると思います。

- 3) 動脈硬化（眼底カメラ使用による眼底動脈の硬化の程度による判定，キース・ウエジナー Keith-Wagner およびのシエイエ Scheie 判定基準 1群～4群における 1群以上のもの）

全体的平均は男13.3%，女16.2%となりますが，とくに農協組合員についてみますと男18.3%，女21.2%と男女とも動脈硬化が非常に多いというのが実態であります。

動脈硬化の原因は様々言われておりますが，危険因子として現在考えられておりますのは，肥満，食事，コレステロール，中性脂肪問題ならびに農業を営んでいく中でのストレスの問題等が原因になっていると考えております。

昔から農村の人は，都会の人にくらべて老けている，老化が早いといわれていますが，そういうものがこういう形であらわれているということが言えます。

- 4) 貧血（血中赤血球の数が少ない，赤血球のヘモグロビンが少ない，どちらかが減ったもの）

若月俊一（佐久総合病院院長，長野県）先生などの御意見では，農村婦人の貧血という問題が昔から日本農村医学会でとりあげられてきた。そして，農村婦人の貧血の原因として蛋白質の摂取がたりないということが言われてまいりました。しかし，私どもの統計でみるかぎりでは，とくに農村婦人に多いという傾向ではございません。若干多いが，ほぼ平均的な比率だと思えます。

これは，私どもの統計だけでなく以前保健所からだされた北海道の統計をみてもほぼ全国平均的な出現率となっております。これは食生活の実態等において長野県と北海道の農家ではかなり違うからではないかと考えております。

- 5) 高コレステロール，高中脂血症

血液中のコレステロール，中性脂肪が高い場合には動脈硬化がおりやすいということが医学の定説になっております。ただし，私ども臨床医といたしましては，これと眼底動脈硬化の程度は，あまり相関がないような感じがいたします。

たとえば，農家の人に動脈硬化が多いにもかかわらず，コレステロールはそれほど高くない。あるいは，中性脂肪につきましても農家の女性でやや高いのですが，これもそれほど高いとはいえません。ですからこれらは，肥満の要素，ストレス等に大きく影響されていると考えられます。

- 6) 低蛋白血（血液中の蛋白質がどの程度あるか，少ないものはいわゆる栄養失調という形でございます。）

全体平均では男3.7%，女2.2%，農協組合員では男3.2%，女1.5%となり，むしろ栄養状態は組合員の方がいいかと思われれます。都市勤労者の方が低蛋白血（栄養失調状態）が多いわけですが，これは最近の都市サラリーマンは朝食ぬき，昼は簡単なインスタント食事をしているということがこういう形でできていていると考えられるわけです。農村では朝食をぬいているような農家はほとんどありません。

このようなことから北海道の農家では栄養失調も少ないし，貧血も特に多いということはないのではないかと思います。

- 7) 糖尿病（血中糖濃度が正常より高いもの）

最近検診のたびに，職業にはかかわりなく血糖値の高い人ができています。

全体平均では男37.5%，女32.1%ですが，農家の人はとくに高い比率となっております。（男42.2%，女37.8%）

これは肥満と同じように北海道の農村では，労働量がへって“御馳走”を食べている，その結果が肥満であり，糖尿病という形でできていているのではないかと考えています。

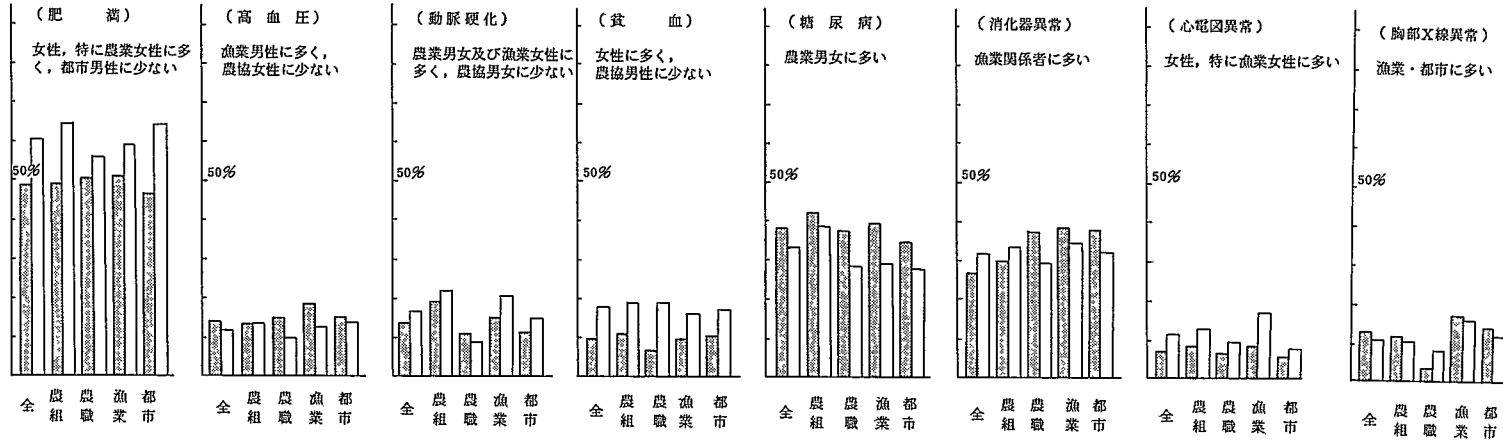
- 8) 消化器異常（胃のレントゲン写真の結果，異常があったもの一胃カメラによる検査が必要な人がこれだけのパーセントあった）

9) 心電図異常(ただちに心臓が悪いということではなく、なんらかの異常所見があったもの)
この多くは動脈硬化に由来するため農村で平均よりも多くなっていると考えられます。

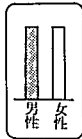
10) 胸部X線異常

これは農村では少なく都会で多いということですが、これは当然のことです。農村の方は空気もきれいですし、感染の機会も少ないからと考えます。

表 2 職業別異常所見出現率



対象期間 49年1月～52年12月末
 対象人員 男 18,476名
 女 5,825名



疾病区分	受診区分		全受診者		農協組合員		農協役員		漁業関係者		都市勤労者	
	性別		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
受診者数名			18,476	5,825	4,698	2,564	5,502	1,620	829	234	6,380	1,000
平均年齢才			48.0	48.3	49.3	49.6	44.8	44.5	47.4	51.2	46.7	48.4
肥満%			48.8	60.9	49.8	64.1	50.7	55.6	51.0	63.2	45.8	63.5
高血圧%			13.9	11.8	12.6	12.6	14.0	9.4	18.6	12.3	14.0	13.0
動脈硬化%			13.3	16.2	18.3	21.2	10.4	8.3	14.4	19.7	11.2	14.4
貧血%			9.2	17.8	10.3	18.0	7.0	18.2	9.7	15.4	9.8	17.8
高コレステロール%			9.4	10.3	8.7	10.3	8.5	8.7	11.3	13.7	10.3	10.7
高中脂血症%			45.8	28.9	39.1	32.5	46.6	23.0	43.5	24.4	48.6	29.6
低蛋白血症%			3.7	2.2	3.2	1.5	3.4	2.5	3.7	0.4	4.4	3.7
糖尿病%			37.5	32.5	42.2	37.8	37.2	28.0	38.6	28.6	34.1	27.6
消化器異常%			27.2	32.1	29.8	33.3	37.0	29.0	38.6	34.6	37.3	31.9
心電図異常%			7.0	10.9	8.7	13.3	6.5	9.0	8.6	17.5	5.8	7.3
胸部X線異常%			13.7	10.6	12.7	10.1	2.6	8.4	17.9	17.1	14.6	12.8

4 年令別疾病統計（成人病が主体一年令をおうごとに比率は高くなる）（表3）

1) 肥満

男では40才ぐらいで一定のラインになりますが、女では50才ぐらいまで太りつづけるという傾向がでています。

2) 高血圧、動脈硬化

男女とも同じような傾向がでています。

3) 貧血

女性の貧血は40才代をピークとして、だんだん下がっております。これは女性の生理と関係があるということを示唆しています。

他はほぼ年令にとまってふえています。

5 経営形態別農業従事者疾病統計（その他は養蜂，養豚，兼業農家）（表4）

1) 肥満

とくに酪農の男性の肥満がすくない（女性も多くない）、これは注目すべきことだと思います。酪農家は生きものを飼っておりますので一年を通じて仕事をしている。このことが大きいと思います。畑作、水田農家は、機械化、農薬の出現だけでなく、特に北海道は半年働いて半年寝てくらすような生活をしている。このことが大きな原因と考えられます。受診者に聞いてみますと、冬と夏の体重が10kgぐらい違う人が多く、これがまた当然のように過去何十年もそういう形で営農を続けているわけです。

北海道の農家では冬の間には体重を増しておかないと夏の忙しい時にとても働けないという思想があります（熊のような思想）。こういう思想を変えるためには、教育が大切だと思います。

2) 高血圧

酪農家の男性が少ない、これは酪農男性の平均年令が51.2才で一番高いくらいですから、やはり肥満がすくないということですか、あるいは、酪農家は非常に頭がすすんでいるということだと考えています。

同じ農業の中でも、「近代化」され、進んだ考え方をもっていなければ今の酪農家はやっていけないのではないかと。それにひきかえ、畑作、水田農家は、先祖代々同じような形で営農してきているために、生活様式（食事等）もかなり古いものをうけついできています。ところが酪農というものは、歴史的にも非常に新しい営農形態ですのでインテリゲンツが高いように思われます。たとえば、戦後、軍人、学校の先生が酪農家になるというふうには他の農業とくらべて知識的にレベルの高い人が多いのではないかと考えています。そういうこともあわせて、肥満、高血圧の問題が少ない一因ではないかと考えています。

3) 動脈硬化

全般的に女性に多い。これは肥満の問題とか、最近の農業の機械化が大きな問題と考えています。農業が機械化されてまいりましたが、男がトラクターに乗って、機械の間で働いている農村婦人の労働は以前よりいっそう激しい。そういうような農家主婦の営農形態からくるストレスとか、あるいは食事の問題なんかがこういう形ででてきているのではないかと考えています。

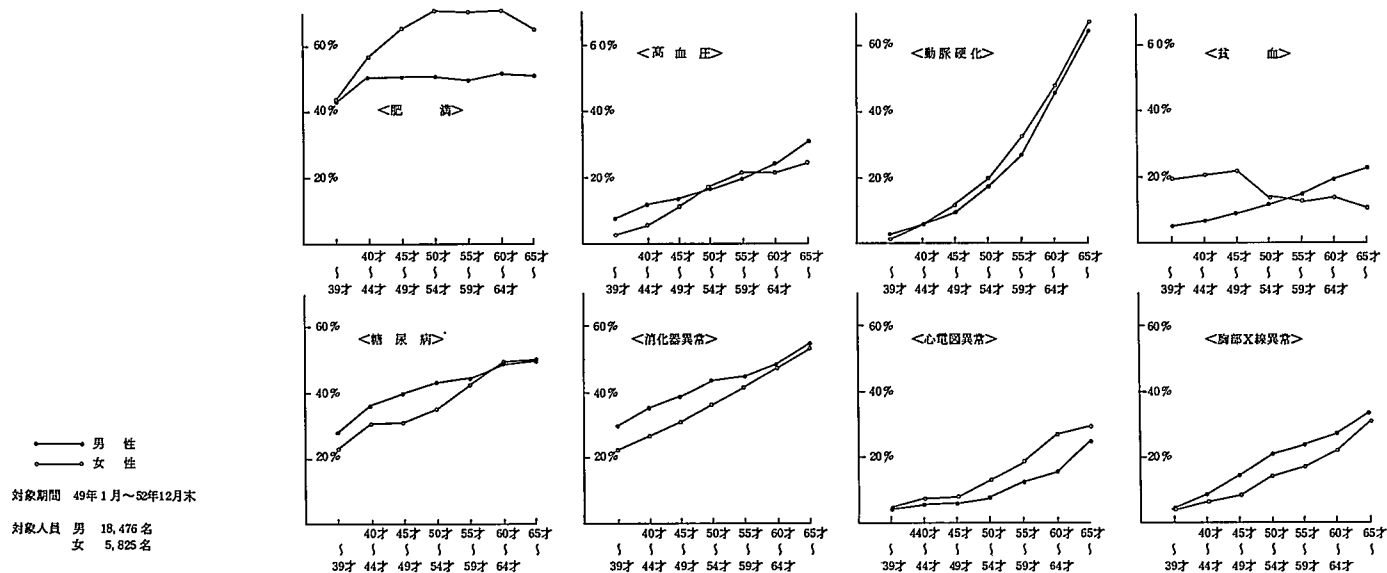
4) 貧血

酪農家は割とすくない（男女とも）。これも先ほど申し上げましたような、食事の問題ですとか、食べ物にたいする考え方なんかも普通の農家とちがうのではないかと考えています。

5) 糖尿病

酪農家は割とすくないようです。

表3 年令別疾病統計



年令	疾病別 性別	肥 満		高 血 圧		動 脈 硬 化		貧 血		糖 尿 病		消 化 器 異 常		心 電 図 異 常		胸 部 X 線 異 常	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
～ 39才		43.0%	43.5%	7.7%	2.6%	2.4%	1.4%	5.0%	19.4%	27.7%	22.6%	29.8%	22.1%	3.9%	4.1%	4.4%	4.2%
40 ～ 44		50.8	56.8	11.7	6.4	6.8	5.9	6.5	20.7	35.9	30.2	35.2	26.7	5.4	7.0	8.4	6.3
45 ～ 49		50.8	65.2	13.9	11.5	9.6	11.8	8.7	22.0	39.6	30.6	38.7	31.0	5.4	8.0	14.2	8.4
50 ～ 54		50.5	70.6	17.0	17.0	17.3	19.9	11.5	13.7	43.0	34.8	43.4	36.1	7.8	13.0	20.8	14.1
55 ～ 59		49.3	70.0	19.9	21.2	26.9	32.6	14.7	12.7	43.5	41.9	44.8	41.6	12.3	18.8	23.7	16.9
60 ～ 64		51.6	70.4	24.1	21.3	46.0	48.0	19.2	13.8	48.8	48.3	48.4	47.4	15.4	26.7	27.0	22.1
65 ～		50.9	64.7	31.0	24.8	65.0	67.3	22.3	10.5	48.9	49.7	54.9	53.6	24.3	29.4	33.0	30.7

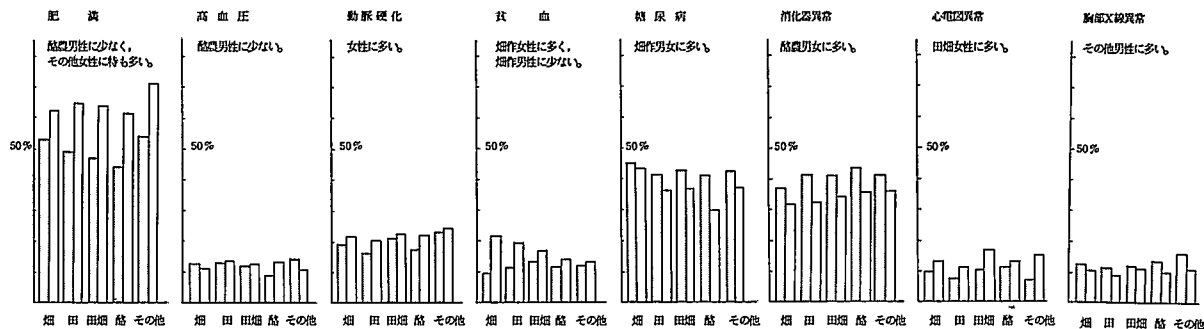
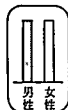
表4 経営型態別農業従事者疾病統計

注 農業従事者疾病統計

対象期間 49年1月～52年12月末

対象人員 男 18,476名(農業 4,698名)

女 5,825名(農業 2,564名)



疾病区分	経営形態		畑 作		田 作		畑 作		酪 農		そ の 他		全 組 合 員	
	性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
受診者数名		1,324	771	1,704	843	608	341	570	308	492	301	4,698	2,564	
平均年齢才		49.4	49.5	49.1	50.0	50.0	50.1	51.2	48.2	47.2	44.4	49.3	49.6	
肥 満 %		53.1	62.5	49.1	64.1	46.1	63.9	43.5	61.4	54.1	71.1	49.8	64.1	
高 血 圧 %		12.9	11.4	13.0	13.8	12.0	12.9	9.6	13.3	14.2	11.3	12.6	12.6	
動 脈 硬 化 %		19.2	20.8	16.2	20.0	20.4	22.9	17.7	21.4	21.7	23.3	18.3	21.2	
貧 血 %		9.1	21.3	10.2	19.1	12.8	17.0	10.5	13.6	10.6	12.3	10.3	18.0	
高コレステロール %		9.6	9.6	8.0	10.3	5.6	7.9	9.1	13.0	11.8	12.0	8.7	10.3	
高中脂血症 %		38.6	31.4	59.7	34.6	37.5	37.0	32.8	26.0	39.2	31.2	39.1	82.5	
低蛋白質血 %		4.0	1.9	3.0	1.4	2.6	1.2	3.2	1.0	2.2	2.0	3.2	1.5	
糖 尿 病 %		44.7	42.8	41.0	36.4	41.9	37.8	40.2	29.9	42.5	36.9	42.2	37.8	
消化器異常 %		37.2	31.0	40.3	32.7	40.1	34.6	42.8	36.0	41.1	36.2	29.8	33.3	
心電図異常 %		9.9	13.4	7.6	10.9	10.2	17.6	11.1	13.6	7.5	15.0	8.7	13.3	
胸部X線異常 %		12.6	10.9	11.7	9.0	12.0	11.4	13.5	9.7	16.7	10.3	12.7	10.1	

6) 消化器異常

酪農家に多いが、原因はわかりません。

要 約

- 1) 肥満の問題については、農村女性の肥満が非常に多い。営農形態別には酪農家が少ない。これは、岡先生が主張されたように、機械化や農薬の出現によって、労働量が軽減された反面、収入が以前より非常にふえた、ですから摂取カロリーが非常に高いということが大きな原因かと思えます。農村の人(受診者)にききましても、従来と同じ量のもを食べている、量的に同じでも内容的にはカロリーが高いので肥満化するのではないでしょう。
- 2) 高血圧については、ほぼ全国平均的な出現率で、とくに農村に多いということはみられませんでした。
- 3) 動脈硬化は農民に多い。原因は農業からくるストレス、肥満、食生活等の問題なんかもあるんじゃないかと考えられます。
- 4) 農村婦人の貧血は従来から言われているほど多くはない。とくに酪農家の女性に少ないということは、やはり食生活との関連がある程度あるのではないかと。
- 5) 高血糖(糖尿病)については、先ほどの肥満とあわせて、これから農村の食生活を改善する上で大きな課題になるのではないかと考えます。

表-5 総合健診系統管内別総括表

区分 管内別	組 合 員		役 職 員		合 計	
	5 1 年	5 2 年	5 1 年	5 2 年	5 1 年	5 2 年
石 狩	284	347	159	191	443	538
道 南	56	248	135	107	191	355
後 志	200	278	67	95	267	373
日 胆	438	347	215	197	653	544
空 知	823	812	484	501	1,307	1,313
上 川	249	376	840	906	1,089	1,282
釧 路	25	100	20	23	45	123
根 室	68	92	37	37	105	129
留 萌	41	43	12	25	53	68
宗 谷	44	37	81	93	125	130
北 見	113	167	44	43	157	210
十 勝	429	666	184	250	613	916
その他(連合会ほか)			842	928	842	928
計	2,770	3,513	3,120	3,396	5,890	6,909
				全受診者	9,133	9,938
全受診者対比率(%)	30.3	35.3	34.2	34.2	64.5	69.5

表-6 系統団体別受診状況

組 合 名	受 診 人 員			組 合 名	受 診 人 員		
	51 年	52 年	計		51 年	52 年	計
ホ ク レ ン	176	288	464	留萌管内土地改良区	2		2
信 連	60	51	111	宗谷管内土地改良区			
共 済 連	34	31	65	網走管内土地改良区	4	1	5
中 央 会	61	62	123	十勝管内土地改良区		1	1
厚 生 連	88	104	192	釧路管内土地改良区			
農 共 連	6	2	8	根室管内土地改良区		1	1
北 農 健 保	20	16	36	石狩管内農業共済	4	1	5
農 協 学 校	14		14	渡島管内農業共済			
農 業 開 発 公 社	34	81	115	桧山管内農業共済		1	1
農 文 協	4	2	6	後志管内農業共済	18	8	26
北 農 労	1		1	胆振管内農業共済	1	7	8
飼 料 協 会	2		2	日高管内農業共済		3	3
自 立 推 進				空知管内農業共済	37	20	57
信 用 基 金 協 会	4	5	9	上川管内農業共済	37	45	82
ホ ク レ ン 商 事	3	3	6	留萌管内農業共済	1	3	4
家 畜 改 良 事 業 団	4	2	6	宗谷管内農業共済	5	5	10
豆 類 基 金 協 会	1		1	網走管内農業共済	2	1	3
道 産 米 改 良 連				十勝管内農業共済	10	9	19
ホ ル ス タ イ ン 農 協	4	2	6	釧路管内農業共済	2		2
ミ ン ク 農 協	1	3	4	根室管内農業共済	3	3	6
農 民 連 盟		1	1	岩見沢機械センター	2	1	3
ホ ク レ ン 青 果				宗谷機械センター	1		1
上 川 生 産 連	31	16	47	美幌農産加工	3	1	4
根 室 生 産 連	6		6	北 海 共 同		3	3
十 勝 農 協 連	9	2	11	酪 農 協 連			
土 地 連	16	15	31	農 協 乳 業		2	2
石 狩 管 内 土 地 改 良 区	3	5	8	チ ク レ ン 農 協 連	1		1
渡 島 管 内 土 地 改 良 区				道 都 市 協 会	1		1
桧 山 管 内 土 地 改 良 区		2	2	南 十 勝 農 産 加 工			
後 志 管 内 土 地 改 良 区				ク ミ ア イ 自 動 車 学 校		19	19
胆 振 管 内 土 地 改 良 区		5	5	ホ ク レ ン 機 械 セ ン タ ー		19	19
日 高 管 内 土 地 改 良 区	3		3	旭 川 機 械 セ ン タ ー	15		15
空 知 管 内 土 地 改 良 区	52	35	87				
上 川 管 内 土 地 改 良 区	56	41	97	連 合 会 合 計	842	928	1,770

表-7 農協別受診状況

組合名	組合員		役職員		合計		組合名	組合員		役職員		合計	
	51年	52年	51年	52年	51年	52年		51年	52年	51年	52年	51年	52年
札幌幌別	12	24	10	13	22	37	上ノ国	1	10	1		2	10
厚別酪	39	50	3	2	42	52	上ノ国中央						
厚別酪			8	3	8	3	厚沢部	1	74	4	9	5	83
北札幌	17	20	5	10	22	30	乙部	3		1		4	
篠路	12	4	8	1	20	5	熊石						
新琴似	1		1	4	2	4	大成			1		1	
豊平東部	32	20	2	10	34	30	瀬棚	1		1		2	
サツラク							北檜山	9	57	13	20	22	77
広島	11	4	12	7	23	11	若松				1		1
江別	30	49	14	7	44	56	今金	3	9	20	34	23	43
野幌	27	24	8	17	35	41	奥尻						
石狩	3	2	4	2	7	4	北檜山酪						
花畔	32	9	10	1	42	10	(道南計)	56	248	135	107	191	355
生振	1	1			1	1	寿都		1	1		1	1
当別	20	7	15	29	35	36	黒松内	2	34		3	2	37
西当別	2	5			2	5	蘭越	47	47	10	4	57	51
新篠津	17	87	4	27	21	114	目名						
厚田	1	2			1	2	ニセコ	1		8	13	9	13
浜益	5	2	2	2	7	4	真狩	22		12		34	
恵庭	10	11	41	32	51	43	留寿都	22		1		23	
千歳	12	22	10	17	22	39	喜茂別	38	20	9	18	47	38
東千歳		4		4		8	京極	1	65	3	17	4	82
千歳開拓			2	3	2	3	倶知安	11	22	1	5	12	27
(石狩計)	284	347	159	191	443	538	前田	24	56	8	9	32	65
松前							発足	23	13		7	23	20
福島							小沢			1	2	1	2
知内	1	1	1	1	2	2	岩内	2	1			2	1
木古内	1				1		島野		1				1
上磯							赤井川	1	1	1		2	1
銭亀							銀山		7	1	1	1	8
函館							仁木	4	6	1	2	5	8
亀田	1				1		余市	1	4	9	14	10	18
大野		2	21	23	21	25	小樽	1		1		2	
七飯			6	3	6	3	古平						
砂原	1				1		島牧						
森	2	1	16	9	18	10	積丹						
落部	2		1		3		(後志計)	200	278	67	95	267	373
八雲	10	72	44		54	72	豊浦	36	44	5	4	41	48
長万部	10	6	4	6	14	12	虻田		8	3	4	3	12
森開拓							洞爺	38	8	12	6	50	14
江差	10	16	1	1	10	17	大滝						

組 合 名	組 合 員		役 職 員		合 計		組 合 名	組 合 員		役 職 員		合 計	
	51年	52年	51年	52年	51年	52年		51年	52年	51年	52年	51年	52年
壯 瞥	9	2	12	13	21	15	月 形	1	8	8	25	9	33
伊 達	48	30	32	10	80	40	由 仁	13	12	24	3	37	15
登 別							長 沼	37	38	49	59	86	97
白 老	2	2	2		4	2	北 長 沼	1	2	9	13	10	15
早 来	7	17	11	20	18	37	栗 山	10	26	24	15	34	41
追 分		1	2		2	1	夕 張	8	3	1	6	9	9
厚 真	73	84	57	45	130	129	奈 井 江	1	10	31	36	32	46
鶴 川	29	6	4	15	33	21	砂 川	18	22	12	9	30	31
穂 別	27	25	11	9	38	34	空 知 太						
苫 小 牧				6		6	滝 川	1	3	19	15	20	18
室 蘭							江 部 乙	3	2		10	3	12
日 高			3		3		赤 平	1	37	2		3	37
振 内							芦 別	1	3	10	10	11	13
平 取	1	4	5	9	6	13	浦 白	10	10	20	19	30	29
富 川	2	2	7	7	9	9	新 十 津 川	20	29	33	24	53	53
厚 賀	1			1	1	1	下 德 富	2	3	3	2	5	5
門 別	25	26	5	4	30	30	音 江	22	27	17	10	39	37
新 冠	3	8	5		8	8	稻 田		1		1		2
静 内	61	41	11	19	72	60	深 川	28	1	3	3	31	4
三 石	18	8	4	5	22	13	イ チ ヤ ン	59	37	2	15	61	52
歌 笛	28	25	12	15	40	40	多 度 志	1	52	3	14	4	66
荻 伏	14	5		1	14	6	妹 背 牛	58	61	16	22	74	83
浦 河	12		4		16		秩 父 別	1	5			1	5
様 似							雨 竜	17	15	2	8	19	23
え り も	4	1	2		6	1	石 狩 追 分	1				1	
新冠主畜							北 竜	77	51	33	31	110	82
日高軽種馬			6	4	6	4	沼 田	63	77	17	17	80	94
							幌 加 内		1	8		8	1
(日胆計)	438	347	215	197	653	544	(空知計)	823	812	484	501	1,307	1,313
岩 見 沢	136	118	35	42	171	160	標 津		18	4	1	4	19
岩見沢幌向	12	7	2	2	14	9	中 標 津	2	24	9	4	11	28
北 村	3	2	7	6	10	8	計 根 別	1	2			1	2
栗 沢	21	3	2	4	23	7	西 春 別	1		3	1	4	1
東 栗 沢							上 春 別						
南 幌	50	13	36	33	86	46	根釧P-F中春別	56	44	9	24	65	68
三 笠	2	2			2	2	別 海	1	1		2	1	3
美 唄	72	69	24	21	96	90	根 室	6	3	12	5	18	8
峰 延	65	49	19	12	84	61	泉 川 開 拓						
大 富	2		2		4		羅 白 開 拓	1				1	
納 内		1	11	12	11	13	(根室計)	68	92	37	37	105	129
中 村	6	12		2	6	14							

組合名	組合員		役職員		合計		組合名	組合員		役職員		合計	
	51年	52年	51年	52年	51年	52年		51年	52年	51年	52年	51年	52年
旭川	1		3	4	4	4	佐久	1	1			1	1
江丹別				7		7	美瑛開拓		1	2	5	2	6
旭川神居	15	31	35	31	50	62	(上川計)	249	376	840	906	1,089	1,282
旭川北部			3	9	3	9	釧路村						
東旭川	4	1	66	69	70	70	厚岸						
旭正	1	3	68	89	69	92	太田主畜						
永山		2	82	79	82	81	浜中		42		3		45
西神楽	1	1	5	13	6	14	標茶	22	31	17	18	39	49
神楽	2	13	42	46	44	59	弟子屈	1				1	
東鷹栖	3	6	3	14	6	20	阿寒		25	3	2	3	27
鷹栖		2	19	14	19	16	鶴居						
北野		1	18	24	18	25	幌呂						
東神楽	6	5	17	6	23	11	白糠	1				1	
当麻	11	8	67	71	78	79	音別		2				2
比布	5	25	38	38	43	63	釧路市	1				1	
愛別	6	3		3	6	6	標茶開拓						
上川	1	3	8	8	9	11	茶安別開拓						
東川	3	48	41	38	44	86	弥栄開拓						
美瑛	41	20	32	28	73	48	(釧路計)	25	100	20	23	45	123
上富良野	24	15	12	18	36	33	増毛		2	1	2	1	4
中富良野	2	11	60	85	62	96	留萌	1				1	
富良野	14	6	3	11	17	17	小平	9	4	1	2	10	6
東山	2		11	10	13	10	苫前	2	4	2	3	4	7
山部		2	28	24	28	26	羽幌	11	4			11	4
南富良野	6	10	1	2	7	12	初山別	3	3	5	10	8	13
占冠		1	6		6	1	遠別	7	10		5	7	15
和寒	11	36	28	1	39	37	天塩酪農	5	3			5	3
劍淵	27	21	48	52	75	73	雄信内			2	1	2	1
温根湯	1	3	2	6	3	9	幌延	3	1	1	1	4	2
士別	1	3		1	1	4	問寒別		12				12
中士別	3	14	7	3	10	17	天塩開拓				1		1
上士別	1	3	3	3	4	6	(留萌計)	41	43	12	25	53	68
多寄		3	1	2	1	5	稚内	22	24	12	8	34	32
朝日		1				1	沼川	1	2		1	1	3
風連	3	10	43	36	46	46	豊富			1	13	1	13
名寄	6	3	3	4	9	7	猿払	3	3	1	1	4	4
智恵文	1		2	1	3	1	浜頓別	14	4	7	18	21	22
下川	4	3	15	16	19	19	中頓別	4	2	35	35	39	37
美深	39	46	7	28	46	74	豊富酪		1		3		4
常盤	1	9			1	9	枝幸			12	13	12	13
中川	2	2	11	7	13	9	歌登		1	13	1	13	2

組 合 名	組 合 員		役 職 員		合 計		組 合 名	組 合 員		役 職 員		合 計	
	51年	52年	51年	52年	51年	52年		51年	52年	51年	52年	51年	52年
(宗谷計)	44	37	81	93	125	130	大 正	12	2	10	2	22	4
雄 武							音 更	243	267	10	15	253	282
西 興 部			1	1	1	1	木 野	3	53	2	5	5	58
興 部	6	3	6	2	12	5	士 幌	3		2	6	5	6
滝 上							上 士 幌	6		3	7	9	7
上 渚 滑			1		1		鹿 追	1	1	4	5	5	6
紋 別	5	2	1	4	6	6	新 得	7	1	4	2	11	3
紋 別 渚 滑				1		1	清 水				11		11
佐 呂 間	4	4	2		6	4	清 水 熊 牛			1	2	1	2
芭 露							御 影	1	5			1	5
湧 別	1				1		芽 室	2	6	4	23	6	29
上 湧 別	2				2		中 札 内			1	1	1	1
白 滝	1	5	3	2	4	7	更 別	4	2	14	9	18	11
丸 瀬 布			1		1		忠 類		1	28	34	28	35
遠 軽		1		2		3	大 樹	2	54	7	5	9	59
生 田 原		1				1	広 尾	2	1	2	2	4	3
温 根 湯	1		2	1	3	1	幕 別	27	20	37	44	64	64
留 辺 薬		1				1	札 内	1	2		2	1	4
置 戸							池 田	5	1	7	11	12	12
訓 子 府	4	93	2	9	6	102	利 別	1				1	
相 内	51	23	7	2	58	25	高 島	34		4	1	38	1
上 常 呂	29	22	2	3	31	25	豊 頃	25	121	3	26	28	147
北 見							浦 幌	26	40	1	6	27	46
端 野		2	5	8	5	10	本 別	12	53	10	6	22	59
津 別							足 寄	2	19	1	7	3	26
美 幌	3		5		8		陸 別						
女 満 別	2	5		2	2	7	豊 頃 開 拓						
常 呂			3	2	3	2	本 別 開 拓						
西 網 走	2	1			2	1	足 寄 開 拓				1		
網 走		2				2	(十勝計)	429	666	184	250	613	916
網 走 中 央													
南 網 走													
東 藻 琴		1				1							
小 清 水		1	1		1	1							
斜 里	2		1	4	3	4							
清 里													
清 里 中 央													
雄 武 開 拓			1		1								
(北見計)	113	167	44	43	157	210							
帯 広	7		1	1	8	1							
川 西	3	17	28	16	31	33							

昭和52年中央会が組合員に対して、生活アンケート調査をおこないました(5,712回答数)。この調査で検診の未受診の理由として、暇がない20.1%、健康なので受診の必要がないが、13.7%でした。このアンケート調査の結果から自らの健康に対する意識の低さがうかがわれます。自らが自分の健康を守るという意識啓発の必要があると考えます。また、われわれは肥満をはじめ自覚症状のない成人病初期のものに対する生活改善を呼びかけていますが、農民に関して成果はあまり上っていません。肥満をはじめ自覚症状のない疾病に対して農民の危険認識が低いことが最大の原因と考えられます。まず農民の意識を変革するための教育が必要です。

第4報告

酪農地帯の健康診断結果について

升 田 和比古 (北海道勤労者医療協会中央病院内科)

これまで北海道勤労者医療協会では、昭和40年から今年まで、毎年、農民または漁民などの健康調査をさまざまな形で行なってきました。ところがひとつひとつの農民の調査をその住民に還元していくことや、農村医学会や研究会というところで発表していく努力が非常に足りなかったと反省しております。それでこの機会に発表させていただいて、私たちがどういう形で農民の問題を考えてゆけばよいのかを勉強させていただきたいと思い参加いたしました。

現在、北海道勤医協は14の診療所と2つの病院をもっております。そのうち特に農村地域にある診療所としましては、黒松内、当別、日高門別の厚賀、そして浦河も農村地帯に含めていいと考えますので、以上の4ヶ所の診療所が20数年来、農村の中で医療活動をやってきております。勤医協としましては農民の健康問題を正面からとらえてゆくような活動を是非やりたいと考えております。そういう意味でも今日の研究会に参加させていただきまして今後努力してゆきたいと考えております。

今日は、昭和49年に行ないました別海町酪農健康診断の結果を報告させていただきたいと思っております。この健診は昭和49年8月12日から5日間行なわれました。これは地元の北教組、全日農の労働組合などの依頼によって行なわれたものです。受信者数(表1)は、男が64名、女が97名で、酪農民としては161名他に酪農民以外の近くの住民も受信しましたが、これは数としても少なく、層もばらばらで、あまり比較にならないかと思っております。

表1 受診者数

酪 農 民								一 般 住 民							
	20代	30代	40代	50代	60代	70以上	計		20代	30代	40代	50代	60代	70以上	計
男	2	8	26	10	9	9	64	男	1	5	1	10	4	3	24
女	3	15	36	26	9	8	97	女	2	4	9	9	3	4	31
計	5	23	62	36	18	17	161	計	3	9	10	19	7	7	55

最初に自覚症状について報告します。使用したカルテは「藤井式農民健康調査カルテ」で、これは勤医協中央病院の院長であります藤井敬三先生が旭川厚生病院の院長であった頃からずっと使われてきたものです。その結果、別海町の酪農民の十大症状は表2に表わされておりますが、「つかれやすい」「体の調子がよくない」「昼でも眠い」「体が弱った」など、どこの臓器の症状というのではなく全身の症状に関するものが5項目。また「首すじがはる」「肩こり」「腰痛」「手足のしびれ、い

たみ」などの運動器の症状が4項目。さらに「目がかすむ」などの感覚器の症状が1項目あります。これらについて半数以上の人必ず何かの訴えをもっているということがわかりました。特に、男性と女性とを比較すると、女性の方が訴える率は約20%高いという傾向を示しています。

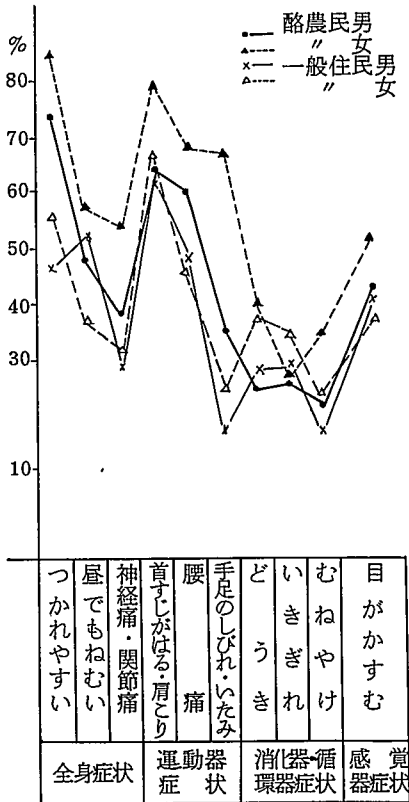


図1 藤井式農夫症10大症状による酪農民と一般住民との比較

「農夫症」という考え方は、佐久総合病院の若月先生が提案されて、藤井先生も藤井式という農夫症を提案されていますが、私達は藤井先生の方式で

農夫症の発現率はどうかということ調査してみました。「農夫症」というのは、表4に農民の中に多い症状を10項目あげておりますが、そのうち6項目以上ある場合に農夫症というわけです。これは決して、胃潰瘍などのようにひとつの器質的な病気を表わすのではなくて、症状を主体とした慢性的疲労症候群ということができると思います。

それを調べてみますと、男子で31.3パーセント、女子53.6パーセント、全体で44.7パーセントの人が農夫症と判定ができました(表3)。これを同じ方式でやった今までの農民の健診の中で比べてみますと、'68年に行ないました白糠町の酪農民の場合は、男子48.0パーセント、女子65.0パーセント、全体で58.6パーセント、それから当別、ここは米作が主ですが、男子31.2パーセント、女子44.3パー

表2 別海町酪農民の10大症状(藤井式カルテによる)

全体	%	男	%	女	%			
つかれやすい	73.3	首すじがはる	64.1	つかれやすい	85.6			
1		い、こわい		1				
首すじがはる	73.3	2	腰がいたい	60.9	首すじがはる	79.4		
2		肩がこる		2				
3	腰がいたい	65.2	つかれやすい	54.7	体の調子が	73.2		
3		い		3				
4	体の調子が	62.1	ひるでもね	48.4	4	頭がいたい	71.1	
4		よくない		4				
5	頭がいたい	55.3	5	体の調子が	48.3	5	腰がいたい	68.0
5		頭がおもい		5				
6	手足がしび	55.3	6	目がかすむ	43.8	6	手足がしび	67.0
6		れる		6				
7	ひるでもね	54.0	7	神経痛	39.1	7	ひるでもね	57.7
7		むい		7				
8	目がかすむ	48.4	8	手足がしび	37.5	8	体が弱った	56.7
8		れる		8				
9	体が弱った	47.8	9	せきやたん	37.5	9	神経痛	53.6
9		がでる		9				
10	神経痛	47.8	10	体が弱った	34.4	10	めまいがす	53.6
10		関節痛		10				

セント，以下土幌でも表のような結果が出ております。(図2，表3，4，5)

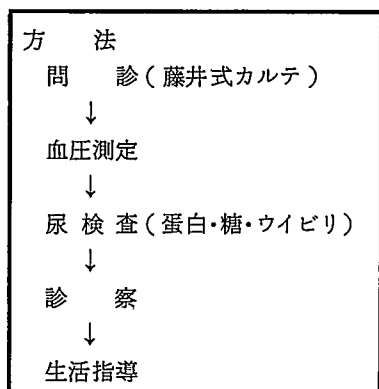


図 2

表 4 農夫症昭和35年(1960年)藤井

1. 疲れやすい，全身倦怠	6. 神経痛，関節痛多発
2. 昼でも眠い	7. どうき
3. 首すじ，肩のこり	8. いきぎれ
4. 腰痛	9. むねやけ
5. 手足のしびれ，いたみ	10. 目がかすむ

表 5 他地域との農夫症発現率比較

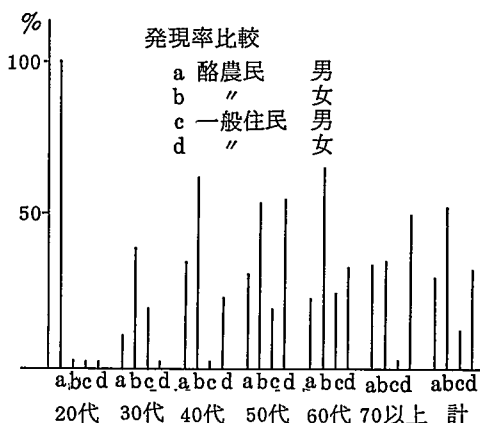
	男子	女子	計
白糠町酪農民 (1965)	48.0%	65.0%	58.6%
当別町農民 (1966)	31.2	44.3	39.3
土幌町農民 (1970)	11.8	38.7	25.3

つぎに疾病分類についてですが，健診で特別な検査をしたわけではなく，検尿，血圧，診察によって分類してみたわけですが，表6のように「消化器の疾患」があわせて29.6パーセント，「高血圧」22.4パーセント，「低血圧」15.1パーセント，「貧血」が11.8パーセント，「神経痛」15.8パーセント，「腰痛」10.5パーセント，「糖尿病」8.6パーセント，「異常なし」となった人が1割ということで健康の状態は決してよいとはいえません。低血圧，貧血，神経痛は女性がかかなり男性より多くなっています。(表6，7)

さらに特に婦人の酪農民について，機械化されていくなかで婦人の生活がどうなっているかということですが，表7のように労働時間のアンケート調査では，10時間以上働いている方が半数近く占め，妊娠中いつまで働いたかということについては，陣痛が出てくるまで働くという方が92.6パーセントと，母体を守るということでは非常に不十分で，普通の労働者ではあまり考えられないくらいまで働いているのがわかります。また生理休暇は，労働者の場合かなり認められておりますが，酪農民では婦人の生理時の労働については，ほとんどの方が「生理だからということで労働を休むことはない」と答えております。(表6，7)

表 3 別海町酪農民の農夫症発現数
(藤井式による)

年代	20	30	40	50	60	70	計	発現率
男	2	1	9	3	2	3	20	31.3%
女	0	6	23	14	6	3	52	53.6%
計	2	7	32	17	8	6	72	44.7%



この農夫症の発現率だけをもって，酪農民，米作農民，畑作農民の順に，健康状態が悪いと単純にはいい切れませんが，注目に値すると思います。それぞれに共通していることは，10から25パーセント男性より女性に農夫症発現率が高くなっております。

表6 別海町酪農民の疾患

		男		女		計	
		名	(%)	名	(%)	名	(%)
要精検・要治療となつたもの	消化器の疾患	21	32.3	24	27.6	45	29.6
	高血圧	17	26.2	17	19.5	34	22.4
	低血圧	5	7.7	18	20.7	23	15.1
	貧血	1	1.5	17	19.5	18	11.8
	神経痛	5	7.7	19	21.8	24	15.8
	腰痛症	5	7.7	11	12.6	16	10.5
	糖尿病	8	12.3	5	5.8	13	8.6
異常なし	7	10.8	8	9.2	15	9.9	

図3 酪農民の1日(事例)

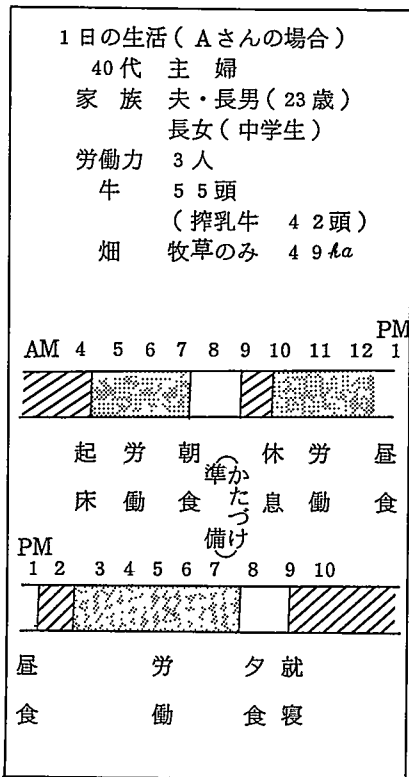


表7 婦人の労働と母性保護

(1)労働時間

8時間未満	8~10時間	10時間以上
35.3%	17.6%	47.1%

(2)妊娠中いつまで働いたか(家事以外)

9ヶ月まで	前日まで	陣痛発来まで
3.7%	3.7%	92.6%

(3)生理時の労働

普段と同じ	家事のみ	その他
97.2%	1.4%	1.4%

一例を図3に示しておりますが、朝4時から働き出して、夜9時に寝るまでの間、非常にびっしり労働が詰まっているのがわかると思います。

また、いわゆる北海道の農村を考える場合、医療過疎の問題が非常に大きな問題としてあるわけですが、先ほどほとんどの方が自覚症状を訴えていることと、健診の結果全く問題ないという方が1割しかいないという中で、受診率が男子23.4パーセント、女子32パーセント、全体で28.6パーセントという数値が出ております。(表8)これだけとってみると3人に1人くらい病院に行っているわけですから、全国の同年齢の受療率と比較しても決して少なくないわけですが、自覚症状との関係で考えてみますと、はたしてこれでよいのかということも考えなければならないと思います。

表8 医療機関への受診率

(現在、医者にかかっている人)

	%		
	男	女	計
酪農民	23.4	32.0	28.6
一般住民	50.0	25.0	35.7

注 受療率=100人当たり何人が医療機関にかかっているか(25才~34才) 5.16%, (35~44才) 6.36%, (45~54才) 8.13%, (55~64才) 10.37%, 以上昭和50年

以上が、今回の（3年前での）結果です。別海町で「新酪農村建設計画」が実行されてきて、酪農家の戸数は半減する一方、乳牛の数は5～6倍に増え、経営規模が拡大されてきています。そういう状態ではたして労働が楽になり、健康が守られる状態になってきているかということをはっきりさせることが、健診の目的の一つにあったわけですが、今回1回だけの調査で以前との比較ができないということや、不十分な形での調査方法であったので、規模拡大していても決して楽にはなっていないということは言えますが、以前と比べてかえって健康状態が悪くなっている、あるいはよくなっているということを結論づけるにはいたりませんでした。

先ほど重住先生から出されました北海道全体のデータと比較してみますといろんなところで大きな差がでてきています。それから教育学部の木村さんから出されましたように、地域によって全然値が違って来る、という状況があります。今回、自覚症状を中心にしながら、農夫症がどうなのかということを見てきましたが、自覚症状が非常に多いという段階でどういう対策がとられるか、すなわち実際に疾病にまではなっていない段階、病気の準備状態にある段階で、どういう対策をとってゆくかという点での提案をする実践的な構えが大切だと思います。そうしなければこれだけの自覚症状を訴える中では、酪農家の健康も守れないだろう、というふうに考えております。

私達の考えとしましては、やはり自覚症状を大事にしなが、健康で生きてゆく権利をどのように守ってゆくかという点から、今後の健診をやっていきたくて考えておりますと同時に、より客観的なデータにもとづく科学的分析にも力を入れていく必要性を痛感しております。

非常に不十分ですが、以上報告といたします。

第 5 報 告

農民の労働災害・疾病の諸対策について

美土路 達 雄（北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設）

1 農民の農業労働災害および疾病の対策，制度

いわゆる高度経済成長期以来の農民労働および農村生活の激動のもとで、農民の労働災害・事故と疾病の構造は徐々に変わってきています。その主な側面について4先生に御報告いただいたわけですが、最後にそれらの諸対策の現状について簡単に概観してみたいと思います。

故・岡豊先生も強調され、報告の諸先生も指摘されたように、農民の健康を守るうえで、教育・学習がとりわけ緊急な重要性をもっていますが、その方法と内容、さらにはその制度化を独自に整備するためには、その前提として、農業労働災害ないし農民の疾病にかんする医学的研究はもちろん、自然科学的・社会科学的専門研究のより一層の発展と蓄積が必要ですし、また各関係方面の実践的取組みの事例の蒐集が必要不可欠です。いま、そうしたことがやっと認識されるにいたった段階といってよいでしょう。

本報告では、最近やっと各方面で取上げざるをえなくなった農業機械事故の対策とその制度（それも一部）に限られますが、以上のような観点から各地、各界で部分的にとりくまれました先駆的な試みを概観してみたいとおもいます。

一般的に、農民の疾病や労働災害の治療と予防、さらには研究と教育の取り組みの代表的な事例としては、すでによく知られている長野県の佐久総合病院や、秋田県象潟町の上郷保健センター（医師、農協、住民代表からなる地区健康管理会議の設置）、あるいは各県の厚生農協連合会の中

心とした農業従事者健康推進特別事業やモニター会議とか、北海道を典型とする農山漁村健康管理センター等をあげることができます。

これらの取組みは、事柄の性質上医療機関のイニシアティブのもとにおこなわれていますが、他方これまた有名な岩手県の沢内村の保健活動とか、各地の農協婦人部の農業機械の安全フレーム取付け運動その他保健管理運動とか、農協青年部の農業労働災害補償の制度化運動その他自治体なり、農民ないし農民諸組織のイニシアティブによって諸対策ないしその制度化がはかられている事例も少くありません。

また、こうした運動の広がりを反映して、農林省の健康生活管理特別事業（1965年より）、農家高令者対策事業（1971年より）等、国の対策事業もおこなわれはじめています。

こうした特定条件下の、農民の生命と健康を守る特定の形の取組みが、運動化ないし制度化される過程では必ず教育・学習が必要とされるわけですが、その切実さにもかゝらずそれはまだ独自の社会教育・学習の領域を形成しているとはいえません。公的社会教育の分野では、わずかに長野県の松川町の貴重な事例が報告されている程度です。

そうしたことは現実の生活課題の解決と教育・学習の課題との不可分の併進関係という成人教育独自のメカニズムを示すものといつてよいでしょう。

そういった意味から、本報告では農業機械事故に即して、教育問題もふくめた諸対策の実績を広く概観してみたいとおもいます。

2 農業機械労働災害対策の3形態

現行の農業機械労働災害対策の主な形態は大きくわけて、つぎの3つにまとめることができます。

①農業機械そのものゝ安全性の保障、②農業機械ないしその使用についての農民の知識および技能の形成、③農業機械労働災害の補償、の3つです。このうち、②が固有の教育・学習にかゝる問題であることはいうまでもありませんが、それは①と③の問題の究明も射程にいれねば十分のものとはならないでしょう。

そこで、まず本報告では、この3形態の、形成されつゝある現行制度の実状をとらえてみたいと考えるわけです。

(1) 農業機械の安全性の確保にかんする諸制度

これがもっとも基本的なものであることはいうまでもありません。機械作業の安全性のためには安全工学的に、いわゆるフルプルーフ（危険部分に接触しない条件をつくる）と、フェイルセーフ（万一接触しても機械が止まるようにする）の2つの安全装備の技術、つまりエンジニアリングが必要で、そのうえにそれを実現するための規制 Enforcement と教育 Education がおこなわれねばならないわけです。

そうした位置づけから、まず現行規制制度をみると、つぎのものがあります。

- ① 農耕作業用自動車の道路走行保安基準（道路運送車輛法1951年）
- ② 主要農業機械の作業性能、型式検査（農業機械化促進法1953年）
- ③ 主要農業機械の危険防止のための安全装備基準と、点検整備不良による事故防止のための「高性能農業機械点検基準」（農林事務次官通達1972年）

これは関係資本にたいする直接的規制ですが、後者には農民の日常的定期的点検の必要性の指示もふくまれています。

- ④ 事故防止のための機械危険部分の防護の義務づけ（労働安全衛生法1972年）
- ⑤ 特定機種 of 農業機械の安全装備を確認する鑑定制度（農林事務次官通達1976年）

この実施には特殊法人の農業機械化研究所（国が出資および事業補助）が上記の②の型式、型式

検査とともに、この農業機械安全鑑定（たとえば防護器具、安全装置、操作標式等）の業務を行ない、結果を公表しています。

このように、農業機械の安全性のための規制が本格化しはじめたのは1970年代に入ってからです。それは、一方では農業機械の大型化とともに深刻な機械労働災害が増加してくる現実の反映であると同時に、他方ではそれまでの他分野の一般的規制の採用、さらにいうなら欠陥自動車にたいする勤労消費者運動や職場の労災事故に対する労働者の闘いによる科学技術知識の一定の蓄積と規制の力量の蓄積が前提となっていることが軽視されてはなりません。そこには勤労国民の教育のレベルが二重にかゝっているわけです。

もともと、農業機械の安全性とひとくちについても、そこには部分的に矛盾する要素が少からずあります。その第1は、技術的合理性自体の問題と経済性の矛盾があり（能率の低下、安全装置の高価なこと、安全装備自体が新たな危険をはらむこと等）、第2は農業機械の発展と既存の規制々度との矛盾です。たとえば、トラクターの安全フレームの取り付けの増高と現道路運送法の規制（小型特殊車の高さは2メートル以内）との矛盾とか、機械点検基準の設定にともなう料金金の統一と独禁法の矛盾とか、改善の必要は拡大、波及していかざるをえません。

したがって、そこでは農業機械そのものゝ技術研究・教育とゝもに、その社会的経済的諸関係の研究・教育の必要がでてくるわけで、関係資本および同労働者、関係試験研究・教育機関・行政機関の共通の課題として統一的に取組みを前進させるべき農民の力が必要とされるわけです。

こうした方向の、数少い成功例としては、静岡の茶摘機の改善、富山県の米穀乾燥機の改善の運動があげられます。前者は県改良普及制度、農業試験研究機関、農協と行政と製造資本の共同取組みで切断事故防止の機構にした例であり、後者は農協と農機具の商業協同組合と行政の共同で火災が起りにくい型式にした例です。何れもローカル・メーカーであるだけに、災害の多い型式を安全なそれに改善しえた例ですが、農業機械化が大型化し、全国市場向けの独占資本の生産となるとこうしたことはなかなか容易でなく、それだけに取組みの力量の増大が必要となることはいうまでもありません。

(2) 農業機械についての農民の知識・技能の形成と水準の向上

もともと、営農のための農業機械であるわけですから、農民の農業機械にたいする知識・技能の形成には、作物なり家畜なり、さらには土壌肥料その他環境諸条件とのかゝわりにおける機械のメカニズムおよび運用の諸知識、技能が広く必要とされることはいうまでもありませんが、大型機械化の進行にともなって相対的に独自の領域を形成してきている大型機械の運用の知識と技能の問題に限定します。

農業機械化の分野の拡大と普及につれて、その技能習得の条件も徐々に形成され、制度化されつつありますが、総じて農業機械の開発がほとんど機械独占によって遂行されている現代では、農民の技能形成においてもメーカーのイニシアティブが支配的です。

① メーカー主導の技能習得の制度

ですから、農民の技能習得の機会の主要なものは農業機械メーカー関係で、たとえば井関や久保田など、大メーカーは農民の研修施設を設置していて、年々少なからぬ数の農民が受講しています。しかし、それはメーカーがみずからおこなう企業内訓練、つまり企業労働者と系列農機商にたいするセールスエンジニアリングと共通の性格をもち、総体として市場開拓と拡大の手段という性格が軽視できません。たとえば、田植機の稚苗の適期についての判断も、多少葉先が黄色くなったものを試験場ではすゝめているのに、メーカー系では緑色のものをすゝめる等、農民の慣行技術への迎合によるセールス・プロモーション優先の限界ないし歪はいたるところにみられます。

② 農協系統組織主導の訓練制度

農業機械化の進展のうえで、農協系統の取組みが大きな条件となっていることはいうまでもありません。金融部門における制度融資から購買部門における取扱いの強化の過程で、農協系統組織の研修制度も、全国段階から県連合会段階まで徐々に整備されつつあります。

しかし、こゝでも単位農協の農業機械の取扱い、修理センター（サービス・センター S. C. とサービス・ステーション S. S.）の設置の開拓とともに、まず関係職員の機械関係の専門技能習得が先行していて、そのかたわら組合員農民の研修がおこなわれている、というのが現状で前項でみた経済主義的歪みはこゝでもみられます。

しかし、農協が組合員農民を基盤とする大衆の経済団体である以上、それは農民の要求によって運営される側面があるわけで、先進的な農協では農閑期に農協青年部とタイ・アップして、機械修理と修理・技能講習とをかねて取組んでいるところもあります（長沼、剣淵等）。また大型機械化にともなう農業生産組織ないし機械化集団で、整備、修理、運用の研修や競技をおこなって効果をあげているところもでてきています（沼田等）。

③ 農業改良普及制度諸機関主導の訓練制度

もう一つの有力な分野が農業改良普及関係でこれには町村段階における機械関係専門普及員による現地での訓練のほか、試験場や農業学園、農業者大学校における実験課目の訓練、さらには専門的な農業機械研修所（北海道では清水と美幌）があります。

それぞれ独自の現実的条件をもち、したがって町村で行う場合は実際はメーカーの派遣技術員主導となるなど歪は否定できませんが、公的な農業機械利用技能養成制度として一定の検定試験を課し一定の資格（農業機械士）を与えているというように、重要な制度となっています。

以上のほか、公共職訓の方の農業機械のコースや、自動車教習所のトラクター免許取得のためのコース等の関連領域の制度がありますが、前者は離農者の職業訓練のためのものであり、後者は営農と切りはなされた運転技能のみのものである点に限界があります。

しかし、このように農業の機械化、とくに大型化とともに、農民の機械技能習得の社会的条件が徐々に形成され、独自の制度化の過程にあることは重要な意味をもつと考えます。

そうした動きは一農民の機械事故の増加を反映して一各都道府県における農作業安全運動推進本部の設置、町村および関係団体による安全運動の取組みの拡大と不可分の関係にあるからです。前項でみた「農作業安全基準」の設定、さらにその実施過程における安全運動、広報、移動教室、普及座談会、安全講習会、実態調査等、教育・学習が決定的な意味をもつわけで、こうした関心の一般的な広がりの中で、前述の機械の技能プロパーの研修もはじめて根づいたものとなっていくと考えられます。

というのは、わが国のように家族労作的農民的生産様式が支配的なところでは、この農業機械の技能習得のうえで中広い公的保障が格別の意義をもたざるをえないからです。

第一に、労働者の労働災害の場合のように、雇傭者側の企業内技術・技能訓練が「安全管理」の法的義務づけのもとにおこなわれているのとちがって、農民の場合はほとんど野放しで、メーカー主導の機械化が進められ、事故が激発しています。しかし、農産物価格水準が総じて費用価格以下のところで決定されている農民的生産様式にあっては、それらの訓練をみずから行う条件に乏しいわけで、この機械の技能形成については中広い公的保障が不可欠です。

第2に、経営主は一定の歪はうけつゝも一技能習得するとして、それから数年間のタイム・ラグをもって家族員に技能が「伝播」しますが、そこでの習得はきわめて不十分なもので、このことが事故の発生に拍車をかけていることもみのがせません。

第3に、もう少し広く農業生産力の形成という観点からみた場合、労働手段たる農業機械とそ

他の生産力要素との関係(とりわけ品種)の整備が必要不可欠で、いわばそうした「研究開発」「原料転換」のうえでも公的保障が大変重要となっています。

現在、大型機械化の進展にともなって、その技能習得の社会的条件にしても、またその社会的保障たる「資格」の形成にしても、主として資本賃労働関係で成立した既存関係制度を援用しつつ、いまはじめて独自の制度を形成する過渡にあるわけで、それらの方向づけについて全面的な研究が必要となっているようにおもいます。

(3) 農業労働災害補償制度

この切実な問題についても、雇傭関係のない農民的生産様式においては対策は農民の「自主性」にまかされ、公的保障がおこたられています。

ところが、こゝ数年農業機械の大型化にともない、労働災害も「大型化」し、その補償はどの農民世論調査をみても切実な要求となっています。入院、後遺症を考えれば当然です。

こうした要求の切実さを反映して、農業機械化を中心とする農業労働災害補償の先駆的な取組みがようやく試みられはじめていますが、何れも不十分で今後その統一的改善が大きな課題となるでしょう。

現在の補償の制度は、①全国的な労災制度への特別加入方式と、②農協全国連のおこなっている保険と、③市町村自治体(農協、農業共済組合もふくむ)のおこなっているものと、3つあります。少し立入って実態をみてみます。

① 全国的な労災補償保険制度への特別加入　これが労働者の業務上の負傷、疾病、身体障害、死亡事故を対象とした制度であることはいうまでもありませんが、農業機械事故の激発とともに1965年11月から農民に特別加入の道が開かれました(第48回国会における労働者災害補償保険法一部改正)。1963年の静岡県農協青年部の問題提起と決議によって、同12月末全国農協青年部大会で、翌1964年の全国農協大会でも決議され、運動化されて、その結果ようやく実現されたものです。

しかし、農民の特別加入の場合は、雇傭労働者を使う農業の事業主以外の農民は、①事故補償すべき機械作業の種類を労働大臣に指定され、②労働保険事務組合、同加入組合を特別につくって加入せねばなりません。したがって、1976年の加入者は全農家の1割程度にとどまっています(制度の不十分さのほかに、事務組合のおかれる農協の姿勢の消極性を反映)。

その実態については、全国農業会議所の調査があるので、それによって農民の制度批判をみてみましょう(1976年12月1日調査、加入の多い町村を1県1町選定し、17県、1,481名分集計、加入者の5.8%)。

- 加入者の大部分は経営主、したがって男子で、家族員は2割にすぎない。
- 加入動機は「他に制度がないから」が54%で、「加入してよかった」もの6割。
- 逆にいうと、農協で制度化し、その勧誘で入ったもの65%、したがって事故の認定の方法、経過は「わからない」ものが半ばをこえる。
- 過去5年の事故と補償の実績は、加入者の17%、家族の場合は5%で、実際の事故率より低い(加入者の8割までが作業や危険に遭遇している)。
- したがって、要望事項としては、大臣指定機種拡大、農家単位の加入、短期加入その他手続の簡素化があげられる。

この対象機種、作業範囲については、1974年改正で自走式田植機、動力脱穀機、動力カッター、動力草刈機、動力摘採機、動力揚水機が追加され、1976年改正で、他人の圃場での共同作業、作業場と格納庫の間の修理、積卸作業、その他委託作業中の事故もみとめられることになりましたが、まだ機種制限があるうえ、養蚕、養畜、施設園芸の諸作業、調整、加工、流通の諸作業への

適用は除外されています。

このほか、農民の要求としては、保険料の軽減（高すぎるとみるもの2割、無事故の場合の還元も要求）、認定、給付内容、制度運営改善のほか、農業者年金制度との連繋、農民独自の補償制度への発展等があげられ、運動化されています（全国、県農業会議のほか、知事会等）。

しかし、主管官庁が労働省であるため、安全衛生義務の確認、事故確認の困難さを理由として機種および作業範囲の拡大、保険料の軽減、とくに農家単位の加入は拒否されてきており、問題は山積して残されています。

② 農協系統組織の機械労働災害補償制度 これには、全国農協連合会、県経済連合会の農機災害補償制度（同共助制度）と、全国共済農協連合会のおこなう農作業中傷害共済および特定農機具傷害共済制度とがあります。

前者は1974年から発足したもので、農協系統組織取扱いの農業機械に直接起因する人的災害につき、労災保険に準じた補償をしようというもので、そのファンドは全部全農、経済連が負担し農民の掛金は不要となっています。ですから、共同作業中の事故は対象となるが、借用使用中のものは対象外、また下取再販機械は「全農号」、「サトーくみあい号」にかぎること、休業補償はないこと等、全農の一方的意見で定められています。

そうしたことは、これもセールスプロモーションの性格の傾向がつよく（ファンドは販売経費となって農民に転嫁される）、その点ではその後この制度に対抗しておこなっている農機商業協同組合の類似制度にも共通しています。

後者、農協の共済保険は1976年から農作業中の事故と大型機械作業災害を対象に開始されたもので、1977年9月で農作業中傷害共済の加入は9,599件、特定農機具傷害共済は10,157件となっています。もともと、農業機械事故の発生は確率法則にしたがうわけでもないもので、これも過渡的な制度の域はでられないでしょう（とりわけ、予防についての対策とのかゝりがない）。

③ 市町村段階自治体の補償制度

前述の既存制度の不備の深刻な意味からして、最近では町村自治体で独自の制度化にとりくむところがでてきていて、注目されます。というのは、地域住民としての農民のための制度であるだけに現実的な性格をもっていて、既存制度にたいするデファクトの痛烈な批判となっているからです。その特徴はつぎのようです。

- 自治体を中心となって条例化し、関係団体とともにファンドを造成し、掛金が低いこと。
- 多くの場合、農家単位の加入になっていて、家族員の事故にも適用されること。
- 農業労働災害は、地域農業の実態に応じて、地域的特徴がみられ、その補償範囲も現実的であること（たとえば福井の上中町のまきわり、中国地方のマムシ咬傷等）。
- 休業補償も採用している場合が多いこと。
- 事故認定も比較的簡単であり、補償水準も年々改訂されており、総じて弾力的に現実に即応していること。

以上、こうした制度は1970年に広島吉舎町（きしや）で条例化され発足してから、1970年代後半には同県芸北町、福井県上中町、島根県佐田町その他北海道の大樹町（ただし農協主体）と拡大しつつあります。

これらの制度の概況と全国的な労災保険の場合との比較は表1のようになっています。これについては、吉舎町農業共済組合参事の国定一馬氏が興味ある比較をしているので御紹介しておきます。

同制度による補償対象者76名（1970年から77年まで）についてしらべたところ、医療費のうち社会保険の給付もうけたもの14名、老人医療8名、原爆被爆者手帳所持者3名、その他1名で、

表1 自治体等が実施している農業

実施主体	きしゃ (広島県) 吉舎町	芸北町 (広島県)	
町の規模	農家 1,250 戸 山林 4,890 ㍔ 水田 590 ㍔ 牛 700 頭 畑 190 ㍔ 鶏 30 万羽	農家 909 戸 牛 937 頭 水田 597 ㍔ 畑 -	
制度発足月日	防除員労災 改正(農機を含む) 35. 4. 1 45. 4. 1	49. 4. 1	
加入対象者	町内全農家の家族と、その家の雇用労働者	町との間に、農作物共済の共済関係が成立している者並に家族と雇用労働者	
加入者数又は戸数	1,230 戸(全戸加入)	909 戸(全戸加入)	
農家負担と徴収基準並に総額	430,000 円 〔 水稲10アール当り 30 円 〕 〔 均等割 200 円 〕	479,601 円 〔 水稲10アール当り 50 円 〕 〔 均等割 200 円 〕	
町村等の助成又は負担	350,000 円町費 350,000 円共済	49. 50 年度 各 600,000 円 (52年度基金積立)	
(52. 1. 1 ~ 52. 12. 31) 罹災者と給付金	4 人 920,605 円	6 人 381,842 円	
補償等の概略	給付金の支払決定機関と構成	吉舎町農業者労災共済会 運営委員会 11 名 (共済総代より選出)	芸北町農業労働労災共済 運営委員会 8 名 〔 農業共済運営協議会委員 4 人 〕 〔 学識経験者(医師 1) 2 人 〕 〔 町職員 2 人 〕
	事故の範囲と対象	農機具 動力によるものと手押切、手動カッター含む 家畜・農薬	左に同じ 〔 但し、農業については、農業安全使用基準に定められたものの、まむしを(53)より 〕
	事故を証明するもの	農協部落委員 共済委員、評価委員 } いずれか 2 名 共済総代 } と医者 診断書	部落総代 } 各 1 名と診断書 共済委員 }

者災害補償制度の概要（1977年度）

(福井県) 上 中 町	(島根県) 佐 田 町	(北海道) 大 樹 町	(国) 労働省保険課
農家1,320戸山林5,696ha 水田1,120ha牛 250頭 畑 101ha 鶏 6万羽	農家1,065戸 樹園 61ha 水田 542ha 牛 3,043頭 畑 135ha		
51. 4. 1	52. 8. 1	50. 10. 1	
左 に 同 じ	当然加入 10a以上の水 稲耕作主 任意加入 10a未満の水 稲耕作者及び 水稲以外の耕 作主 並びに家族と加入者の雇 入	農業経営者（全員） 家族と雇人 農業を営む法人	特定農作業従事 者
1,260戸（全戸加入）	998戸（全戸加入）	411戸	
810,000円 〔水稲10アール当り 50円〕 〔家畜1頭 20円〕 〔均等割 200円〕	415,770円 〔当〕〔水稲10アール当り 50円〕 〔均等割 200円〕 〔任〕〔水稲10アール当り 50円〕 〔畑 " 30円〕 〔均等割 200円〕	1,965,000円 〔一般 4,500円〕 〔法人 25,000円〕	基礎日額 3,000円と仮定 1人 5,475円
1,000,000円町費 （1,000万円になるまで）	300,000円町費	設立時 1,000,000円町費 の原費 1,000,000円農協 として	
7人 585,342円	5人 188,381円	15人 710,000円	
町長及び 運営審査委員会 5名 （町長） （委嘱）	佐田町農業災害共済運営 審査委員会 8名 〔町 長〕 〔町 議 員〕 〔農 業 委 員〕 〔学識経験者〕 〔農 家 代 表〕	大樹町農作業災害互助会 16名 〔会員より選出 8名は町及び 農業団体から 選出されたも の〕	労働基準監督署 長
左 に 同 じ （まむし、稲架）	左 に 同 じ 〔まむし、蜂並に運営〕 〔審査委員会が認める〕 〔農作業事故〕	農作業に係る事故全部	業務が原因とな った労働災害事 故
区長、農家、組合長と 診断書	各自治会の産業部長と 隣接者2人と 診断書	各地区の世話人及目撃者 と診断書	指定病院で治療

補償等の概略	医療給付金と最高支払額	50,000円（1年以内）	左に同じ
	休業給付金と最高支払額	118,800円 休業4日目より30日間基礎日額の $\frac{60}{100}$ 、その後の60日間は $\frac{30}{100}$	154,800円 3日目～90日目 基礎日 $\times\frac{60}{100}$
	後遺症給付金と最高支払額	1,650,000円（基礎日額 \times 500日）	1,500,000円（基礎日額 \times 500日）
	死亡給付金と最高支払額	2,310,000円（基礎日額 \times 700日）	2,400,000円（基礎日額 \times 800日）
	葬祭料	10,000円	10,000円
	その他	休業共済金を支払わない場合は、見舞金を払うことができる。	
備考（細則）	基礎日額	健康な男 3,300円 " 女 2,750円 （学生、児童及び70才以上は $\frac{1}{2}$ ）	健康な男 3,000円 " 女 2,400円 （学生、児童、18才未満、70才以上は $\frac{1}{2}$ ）
		事故発生報告が60日を経過したものは、支払わない。	左に同じ
		死亡とは、事故発生後100日以内とする。	
		(註)○午後5時までの事故を対象 ○診断書と事故確認書では、後者をむしろ重視	給付金に関する不服がある者は、町長に審査請求することができる

注：鳥根県農業会議「情報と資料」第159号より。若干加筆。

左に同じ	左に同じ (1,000円未満は除く)	0	傷病が治るまで 全額
153,000円 6日目～90日目 基礎日× $\frac{60}{100}$	90,000円 吉舎町と同じ	入院日数1日 1,000円 (但し, 18才以上 65才未満)	○4日目より 基礎日× $\frac{60}{100}$ ×スライド率× 休業日数 ○長期療養には 年金
1,500,000円 (基礎日額×500日)	1,250,000円 (基礎日額×500日)	500,000円 20,000円を見舞金に加算	1～7級は年金 8～14級は一時金
2,400,000円 (基礎日額×800日)	2,000,000円 (基礎日額×800日)	800,000円 互助会	年金
10,000円	10,000円		215,000円 (125,000+基礎 日額×30日)
(註)他の制度を十分利用し 救済できない場合に本 制度を			
健康な男 3,000円 " 女 2,500円 (学生, 児童, 18才未満, 70才以上は $\frac{1}{2}$)	健康な男 2,500円 " 女 2,000円 (左に同じ)		
左に同じ	左に同じ	見舞金と互助金は重複し て支払わない。	
死亡の判定は, 運営審査 委員会	死亡とは, 1年以内のもの	死亡とは, 180日以内の もの	
事故防止につとめる 積立 350万円位になる	給付は1回1件とする	現制度については, 抜本 的改正を検討中	

34%が無料、残る66%が国民健康保険で3割の自己負担だったのです。

さらに、他の類似制度とのかゝりからすると、農協共済該当者は4名、農協の農業機械傷害共助制度該当者は2名、もし国の労災の特別加入をしていたら適用になったであろうもの15名（2割）で、これらの類似制度が実際はどんなに不備なものかわかります。

このように、市町村レベルの制度は現実的なので、ひろがる傾向にあるとってよいとおもいます（愛知県三好町の見舞金制度（1973年より）、岡山県有漢町、京都府綾部市の取組みとか、福井県坂井農協、同大野市農業共済組合の取組みとか）。

こうした地方自治体の自主的な取組みは一むろん、不十分さはもちつゝも一丁度、かつての岩手県沢内村の乳幼児・老人医療の無料化が市町村に広がり、国を動かしたように、住民自治の一環として位置づけられるなら、十分運動として力をもっていく可能性をもつと考え、貴重な芽生えといわねばなりません。

1972年の熊本大学病院グループの試算によると、農民と公務員が同じ病気で一年間入院した場合、前者の自己負担は140万円、後者2,000円で、前者の収入減と支出増（例えば作業委託）、後者の賃金保障と傷病手当金給付との差は150万円にのぼる、というように、農民の労災、疾病の負担は社会的に大変差別されています。こうした状態が早急に改善されるべきは言をまちません。

3 むすび 農民の健康と社会教育

以上で、報告はおわりにしたいとおもいますが、最後に一般的な農民の健康問題と、教育課題に橋渡しする意味で、2つのことにふれておきます。

第1点として、以上でみた農業機械労働災害と同様、農薬問題についても、また激動下の農村の農民の健康一般についても、農民の関心がいやおうなく切実につよまってきており、それに照応して農協その他市町村の健康問題への取組みが広がっていることに注目したいとおもいます。

農民自体の関心については色々の世論調査があるので、農協を中心とした取組みについて概況をみておきます。これについては全国農協中央会の農協生活活動についての調査（1975年4月、全国4,939農協対象、回収率65%）があります。主な結果はつぎのとおりです。

- ・検診活動をおこなった農協（1974年度）は67.8%で、三分の二が取組んでいる。
- ・それに関連して、健康実態調査をおこなった農協が22.3%、保健・衛生教育をおこなった農協が23%、健康相談をおこなった農協が19%。
- ・さらに、農協として健康管理推進組織を設置し、組織的、持続的に取組んでいる農協28%、その半ばは市町村や保健所と共同の事業となっており、また農協婦人部、青年部と提携している。

このように、最近農協のいわゆる生活活動ないし生活事業の取組みが進んでいますが、その中で健康問題が最大の課題になっているのは注目すべきです。というのは、ようやく地域住民としての農民がみずからの健康を守る運動に自主的にとりくむ力量をもちはじめているからです。

しかし、農協の生活事業が、いわば家庭内労働の社会化された一形態としてとらえられる一側面と同時に、消費財の購買事業にみられる資本主義的経済主義的傾向と、行政下請けの権力主義的傾向の他の側面も軽視しえない、そうした対抗関係にあることをのみのがすわけにはいきません。

第2点として、そこで問題となるのは教育・学習とのかかわりです。これについては、一般的にいえば農民自身の集団的努力と同時に、関係機関、関係労働者、とりわけ専門的力量をもつ労働者との共同事業が必要不可欠といわねばなりません。

その医療面については、1970年の全国農村保健研修センターの発足にともない、1977年より保健・医療従事者（医師、保健婦、医療技術者、農協健康管理担当者、共済福祉担当者、生活改良

普及員、農協営農・生活指導員、等々)を対象とした研修事業が開設されています。初年度の実績および第2年度の予定は表2のようになっています。

こうして、農民の健康についての教育・学習が緒につきつゝあるわけですが、前にのべたように、こゝでも医療機関主導の傾向がなきにしもあらずで、逆にいえば、健康問題については専門機関へおまかせとの傾向がつよいといえます。

そうとすれば、農民の健康(ないしその阻害のメカニズム)についての社会科学的教育・学習およびその前提としての研究が大きな課題となっているといえましょう。

今回、農民の健康問題にかんするシンポジウムをおこなったのもそうした意味からにほかなりません。

表2 全国農村保健研修センターの取組み

(その1) 52年度研修コース別受講者数

コ ー ス	実 施 年 月 日	受講延人数
52年度第1期農村医学基礎コース	52. 11. 7 ~ 12. 17	102
// 第2期農村医学基礎コース	53. 2. 13 ~ 3. 11	66
// 第1期農村健康基礎コース	52. 9. 26 ~ 10. 1	35
// 第2期農村健康基礎コース	52. 10. 26 ~ 29	40
// 農協共済生活福祉コース	52. 10. 3 ~ 8	25
// 営農安全管理コース	53. 3. 13 ~ 18	15
53年度第1期農村医学基礎コース	53. 4. 17 ~ 6. 10	45
// 第1期農村健康管理コース	53. 6. 19 ~ 24	37
// 第1期農協経営者コース	53. 6. 27 ~ 29	6
// 第2期農村健康管理コース	53. 7. 17 ~ 22	31
計		402

注：ただし、農村医学基礎コースは、52年度は3日間を1単位としていたが、53年度は6日間を1単位としている。

表2 (その2) 53年度コース別研修内容

コース	日 程	期 間	対 象 者	定員	研 修 内 容
農村医学基礎コース (Aコース)	(第1期) 第1課程 4月17日～22日 第2課程 5月 8日～13日 第3課程 5月22日～27日 第4課程 6月 5日～10日 (第2期) 第1課程10月16日～21日 第2課程11月 6日～11日 第3課程11月13日～18日 第4課程12月 4日～ 9日	4週間 ただし 1週間 分割受 講も可 能	医 師 保健婦 看護婦 健康管理担 当者 医療技術者等 医療従事者	60人	第1課程：農村衛生 と農業医学 第2課程：第一線医 学と農村臨床予 防医学(その1) 第3課程：第一線医 学と農村臨床予 防医学(その2) 第4課程：農村健康 管理学, 集団健 康スクリーニン グ視察(1泊2 日)など
農村健康管理コース (Bコース)	第1期 6月19日～24日 第2期 7月17日～22日 第3期 10月 2日～ 7日 第4期 2月19日～24日	6日間	農協生活指導 ・健康管理担 当者 生活改良普及 員 医療機関健康 管理担当者 農協共済担 当者	60人	農村の健康管理の 実際, 農村の成人病の 保健指導, 健康調査 のやり方, 視察 集団健康スク リーニング, 全村 健康管理モデル農 村(八千穂村)
農協共済生活福祉 コース(Cコース)	第1期 7月31日～8月5日	6日間	共済連担当者 のみ		農村の社会保障, 農 協社会福祉学, 視察 リハビリテー ションセンター 鹿教湯病院 (1泊2日)
農村福祉リハビリ テーションコース (Dコース)	第1期 11月27日～12月2日	6日間	医師, 保健婦, 看護婦, 健康 管理担当者, 医療技術者, 農協共済担 当者	60人	
営農安全管理コース (Eコース)	第1期 9月 4日～ 9日 第2期 1月22日～27日 第3期 2月 5日～10日 第4期 3月 5日～10日	6日間	農協営農技術 員 農業改良普及 員	60人	農業病とその予防, 農薬中毒の応急措置, 農業災害とその対策, 外傷の応急措置, 救 急蘇生法など
農協経営者コース (Fコース)	第1期 6月27日～29日 第2期 10月25日～27日 *受講者に検診(ヘル スクリーニング)を実施	3日間	農協組合長, 専務, 参事等 経営者層	30人	農協における健康管 理, 健康管理の実際, 農村の成人病など
農協婦人部健康管 理コース (Gコース)	第1期 8月20日～31日 第2期 11月20日～22日 *受講者に検診(ヘル スクリーニング)を実施	3日間	農協婦人部員 等	60人	農村の健康管理, 農 村の成人病, 農村の 生活改善, 農協の生 活活動など

注：農学協同組合年鑑 1979年版。

コメント(その1)

農民の健康問題に関する諸報告について

山田 定 市(北海道大学教育学部)

最近の農業技術の発達には著しいものがあり、それにより農業生産力はめざましい上昇をとげた。このような農業生産力の発展が、個々の農民経営や農民諸階層の動向にどのような変化を与えてきたか、ということについては比較的解明が進んでいるといえるが、それが農民の労働と生活に与えた影響については、分析が十分に進んでいるとはいえない。今回とりあげられた農民の健康問題は、そのような課題として重要であり、ひとつには、農業機械化が農民に与える直接的な影響の問題としてさらには、農民の貧困化の重要な一側面として深められなければならない。

いうまでもなく、農民の健康破壊は、いまにはじまった問題ではない。かつての畜耕手刈段階の農民は、低い農業生産力水準のもとで苛酷な労働を社会的に強いられ、このことが農民の低い生活(消費)水準のもとで深刻な健康破壊をもたらしてきたものであった。大型農業機械化を基軸とする農業技術・生産力の現段階のもとでは、農民の健康破壊は、かつてのそれと質的に異なる。そのきわだった問題は、農業機械操作や農薬散布による事故や障害のように、かつてほとんど起りえなかった事態が大量に発生している、ということに示されている。高井氏ならびに山口氏はこの問題を直接にとり上げて解明し、さらに深めるべき課題を提示された。

このような事故や障害の発生を防止するためには、農業機械・農薬メーカーなどに対する厳正な監視制度や、安全措置などの積極的な開発が必要である。それと同時に、農業技術・生産力の現段階に対応して求められる農民の技能修得は、農民教育の重要な課題である。最近、われわれが実施した調査(この報告書掲載の拙稿「農民経営の動向と農民の学習」)によっても、農民の技能修得に対する要求がきわめて強いこと、それにもかかわらず既存の農民教育の諸過程ではこの学習要求が十分に満たされていないこと、が明らかになっている。このような農民の技能修得は、いまや社会的労働としての農民労働の不可欠の条件であり、農業労働災害防止、発生時の保障などととも、その内容が十分に検討されなければならない。このような農民の技能の向上は、農業技術が個々の農民経営や地域農業の実態をかまえて自主的に開発されるためにも必要な条件であるといえよう。このような観点からあらためて、農業改良普及制度、農業試験研究機関、各種農業教育機関の果たすべき役割が問われているといえよう。

農民に対する検診活動の結果を基礎とする重住氏ならびに升田氏の報告は、こんにちの農民の健康問題の深刻さとともにそれが複雑な内容で進行していることをあらためて認識させられる内容のものであった。酪農民の健康破壊が着実に進行しているという升田氏の報告は、「ゴールなき多頭化」をめざす酪農「近代化」政策のもとでの酪農民の貧困化の重要な内容をなすものである。こうした事態が酪農民にも深刻に認識されつつあることは、同じ別海町酪農民を対象とする調査(前掲拙稿)においても生活上の問題として悩んでいることとして、家族の過重労働や健康問題を強く指摘していることによっても伺い知ることができ、内容的に升田氏の報告とも符合するものである。

重住氏の報告から、現在進行しつつある農民の健康破壊が、農業生産力の変化にともなう農業労働の変容、農村ないし農民の生活様式、消費水準、さらには農民の健康観、健康管理などが複雑にからみあうなかで進行していることを認識することができた。春耕期に5～10キロもやせるといったかつての畜耕手刈段階とちがいで、現在の機械化体系のもとでは、一面でかつてのような体力消耗が軽減されると同時に、他面では、かつてなかった内臓疾患や精神的疲労など、複雑な内容で進行している。こうした事態には、ただカロリーを多くとる、という健康管理では不十分である。そこでは、生活条

件の変化を十分に加味した健康教育や体力づくりが求められているといえよう。それと同時に、医療機関、施設などをめぐる都市と農村の格差はいまだに大きく、これらを含む社会資本の充実が健康問題を解決し改善するためにも必須の条件であろう。

今回の研究会では、各報告者から教示を受けることが中心となり、それぞれ提起された課題についてわれわれ(主として社会科学)の立場から深めるということは十分になしえなかったが、これを機会に、農民の健康問題を都市労働者のそれとの関連において、各分野の研究者の参加・協力のもとに総合的に解明することをめざしたいと思う。

コメント(その2)

農民の健康問題に関する研究会に出席して

笹谷 春美(北海道大学教育学部)

今回の医学・公衆衛生学及び自然科学的見地からの農民の健康問題に関する諸報告を聞いて、私は「病氣」というものは、その人の衣食住のあり方、労働・休息・睡眠・その他家庭内や近隣の間人間関係など一切を含めた生活の総体の反映である」という大牟羅良氏の言葉を思い起こした(『荒廃する農村と医療』1971, 岩波書店)。諸先生方の報告は、それぞれの分野において労働や生活と病気との関わりを深く分析される中で、私たちに、その背景にある現代の農民の生活の総体における問題性を透かしてみせて下さったように思われる。

高井氏は、機械化に伴う農業労働の大きな変容と、農民の傷病・事故率の増大との関連を詳しく論証されたが、その原因の1つに、機械に不慣れなままでの操作があること、そしてその背景には、疲労の蓄積や、機械に不慣れな婦人の操作等が起因していることを指摘された。このことは、機械化による高度な生産力の発展が、労働密度の増大や、いわゆる「カーチャン農業」といった、ある意味で農業労働のイビツな形態の下で進行していること、そして、そこでの矛盾の一現象として、農民の傷病の発生がたちあrawれていることを示している。この矛盾が一層進展すれば、「家族協業体」の崩壊→農業からの離脱にもなりかねないことは、私たちの研究室の酪農村調査でも示したところである。

一方、重住氏は、狭義の生活過程一とりわけ食生活と農民の肥満の問題を論じておられる。しかしながら、高カロリーの食物摂取が肥満の要因となるのは、やはりそこに労働過程の変容が規定にあることも、同時に指摘されている。つまり、畑作・水田農家では機械化により、過去の労働より労働が軽減しているにもかかわらず、昔からの、夏場のきつい農作業のために冬場にうんと食べて体力をつけておく、といった食習慣(“熊のような思想”)が抜けきれないため肥満につながってゆく、という興味深い分析をされている。

一方、氏は水田農家に比し、酪農民に肥満が少ないことを、酪農は進んだ考え方をもっていないと経営がむずかしいため、全体的にインテリジェンスの高い、合理的な意識をもった層が多いためではないか、と分析しておられる。が、これは意見のわかれる所ではないであろうか。別海町の酪農民の検診結果を報告なさった升田氏は、「大規模化」「機械化」の中でゴールなき多頭化を強いられている酪農民の「ヘトヘトに疲れている」状態を指摘されている。また、私は、先日、群馬の農業生活改良普及員から、水田・畑作農家に比べ酪農家の婦人が皆やせていること、これは、酪農のきつい労働に関係があるのではないかと一という話を聞いた。酪農婦人の労働強化に関しては、私どもの研究室の先述の実証研究でも一部明らかにされているところである。いずれにせよ、農民の健康状態を生活習慣や価値観の問題に結論づけるのは、まだ早いように思われる。各層の現実の労働一生産過程の実態を

明きらかにする中で検証されてゆくことが必要と思われる。

ところで、山口氏の農薬散布による健康破壊の危険性をめぐる報告は、農民の健康がまた、農民の個々の労働一生産過程との関わりのみではなく、その器である自然的・社会的環境に規定されることを示している。

かつてエンゲルスは、「彼らは、大都市につれてこられて、自分の田舎の故郷よりも悪い空気を吸いこむ。彼らは清潔のためのあらゆる手段を奪い去られる。彼らは水を奪いさられる…………… 彼らは自らの区域を病毒で充たすことを強いられている」と、大都市における労働者の健康状態が破壊されてゆく様を、田園との比較で述べている（「イギリスにおける労働者階級」, 1884年）。又、1930年に、農村社会学の科学化をめざして編纂されたソローキン等の“Systematic Source Book in Rural Sociology”においても世界各国のデータ比較の中で、農村地域に住む人々の健康状態が、都市地域に住む人々のそれよりも、よい状態であることが示されている。たしかに、農村の広大な緑、澄んだ空気と水は、スモッグ下の都会より、より健康的であるに違いない。しかし、この自然環境さえも、農薬の散布により、農業従事者のみでなく、そこに住む地域住民全体の命と健康を脅かす危険性を有していることが氏の報告により明きらかにされた。しかも、この農薬散布が、機械化と同様、農業「近代化」政策の下で導入されてきたものであるとき、農民（農村住民一残留農薬等のことを考えれば国民全体）の健康問題の根元は国の政策に結ばれている、といっても過言ではない。

農村の社会環境の問題として、過疎地域における医療過疎の問題も重要である。北海道に於ては、とりわけ都市部への医療機関の偏在が指摘されている。升田氏の報告における別海町農民も、重住氏の報告における健康管理センターを利用する農民にしても、年に数回の検診のみが医療と関わる機会であろう。とりわけ、センター利用には、最低2泊3日を要するため、検診を受けに来る層は比較的めぐまれている人々である、という重住氏の報告は、医療機関が極めて少い上に、更に貧困層はその利用の機会を二重に奪われていることを示している。農村地帯一過疎地域には、とりわけ老人層のたい積がみられ、それだけに一層、緊急の際の医療機関が必要とされているところであろう。

以上、農村・農民に関しては詳しい知識を持っていない私であるが、研究会の諸報告から、その背景に広がっている農民・農村の健康に関する社会科学的な諸問題を垣間みることができた。それは、現代資本主義社会で生存を営む都市の労働者・住民にも共通する諸問題であると考え。今回の研究会で学んだことを私なりに人々の健康・疾病をめぐる社会科学的な究明に役立たせたいと考える。

農民の肥満傾向にかんする岡豊博士の研究成果

ま え が き

本シンポジウム発題でふれたように、北海道農山漁村健康管理センター前所長・故・岡豊博士(北海道大学医学部講師)は1965年ごろより北海道の農民の肥満化傾向について先駆的な実証研究をなされ、農民の健康教育の重要性と緊急性を訴えつけてこられた。その一環として、わたしたちにもそのことを要請しておられたが、本シンポジウムの開催の直前、1978年3月に急逝された。ここに同博士の研究業績でかつてわたしたちに託されたもの6編を収録して、参考に供する次第である。

1. AMHTS(自動化多項目健診)よりみた農民肥満と疾病構造(第一報)

飯塚 徳 男(北海道農村医学研究所)

重住 道 彦(北海道農山漁村健康管理センター)

○岡 豊(札幌厚生病院・内科)

〔緒言〕 農・非農に拘らず、肥満及びこれに関わる各種成人病の増加は、憂慮すべき事態であり、特に北海道に於ては、寒冷地一毛作農業のためか農民にその傾向が著るしく、一般臨床に於てもその感が深い。私共は、当検診センターの受診者5595例を分析し、農村保健の将来について、ますます危機感を深めているので報告する。(なお、受診者なるサンプルが、任意抽出でなく、必ずしも夫々の母集団の平均ではないので、明らかな傾向のみを取り上げた。)

〔方法、結果、考按〕 農1295例、非農(農協職員及び一般)4300例につき調査した。

I) 肥満(Broca変法で+11%以上)、高血圧、眼底動脈硬化、高コ血症(230mg/dl以上)、高中脂血症(120mg/dl以上)、耐糖能低下(50g G. T. T. 前値〔100mg/dl以上〕1時間値〔150mg/dl以上〕の何れか或は両方)につき、その農・非農別、性別出現頻度をみると、表1の如く、農民女性に、肥満、高血圧、動脈硬化、高中脂血症が多く、農民男女に耐糖能の低下が多い。

表1 総受診者、農・非農別疾病・異常頻度%(5595例)

	肥満(>+10%)		高血圧症		眼底動脈硬化		高コ血症		高中脂血症		耐糖能低下	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
農(1295)	49.0	73.0	15.6	18.1	18.6	24.0	7.0	6.3	52.9	52.0	40.8	35.3
非農(4300)	48.7	66.1	16.0	13.0	16.2	16.3	6.8	6.0	59.5	40.2	31.5	26.7

II) 肥満・非肥満別、性別、農・非農別、疾病異常頻度をみると、表2の如く、高血圧は、農・非農共に肥満に多く、更に、肥満では農に多く、肥満に加わる農業労働その他の影響が推測される。冠不全は、農・非農共に肥満に多いが、農に多いとはいえない。眼底動脈硬化は、肥満の男性を除き、農に非農よりも、肥満に非肥満よりも多い。(男性の農の肥・非肥満に差がないのは、肥満の判定が脂肪厚によらぬため、筋肉質の体重増加を肥満したためと考える。)高コ血症は、肥満に多いが、農・非農に差はない。

高中脂血症は、肥満に多く、農・非農別では、男性では差がないが、女性では農に多く、その食習慣に糖質過剰が想像される。耐糖能低下は、非農の男性、農の女性で肥満に多いのは、脂肪性肥満により、非農の女性で肥満に多くないのは、若年農協職員の肥満が含まれたためと考える。

III) 農民のみについて、更に年代別にみると、表3の如くであり、加齢の影響の有無を推量し、記載した。

IV) 農・非農別の肥満頻度を年代的推移でみると、表4の如く、農の男性は、年代的に差が少く、農の女性に最も差が著るしい。

〔結語〕 すくなくとも、北海道に於ては、農民、特に女性に肥満傾向が強く、これに関連する各種疾病が、更に増加するものと予想される。現今既に、家事に加わる農業労働が、女性に依存する面が大きくなるならば、将来農業の労働力は、まさに、危機に瀕していると考えざるをえず、早急に、脂肪性肥満の防止のための、高蛋白、低糖質、低カロリー食を積極的に指導すべきである。(以上、肥満に、これら疾病異常が多発する事は、周知の事実であるが、それをあらためて、農村保健の立場より調査し、問題を提起した。)

表4
性別、農・非農別・肥満の
年代推移 % (5595例)

性別	♂		♀	
	農	非	農	非
農・非 ~39	44.3	43.0	48.3	41.3
40~49	53.0	51.3	72.2	68.1
50~59	48.3	49.8	82.9	79.7
60~	45.5	50.5	80.2	74.6

表2
受診者の肥満・非肥満別，性別，
農・非農別疾病・異常頻度 %

病名	性別	農 (1295)		非農 (800)	
		%	有意差	%	有意差
高血圧症	♂	非 11.6	あり	非 11.0	あり
		肥 23.9		肥 19.4	
冠不整	♀	非 7.5	あり	非 6.5	あり
		肥 26.1		肥 14.8	
冠不全	♂	非 2.4	あり	非 3.8	あり
		肥 4.2		肥 8.1	
動脈硬化	♀	非 1.4	あり	非 2.2	あり
		肥 7.1		肥 6.5	
高コ血症	♂	非 19.5	なし	非 11.4	あり
		肥 18.1		肥 18.7	
高中脂血症	♀	非 15.8	あり	非 5.4	あり
		肥 27.5		肥 16.7	
耐糖能低下	♂	非 5.5	あり	非 5.2	あり
		肥 8.4		肥 9.2	
耐糖能低下	♀	非 2.1	あり	非 5.4	あり
		肥 7.4		肥 7.4	
耐糖能低下	♂	非 38.6	あり	非 38.8	あり
		肥 61.9		肥 68.2	
耐糖能低下	♀	非 37.7	あり	非 23.9	あり
		肥 54.7		肥 36.1	
耐糖能低下	♂	非 45.3	なし	非 33.4	あり
		肥 44.9		肥 49.8	
耐糖能低下	♀	非 37.7	あり	非 30.4	なし
		肥 42.8		肥 30.6	

表3
農民受診者の肥満・非肥満別，性別，
年代別疾病・異常頻度 % (1295例)

病名	性別	肥 非 総体	農民				考 按	
			～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60～		
高血圧症	♂	非	11.6	2.9	4.0	10.0	35.0	加 令
		肥	23.9	5.7	17.7	28.4	47.5	
冠不整	♀	非	7.5	0	6.4	11.8	23.5	加 令
		肥	26.1	18.4	11.0	36.1	36.8	
冠不全	♂	非	2.4	1.4	0	1.6	9.1	加 令
		肥	4.2	0	1.9	3.7	14.8	
動脈硬化	♀	非	1.4	0	0	2.9	5.9	加 令
		肥	7.1	0	1.7	0.1	14.7	
高コ血症	♂	非	19.5	1.4	8.7	24.8	45.0	加 令
		肥	18.1	0	10.8	24.8	41.0	
高中脂血症	♀	非	15.8	2.1	10.5	29.4	41.2	加 令
		肥	27.5	7.9	11.9	35.7	50.0	
耐糖能低下	♂	非	5.5	2.9	9.3	3.1	3.9	加 令
		肥	8.4	15.1	10.8	2.8	6.6	
耐糖能低下	♀	非	2.1	2.1	2.1	2.9	0	加 令
		肥	7.4	5.3	4.2	7.0	14.7	
耐糖能低下	♂	非	33.6	37.7	42.0	34.1	35.0	加 令
		肥	61.9	67.9	63.9	60.6	54.1	
耐糖能低下	♀	非	37.7	25.0	38.3	44.1	58.8	加 令
		肥	54.7	28.9	53.4	58.1	64.7	
耐糖能低下	♂	非	45.3	33.3	35.3	51.9	58.4	加 令
		肥	44.9	28.3	44.3	54.1	44.3	
耐糖能低下	♀	非	37.2	35.4	29.8	44.1	52.9	加 令
		肥	42.8	23.7	35.6	50.4	51.5	

2. 農民肥満に関する調査(第2報) AMHTS 受診者アンケートよりみた北海道農民の肥満危険認識度について

飯塚 徳 男(北海道農村医学研究所)
重住 道 彦(北海道農山漁村健康管理センター)
○岡 豊(札幌厚生病院内科)

〔緒言〕 農・非農に拘らず，肥満及びそれに誘発される疾病の増加は，我国なかんずく，日本農業の存亡に関わる健康問題の最重点であるとする私共の主張は，昨年(第1報)のべたとおりである。この現況及び悲観的将来展望をふまえるとき，私共は，肥満の発生を予防すべく，教育活動を展開するほかはないと信ずる。その予備的の第1段階として，以下，表題のごとき調査を行ったので報告する。

〔方法〕 当センターにおけるAMHTS(自動化多項目検診サービス)受診者に，あらかじめ，他の問診票とともに，私共が考案した肥満認識調査票を送付し，(紙面の都合で供覧しえないが)受付時に回収し，その回答と肥満(標準体重はBroca桂変法，即ち(身長cm-100)×0.9を採用し，+11%以上の体重過剰と+20%以上の肥満度を合せて肥満とした)との関連を1540例につき分析検討した。問診内容は，1)自分の体重に対する理解基準，2)肥満と健康に関する全般的理解度，3)糖尿病，4)高血圧，動脈硬化，脳卒中，5)心臓病，6)胆石症，7)手術危険，の3)～7)と肥満との関連の理解，8)減食による減量意欲の有無及び成否についてである。1)～7)の正解を各10点とし，70点満点で平均得点を計算し，又肥満群については，平均肥満度を計算し，各群の肥満程度を比較した。群別は，農・非農，肥満・非肥満，性別により8分類とし，それぞれの肥満危険認識度を比較した。

〔結果及び考按〕 1) 農・肥・女に肥満が高度で，同性間では農に，同職間では女に高度肥満者が多い。2) 平均得点は，職別では農に，性別では，農では男に，非農では女に低く，肥・非肥別では，農の男女は肥満者に低く，非農の男女は肥満者に高い。即ち，農民肥満は危険認識の不足，非農肥満は，“わかっちゃいるけど”の感がある。3) 肥満症で普通

肥満に関する認識調査（1540例）
（AMHTS受診者のアンケートから） 4.9.7～5.1.1

農・非農，肥満・非肥満別	非農 非肥	農 非肥	非農 肥	農 肥	非農 非肥	農 非肥	非農 肥	農 肥
性別	男	男	男	男	女	女	女	女
例数	400	124	300	107	200	99	202	108
平均肥満度 %	/	/	18.7	21.6	/	/	21.8	24.4
平均得点（70点満点）（点）	45.6	37.1	48.3	33.9	44.0	39.1	45.5	36.9
+20%以上の“肥満症”なのに普通体と思っている %			6.3	20.6			5.9	11.1
+11～19%の“体重過剰”なのに普通体と思っている %			23.7	32.7			13.9	34.4
±10%以内の普通体なのに“やせている”と思う %	26.0	46.0			18.0	30.3		
肥っているほど健康だと思う %	0.8	3.2	0.6	1.9	0.5	4.5	0	1.1
普通体が健康である事を知らない %	6.8	8.9	4.6	12.1	11.0	13.6	9.4	17.8
糖尿病と肥満の関係を知らない %	21.3	46.0	22.0	39.3	34.0	37.9	30.7	40.0
高血圧，動脈硬化，脳卒中と肥満の関係を知らない %	19.8	31.5	14.7	29.9	24.0	28.8	16.8	37.8
心臓病と肥満の関係を知らない %	26.3	43.5	19.3	27.1	15.0	36.4	23.3	38.9
胆石症と肥満の関係を知らない %	89.0	96.0	83.7	89.7	90.0	95.5	91.1	92.2
肥っている方が体力があるので手術の危険がない %	3.0	7.3	8.3	12.1	5.0	10.7	7.9	12.2
肥満と手術危険の関連を知らない %	36.0	40.3	29.3	31.8	37.0	39.4	37.1	41.1
食事を減らした事がある	体重が減った %	8.0	0	22.7	15.0	14.5	3.0	20.8
	体重は減らなかった %	0.8	0	12.3	3.7	3.0	0	13.4
食事を減らした事はない %	91.2	100.0	65.0	81.3	82.5	97.0	65.8	78.9

であると思うと答えたものは，職別では農に，性別では男に多く，（最極端は+66%で普通と）体重過剰で普通と考えるものは，農，特に女に多く，普通体で「やせ」と思うものは，農，特に男に多く，実に46%に及ぶ。肥っているほど健康と思うものは，少いが比較的，農・非肥に多い。以上は，農民には未だに肥満は健康の象徴であるかの如き誤認，及び肥りたいという願望が，非農より根強く残存している悲観的結果と考える。4) 肥満と疾病の関連理解では，糖尿病，高血圧，動脈硬化，脳卒中，心臓病について，意外に理解されず，特に農民に悪い。胆石症と肥満の関係は，全般に殆んど認識されず，特に農民は4.0～10.3%しか理解していない。5) 肥っているほうが手術安全，或は，“わからない”が農に多い傾向であり，全般の理解の低さは，今後ますます，メス科の苦悩をも深めるものと思われ，悲観的である。6) 減食については非肥に少いのでは当然であるが，肥満者のうち，少数ながら，減食により，減量に成功したものは，農に少く，減食したが減量に失敗したものは，非農に多いが，これは，農・肥で減食したものが甚だ少いためである。

〔結語〕 以上，肥満危険の認識は，一般的に，特に農民に基だ低く，その程度は驚くべきものである。北海道厚生連傘下の病院の入院患者が，病院ごとに格差はあるが，約70～90%も，現在或は過去肥満者で占められている現状（詳細は来年度報告予定）をみる時，少くとも，北海道農業の肥満による崩壊を抑止する事は至難であると予想される。しかしながら，肥満と各種成人病との密接な関連が，文献的にも，過去の私共の報告にも，日常診療の実感からも明らかである以上，この現状を拱手傍観する事は許されず，機会あるごとに，肥満の危険を説き，肥満を防止し，できうれば，既に肥満し，或は不可逆的の疾病を惹起した患者にも，その疾病を好転せしむべく，教育，治療を行うことが，北海道において農村医学に関わる私共に課せられた，緊急，最大の任務であると考えられる。

— 1976 日本農村医学会報告 —

3. 老人検診よりみた農民老人の肥満の実態と高血圧などの罹病率について・共同研究「農民の肥満」（第1報）

伊藤紀克 飯塚徳男 石丸 修 重住道彦
三浦 武 近藤 清 佐野博昭 松尾弘文
○岡 豊（北海道農村医学会）

〔緒言〕 私共は，共済連主催の老人保健検診の受診者につき，その肥満の実態と，高血圧，糖尿病の罹患状況との関連を調査したので報告する。

〔方法〕 全道8地区（札幌，岩見沢，道南，旭川，帯広，北見，釧路・中標津，稚内・留萌）別に，60才以上の農民を対象とし，夫々温泉地で行われた老人保健検診（内容は，体力テスト，身体計測，血圧測定，前日夕食後2時間の検尿，診察）

の受診者を、最寄りの厚生病院より、医師、保健婦が現地に向出し、診断した結果を集計、分析した。肥満の判定は、Broca 桂変法により標準体重を算出し、±10%以内を正常、-11%以下をやせ、±11~19%を体重過剰、+20%以上を肥満症とし、後2者を加えて肥満とした。また、前日夕食後の尿糖陽性者（たまたま既に糖尿病と診断されている者と一致）を糖尿病とした。

〔結果及び考按〕 受診者総数 912 例、男 627 例（68.7%）、女 285 例（31.3%）で、年代構成は偶然、男女一致し、60~69才 62.8%、70~79才 33.7%、80才以上 3.5%である。男女別の体型別頻度及び、体型別の高血圧、高血圧+糖尿病、糖尿病の頻度は、表1に示す。即ち、やせは意外に、特に女に少く、肥満は男女共に多いが、男の37.5%に比し、女は73.0%と有意（ $P < 0.001$ ）に多い。男女別に高血圧頻度をみると、男で60.4%、女で65.9%であり、有意差はない。

次に肥満と非肥満で高血圧頻度をみると、男では非肥満中27.0%、肥満者中60.4%で肥満に有意（ $P < 0.001$ ）に多く、女でも非肥満者中19.5%、肥満者中65.9%で肥満に有意（ $P < 0.001$ ）に多い。糖尿病についてみると、例数が少く、細分検討でき

ないとしても、男の非肥満者中3.8%に比し、肥満者中10.2%にみとめ、有意に（ $P < 0.025$ ）多く、女では非肥満者中3.9%、肥満者中4.8%で有意差はない。糖尿病では、肥満歴が重要であるが、この場合は不明であり、肥満者に多い印象というに止める。次に受診者を60代と70代以上に分けて比較すると、表2の如く、肥満者は、男女とも70代以上でやや減少するが、有意差はない。又、高血圧は男の非肥満者では70代以上に有意に（ $P < 0.025$ ）多く、加齢により増加し、男の肥満者では70代以上で増加するが有意差はない。女の非肥満者では70代以上で増加し、少数例で有意差はないが、加齢で増加傾向にあり、女の肥満者では有意差はないが加齢で減少の傾向である。このことは、高血圧の発症に関し、加齢よりも肥満の方が促進因子として重要で、特に女の場合肥満者が各種疾病で死亡することが多いためと想像される。次に、地区別、性別の肥満発生状況をみると、（表は割愛）男では岩見沢の42.9%が最も多く、旭川の30.4%が最も少いが有意差はない。女では釧路・中標津の80.0%が最も多く、旭川の64.3%が最も少いが、これも有意差はない。このことは、米作地帯に肥満が多発するかの如き印象は、老人肥満からみる限りでは当を得ず、畑作、酪農地帯にも多発し、全道一般の傾向といえる。また地区別に体型別の高血圧罹病率をみると、男では、やせのうち0%（札幌、道南、稚内・留萌、釧路・中標津）から57.1%（帯広）、正常型では7.1%（北見）から40.7%（釧路・中標津）、肥満では50.1%（旭川）から75.0%（釧路・中標津）の間にあり、酪農地帯の正常型及び肥満者に高血圧が多い。女では、やせの高血圧は旭川の1例のみで、正常型では0%（帯広、北見、釧路・中標津）から57.1%（道南）、肥満では40.4%（北見）から78.0%（岩見沢）の間にあり、米作地

表 1

性別	体型	体型別例数	高血圧	高血圧+糖	糖尿病	その他と異常なし
		(%)	(%)	尿病 (%)	(%)	(%)
男	やせ	42(6.7)	12(28.6)		1(2.4)	29(69.0)
	正常	350(55.8)	90(25.7)	4(1.1)	10(2.9)	246(70.3)
	肥満	235(37.5)	128(54.4)	14(6.0)	10(4.3)	83(35.5)
	計	627(100.0)	230(36.7)	18(2.9)	21(3.3)	358(57.1)
女	やせ	6(2.1)	1(16.3)			5(83.3)
	正常	71(24.9)	13(18.3)	1(1.4)	2(2.8)	55(77.5)
	肥満	208(73.0)	130(62.5)	7(3.4)	3(1.4)	68(32.7)
	計	285(100.0)	144(50.5)	8(2.8)	5(1.8)	128(44.9)

注 体型別例数%は同性例中の%、疾患別%はその性、体型別例中の%及び性別合計例中の%

表 2

性別例数	年代	体型別例数	高血圧	高血圧+糖	糖尿病	その他と異常なし	
		(%)	(%)	尿病 (%)	(%)	(%)	
男	60代	やせ	26(6.6)	9(34.6)		1(3.8)	16(61.5)
		正常	216(54.8)	42(19.4)	4(1.9)	6(2.8)	164(75.9)
		肥満	152(38.6)	78(51.3)	8(5.3)	8(5.3)	58(38.2)
	67才以上	計	394(100.0)	129(32.7)	12(3.0)	15(3.8)	238(60.4)
		やせ	16(6.9)	3(18.8)			13(81.2)
		正常	134(57.5)	48(35.8)		4(3.0)	82(61.2)
女	60代	肥満	83(35.6)	51(61.4)	5(6.0)	2(2.4)	25(30.1)
		計	233(100.0)	102(43.8)	5(2.1)	6(2.6)	120(51.5)
		やせ	4(2.2)				4(100.0)
	69才以上	正常	42(23.5)	5(11.9)	1(2.4)	2(4.8)	34(80.9)
		肥満	133(74.3)	85(63.9)	4(3.0)	3(2.3)	41(30.8)
		計	179(100.0)	90(50.3)	5(2.8)	5(2.8)	79(44.1)
285才以上	やせ	2(1.9)	1(50.0)			1(50.0)	
	正常	29(27.3)	8(27.6)			21(72.2)	
	肥満	75(70.8)	45(60.0)	3(4.0)		27(36.0)	
計	106(100.0)	54(50.9)	3(2.8)		49(46.2)		

注 体型別例数%はその性、年代例中の%、疾患別%はその性、年代、体型例中の%及び性、年代別合計例中の%。

帯広、北見、釧路・中標津）から57.1%（道南）、肥満では40.4%（北見）から78.0%（岩見沢）の間にあり、米作地

帯の正常型及び肥満に高血圧が多いと推定される。

〔結語〕 今回の老人検診受診者にも、多数の肥満者があり、特に女に多く、肥満の程度が増す毎に高血圧が多発している。このことは当然の結果とはいえ、その程度は、あらためて危機感を感じしめるものである。肥満の治療は至難であり、社会的にみると、60才代の老人は、なお3チャン農業の担い手であり、肥満による農業危機到来の感が深く、行政及び農業団体に於ても、医療側の活動に加えて、積極的に肥満防止（節食指導）の運動を早急に展開されることが、強く期待される。

— 1976 北海道農村医学会報告 —

4. 北海道厚生連病院の内科系入院患者よりみた農民肥満の実態について・共同研究「農民の肥満」(第2報)

伊藤 紀 克外30名(北海道農村医学会)

飯塚 徳 男(北海道農村医学研究所)

○岡 豊(札幌厚生病院内科)

〔緒言〕 私共は、北海道厚生連13病院に入院中の内科系(消化器科、循環器科を含む)の患者につき、その肥満状況と、肥満に関連深い疾患個々につき、加令の影響をも参耐し、分析検討したので報告する。

〔方法〕 各病院に、患者の性別、年令、農・非農別、身長、体重、過去の最高体重、疾患名(複数あるものは列挙)についての調査用紙を配布し、その回答を分類、集計分析した。過去の最高体重を求めたのは、肥満に誘起され、発病後、体重減少をみる場合も多く、肥満歴が重要だからである。肥満の判定は、他の調査と同じく、Broca桂変法により、過去肥満で現在正常乃至やせを過去肥満、過去正常がやせとなったものは正常、過去現在ともやせであるものをやせとして分類した。

〔結果及び考按〕 患者総数は1246例、うち農民は316例(25.4%)である。性、農・非、体型別頻度及び平均年令は、表1に示す。肥満及び過去肥満(以下、肥十過去肥と略す)は、総数で69.2%を占め、意外に多いが、農民では、男71.7%、女87.1%と驚くべき率である。正常十やせのうち、やせは甚だしく、総数で68例5.5%、農民で4例1.3%と更に少ない。即ち、病床の大部分は、肥十過去肥で占有される一方、やせの発病が少ないことを示す。

平均年令をみると、男女とも、肥十過去肥で高令であり、所謂成・老人病が肥満に多発していることを窺わせるものである。農・非農を比較すると、男女とも農が高令であり、その理由は、農に肥満が多いためと推定される。(農民自身、家族的な社会環境等よりの疾病に対する意識、意志が高令者の長期入院を招くとも想像する)次に、老人を65才以上として64才以下と比較すると、表2に示すように、老人は42.5%を占め、(表1の平均年令58.2才参考)また老人の肥十過去肥は75.0%と、64才以下の64.9%より高率で、農では特に老人に高率である。この事は、老人特に農民老人の過食によるものと思われる。一方、64才以下で、しかも肥満歴のないものは、表3に示すように、総数で20.0%に止り、特に農では男の13.8%、女の4.7%にすぎない。即ち、病床は前述の肥十過去肥とともに、老人によって占有されつつある。次に、発症因子として肥満が重視される疾患を抽出し、その肥満歴をみると、表4に示すとおりである。(正十やせを非肥、肥満十過去肥満を肥と表示)即ち、1) 虚血性心疾患(冠不全、冠硬化症、心筋梗塞なる記載を含む)は例数が最も多く、総例中の25.7%であり、肥十過去肥は実に91.0%と甚だ高率である。職別では農に特に女に(97.4%)高い。我国でも、近々死因の第1位に心臓病の躍進が予想されているが、その最短距離の集団は農民女性であり、その理由は肥満である。2) 高血圧では、肥十過去肥が86.9%で、これも農特に女(93.4%)に多い。3) 糖尿病では、89.4%であるが、男では農に少く、女では農に多い。その理由は不明である。4) 脳卒中では80.4%で

表1 全入院患者の性、農・非農別肥満状況

性別	農・非農別	例数 (%) 平均年令	体型別例数 ()内はやせ	体型別 %	平均年令
男 651 (52.2%)	農	145 (22.3) 66.5才	正十やせ 41(1)	28.3%	63.7才
			肥十過去肥 104	71.7%	67.5才
	非農	506 (77.7) 55.8才	正十やせ 208(42)	41.1%	55.2才
			肥十過去肥 298	58.9%	56.2才
平均年令		58.1才	正十やせ 249(43)	38.2%	56.6才
			肥十過去肥 402	61.8%	59.1才
女 595 (47.8%)	農	171 (28.7) 69.5才	正十やせ 22(3)	12.9%	64.5才
			肥十過去肥 149	87.1%	70.2才
	非農	424 (71.3) 54.3才	正十やせ 113(22)	26.7%	46.9才
			肥十過去肥 311	73.3%	57.0才
平均年令		58.4才	正十やせ 135(25)	22.7%	48.3才
			肥十過去肥 460	77.3%	61.3才
総計		1,246	正十やせ 384(68)	30.8%	53.7才
平均		58.2才	肥十過去肥 862	69.2%	60.3才

あり、これも農特に女に(96.2%)多い。5)慢性肝炎・肝硬変・肝癌では69.9%であり、これも農特に女に(100%)多い。6)胆石症・胆のう症では、79.5%で、肥満に当然多いが農に少い。(農と非農の食生活に大差はないと思われ、農に少い理由は不明である)なお1)～6)の疾患例でも農の平均年齢が高いことから、幾分、加齢の関与もあろうかと思われる。

〔結語〕1)～6)などの疾患が肥満者に多発する事は、周知であり、私共が企図したのは、肥満の実態と、これら疾患多発の程度を知る事、又これら主として成人病による患者の老令化の進行を、全道規模で把握する事である。上述の結果は、共同調査病院が都市、地方に分散しており、全道平均とほぼ一致するものと推定する。老令化は、医療行政、核家族化などの医療社会条件に左右される要因を含んでいるが、肥満による発病は、この調査でも、肥満しなければ、非肥満に近い率に抑止し得たものと推定され、慚愧に堪えない。現状の医療に対する、老人と肥満の挾撃を打開するには、肥満予防、発病前の肥満治療が急がれる。肥満が高度化すると共に、若年にも拡大しつつある事を実感する時、一般に、特に農民の今後の健康維持は、肥満防止の成否にほぼ全面的に関っている。現状のまま推移すれば、医療は過食の事後処理のみに追われ、北海道農業は崩壊し、自治体は医療費によって破滅するであろう。肥満が個人の生命のみならず、社会組織をも危うくすること、過食は個人の自由の権利ではないことを、医療側のみならず、行政、学校、諸団体側からも、早急強力に教育すべきである。

— 1976 北海道農村医学会報告 —

表2 老、非老の肥+過去肥

年代	性別	農・非	例数	肥+過去肥	
				例数	%
老人 65才以上	男	農	88	70	79.5%
		非農	174	105	60.3%
	女	農	115	106	92.2%
		非農	152	116	76.3%
(42.5%)計			529	397	75.0%
64才以下	男	農	57	34	59.6%
		非農	332	191	57.5%
	女	農	56	48	85.7%
		非農	272	192	70.6%
(57.5%)計			711	465	64.9%

表3 非老(64才以下)の正+やせ

性別	農・非	老+非老	非老の非肥満	
			例数	%
男	農	145	20	13.8%
	非農	506	136	26.9%
女	農	171	8	4.7%
	非農	424	85	20.0%
計		1,246	249	20.0%

表4 肥満に関係する疾患の肥満(過去肥満含む)非肥満別比率、平均年齢

(その1) 虚血性心疾患
合計 320(総数中25.7%)平均年齢67.2才

性別	農・非	肥・非	例数	非肥+肥 に対する%	平均年齢
145例 45.3% 平均 71.3才	非農 102例 70.3% 64.3才	肥	40	93.0%	73.6才
		非肥	20	19.6%	64.9才
女	農 78例 44.6% 70.9才	非肥	2	2.6%	75.0才
		肥	76	97.4%	70.8才
175例 54.7% 平均 67.5才	非農 97例 55.4% 64.7才	非肥	4	4.2%	58.5才
		肥	93	95.8%	65.0才
		非肥	29	9.0%	65.4才
		肥	291	91.0%	67.4才

(その2) 高血圧
合計 311(総数中25.0%)平均年齢64.1才

性別	農・非	肥・非	例数	非肥+肥 に対する%	平均年齢
137例 44.1% 平均 62.5才	非農 104例 75.9% 59.9才	肥	27	81.8%	70.0才
		非肥	23	22.1%	64.7才
女	農 75例 43.1% 69.8才	非肥	5	6.6%	69.6才
		肥	70	93.4%	69.8才
174例 55.9% 平均 65.3才	非農 99例 56.9% 61.9才	非肥	7	7.1%	66.6才
		肥	92	92.9%	61.6才
		非肥	41	13.1%	67.1才
		肥	270	86.9%	63.7才

(その3) 糖尿病
合計 170 (総数中136%) 平均年齢58.3才

性別	農・非	肥・非	例数	非肥+肥 に対する%	平均年齢
男 84例 49.4% 平均 57.8才	農 14例 16.7% 60.0才	非肥	3	21.4%	61.0才
		肥	11	78.6%	59.7才
	非農 70例 83.3% 57.4才	非肥	9	12.9%	54.3才
		肥	61	87.1%	57.9才
女 86例 50.6% 平均 59.0才	農 27例 31.4% 64.8才	非肥	1	3.7%	(19才)
		肥	26	96.3%	66.6才
	非農 59例 68.6% 56.4才	非肥	5	8.5%	57.8才
		肥	54	91.5%	56.3才
		非肥	18	10.6%	54.4才
		肥	152	89.4%	58.8才

(その4) 脳卒中
合計 143 (総数中11.5%) 平均年齢65.8才

性別	農・非	肥・非	例数	非肥+肥 に対する%	平均年齢
男 83例 58.8% 平均 65.8才	農 18例 21.7% 67.6才	非肥	4	22.2%	62.3才
		肥	14	77.8%	69.1才
	非農 65例 78.3% 65.3才	非肥	18	27.7%	64.5才
		肥	47	72.3%	65.6才
女 60例 42.0% 平均 65.7才	農 26例 43.3% 68.3才	非肥	1	3.8%	(62才)
		肥	25	96.2%	68.6才
	非農 34例 56.7% 63.7才	非肥	5	14.7%	59.6才
		肥	29	85.3%	64.4才
		非肥	28	19.6%	63.2才
		肥	115	80.4%	66.4才

(その5) 慢性肝炎・肝硬変・肝癌
合計 123 (総数中9.9%) 平均年齢55.2才

性別	農・非	肥・非	例数	非肥+肥 に対する%	平均年齢
男 80例 65.0% 平均 53.1才	農 13例 16.3% 64.6才	非肥	1	7.7%	(59才)
		肥	12	92.3%	65.1才
	非農 67例 83.7% 50.9才	非肥	30	44.8%	52.9才
		肥	37	55.2%	49.2才
女 43例 35.0% 平均 59.0才	農 9例 20.9% 64.1才	非肥	0	0%	
		肥	9	100%	64.1才
	非農 34例 79.1% 57.6才	非肥	6	17.6%	61.5才
		肥	28	82.4%	56.8才
		非肥	37	30.1%	54.5才
		肥	86	69.9%	55.4才

(その6) 胆石症・胆のう炎
合計44(総数中3.5%) 平均年齢60.4才

性別	農・非	肥・非	例数	非肥+肥 に対する%	平均年齢
男 18例 40.9% 平均 61.5才	農 1例 5.5% 65才	非肥	0	0%	
		肥	1	100%	(65才)
	非農 17例 94.5% 61.3才	非肥	7	41.2%	60.9才
		肥	10	58.8%	61.6才
女 26例 59.1% 平均 59.6才	農 3例 11.5% 61.3才	非肥	0	0%	
		肥	3	100%	61.3才
	非農 23例 88.5% 59.4才	非肥	2	8.7%	43.0才
		肥	21	91.3%	61.0才
		非肥	9	20.5%	56.9才
		肥	35	79.5%	61.3才

5. 肥満の観点からみた余市農民健診の結果（その1—第1年度）

飯塚 徳 男（北海道農村医学研究所）

重住 道 彦（北海道農山漁村健康管理センター）

〇岡 豊（札幌厚生病院内科）

小松 茂 視（札幌厚生病院医事課）

〔緒言〕 私共は、余市町農民の逐年検診の初年度として、50年12月に検診を行ったので、その結果を肥満の観点から分析し、報告する。なお、胃十二指腸疾患、糖尿病の詳細は別に報告される。

〔対象及方法〕 対象は任意に抽出された409名で、検診項目は、第一次検診として、身長、体重、肺活量、握力、皮下脂肪厚の計測、血圧、脈搏数の測定、脈搏不整、腿反射、口角炎、貧血、腓腹筋握痛、浮腫の有無を含む一般診察、尿検査（蛋白、ウロビリ、糖）血液（赤血球数、Hb量、Ht値、白血球数）血液生化学（総蛋白、A/G比、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ、G.O.T., G.P.T., 総コレステロール、中性脂肪、空腹時血糖値、RAテスト）心電図12誘導を施行、第二次検診として、第一次で肝臓障害の疑あるものは、血清蛋白分画を含む肝機能の多項目を、尿蛋白陽性のものは、P.S.P.試験、血清尿素窒素及びクレアチニン定量を行った。

〔結果及び考按〕 I) 対象者を性別、年代別に分け、その平均肥満度を求めると（標準体重はBroca桂変法）表1の如く、平均が標準体重を下廻るのは、男の20代のみであり、他はいつでも上廻り、特に女性の40代以上では、肥満症の下限である+20%に近い。即ち、平均値がかかる値を示す事は、余市農民女性の甚だしい肥満状態を示すものである。

II) 性別、年代別、体型別に発見疾患をわけると、表2(男)、表3(女)の如くである。（なお、本稿より、肥満度+11~19%の「体重過剰」と、+20%以上の「肥満症」を合せて、「肥満」とした。±10%以内を「正常型」、-11%以下を「やせ」とするのは従前通りである。） 1) 肥満は男の31.0%、女の62.7%にみとめ、男では加齢とともに増加し、60代でやや減少するが、女では30代で既に42.5%が肥満であり、40代以上で更に増加する。 2) 高血圧（最高150mmHg以上、最低90mmHg以上の一方或は両方）は、男の11.2%、女の15.1%にみとめ、男では40代から増加し、60代で減少し、女では加齢とともに増加する。高血圧は、肥満と密接に関連し、その年代的推移は、肥満のそれと類似しており、また、やせには1例もなく、正常型、肥満と明らかに増加している。 3) 心電図異常のうち、臨床的に意義あるものは、冠不全9例、心筋梗塞1例、絶対性不整脈1例の計11例であり、このうち10例（90.9%）は肥満であり、心電図異常も肥満と関係が深い。

4) 糖尿病（要治療）は、当院の山寺により、12例が診定されたが、検診時に肥満は6例であるが、他の6例も、過去の最高体重をみると、すべて肥満であり、糖尿病も当然ながら、肥満と密接に関連している。 5) 高コレステロール血症（230mg/dl以上）は23例で肥満との関連はない。 6) 高中性脂肪血症（170mg/dl以上）は16例（3.9%）で、うち7例は正常型、9例（56.3%）は肥満であり、女の4例はすべて肥満である。 7) 慢性肝炎2例は、いずれも高度肥満である。

8) 蛋白尿を発見された16例のうち、P.S.P.試験で腎機能低下をみとめ、一応慢性腎炎としたものは5例であり、（男の3例は正常型、女の2例は肥満）特に肥満との相関はない。 9) 貧血症（Hb 12.0g/dl未満）は6例で、すべて女で低色素性であり、1例の失血性貧血（胃潰瘍）を除く他の5例（うち肥満は1例）は鉄欠乏性貧血と推定される。

10) 低蛋白血症（5.9g/dl以下）は、わづかに1例で正常型である。 11) 整形外科的疾患のうち、腰痛症、変形性脊椎症、根性坐骨神経痛、腰椎分離すべり症、腰椎間腰仙椎間板変性、変形性膝関節症など、当院の有江により、体重負荷と関連ありとされた疾患は、男14例（うち肥満7例、50.0%）女13例（うち肥満12例92.3%）であり、これらが農業労働の影響かは不明としても、女の場合特に体重負荷（肥満）の関与は明らかである。

〔結論〕 以上、余市検診の結果を分析し結論する。

1) 余市の果樹農民においても、肥満者が多く、特に女に極めて多い。

2) 肥満と高血圧、心電図異常、糖尿病、慢性肝炎、体重荷重に関わる整形疾患とは密接に関連している。

3) やせには、わづかに腰痛症1例をみたのみである。

従って、余市農民においても、健康管理の最要点は、肥満防止、治療にあり、それなくしては、他のいかなる方策も、ほとんど無為に等しいと言わざるを得ない。

〔附記〕 肥満の判定に、皮下脂肪厚（キースの測定器で、上膊内側と背部肩甲骨下の2ヶ所を測定し、その和を求め、男は4.0~5.0cmを肥満傾向、5.0cm以上を肥満、女は5.0~6.0cmを肥満傾向、6.0cm以上を肥満とする）によるものがあり、私共も今回の検診で測定したが、測定者により誤差が大であり、また上記の規準で肥満傾向乃至肥満と判定されるものは、極端な肥満者に限られること、体型、年代により、一定部位の測定値から全身の脂肪量を推定することが不適當であること、肥満と疾病の関わりの中で、脂肪量のみで論ずるのは当を得ないのではないか、などから、私共は敢て採用しなかった。しかるに一方、身長から標準体重を求める方式も各種あり、Broca桂変法は、低身長者に低くすると批判がある。しかし、道民特に農民に、肥満が健康の象徴であるとか、正常型乃至肥満体が、やせとして自他覚され、過食が能動的、受動的、習慣的に行われている向きがある実態（51年度日本農村医学会発表—農民の肥満危険認識度についての調査ほか—）を憂慮するとき、標準体重をあまりに上げて設定すべきではなく、なお一般に多用されているBroca桂変法は、社会教育的にも当を得たものであり、これに従って肥満予防、治療を行うべきである。

— 1976 北海道農村医学会報告 —

表1 年代別、性別平均肥満度

年代	男		女	
	例数	平均肥満度	例数	平均肥満度
20代	26	-2.3%	※ 2	※+11.0%
30代	41	+7.5%	40	+10.5%
40代	62	+7.5%	90	+19.5%
50代	54	+7.4%	64	+19.1%
60代	14	+5.1%	16	+18.3%
計	197	+6.0%	212	+17.5%

注1. 平均肥満度とは個々の受診者（やせ、正常を含む）の肥満度の平均である。

2. ※は少数例で比較の対象にならない。

表2 性別、年代別、体型別疾病異常例数頻度（男）

年代 例数 %	体 型		高 血 圧%	心 電 図 異 常%	糖 尿 病%	高 ²³⁰ コ ⁷⁰ 血 ¹⁷⁰ 以 ^中 症 ^脂 上 ^血 %	高 ¹⁷⁰ 中 ⁷⁰ 脂 ^中 以 ^中 症 ^脂 上 ^血 %	慢 性 肝 炎%	慢 性 腎 炎%	低 貧 色 素 系 血 ^低 %	低 蛋 白 血 症%	体 関 外 重 す 科 負 る 疾 患 荷 整 患 に 形%
	例数	年代別%										
20代 26 (13.2)	やせ	5 19.2										
	正常	19 73.1	1 (5.3)									
	肥満	2 7.7										
30代 41 (20.8)	やせ	0 0										
	正常	29 70.7					1 (3.4)		1 (3.4)			
40代 62 (31.5)	肥満	12 29.3	2 (16.7)									1 (8.3)
	やせ	1 1.6										1 (100.0)
50代 54 (27.4)	正常	39 62.9	5 (12.8)		1 (2.6)	6 (15.4)	4 (10.3)				1 (2.6)	1 (2.6)
	肥満	22 35.5	3 (13.6)	1 (4.5)			1 (4.5)					2 (9.1)
60代 14 (7.1)	やせ	2 3.7										
	正常	32 59.3	5 (15.6)	1 (3.1)	1 (3.1)	3 (9.4)	2 (6.3)		2 (6.3)			2 (6.3)
計	肥満	20 37.0	6 (30.0)			2 (10.0)	3 (15.1)					4 (20.0)
	やせ	1 7.1										
計	正常	9 64.3	1 (11.1)		2 (22.2)							3 (33.3)
	肥満	4 28.6			1 (25.0)							
	やせ	9 4.5										1 (11.1)
計	正常	127 64.5	12 (9.4)	1 (0.8)	4 (3.1)	9 (7.1)	7 (5.5)		3 (2.4)		1 (0.8)	6 (4.7)
	肥満	61 31.0	11 (18.0)	1 (1.6)	1 (1.6)	5 (3.3)	4 (6.6)					7 (11.5)
計	197 100.0	23 (11.7)	2 (1.0)	5 (2.5)	11 (5.6)	11 (5.6)		3 (1.5)		1 (0.5)	14 (7.1)	

注 体型の%はその年代の例数に対する%、疾病例数に付す%はその年代の、その体型例数に対する%

表3 性別，年代別，体型別疾病異常例数頻度（女）

年代 例数 例	体 型		高 血 圧	心 電 図 異 常	糖 尿 病	高220 コ mg 血 以 上	高170 中 脂 血 以 上	慢 性 肝 炎	慢 性 腎 炎	低貧 色 素 性 血	低 蛋 白 血 症	体 関 外 重 す 科 負 荷 整 患 に 形
	例 数	年 代 別										
20代 2 (0.9)	やせ	0										
	正常	1	50.0									
	肥満	1	50.0									
30代 40 (18.9)	やせ	3	7.5									
	正常	19	47.5			1 (5.3)						
	肥満	18	45.0	1 (5.6)	1 (5.6)	1 (5.6)						3 (16.7)
40代 90 (42.5)	やせ	2	2.2									
	正常	26	28.9	3 (11.5)	1 (3.8)	3 (11.5)				4 (15.4)		
	肥満	62	68.9	9 (14.5)	3 (4.8)	2 (3.2)	2 (3.2)	1 (1.6)	2 (3.2)	1 (1.6)	1 (1.6)	5 (8.1)
50代 64 (30.2)	やせ	3	4.7									
	正常	20	31.3	3 (15.0)	1 (5.0)	1 (5.0)					1 (5.0)	
	肥満	41	64.0	14 (34.1)	3 (7.3)	2 (4.9)	3 (7.3)	3 (7.3)		1 (2.4)		4 (9.8)
60代 16 (7.5)	やせ	1	6.3									
	正常	4	25.0	1 (25.0)								1 (25.0)
	肥満	11	68.7	4 (36.4)	2 (18.2)		1 (9.1)	1 (9.1)				
計	やせ	9	4.2									
	正常	70	33.1	7 (10.0)		2 (2.9)	5 (7.1)				5 (7.1)	1 (1.4)
	肥満	133	62.7	27 (20.3)	9 (6.8)	5 (3.8)	7 (5.3)	5 (3.8)	2 (1.5)	2 (1.5)	1 (0.8)	12 (9.0)
		212	100.0	34 (16.0)	9 (4.2)	7 (3.3)	12 (5.7)	5 (2.4)	2 (1.0)	2 (1.0)	6 (2.8)	13 (6.1)

注 体型の％はその年代の例数に対する％，疾病例数に付す％はその年代の，その体型例数に対する％

6. 肥満の観点からみた余市健診の結果（その2－第2年度）

○岡 豊（札幌厚生病院健康管理科）
小松 茂 視（札幌厚生病院医事課）
古 矢 攻（札幌厚生病院医事課）

1. ま え が き

第1部の総括結果から、余市町においても、肥満が最大の健康障害要因となっていることは、何人も反論し得ない事実である。私は昭和40年以來、肥満の危険につき声を大にしてきたが、近年全国的にも大きな医療社会問題として取り上げられているのは御承知の通りである。北海道民も同然であり、特に農民に肥満傾向が甚だしい。その原因は、農業の機械化などによる労働の軽減と、高カロリー食品の氾濫、農民の誤った健康観（例えば、“沢山食べなければ働けない”“肥っていることは健康の象徴だ”など）に由来する過食によるものである。

日本農村医学会においても、昭和51年総会シンポジウムで「農民の食生活と成人病」のテーマを取り上げ、この中で、農民の栄養問題は過去（30年代前半まで）の低栄養から、過栄養乃至肥満による健康障害に移行したことを認め、警告している。高血圧、高脂血症、動脈硬化による脳血管障害や虚血性心疾患（心筋梗塞、冠不全、狭心症など）、糖尿病、胆石症、脂肪肝、慢性肝炎、慢性腎炎、体重負荷による整形外科疾患等が肥満に多発することは周知のとおりであり、又、他疾患の診断、治療手技、手術等の困難と危険など、肥満の害は枚挙にいとまないものがある。

表1 性別，年代別，肥満・非肥満別疾病異常頻度（男）

年代・例数 %	体 型		高血 圧 症	心電 図 異 常	糖 尿 病 (要治療)	境 界 型 糖 尿 病 (要注意)	高コレステロール血症 (230mg/dl以上)	高血圧(120mg/dl以上) 中性脂肪	高蛋白質血症 (8.1g/dl以上)	肝機能障害 慢性肝炎	腎機能障害 慢性腎炎	貧血症									
	例数	年代別の %											例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)
													例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)	例数 (%)
20代 26例 12.9%	非肥	22	84.6	1(4.5)	0	0	2(9.1)	2(9.1)	5(22.7)	1(4.5)	3(13.6)	1(4.5)	0								
	肥	4	15.4	0	0	0	1(25.0)	0	0	0	0	0	0								
	計	26	100.0	1(3.8)	0	0	3(11.5)	2(7.7)	5(19.2)	1(3.8)	3(11.5)	1(3.8)	0								
30代 40例 19.8%	非肥	28	70.0	0	0	0	1(3.6)	5(17.9)	7(25.0)	2(7.1)	5(17.9)	2(7.1)	0								
	肥	12	30.0	0	0	0	3(25.0)	3(25.0)	1(8.3)	0	0	1(8.3)	0								
	計	40	100.0	0	0	0	4(10.0)	8(20.0)	8(20.0)	2(5.0)	5(12.5)	3(7.5)	0								
40代 66例 32.7%	非肥	33	50.0	3(9.1)	1(3.0)	2(6.1)	5(15.2)	7(21.2)	10(30.3)	1(3.0)	7(21.2)	0	0								
	肥	33	50.0	6(18.2)	5(15.2)	0	7(21.2)	7(21.2)	11(33.3)	5(15.2)	3(9.1)	1(3.0)	0								
	計	66	100.0	9(13.6)	6(9.1)	2(3.0)	12(18.2)	14(21.2)	21(31.8)	6(9.1)	10(15.2)	1(1.5)	0								
50代 56例 27.7%	非肥	32	57.1	12(37.5)	1(3.1)	1(3.1)	5(15.6)	11(34.4)	6(18.8)	3(9.4)	3(9.4)	1(3.1)	0								
	肥	24	42.9	10(41.7)	1(4.2)	3(12.5)	4(16.7)	9(37.5)	9(37.5)	5(20.8)	2(8.3)	1(4.2)	0								
	計	56	100.0	22(39.3)	2(3.6)	4(7.1)	9(16.1)	20(35.7)	15(26.8)	8(14.3)	5(8.9)	2(3.6)	0								
60代 14例 6.9%	非肥	8	57.1	0	0	2(25.0)	1(12.5)	2(25.0)	2(25.0)	0	1(12.5)	0	0								
	肥	6	42.9	2(33.3)	1(16.7)	1(16.7)	2(33.3)	2(33.3)	4(66.7)	0	2(33.3)	0	0								
	計	14	100.0	2(14.3)	1(7.1)	3(21.4)	3(21.4)	4(28.6)	6(42.9)	0	3(21.4)	0	0								
計 202例 100%	非肥	123	60.9	16(13.0)	2(1.6)	5(4.1)	14(11.4)	27(22.0)	30(24.4)	7(5.7)	19(15.4)	4(3.3)	0								
	肥	79	39.1	18(22.8)	7(8.9)	4(5.1)	17(21.5)	21(26.6)	25(31.6)	10(12.7)	7(8.9)	3(3.8)	0								
	計	202	100.0	34(16.8)	9(4.5)	9(4.5)	31(15.3)	48(23.8)	55(27.2)	17(8.4)	26(12.9)	7(3.5)	0								

注 体型年代別の%はその年代例数に対する%、疾病例数に付す%は、年代、体型及び年代合計に対する%。

注 疾病異常例数は、同一人が複数の異常を有するものが多いため、延べ例数である。

表2 性別，年代別，肥満・非肥満別疾病異常頻度（女）

年代・例数 %	体型		年代別の %	高血圧症	心電図異常	糖尿病 (要治療)	境界型糖尿 (要注意)	高コレステロール血症 (230mg/dl以上)	高血中中性脂肪 (120mg/dl以上)	高蛋白質血症 (8.1g/dl以上)	肝機能障害 慢性肝炎	腎機能障害 慢性腎炎	貧血症
	例数			例数 例	例数 例	例数 例	例数 例	例数 例	例数 例	例数 例	例数 例	例数 例	例数 例
20代 3例 1.4%	非肥	2	66.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肥	1	33.0	0	0	0	0	0	0	0	1(100.0)	0	0
	計	3	100.0	0	0	0	0	0	0	0	1(33.3)	0	0
30代 39例 17.6%	非肥	19	48.7	0	0	0	2(10.5)	2(10.5)	0	2(10.5)	9(47.4)	0	1(5.3)
	肥	20	51.3	0	1(5.0)	2(10.0)	1(5.0)	3(15.0)	1(5.0)	2(10.0)	6(30.0)	0	1(5.0)
	計	39	100.0	0	1(2.6)	2(5.1)	3(7.7)	5(12.8)	1(2.6)	4(10.3)	15(38.5)	0	2(5.1)
40代 92例 41.3%	非肥	24	26.1	3(12.5)	3(12.5)	2(8.3)	1(4.2)	7(29.2)	0	4(16.7)	5(20.8)	0	6(25.0)
	肥	68	73.9	15(22.1)	5(7.4)	4(5.9)	5(7.4)	17(25.0)	12(17.6)	8(11.8)	14(20.6)	2(2.9)	4(5.9)
	計	92	100.0	18(19.6)	8(8.7)	6(6.5)	6(6.5)	24(26.1)	12(13.0)	12(13.0)	19(20.7)	2(2.2)	10(10.9)
50代 73例 32.9%	非肥	25	34.2	7(28.0)	3(12.0)	0	5(20.0)	7(28.0)	5(20.0)	3(12.0)	6(24.0)	0	1(4.0)
	肥	48	65.8	21(43.8)	7(14.6)	3(6.3)	5(10.4)	23(47.9)	21(43.8)	4(8.3)	3(6.3)	4(8.3)	1(2.1)
	計	73	100.0	28(38.4)	10(13.7)	3(4.1)	10(13.7)	30(41.1)	26(35.6)	7(9.6)	9(12.3)	4(5.5)	2(2.7)
60代 15例 6.8%	非肥	4	26.7	3(75.0)	0	0	0	2(50.0)	0	0	0	0	0
	肥	11	73.3	4(36.4)	4(36.4)	2(18.2)	1(9.1)	5(45.5)	5(45.5)	2(18.2)	0	0	0
	計	15	100.0	7(46.7)	4(26.7)	2(13.3)	1(6.7)	7(46.7)	5(33.3)	2(13.3)	0	0	0
合計 222例 100%	非計肥	74	33.3	13(17.6)	6(8.1)	2(2.7)	8(10.8)	18(24.3)	5(6.8)	9(12.2)	20(27.0)	0	8(10.8)
	肥	148	66.7	40(27.0)	17(11.5)	11(7.4)	12(8.1)	48(32.4)	39(26.4)	16(10.8)	24(16.2)	6(4.1)	6(4.1)
	計	222	100.0	53(23.9)	23(10.4)	13(5.9)	20(9.0)	66(29.7)	44(19.8)	25(11.3)	44(19.8)	6(2.7)	14(6.3)

注 体型年代別の%はその年代例数に対する%、疾病例数に付す%は、年代、体型及び年代合計に対する%。

注 疾病異常例数は、同一人が複数の異常を有するものが多いため、延べ例数である。

今回の余市健診の結果は、前年の注意にもかかわらず、改善をみないのみか、意外な程度に肥満が進行し、ために各種疾病異常が非常に増加したことを示しており、あらためて注意を喚起する必要を痛感するので、肥満者と非肥満者における有病状況を更に詳細に分析し、参考に資する。

2. 肥満と非肥満からみた各種疾病について〔表1(男)、表2(女)〕

A) 内科疾患

- 1) 高血圧症。前年よりははなはだしく増加しているのは第1部にのべたとおりであるが、これを更に非肥満、肥満別にみると、男では非肥満に13.0%、肥満に22.8%、女では非肥満に17.6%、肥満に27.0%にみとめ肥満に明らかに多い。
- 2) 心電図異常は男で非肥満に1.6%、肥満に8.6%、女では非肥満に8.1%、肥満に11.5%と肥満に多い。
- 3) 糖尿病(要治療)は前年より甚だ増加しており、男で非肥満に4.1%、肥満に5.1%、女では非肥満に2.7%、肥満に7.4%と、一見やや肥満に多い程度にみえるが、これには見逃してはならない問題がある。即ち、明らかな糖尿病となった場合、尿糖が排出されるため、カロリー損失を招き体重減少を来す場合が多いことである。そこで、今回の糖尿病(要治療)者22名のうち受診時肥満していないもの7名につき、過去の最高体重を調べると、すべて過去肥満であり、現在過去とも肥満でないものは皆無である。即ち肥満しなければ、まず糖尿病にはならないといえる。(遺伝素因を持っている人では稀にありうるが。)

今回の健診で新たに糖尿病になったものは、前年境界型からの移行が男1名(過去肥満)、女2名(もともと肥満で更に肥ったもの)、前年境界型でもなく正常であったもので糖尿病になったものが、男3名(過去肥満1名、新たに肥満となったもの1名、もともと肥満で更に肥ったもの1名)、女4名(もともと肥満で肥満度ほぼ不変4名)であり、その体重推移から、当然ながら肥満と糖尿病の関係は歴然としている。

- 4) 境界型糖尿病(要注意)も前年より急増しており、男では非肥満の11.4%、肥満の21.5%に、女では非肥満に10.8%、肥満に8.1%みとめ、男では肥満に多く、女では非肥満に多いが、この場合も過去の肥満有無に注意する必要がある。即ち、現在非肥満で過去の最高体重が明らかなもの21名のうち過去肥満者は16名あり、過去現在とも非肥満は5名にすぎない。即ち、境界型糖尿病51名の91.2%は肥満或は過去肥満である。

今回、新たに境界型となったものは、男9名(肥満者で更に肥ったもの5名、過去肥満3名、今回肥満となったもの1名)女9名(肥満者で肥満度ほぼ不変6名、肥満者で更に肥ったもの1名、過去肥満2名)であり、これまた肥満と密接に関連している。境界型糖尿病は減食により減量を急がなければ、明らかな糖尿病に発展することが多いので、早急に減食指示を守り、減量の実績を上げねばならない。

- 5) 高コレステロール血症。

前年にくらべ、甚だしい増加を示しているが、男では非肥満の22.0%、肥満の26.6%、女では非肥満の24.3%、肥満の32.4%にみとめ、肥満に多い。ともかく、かかる数字は他の報告にも類をみない程度であり、余市町の受診者がいかに過栄養であるかを側面から示している。

- 6) 高中性脂肪血症。

前年に比し激増しているが、男では非肥満に24.4%、肥満に31.6%、女では非肥満に6.8%、肥満に26.4%と当然ながら肥満に多い。

5) 6) は動脈硬化の原因として重視されているのは御存知の通りである。

- 7) 高蛋白血症。

これまた前年に比し激増しているが、男では非肥満に5.7%、肥満に24.4%、女では非肥満に5.7%、肥満に12.7%と明らかに肥満に多く、カロリー過剰と過栄養を示すものである。

- 8) 低色素性貧血。

男にはなく、女では非肥満の10.8%、肥満の4.1%にみとめ、これのみは非肥満に多い。肥満者の貧血は摂取カロリーの過剰と栄養アンバランスを示すもので、非肥満の貧血を含め、鉄分摂取などの指導が必要である。

B) 整形外科疾患。

当院整形外科の有江により、肥満による体重負荷に誘発され、経過を遷延させると認められた疾患は、腰痛症、変形性脊椎症、根性坐骨神経痛、腰椎分離すべり症、腰椎間腰仙椎間椎間板変性症、変形性膝関節症などであるが、これらを非肥満、肥満別にみると、男では非肥満に10.6%、肥満に11.4%、女では非肥満に2.7%、肥満に14.2%みとめられ男では有意差なく、女では肥満に明らかに多い。このことは、男では労働の影響を、女ではむしろ肥満の影響を強く推測させる結果である。

C) 消化器科疾患。

肥満と最も関連があるとされるのは胆石症であるが、この健診では胆のうの検査を行っていないので、評論できない。他の検査結果より類推すれば、相当数の患者が、特に肥満者の中にいるであろう事が推定される。

3. 肥満そのものの推移について

- 1) 肥満者(桂法で+11%以上)が前年より増加していることは第3表に示すとおりである。

即ち、51年受診者は50年受診者と全く同じ集団ではないとはいえ、各年代とも肥満者は増加しているものと考えられる。

2) 次に肥満の程度の推移が更に重要であるので、50、51年とも受診したもののみ 367 例について検討した。

ある集団の肥満傾向をみるには、平均肥満度で比較することが必要である。平均肥満度とは各個人の肥満度(⊖のやせ型, 正常型, ⊕の正常型, 肥満型などすべて)を合計し、それを例数で除したものである。即ち、すべてが-10%から+10%までの正常型であれば、平均肥満度は0に近接した数字である筈である。やせが少く、肥満が多ければ次第に⊕の数字が大きくなるわけである。

50年度既に40代の女など平均肥満度が体重過剰の上限、+20%の肥満症に近く、危機感を強めていたので特に51年の傾向を比較した。

結果は表4のごとくである。

即ち、女の60代をのぞき、男女各年代とも、0.3%から2.0%の上昇を示し、総体では1.1%の増加である。これはわずか1年間での変化であるから、大変な数字である。

例えば、身長平均が160cmと仮定すれば、すべての人が0.6kgの体重増加を示した事になる。受診者の中には特にやせ、正常型で体重減少、不変もあるから、体重増加者においてその増加がいかに急速であるか、性年代別に急上昇としたグループの体重増加傾向がいかに基だしいかを物語っている。即ち50年度における注意、指示は、ほとんど無視されたといえる。

表3 50年と51年の肥満者率

性別	年代	肥満者%	
		50年	51年
男	20代	7.7%	15.4%
	30代	29.3%	30.0%
	40代	35.5%	50.0%
	50代	37.0%	42.9%
	60代	28.6%	42.9%
男全体		31.0%	39.1%
女	20代	少数例	少数例
	30代	45.0%	51.3%
	40代	68.9%	73.9%
	50代	64.0%	65.8%
	60代	68.7%	73.3%
女全体		62.7%	66.7%
受診者総体		47.4%	53.5%

表4 性別、年代別肥満者(+11%以上)数及び肥満・非肥満を平均した「平均肥満度」の推移

性別	年代	受診者数	肥満者数		平均肥満度		平均肥満度の推移	肥満・非肥満への移動例
			50年	51年	50年	51年		
男	20代	23	2	3	- 1.6%	+ 0.7%	上昇	非肥満→肥満 1例
	30代	35	9	9	+ 7.0%	+ 7.4%	上昇	(移動なし)
	40代	56	24	29	+ 8.1%	+ 10.1%	急上昇	非肥満→肥満 5例
	50代	50	20	24	+ 7.2%	+ 8.4%	急上昇	非肥満→肥満 4例
	60代	13	4	5	+ 5.8%	+ 7.2%	急上昇	肥満→非肥満 1例(境界型糖尿病発病) 非肥満→肥満 2例
男全体	177	59	70	+ 6.4%	+ 7.8%	急上昇	肥満→非肥満 1例 非肥満→肥満 11例	
女	20代	1	0	0				
	30代	35	17	20	+ 10.5%	+ 12.4%	急上昇	非肥満→肥満 3例
	40代	84	56	60	+ 19.2%	+ 19.5%	微上昇	肥満→非肥満 1例(境界型糖尿病→正常) 非肥満→肥満 5例
	50代	56	34	37	+ 18.5%	+ 19.8%	急上昇	肥満→非肥満 1例 非肥満→肥満 4例
	60代	14	10	10	+ 16.9%	+ 14.4%	下降	(移動なし)
女全体	190	117	127	+ 17.1%	+ 17.8%	上昇	肥満→非肥満 2例 非肥満→肥満 12例	
男女総体	367	176	197	+ 11.9%	+ 13.0%	急上昇	肥満→非肥満 3例 非肥満→肥満 29例	

※ 比較の正確を期するため、50、51年継続受診者に限る。

4. まとめと対策

以上、肥満が致命的の疾病につながり、或は労働不能の原因となることを、この健診結果の実態から示し、再度警告した。このことは医療関係者以外にも充分理解されうるものとする。かかる傾向が継続乃至エスカレートすれば、受診者個人のみならず、余市町が肥満による健康障害のために重大な危機に直面することは必至である。

これを回避せんとし、具体的対策を考えてみると、以下のようなことがありうる。

- 1) 集団的でもよいが、肥満の危険を認識させる教育活動を強力に展開すること。

(“たくさん食べなければ働けない”とか“農閑期に食べて体力をつけておかねば”とか“肥っているものは健康である”とか、肥満が原因で糖尿病となりやせた人を見て“やせると病気になるのもっと食べなければならない”とか種々の誤った考え方や、肥満者が自分より程度の軽い肥満者に“あなたはやせているからもっと食べなさい”と言って過食を奨励するとか、肥満者の来客に高カロリーのお茶菓子をすすめるなどの危険な生活習慣を根絶するようにしなければならない。)

- 2) 個人的には自己の標準体重〔(身長-100)×0.9〕とその+10%〔(身長-100)-1kg〕が許される上限の体重であることを個々に数字で記憶させておき、これを越えぬよう指導すること。(50年度の健診では、正常上限に近い肥満度の人には減食指示をしていないためか、23例もの肥満が新規に発生した。特に若年層の肥満増加は余市のみ傾向ではないが、将来ある若者たちが肥満によって発病することだけは最低限防止すべきである。)

- 3) 発病以前の肥満者を早急、短期間に正常型にもどし、未然に発病を防止すること。

(このことは個々に、現地の担当者におねがいすることになる。方法は減食と運動である。)

- 4) 既に発病した肥満者は、主に医療担当者が減量を指示、指導すべきものであるが、経験上、あまりにも減量実績が上らぬことを知っていて、諦めている担当者(医師ですら)がいる。肥満のまま高血圧、糖尿病、心疾患、脂肪肝、体重による整形外科疾患などを薬物治療することはあまり意味がなく、医療費を消費するだけであって、基本に減量があって薬物治療の真の効果が期待できるのである。即ち、この考え方を直接の医療担当者以外からも側面から患者に理解させるように努力すべきである。

- 5) 北海道農務部が行った生活行動調査からも、個々の例の食習慣、運動量などは把握できるので、肥満傾向のものには、食慾をそそるような副食、味付け、薬味などをさけ、主食のとりすぎを防ぎ、減食をすすめ、発病以前で運動による危険のないものは積極的に運動させる必要がある。

農民経営の動向と農民の学習
— 農業高校卒業生に対する郵送調査について —

目 次 山 田 定 市

I 序— 予備的考察	82
1. 農業生産の主体＝農民の動向	82
2. 農業高校卒業生の動向	83
3. 農業技術・生産力の現段階	84
4. 小論における課題設定	87
II 調査の対象と方法	88
1. 調査対象の概要	88
2. 調査方法の概要	89
III 調査結果の考察	90
1. 農業高校に対する意見と卒業後の状況	90
2. 学習の機会について	94
3. 免許・資格の取得状況	96
4. 農業経営の概要と今後の方向	97
5. 学習要求 — 内容・方法 —	107
IV 要約と今後の課題	109

I 序—予備的考察

1. 農業生産の主体＝農民の動向

近年、農業生産の主体である農民の農業外流出、離村が衰えることなく続いている。ちなみに表1によれば、農家人口、農業就業人口の減少は著るしく、農家戸数も1975年にはついに500万戸を割るにいたっている。とくに農業就業人口の動向について、これを年齢別にみると、表2

表1 農家戸数・人口の動向

年次	農家戸数	農家人口	農業就業人口
1960	6,057千戸	3,441千人	14,542千人
1965	5,667	3,008	11,514
1970	5,342	2,660	10,352
1975	4,953	2,320	7,907
1977	4,835	2,256	7,236

注 世界農業センサス、農業調査による。

にその概要を示したように、基幹的農業従事者の減少は、老令層で少なく、若年層ほど大きくなっている。その減少数、減少率は1960～65年がもっとも大きくなっているが、それ以降も必ずしも衰えていない。

このような農業就業人口の急激な減少の中で、たとえば1976年の農業調査結果によれば、総農家戸数4,889千戸のうち「農業専従者なし」の農家が2,686千戸で55%を占め、「農業専従者

表2 基幹的農業従事者の推移(全国)

年齢別		16～29才	30～64才	65才以上	計
男	1960	1,341	3,513	690	5,544
	65	574	2,937	670	4,181
	70	359	2,291	572	3,222
	75	200	1,597	466	2,263
子	60～65	-777	-576	20	-1,373
	65～70	-215	-646	98	-959
	70～75	-159	-694	106	-959
女	1960	1,757	4,067	281	6,105
	65	807	3,650	293	4,750
	70	425	3,145	257	3,827
	75	180	2,181	215	2,576
子	60～65	-950	-417	12	-1,355
	65～70	-382	-505	36	-923
	70～75	-245	-964	42	-1,251

注 各年次世界農業センサスによる。

さらに農家子弟の動向に注目するならば、表3に簡略に示したように、農家子弟の新規学卒者(中・高校卒)のうち、農業に就業するものの数および農業就業率は急激に下降しつつあり、ここ一、二年の動向も、これを回復の方向に転じたとは見定めがたい状況にある。このように、主として若年層の流出が相つき、しかも十分に補充されないまま、全体として減少の趨勢をとりつづけるということは、日本の農業生産の主体ないし担い手を確保するという点からはきわめて憂慮すべき事態である。

もとより、農業生産力の発展のもとでは、社会的に必要な農業労働力の総量が減少し、それにとりもなって労働力の社会的な再配分が求められることは避けることができないが、現下の農家人口、農業労働力の流出は、労働力の合理的な社会的再配分に沿って進行しているわけではない。それは工業を中心とする非農業部門における資本の労働力吸収およびそれを補強する労働力流出政策によって、また、農業内部にあっては、農民階層の貧困化の進行(農業所得によって農家族の生活＝農業労働力の再生産が困難となりつづることなど)によって、いっそう激しく進行しているものであり、しかもこのような動向の中で、農民層分解は、さらに激しく進行しているのである。

北海道の農業、農村においても、その動向は基本的には全国の動向と共通しているが、一面で

表3 農家子弟新規学卒者の就農状況

年次	実数	就農率
1953	286千人	28.1%
55	263	25.3
60	127	10.1
65	68	11.4
70	37	7.0
75	10	3.2
76	10	3.6
77	12	4.0

注 農林省「農業就業動向調査」による。

は、それがより顕著にあらわれ、また、他面では、農業生産の主体、担い手を確保するという点からは有利な状況も示されている。農家人口、農業就業人口の動向に関しては、全国のそれと軌を一にしているといえるが、農家戸数の減少＝離農・離村については、きわだった特徴を示している。ちなみに、農家戸数について1970年から75年にいたる減少率は、全国の場合には8.3%であるが、北海道では19.1%に及んでいる。このように北海道における農家減少率＝離農率がきわめて高率であるということは、1960年以降、一貫した傾向である。こうした挙家離農の構造を説明することは小論の課題ではないが、農民家族の大量の離

村が、離村する農民家族の生活を根底から変えることはいうまでもなく、それがさらに農村社会の構造を過疎化を通して変容させていることも重視しなければならない。また、農業就業状態別農家戸数についてみると、1976年1月現在で「男子農業専従者1人」の農家が49%、「男子農業専従者2人以上」の農家が17.2%となっており、両者を合わせると66.2%を占め、全国の32.2%に比べて著しく高い。したがって、これとは逆に「農業専従者なし」の農家は23.4%、「農業専従者は女子だけ」の農家は10.3%となっており、両者を合わせて33.8%となっている。これらのことから北海道では、専業農家においては夫婦協業や親子協業が基本的に保持されているといえよう。このことと関連して、表4について、基幹的農業従事者（従事日数150日以上）の動向をみると、年々減少しているとはいえ、最近においても、農家戸数と対比してみると、1戸平均2人弱の基幹的農業従事者が保持されていること、男子若年層の減少がにぶり、一部増加に転じていることなどが特徴として指摘できる。これらの動向が小論の主題である農民教育の課題と発展の条件を検討するうえで密接にかかわることはいうまでもない。

表4 基礎的農業従事者（従事日数150日以上）の推移

区分 年次	総数	男						女					
		計	16～ 19才	20～ 24	25～ 29	30～ 59	60才 以上	計	16～ 19才	20～ 24	25～ 29	30～ 59	60才 以上
1968	361,876	171,451	9,207	12,398	14,021	112,892	22,933	190,425	10,674	17,699	18,163	129,955	13,934
71	293,421	142,515	5,436	12,798	9,924	93,947	20,610	150,906	5,704	14,418	12,323	107,001	11,460
74	243,340	117,209	2,808	9,680	8,848	76,269	19,604	126,131	2,218	9,067	9,938	93,002	11,906
76	233,629	115,276	1,999	8,742	10,706	74,617	19,212	118,353	1,297	6,861	10,373	88,470	11,352
77	229,852	114,125	1,825	8,103	11,071	73,786	19,340	115,727	998	5,796	10,324	86,943	11,666

注1. 北海道「農業基本調査」による。

2. 「農業センサス」では年令区分が一部異っているので、その実施年次は省いた。

2. 農業高校卒業生の動向

農家子弟の中・高校新規学卒者のうち、農業従事者がきわめて低い比率であることはすでに指摘したが、高校進学率が農村においても近年高率になっていることをふまえるならば、新規学卒者の中で就農するものの大半は高校卒業生である。いま、高校卒業生のうち第1次産業就職者について、最近3ヶ年の動向をみると、1976年1,931名となっているが、この中で農業科卒業生は1,273名で64%を占め、普通科卒業生で第1次産業に就職したものの398名（20%）に対比し

て大半をしめている。この点からも農業高校（農業科および関連学科）が農業後継者養成において果す役割はきわめて大きいといわなければならない。

第5表について、農業に関する学科を置く高校の卒業生の進路状況をみると、就農率は、全日制と定時制を比較した場合には定時制の方が高いこと、両者を平均してみた場合、近年、一貫して低下してきたが、1976年から77年にかけてはやや上昇していること、また就農率の水準を全国平均の約20%と比較した場合、著るしく高い水準にあることなどが特徴として指摘できる。

表5 農業に関する学科を置く高校の卒業生の進路状況の推移（北海道）

区分 年次	全 日 制			定 時 制			計		
	卒業者 (A)	就農者 (B)	就農率 B/A	A	B	B/A	A	B	B/A
1966年度	2,166	603	27.8	2,317	1,309	56.5	4,483	1,912	42.7
67 "	2,018	644	31.9	2,094	1,306	62.4	4,112	1,950	47.4
68 "	1,943	707	36.4	2,197	1,460	66.4	4,140	2,167	52.3
69 "	1,908	690	36.2	2,265	1,333	58.9	4,173	2,023	48.9
70 "	1,805	545	30.2	2,449	1,268	50.1	4,254	1,813	42.1
71 "	1,848	592	32.0	2,452	1,288	52.5	4,300	1,880	43.7
72 "	1,889	404	21.4	2,218	865	38.9	4,107	1,269	30.9
73 "	1,860	324	17.4	2,099	773	36.8	3,959	1,097	27.7
74 "	1,958	489	24.9	1,651	721	43.7	3,609	1,210	33.5
75 "	1,981	510	25.7	1,452	678	46.7	3,433	1,188	34.6
76 "	2,031	504	24.8	1,237	576	46.6	3,268	1,080	33.0

注 北海道教育庁学校教育課資料による。

また、農業高校（および農業関係学科）の進路状況の中で進学率の動向にも注目しなければならない。ちなみに1977年5月現在の北海道教育庁調査によると、進学率は11.6%となっている。このうち全日制は17.3%、定時制は6.6%である。このうち農業（および農業経営）科の全日制的進学率は23.5%となっている。このことは、高等教育機関への進学が全般的に高まっていることを反映していると同時に、農業後継者養成をめざす農業教育において高等教育の果すべき役割がしだいに大きくなってきていることを示しているといえよう。

また、就農率が北海道においても平均で50%を割っているということは、いうまでもなく、農業外の分野への就業がそれだけ重きをなしていることを示しており、したがって、農業高校（および農業関連学科）の教育が、単に農業後継者養成の枠内にとどまりえないことを端的に示している。

3. 農業技術・生産力の現段階

1, 2で述べた農業生産力の主体的条件に対し、農業技術はその客体的条件をなす。しかも、農業生産の主体である農民が、新しい農業技術を用いながらより高い生産力をいかに実現するか、同時に、そのことを通して、みずからの経営をいかに発展させ、農民生活を豊かにしてゆくか、ということはそれじたい農民教育の中枢に位置づく課題である。むろん、農業技術ならびに農業生産力構造の現段階的性格について立入ることがここでの主題ではないが、農民教育とのかかわりにおいて、すくなくとも次の諸点を指摘しておかなければならない。

まず、現段階の農業技術は、大型機械化「一貫」体系に移行しつつある段階として特徴づけることができる。表6は、北海道における主要作物について、動力・畜力利用時間の推移をみたも

表6 動力・畜力利用時間(北海道)(10アール当り時間) (単位:時間)

年次	米		ばれいしょ		てんさい		あずき	
	畜力	動力	畜力	動力	畜力	動力	畜力	動力
1957	9.7	2.8	11.0	0.2	9.2	0.2	6.9	2.1
58	8.9	3.4	9.5	0.2	9.0	0.2	6.6	1.3
59	9.1	3.3	9.1	0.8	9.7	0.4	7.7	1.3
60	8.4	4.1	9.6	1.0	8.9	0.6	6.3	1.2
61	7.6	4.8	9.3	1.3	8.8	0.8	6.2	1.0
62	6.0	6.2	8.3	1.5	8.5	0.8	4.0	1.2
63	4.6	9.5	7.4	1.7	8.1	0.8	3.8	2.4
64	3.9	11.3	6.0	1.9	6.6	1.1	4.1	1.3
65	3.6	10.9	5.7	1.9	4.6	1.5	3.1	2.3
66	3.0	10.9	5.1	2.1	4.8	1.7	2.3	1.5
67	2.6	12.9	4.5	2.5	3.9	1.7	1.9	2.4
68	1.6	13.1	4.0	2.8	3.0	2.8	1.8	2.7
69	1.6	12.8	3.1	3.2	2.4	3.0	0.6	3.5
70	1.1	12.8	2.0	3.2	2.0	3.0	0.5	3.6
71	0.7	12.7	1.5	3.7	1.6	3.4	0.2	3.4
72	0.6	13.6	1.1	3.9	0.9	4.1	0.3	3.2
73	0.3	15.7	0.9	4.1	0.5	4.3	0.1	3.7
74	0.1	10.5	0.5	4.6	0.4	4.5	0.0	3.1
75	0.0	10.7	0.4	4.6	0.3	4.8	0.1	3.9
76	0.0	11.2	0.3	4.7	0.2	5.6	0.1	3.9

注 農林省「農産物生産費調査」による。

のであるが、作物によって若干の時的ちがいはあるとはいえ、いずれも60年代において動力利用時間が畜力利用時間を上まわらようになってきている。つまり、この時期を境として農業技術が人力・畜力農機具体系から機械化体系に移行したとみることができるといえる。さらに70年代に入ると大型農業機械・施設が導入されている。この過程を図示するならば、図1のようになる。この図にも示したように、農業技術の発展は、これと結合する労働組織にも変化を与える。

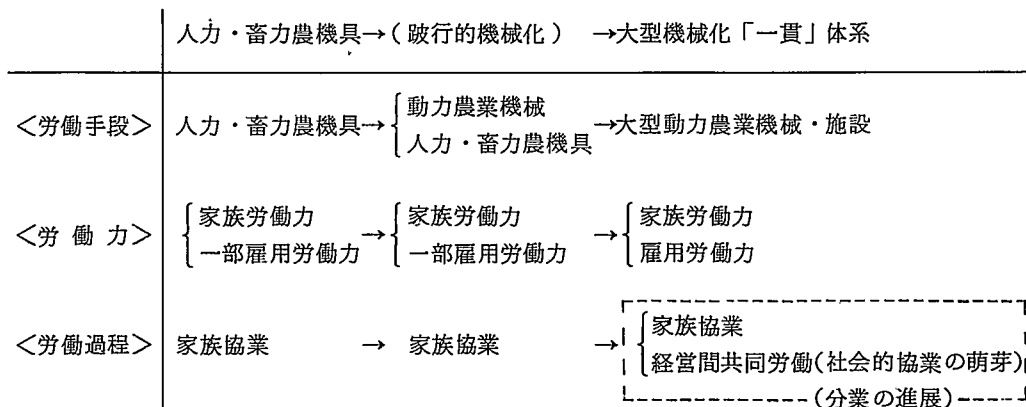
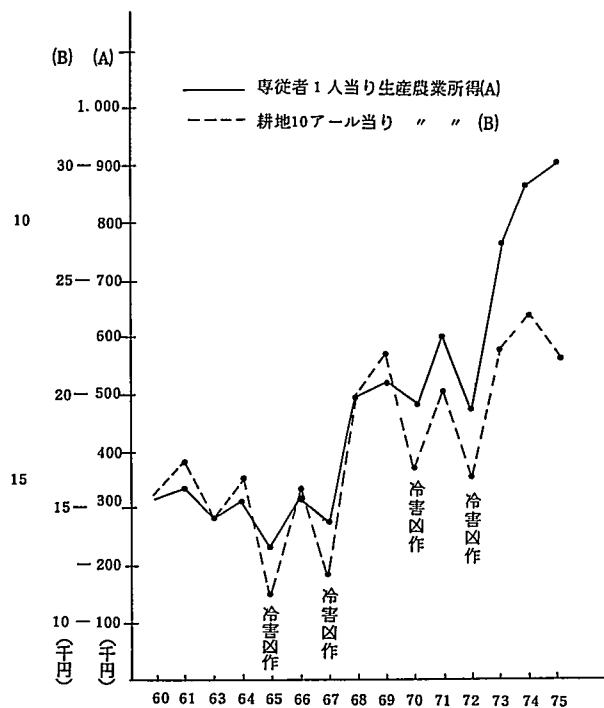


図1 農業機械化の過程と労働編成

もともと農業技術の発展は、とりわけそれが機械化体系に移行しつつある段階では、農業労働生産力を発展させ、そのことを通して農民を過重労働から解放するとともに、労働力の社会的再配分の自由度をそれだけ増大させると同時に、農業生産に対する自然的制約を徐々にとり除き、それだけ農業の多面的な発展の条件を拡大する、という積極的意義をもっている。とりわけ、この中で農業労働力はより高度の専門性、科学性、総合的管理能力を求められると同時に、労働組織の集団的編成のもとで集団的陶冶を求められ、現にそれが可能となる。これらは、いずれも農業技術・生産力の現段階に照応した新しい課題である。

他方、現段階の農業技術・生産力は、その展開過程において資本主義に固有な歪曲を避けることができない。いいかえればその発展はあくまでも資本主義発展であって、この発展過程で新たな矛盾に直面する。われわれが現段階の農業技術を大型機械化「一貫」体系とするのも、農業技術の資本主義的歪曲をその内容として含めて考えるからにはほかならない。このような歪曲は、国家独占資本主義のもとでは、政策の強い影響もあってきわめて複雑な内容となってあらわれるが農民経営が支配的な日本農業の現状に即して、とくに生産力構造の歪みとして指標的に示されるのは、労働生産性と「土地生産性」の跛行性においてであると思われる。図2は、このことを簡略に示したものである。ここでは、1970年代に入ってからの両者の跛行性が鮮明に示されている。このことは農業機械そのものの技術的特性に根ざさないにもかかわらず、現実には機械化に進行によって跛行性が助長されており、さらにこのような指標によって示される背後では、地力問題をはじめとする構造的矛盾が深まっていることを示す。このような事態を農民がどのように認識したか、このことじたい農民教育の重要な課題であるといえよう。



注1. 農林省「農業所得統計」によって作成
 2. 1970年を基準年次としてデフレートした数値

図2 労働生産性・「土地生産性」の推移

問題を農民がどのように認識し、どのように対処しつつあるか、ということ、それじたい農民教育の具体的課題であると同時に、生産力構造にかかわる諸課題とともに統一的に探求されなければならない。

さらに、経済的には、農民をとりまく生産関係、とりわけ国家独占資本主義のもとでの農民収奪・搾取により、農民経営における「資本」蓄積条件は著しく阻害され農業機械化にともなって農民経済をいっそう圧迫するという事態を招いており、また機械導入をめぐる階層間矛盾を激化している。また、現に農民家族労働力の再生産が農業生産だけではいっそう困難になりつつあるなかで、農業機械化は、農業労働力の配分をめぐる経営内、地域・階層間での矛盾をいっそう深めている。このような諸

4. 小論における課題設定

小論が直接の主題として設定し、その分析の対象としているのは、農業高校（農業関係学科）の卒業生のうち現に農業を経営しているか、ないしは、農業に従事している者を対象とするアンケート調査についてである。このアンケートの内容は、まず第1に自己の農業経営を中心として農業生産・経営の現状をいかに認識し、その中で直面している諸問題についてげんにどのように対処しました対処しようとしているか、この点について、さきにのべた農業技術・生産力の現段階をふまえた設問にもとづいて明かにしようとするものである。

第2には、第1との関連における農民教育（学習運動）の今日的課題を農民意識調査を基礎に浮きぼりにしようとするものである。そして第3に、農業高校教育のあり方について調査対象者の意見を通してその課題を示すことを主眼の一つに据えている。

このような課題設定にあたっては、さらにいくつかの点についてたしかめておかなければならない。ひとつには、意識調査のもつ有効性と限界性についてである。もともと意識は調査対象者の経済社会的関係をぬきにして独立に考えることはできない。したがって意識調査そのものから法則性やそれに類似した諸傾向をひき出すことは困難である。しかし、農民をとりまく下部構造を基礎としつつ、それとの関連における意識構造に示される諸特徴を明かにすることは、農業生産力構造をふまえて農民教育の課題を明かにするうえで一定の有効性をもつといえよう。小論では、このような見地からアンケートの対象を選定するにあたり、極力、われわれがすでに実態調査を行なった地域に接近させ、できるかぎりアンケート結果の背景や規則的条件について吟味することが可能のように設定した。しかし、それにもかかわらず、アンケートによる調査は局限された有効性しか発揮できないのであって、農民教育の現状と課題を解明するうえでひとつの部分作業にすぎないが、このことはアンケートの独自の役割をそこなうものではない。

いまひとつ、小論における調査対象を農業高校卒業生のうち農業経営者ないし農業従事者に限定したことについてである。このことは、(1) この調査が農業高校教育をその調査対象に含めつつも、それはあくまでも農民教育の一環としての学校教育の内容についての考察であって、学校教育の全体系の中における農業高校教育の全面的検討はここでの課題ではないこと、(2)このような見地から農業高校教育についてみた場合、一面では職業教育としての全面的な再検討が求められていると同時に（この点については小論では十分に言及することができないのであるが）、他面では、1960年代にはじまる農業「近代化」政策と軌を一に進められてきた農業高校教育が、現段階の農業・農民諸階層の状態と現段階の農業技術・生産力のもとでの新しい教育課題に直面していること、を重視するからにはほかならない。とくに後者は、農民教育の現段階の課題として主要な内容をなすものであり、小論で重点的に解明しようとするものである。

また、すでにのべたように、新規学卒者の中で就農するものの比率が低いという状況のもとで、現に農業高校卒業生が新規就農者の大半を占めているという実態に照らしてみた場合、農業高校卒業生を対象とする調査は、それ以外のものを含む調査に比べてその結果に一定の偏奇をとまなうことは避けられないとしても（全農民層の中で自覚の高い部分にかたよること）、逆に、今日直面している農民教育の課題を鋭角的に明かにするうえで一定の有効性を発揮できるものと思われる。

調査目的をこのように設定した場合、いまひとつたしかめられなければならないのは、同じような調査目的をもって実施された既往の調査についてである。農民教育を直接の課題とする調査はほとんど見当たらないが間接的ないし部分的に農民教育にかかわりつつ農民の意識調査として最近実施された調査はいくつかある。その主なものとしては、『農業経営主及び農業後継者の意識調査報告書』（農林省農蚕園芸局普及科、1976年3月）、『酪農後継者の意向に関する調査』

(全国農業会議所, 1976年11月), 『高等学校における職業教育の改善について』(文部省, 1976年5月), など, さらに北海道にあっては, 『高等学校の職業教育に関する意識調査結果』(北海道農業会議, 1978年3月)などをあげることができる。もちろん, これらの調査の中で, 小論の調査目的と軌を一にする部分については, 補完資料として小論の分析を進めていくうえで有効に活用することが可能である。しかして, これらの調査は概して, 農業生産構造, 農家経済構造と関連づけた調査内容については不十分である。また, 農民教育にかかわる調査内容についても, 自主的学習運動にかかわる調査項目がほとんど欠如しているなど補完すべき内容も少なくない。

以上, 小論における調査は, それじたいアンケート調査としての限界をこえるものではないがこれを既往の調査結果と密接に関連させながら, 農業技術・生産力の現段階, 農業・農民問題の現局面をふまえながら, それらに対応した農民教育の課題に接近し, 今後の考察の予備作業として位置づけ分析を進めたいと思う。

II 調査の対象と方法

小論は, すでにのべたように, 農業高校卒業生のうち現に就農している者(農業を営んでいるものおよび農業に従事している者)を対象とするメールサーベイによるアンケートの結果を基礎に分析している。ここで調査対象として選定したのは, 別海高等学校(旧別海酪農高等学校)と名寄農業高等学校の卒業生についてである。

1. 調査対象の概要

(イ) 北海道別海高等学校

別海高校は, 1950年, 北海道中標津高等学校西別分校として発足し, 1964年定時制酪農科を新設し, さらに1967年, 北海道別海酪農高等学校と改称, この時, 従来の定時制普通科および定時制酪農科の他に定時制の生活科を新設した。また, 1973年からは専攻科を設置している。この高校は, 別海町立であることから町内からの進学者が圧倒的に多く, 9割以上を占めている。また, 卒業後, 町内に居住している者も多く, その大半は酪農経営に従事している。ちなみに, 酪農科がはじめて卒業生を出した1969年から1976年にいたる8年間の平均就農率は73.9%で, もっとも低い年でも60%, 最高は80%に達している。地域に密着した農業高校として独自の役割を果たしているといえよう。その後, 1976年に全日制課程普通科を設置し, 北海道別海高等学校と改称した(同時に生活科の募集停止)が酪農科は同じ定員で存続している。

この調査の対象として設定したのは, 酪農科を卒業して, 現に農業(その大半は酪農業)を営んでいるか, または農業に従事している者(両者を合わせて一般に農業自営者といわれている)(1969年3月~1976年3月卒業)全員180名についてである。

(ロ) 北海道名寄農業高等学校

この学校が農業学校として設置されたのは1941年(昭和16年)であるが, 1948年, 学制変更により北海道立名寄農業高等学校と改称し同時に定時制が併置された。その後, 下川, 音威子府, 風連, 智恵文, 幌延, 美深の各地に分校を設立(いずれも定時制), 1951年には酪農科併設, 1956年, 文部省産業教育研究指定校に指定, ついで1966年, 自営者養成校として文部省より指定された。同年, 生活科1学級新設, 酪農科1学級増設(林業科募集停止), 自営者養成校として本格的なスタートを切ることになる。このような経過からも理解できるように, この学校は, 道北地域に立地する農業高校として, 隣接地域としては上川中央部の旭川農業

高等学校（旧永山農業高校）、網走地域の美幌高等学校（農業科・酪農科併置）とともに、農業後継者養成の役割を担っている。ちなみに、この学校の農業科および酪農科の卒業生の就農率についてみると、1976年度では、農業科72.5%、酪農科45.3%とかなり高い比率になっている。

この調査では、この高校の卒業生のうち現に農業を経営しているか、または農業に従事している者（ただし、普通科、林科、生活科の卒業生を除く）を対象とする。具体的には、名寄農業高校同窓会名簿（1976年8月現在）より職業が農業となっている者の中から無作為3分の1抽出した377名を対象とした。

2. 調査方法の概要

- (イ) 調査方法；直接、対象者に調査票を郵送し、回答後、同じく郵送によって回収するという、いわゆる郵送方式調査による。
- (ロ) 調査期間；1977年8月20日～1978年3月20日。この間、回答を促す要請状を1回発送した。

(ハ) 調査票の回収状況

調査票の回収状況についてみると、名寄の場合には、配布数(A)377通、返送（離農、転居、その他の理由により）(B)23、回収数(C)77であり、回収率は、配布数対比では46.9%、(A)-(B)、つまり回送分を差引いた数に対比しては50%である。また、別海の場合には、配布数(A)180、返送された数(B)3、回収数(C)69であり、回収率は、配布数対比では38.3%、返送分を差引いた数に対比しては38.9%である。

(ニ) 回答者の状況

(イ) 年齢別

年齢別人数は次の表のとおりである。

区分 年齢	名 寄		別 海	
	実数	%	実数	%
20才未満	—	—	4	5.9
20～25才	77	43.5	39	56.6
25～30才	49	27.7	26	37.5
30～40才	40	22.6	—	—
40才以上	11	6.2	—	—
計	177	100.0	69	100.0

注 性別には全員男性であって、女性含まれていない。

(ロ) 居住地別

名寄の場合には、次の表のとおりである。

なお、別海の場合は回答者全員が別海町に在住している。

市町村別	実数	%
士 別	39	22.0
風 連	34	19.2
名 寄	23	13.0
美 深	11	6.2
剣 淵	8	4.5
天 塩	7	4.0
豊 富	6	3.4
そ の 他	49	27.7
計	177	100.0

表7 農業高校に入学した動機 ()内は%

項目	名寄	別海
イ 将来農業に従事することを目的に入った	141 (79.8)	56 (81.2)
ロ 農業関係の職種につくことを目的に入った	10 (5.6)	2 (2.9)
ハ 特別に目的を持っていなかった	22 (12.4)	9 (13.0)
ニ その他	4 (2.2)	2 (2.9)
計	177 (100.0)	69 (100.0)

表8 誰にすすめられたか

項目	名寄	別海
イ 親	46 (25.6)	8 (11.1)
ロ 中学時代の先生	27 (15.0)	12 (16.7)
ハ 先輩	4 (2.2)	1 (1.4)
ニ 友人	4 (2.2)	4 (5.6)
ホ 誰にもすすめられず自分から進んで	95 (52.8)	44 (61.0)
ヘ その他	4 (2.2)	3 (4.2)
計	180 (100.0)	72 (100.0)

注 複数回答者も含まれている。

表9 農高校時代の印象 (%)

項目	印象		とくにそう思う		そう思う		そうは思わない	
	学校別	名寄	別海	名寄	別海	名寄	別海	
(1) 専門科目は有意義だった		19.2	26.1	59.9	55.1	18.1	15.9	
(2) 実習は有意義だった		14.1	30.0	50.8	55.1	28.8	14.5	
(3) 一般普通科目が有意義だった		9.6	8.7	49.2	47.8	35.0	39.1	
(4) クラブ活動は楽しかった		29.9	39.1	49.2	47.8	13.6	11.6	
(5) 寮生活が楽しかった		20.3	21.7	38.4	14.5	14.1	10.1	

注 %は全回答者数(名寄177, 別海69)に対する比率

III 調査結果の考察

1. 農業高校に対する意見と卒業後の状況

(1) 入学の動機など。表7について入学の動機をみると、「将来農業に従事することを目的に入った」という回答が、名寄79.8%、別海81.2%とほぼ同率で高い比率を示し、農業高校入学者のうち自営(農業従事)をめざす者の目的意識の高さを示している(入学者全体についての他の調査などでは、当初から目的をもって入学した者の比率が低く示されているが、このことが全体の特徴を示すものでないことは表7からも明かであろう)。これに対し、「特別に目的を持っていなかった」という回答は12~13%にすぎない。

次に、「誰にすすめられたか」という設問に対しては、「誰にもすすめられず自分から進んで」入学を決意したとする者が、名寄では52.8%、別海では61.1%と圧倒的に高い。これは表7の結果とほぼ照応する傾向であるといえよう。また、自分で決めた場合に比べるとその比率が著しく低いけれども、親や中学時代の先生にすすめられたと答えているものも別海で約28%、名寄で約40%を占めている。

次に表9について、高校時代の印象を、専門科目、実習、一般普通科目、クラブ活動、寮生活などについて概括的にきいてみた。全体として肯定的な評価を下すものが多くなっている。専門科目や実習に対して「有意義だった」とする意見が多いが、地域により強く密着した別海酪農高校において「とくにそう思う」とする積極的な評価が専門科目、実習に対して多く、とくに実習について高くなっている点が注目される。また、一般普通科目に対する評価は、「そう思う」とする回答が「そうは思わない」とする消極的な評価をやや上回っているが、いずれにしてもその評価は二分されている。

(2) 授業科目について

表 10 在学中興味をもった教科目

教 科 目	区 分	名 寄		別 海	
		実 数	%	実 数	%
一 般 教 科 目	国 語	20	11.3	13	18.8
	社 会	46	26.0	14	20.3
	数 学	42	23.7	7	10.1
	理 科	23	13.0	9	13.0
	保 健	2	1.1	2	2.9
	体 育	30	16.9	20	29.0
	英 語	14	7.9	7	10.1
専 門 教 科 目	芸 術	5	2.8	4	5.8
	農業実習	28	15.8	19	27.5
	作 物	37	20.9	7	10.1
	畜 産	59	33.3	37	53.4
	農業技術	53	29.9	9	13.0
	農業土木	26	14.7	3	4.3
	農業経営	58	32.8	29	42.0
	園 芸	12	6.8	1	1.4
	農畜産加工	34	19.2	16	23.2
	家 庭	1	0.5	—	—
そ の 他	21	11.9	15	21.7	

注 %は全回答者数に対する比率

表 10 によって、在学時代に興味を持った教科目についてみると、国語、社会、数学など基礎教科に興味を持った、とするものの比率が比較的高いこと、体育に対する関心が比較的高いこと、専門科目については、畜産関連科目に対して酪農科の卒業生の大半が強い興味を示していることがきわだっているほか、農業経営に対する興味が薄かったこと、農業実習、農産加工などに対する興味が比較的高いこと、また、名寄農校では農業技術に対する関心が高いこと、などが特徴的に示されている。

次に、表 11 によって農業高校の授業内容について全体的に意見を求めた結果によると、「農業専門科目にもっと力を入れるべきだ」とする意見が名寄で 42.4%、別海で 39.1% を占めきわめて高くなっている。また、別海では、「農業実習にもっと力を入れるべきだ」とする意見が 33.3% を占め、全体として専門科目重視の意向が強いといえる。しかし、他面では「一般普通科目をもっと重視すべきだ」とする意見も名寄で 19.2%、別海で 13.0% を占め、農業技術・生産力の現段階に照応した基礎学力の向上をはかることの重要性が指摘されている。

表 11 農業高校の授業内容について

項 目	区 分	名 寄		別 海	
		実 数	%	実 数	%
イ 農業専門科目にもっと力を入れるべきだ		75	42.4	27	39.1
ロ 農業実習にもっと力を入れるべきだ		23	13.0	23	33.3
ハ 一般普通科目をもっと重視すべきだ		34	19.2	9	13.0
ニ とくに変える必要はない		17	9.6	8	11.6
ホ そ の 他		15	8.5	3	4.3
ヘ とくに意見はない		17	9.6	3	4.3
計		181	102.3	73	105.6

注 2つ以上の項目に回答しているものもある。%は全回答者数に対する比率

(3) 農業高校のあり方について

さらに問題を広げて、農業高校教育全体の中に位置づけて、今後のあり方について意見をまとめてみると表 12 のとおりである。ここでは、名寄、別海両校の特徴が端的に示されている。別海では、「農業高校については、定時制(季節制)を重点にすべきだ」とする意見が全体の 52.2% を占めている。これは、この学校における実績をふまえての意見として十分に傾聴すべき内容を含んでいるといえる。また、農業高校における就農率が、全日制よりは定時制において高いこと、定時制が働きつつ学ぶ、という制度になっていることから検討に値する意見であるといえよう。これに対し、名寄では「現在のままでよい」とする意見が

50.8%を占めている。このことは単に農業高校に対する一般的評価というよりは、自営者養成校としての名寄農校のこれまでの実績をふまえた現状肯定的な意見ということができよう。

また、「職業（農業）高校と普通高校を統合し、普通科、職業科の併置した方がよい」とする意見が、名寄で約17%、別海で20%あることも、単に普通科志向の傾向を反映しているだけでなく、高校教育を全体的に検討するうえで、ひとつの示唆を含んでいるといえよう。

表12 高校教育のあり方について

項	目	名 寄		別 海	
		実 数	%	実 数	%
イ	職業（農業）高校をある程度へらし、普通高校にきりかえた方がよい	8	4.5	4	5.8
ロ	職業（農業）高校と普通高校を統合し、普通科、職業科の併置制にした方がよい	30	16.9	14	20.3
ハ	農業高校については、定時制（季節制）を重点に充実すべきだ	20	11.3	36	52.2
ニ	職業高校を廃止して普通高校にした方がよい	3	1.7		
ホ	現在のままでよい	90	50.8	10	14.5
ヘ	そ の 他	13	7.3	3	4.3
	計	164	92.5	67	97.1

注 %は全回答者数（名寄177，別海69）に対する比率

表13 卒業後の状況

(1) 出身校との関係

項	目	名 寄		別 海	
		実 数	%	実 数	%
イ	ときどき訪ねて、教わったり、意見交換をする	29	16.4	26	37.7
ロ	ほとんど訪ねることがない	133	75.1	31	44.9
ハ	そ の 他	8	4.5	10	14.5
	計	170	96.0	67	97.1

(2) 同窓生との交流について

イ	ときどき交流して農業に関する経験交流・意見交換をする	100	56.5	49	71.0
ロ	ほとんどつきあいがいい	57	32.2	13	18.8
ハ	そ の 他	10	5.6	3	4.3
	計	167	94.3	65	94.2

注 %は全回答者数に対する比率

(4) 卒業後の状況

ところで、卒業生が卒業後、母校とどのような関係をもつかということは、職業高校の中でも地域との結びつきの強い農業高校にあっては、重視すべきことである。この点を表13についてみると、別海では「ときどき訪ねて、教わったり、意見交換をする」者が約38%を占め、名寄の16%よりかなり高くなっている。また、このことと関連して、同窓生同志の交流の状況についてみると、「ときどき交流して農業に関する経験交流・意見交換をする」者が、別海では71%、名寄では57%といずれも高率である。両校とも同窓生の交流、同窓生と母校との

交流については、それぞれユニークな活動をしており、そのことが数字的にも示されているのである。

別海酪農高校では、各卒業年次ごとに、単位クラブ^{注1)}をおき、さらに自営者連絡協議会を組織して、卒業生の中で農業に従事している者同士の交流を深めている。また、専攻科も1973年以降修了者を出しており、これまでに70名を超えている。

表14 卒業後の学習

項	目	名 寄		別 海		
		実 数	%	実 数	%	
4年制大学	農業関係			1	1.4	
	その他					
短期大学	農業関係	普通制	20	11.3		
		季節制(二部)	1	0.6	4	5.8
	その他					
その他	農業関係	農業学園	32	18.1	6	8.7
		農業大学校	7	4.0		
		経営伝習農場	3	1.7		
		農業研修所	9	5.1	1	1.4
		その他	3	1.7	25	36.2※
その他		12	6.8	1	1.4	

注 %は全回答者数に対する比率

※大半は別海酪農高校専攻科

次に、表14によって卒業後の学歴についてみると、名寄、別海の両校に共通して比較的に比率が高いのが、農業学園の修了者である。このうち別海は8.7%と名寄の約2分の1であるが、これは同校に専攻科が置かれていることを関連づけてみなければならない。また農業関係短期大学は、その大半が北海道拓殖短期大学であり、また季節制は酪農学園大学二部が多い。近年、農業高校卒業生の進学率は徐々に高くなっているが、これは農業技術・生産力の進歩にもなって農業労働力として求められる技能、学力がそれだけ向上していることを反映しているといえよう。

次に、卒業後、国内または海外の研修にどの程度参加したかについてみると、まず、名寄の場合には、国内研修の経験者が43名(24.3%)で、うち道外が15名(8.5%)、道内が28名(15.8%)となっている。研修の主催機関は、農協、市町村、農業学園などが主であり、ごく一部、民間団体の主催のものもある。期間は2週間から1ヶ月程度のもが多く、6ヶ月ないし1年にわたるものはごく少数である。研修先は、先進的農家が大部分で、農業試験研究機関なども見うけられる。また、海外研修経験者は、名寄の場合には11名(6.2%)いるが、このうち4名は「道民の船」で東南アジア諸国を2ヶ月にわたり歴訪したというものである。

他方、別海の場合には、国内研修経験者は12名(17.4%)で酪農家に実習見習として住み込んで研修を受けたというものが大半である。また、海外研修の経験者は7名(10.1%)で、農協青年部主催でヨーロッパ諸国の研修に参加したものの4名、「道民の船」に参加したものの2名となっている。

農民の学習の機会として先進地視察や海外の研修の果す役割はきわめて大きく、農協、市町村など関係機関が、さらに積極的に多くの機会を作ることがのぞまれているといえよう。

次に「卒業後、農業以外の職業についていたことがあるか」という設問に対し、「ある」と答えた者は、名寄で45名(25.4%)と比較的に多いが別海では2名(2.9%)にとどまっている。これをさらに職種別にみると(1名で2つ以上の職種の経験者もいるので総数は45名を上回る)工員8名(4.5%)、店員2名(1.1%)、事務職員4名(2.3%)、公務員5名(2.8%)、建設・土木関係20名(11.3%)、その他1名(6.8%)となっており、建設・土木関係が比較的に多い。

また、転職訓練の受講の有無については、名寄では1年コース1名、短期(3ヶ月)コース15名が受講している。別海では1名受講しているにすぎない。受講した職種についてみると、最も多いのは建築で7名、農業機械整備3名、型枠2名などがこれに次いでいる。また、受講目的で注目されるのは、「農業に役立てるため」が7名で、「兼業のため」の7名と同数であり、「転職のため」は1名にすぎない。転職訓練制度の目的とは別に、農業技術・技能の向上や兼業のために役立てようとしているわけであり、このことは一面で、農業の技能向上のための学習機会が不十分であることの反映であるともいえよう。

表 15 卒業後の学習の機会

区 分 項 目	名 寄				別 海			
	○ 印		◎ 印		○ 印		◎ 印	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
イ 農業改良普及所の普及活動	89	50.3	24	13.6	15	21.7	2	2.9
ロ 市町村役場、農協などの主催する研修会、講演会、農業講座など	92	52.0	15	8.5	37	53.6	5	7.2
ハ 農業機械、肥料、農薬メーカー(または商社)の主催する講習会	29	16.4	3	1.7	18	26.1	2	2.9
ニ 農業機械、肥料、農薬メーカーの技術員の指導	21	11.9	1	0.6	8	11.6		
ホ 農協の営農指導専業	35	19.8	5	2.8	19	27.5	5	7.2
ヘ 農業学園(または、その他の後継者養成機関)	43	24.3	13	7.3	19	27.5	4	5.8
ト 有志による自主的研究活動	37	20.9	12	6.8	12	17.4	5	7.2
チ 先進地視察	71	40.1	3	1.7	29	42.0		
リ 近所の農家から	50	28.3	2	1.1	21	30.0	2	2.9
ヌ 自分の親や身内のものから	67	37.9	23	12.9	27	39.1	6	8.7
ル 農業関係雑誌、テレビ・ラジオ農業番組など	84	47.5	19	10.7	43	62.3	10	14.5
ヲ その他()	9	5.1	4	2.3	1	1.4		
計		354.5				360.2		

注 %は総回答者数に対する比率、回答の選択は1つに限らない。◎はとくに重要と思われるもの

2. 学習の機会について

卒業後の学習の機会について表15をみると、名寄では、農業改良普及所の普及活動、市町村役場、農協などの主催する研修会、講演会、農業講座などが重きをなし、次いで、農業関係雑誌、テレビ・ラジオ農業番組なども学習の機会として有力である。別海の場合には、市町村役場、農協などの主催する研修会などが学習の機会を多く提供している点は名寄と変りがないが、農業改良普及所の位置は名寄に比べて低い。これは、畜産(酪農)地帯にほぼ共通した現象といえる。また、農業関係雑誌、テレビ・ラジオなど、マスメディアに学習の機会を求める傾向は別海の場合にはとくに強いが、このことは、別項で指摘するように、酪農関係専門誌が比較的に広く普及していること、それらを含めて酪農民の場合には、学習の機会を広く求める傾向のあること、などと結びついている。また、名寄、別海ともに、自分の親や身内のものから学ぶ機会も少なくない。それとともに、先進地視察、有志による自主的研究活動、農業学園などが学習の機会として注目

表 16 農業雑誌の購読状況

()内は%

区分 誌名	名 寄		別 海	
	定期購読している	書店でときどき買う	定期 読している	書店でときどき買う
近代農業	25 (14.1)	12 (6.8)	26 (37.7)	5 (7.2)
家の光	78 (44.1)	4 (2.3)	31 (44.9)	— (—)
地上	10 (5.6)	8 (4.5)	3 (4.3)	2 (2.9)
あすの農村	15 (8.5)	3 (1.7)	2 (2.9)	1 (1.4)
農家の友	28 (15.8)	7 (4.0)	— (—)	1 (1.4)
デーリィマン	30 (16.9)	7 (4.0)	48 (69.6)	3 (4.3)
デーリージャパン	38 (21.5)	4 (2.3)	24 (34.8)	6 (8.7)
ニューカントリー	21 (11.9)	4 (2.3)	— (—)	1 (1.4)
北方農業	4 (2.3)	10 (5.6)	5 (7.2)	1 (1.4)
農業及園芸	— (—)	4 (2.3)	— (—)	1 (1.4)
機械化農業	2 (1.1)	11 (6.2)	3 (4.3)	1 (1.4)
その他	38 (21.5)	1 (0.6)	31 (44.9)	— (—)
計	— (163.3)	— (—)	— (250.6)	— (—)

注 %は全回答者数に対する比率，回答の選択は1つにかぎらない。

される。

以上、総じて、設問の項目に即してみるならば、名寄、別海とも学習の機会については平均して3～4のルートに結びついており、多面的な内容をなしている。

次に、学習の機会を提供する有力な手段のひとつである農業関係専門誌についてその購読状況をみると、名寄・別海に共通して定期購読率の高いのは「家の光」で、これについて「その他」の中では「現代農業」が近年急速に普及し、その購読率も比較的に高くなっている。また、地域によって特徴あるものとしては、別海では、酪農専門誌「デーリィマン」の購読率が約70%できわめて高く、これにつぐ「デーリージャパン」（約35%）と合わせるとほとんど全戸購入していることになる。他方、主に稲作地帯を背景とする名寄の場合には、「農家の友」、「ニューカントリー」などが比較的に多く入っている。これらを総じて、1人あたり平均して、どれだけの農業関係専門誌を購読しているか、という点についてみると、別海では約2.5、名寄では1.6となっており、最低で1誌、多い場合には3誌を購読していることになり、学習の手段として重要な位置を占めていることがわかる。

次に、各種機関・団体などの主催する研修会・学習会、講読会などへの参加状況についてみると、これはそれぞれの地域での関係機関・団体のとりくみの状況を端的に反映しているといえる。まず、別海では市町村（教育委員会を含む）、農協などの主催する研修会、講演会、講座などに参加したことがある、と答えた者は57名（82.6%）に達し、このうち過去3年間の延参加回数については10回以上が16名、参加者平均で6.3回に達する。また、主として農民運動組織（別海では農民組合）や自主的学習組織の主催する学習会についても、これに参加したことのある者は17名（24.6%）になっており、このうち過去3年間に5回以上参加した者は5名である。いうまでもなく、別海では、農民組合、教職員組合などが中心となって、全国的にも先駆的な意義を有する労農学習運動が進められており^{注2)}、このことが他地域よりは多くの農民を結集できる条件になっているといえよう。

名寄の場合には、農協、市町村などの主催する研修会、講演会などに出席したことのある者は

131名（74.0%）で、うち過去3年間にのべ10回以上参加したことのある者は46名（25.9%）となっている。また、平均参加回数は7.8回に達している。他方、農民運動組織などの主催する学習会に参加したことのある者は51名（28.8%）になっている。また、これらの学習の機会をどのようにして知ったか、という点では、農協、市町村が主催する場合には、「チラシなど宣伝物によって」は約3割にすぎず「人から聞いて」がこれを上回っている。この点は、市町村や農協などが主催する学習会が一応幅広く通知する態勢をとっていることと比較して、宣伝態勢が十分ゆきとどいていないことを示しているといえよう。

いずれにしても、学習の機会を関係組織・機関別にみた場合、市町村、農協などによって提供される機会が大半を占めているが、農民組織をはじめとする自主的組織による学習の機会も重きをなしている。

- 注 (1) 単位クラブは各卒業年次ごとに作られているが、その名称および会員数は、次のようになっている。フロンティアクラブ（昭和43年）5名、エキスパートクラブ（昭和44年）10名、アーチストクラブ（昭和45年）5名、ホルスタインクラブ（昭和46年）6名、ユートピアクラブ（昭和47年）5名、チモシークラブ（昭和48年）25名、クローバークラブ（昭和49年）26名、ルーサンクラブ（昭和50年）23名、テレスタークラブ（昭和51年）26名、このように、その多くが酪農にちなんだ名称になっているのが特徴的である。
- (2) 別海の労農学習運動については、山田定市「地域農業の発展と労農学習運動」（千野陽一編『コミュニティと社会教育』1976年、東洋館）を参照されたい。

3. 免許・資格の取得状況

各種の免許、資格は、さまざまな技能の公的認定であり、その取得の状況は、それぞれの技能についての客観的水準を示しているといえる。

農業においては、これまで経験的技能に依存する度合いが強く、免許、資格はそれほど重んじられなかった。ときには高度の熟練や技能が求められるにもかかわらず、それらはいわゆる“篤農的技能”と称して個人的技能として評価を受けることはあっても、それが客観的な基準で評価を受けることはほとんどなかった。農業生産にかかわる技能が多くの場合、閉鎖的でその伝播が妨げられる傾向が強かった。

こんにち、農業においても、各種の技能について、免許や資格が問われるようになってきたということは、それだけ農民労働の社会化が進んだことを一面において示しており、農民教育のあり方に新たな課題を提起しているといえよう。

表17 運転免許の取得状況

項 目	名		寄		別 海			
	現在もっている		今後とりたい		現在もっている		今後とりたい	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
イ 普通	168	94.9			68	98.6		
ロ 普通2	10	5.6	12	6.8	1	1.4	3	4.3
ハ 大型特殊	134	75.7	20	11.3	57	82.6	11	15.9
ニ 大型2	25	14.1	25	14.1	3	4.3	23	33.3
ホ 大型特2	4	2.3	8	4.5			3	4.3
ヘ けん引車2	42	23.7	38	21.5	16	23.2	19	27.5
ト その他	25	14.1	5	2.8	12	17.4	3	4.3

注 %は全回答者数に対する比率

まず、表17によって自動車運転免許の取得状況についてみると、「普通」はほとんど全員に近いものが取得しており、自家用車の運転などモータリゼーションの反映であるといえよう。また「大型特殊」はトラクター運転（とくに路上運転）に必要な免許であるが、その取得者の比率は名寄で75.7%、別海で82.6%と高率である。これはいうまでもなくトラクターを基軸とする大型機械化に照応した資格取得であり、この水準の技能が一般化しつつあることを意味している。また、「けん引車2」は、主に圃場内運搬用のトレーラーなどの運転に必要であり、これも資材、生産物運搬などに必要となってきたものであるとあって、「今後とりたい」の比率も比較的高くなっている。

次に各種資格の取得状況についてみると、まず、全体的な特徴としては、直接に農業に関する資格のほかに、農業にも援用可能な資格がかなり幅広く取得されており、また、今後とりたいという希望も比較的に多いということである。

以下、具体的に資格の取得の内容について検討してみよう。まず、名寄の場合についてみると現に取得している資格としては、危険物取扱資格18名、溶接（電気溶接、ガス溶接など）12名、人工授精士8名、農業機械整備士8名、建築機械取扱資格7名、劇毒物取扱資格6名などが主なところである。このほか少数のものとしてはクレーン車運転免許、測量士、土地・家屋調査士、ボイラー士（1級、2級）、牛馬商、土木施行管理士など多岐にわたっている。また、今後、取得したいと考えている資格としては、危険物取扱資格20名、溶接12名などとなっている。（ちなみに、名寄の場合の回答者総数は177名である）。

次に、別海の場合についてみると、溶接（ガス溶接、電気溶接など）35名、人工授精士2名、農業経営士2名などとなっている。また、今後取得したい資格とそれを希望している人数は、溶接5名、危険物取扱資格5名、劇毒物取扱資格2名などとなっている。

以上の実態をふまえてみるならば、農業においても社会的に公認された資格や免許がかなり多岐にわたってしかも幅広く取得されているが、これらを大別すると、大型機械化「一貫」体系という技術段階に見合った資格取得としては、直接には農業機械整備士があるが、ここで比較的取得者の多い溶接資格は、実際には、農業機械修理技能としての意義をもっており、そのようなものとしてこの資格ならびに技能が活用されている場合がある。このことは、単に個々の農民経営においてのみでなく、農業機械・施設の共同利用組合においても重要な意義をもっている。すなわち、共同利用組合として機械・施設の修理能力などをどの程度もっているかということは、機械・施設の効率的利用に影響を与え、経営費、とくに機械・施設の修理・整備費の大きさを左右する。したがって共同利用組合員の構成員の中で、農業機械整備、溶接などの有資格者を確保している場合には、機械・施設の効率的運用をはかるうえで有利である。

さらに、劇毒物取扱、危険物取扱の有資格者がふえ、また資格取得を希望する者がふえているのは、主として農業の施用量の増大、その種類の多様化（とくに有害な農薬の出現）に対応している。とくに農薬散布作業は共同防除として行われる場合が多いが、その際、共同防除班の中に有資格者が不可欠となる。

このような資格取得は、一面で農業労働の社会化を反映しているが、他面では、農業労働の専門化を促すなかで、農民を「部分労働者」化させることにもなりかねない。したがって農民が農業技術・生産力に見合った内容と水準の技能を、単に個別の技能としてでなく、総合的的技能として向上させていくことが必要となっているといえよう。

4. 農業経営の概要と今後の方向

(1) 農業経営の概要

表18 農業・兼業従事状況

地域・階層		農業従事者数別							年間農外収入金額別(万円)							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	計	なし	～100	100～200	200～300	300～400	400～	計	
名	経営耕地面積別	～5ha	4	14	6	1		1	26	14	5	8	7			24
	5～10	8	16	24	1		1	59	2	6	16	5	1	1	60	
	10～20	1	8	4	4	1		18	8	10	3				21	
	20～30															
	30ha～								1	1					2	
	小計		13	38	34	15	1	2	103	24	42	27	12	1	1	107
寄	牛飼養頭数別	～30頭		3	3	1			7		2	4	1		7	
	30～50		3	18	4			25	11	10	1	2		1	25	
	50～80		4	9	2			15	7	6	3		1		17	
	80頭～		1	1		1		3	2		1				3	
	小計			11	31	7	1		50	20	18	9	3	1	1	52
合計		13	49	65	22	2	2	153	44	60	36	15	2	2	159	
別海	牛飼料頭数別	～30頭		1				1	1						1	
	30～50	1	2	7				10	9		1				10	
	50～80	1	5	25	12			43	36	7	1	1	1		46	
	80頭～		3	7	1		1	12	8	4					12	
	合計	2	10	40	13		1	66	54	11	2	1	1		69	

まず、調査農家を名寄、別海のそれぞれの卒業生ごとに分け、酪農家(肉牛飼養農家も一部に含む)は牛飼養頭数規模別、それ以外の農家については経営耕地面積広狭別に分けて、当該項目について集計可能な人数について整理・集計した。表18によって農業従事者数別および年間農外収入別にみた農家の分布状況を見ると、まず、農業従事者については、全体として2～3人の農業従事者数のところに分布が集中しているが、酪農家の場合には農業従事者3人を擁する場合が最も多い。また、概して経営規模の大きい農家ほど農業従事者数が多くなるという傾向を示している。そうした中で農業従事者1人という農家が名寄の10ヘクタール未満層にみ

表19 農産物販売金額別戸数

販売金額	名寄		別海	
	実戸数	%	実戸数	%
～100万円				
100～200	4	2.4		
200～300	5	3.0	1	1.5
300～500	30	18.3		
500～700	34	20.7	4	6.0
700～1,000	36	22.0	7	10.5
1,000～1,500	26	15.9	30	44.7
1,500～2,000	20	12.2	16	23.9
2,000万円～	9	5.5	9	13.4
合計	164	100.0	67	100.0

られる点が注目される。次に年間農外収入金額別にみると、農外収入は100万円未満が最も多く、100万～200万円がこれについているが、全体として経営規模が小さい農家ほど農外収入金額が多くなっている。また、酪農家とりわけ別海の酪農家の場合には、69戸中54戸が「農外収入なし」に該当している。ちなみに、農産物(畜産物を含む)販売金額別農家戸数は表19のとおりである。この表によると、農産物販売金額別には名寄の場合には700～1,000万円の占める比率が比較的高く、また、別海の場合には、1,000～1,500万円層に集中し2,000万円層も13.4%に達している。しか

し、酪農をはじめとする畜産経営の場合には、農業所得率（農業粗収入に対する農業所得の割合）が他の経営に比べて著しく低いことを加味しなければならない。

つぎに、経営耕地の動向について、その概要をみると、最近5年間に経営耕地が増加したものは、名寄では76戸（回答者数177戸との対比では42.9%）、別海では34戸（同、52.2%）とかなり高くなっている。このうち購入による増加件数は、名寄では61件、自己の所有地内で未耕地を耕地化したもの18件、借入によって経営耕地面積が増加したものの17件となっている（1戸の中で購入、増反、借入のそれぞれに該当する場合もある）。また、別海の場合には購入件数20件、増反件数13件、借入件数9件となっている。他方、最近5年間に経営耕地面積が減少した農家は、名寄で8戸、別海ではない。そのうち訳は、名寄の8戸中1戸が貸付けによるもののほかは売却である。このように、農地をめぐる所有権、耕作権の移動はかなり激しいことがわかるが、経営耕地面積を縮小した農家が拡大した農家に比べてはるかに少ないことは、購入ないし借入の対象が圧倒的に離農した農家であり、その所有していた土地が売買、貸借の対象となっていることを示している。

表 20 5～6年先を見通した農業経営の方向（％は対回答者総数）

項 目	区 分	名 寄		別 海	
		実 数	%	実 数	%
a 経営規模の拡大をはかる → それは	イ 経営耕地の拡大によって	70	39.5	35	50.7
	ロ 主として複合化など経営の集約化によって	55	31.1	23	33.3
	ハ その他	9	5.1	2	2.9
b 経営規模は現状維持である程度兼業収入の拡大をはかる		26	14.7	8	11.6
c 経営規模を縮小し、兼業収入の増大をはかる		7	4.0		
d できるだけ早い機会に離農したい		4	2.3		
計		171	96.7	68	98.5

(2) 農業経営の発展方向について

農業経営の発展方向については、長期的な展望を見きわめることも重要であるが、ここでは当面「5～6年先を見通した農業経営の方向」について問うことにした。設問にあたってとくに重視したことは、近年、農業「近代化」政策のもとで、土地拡大を基軸とする経営規模拡大が志向されており、その過程で農民層分解が激しく進行しているのであるが、このような動向との関連で、実際に農民が今後の経営の発展方向について、経営規模の拡大を志向しているか、それとも土地規模の拡大をひかえて経営内容の充実をはかろうとしているか、さらには、兼業化などについてどのように判断しているか、ということである。

そこで、経営規模の拡大をはかると答えた者は、名寄で75.7%、別海で86.9%で圧倒的多数を占めているが、さらに、その内訳をみると、「経営耕地の拡大によって」とする者は、名寄で39.5%、別海で50.7%でそれぞれ最も高くなっている。しかし、これとともに「主として複合化など経営の集約化によって」という答が名寄で31.1%、別海で33.3%に達している点に注目しなければならない。さらに「その他」の内容も、実質的に経営内容の充実をはかろうとするものが多いことを加味すれば、経営耕地面積の拡大に対する反省と批判は、かなり強いといえることができる。以上が、農業経営に対する発展的、積極的志向であるとすれば、「経営規模は現状維持である程度兼業収入の拡大をはかる」、「経営規模を縮小し兼業収入の増大をはかる」は、農業経営に対しては消極的対応といえるが、これらを合わせると、名寄では18.7%、別海では11.6%（別海では経営規模の縮小をはかる、という答えはまったくない）

である。また、「できるだけ早く離農したい」と答えた者は、名寄に4人いるが、別海にはまったくない。しかし、実際の離農は、この比率をはるかに上回る高率で進行しているわけであり、離農することじたいがいかにも不本意に進んでいるかが推測できよう。

今後の経営の発展方向については、農民の階層性が深い関連を持つので、この点を表21を中心に検討してみることにする。階層区分については、稲作農家および畑作農家に関しては経営耕地面積広狭別、酪農家については、乳牛飼養頭数規模別にみた（階層区分のできるものについてののみ集計したので集計総数は、前掲表20を下回っている）。まず、名寄の稲作・畑作経営についてみると、経営耕地拡大に対する志向は、回答数に対する割合としてみた場合、いずれも5割前後で大差はないが、やや下層において高くなっている。また、「主として複合化など経営の集約化をはかる」ことを志向する者は階層によって大きなちがいがあがる。すなわち、5ヘクタール未満層ではわずかに1人であるのに対し、5～10ヘクタール層では16人で回答者数58人中28%を占めている。10～20ヘクタール層も36%を占めている。また、20ヘクタール以上層は数が少ないので傾向を見出すことは難しいが、概して、土地規模拡大よりは経営内容の充実を志向しているといえる。さらに、経営規模を現状にとどめて兼業の拡大をはかろうとする者は10ヘクタール未満層に多く、とくに5ヘクタール未満層では、経営規模を縮小してでも兼業の増大をはかろうとする傾向が強い。

表21 今後5～6年前を見通した農業経営について（階層別）

階層別	区分	経営規模の拡大をはかる			経営規模の現状維持である程度兼業収入の拡大をはかる	経営規模を縮小し、兼業収入の増大をはかる	できるだけはやい機会に離農したい	計	
		経営耕地の拡大によって	主として複合化など経営の集約化によって	その他					
名寄	経営耕地面積別	～5ha	12	1	2	3	5	23	
		5～10	26	16	2	13	1	58	
		10～20	8	8	2	2	2	22	
		20～30		1				1	
		30～		2				2	
		小計	46	28	6	18	6	2	106
寄	牛飼養頭数別	～30頭	2	2		2		1	7
		30～50	9	7	2	3			21
		50～80	5	10	1		1		17
		80頭～	1	2					3
		小計	17	21	3	5	1	1	48
	合計	63	49	9	23	7	3	154	
別海	牛飼養頭数別	～30頭							
		30～50	3	6		1			10
		50～80	23	11		7			41
		80頭～	6	5	2				13
		合計	32	22	2	8			64

次に、酪農家の経営志向についてみると、名寄と別海とではきわだちがいは認められないが、経営耕地の拡大を志向する者は、別海の方がやや多くなっている。したがって、逆に、経営内容の充実をはかろうとする者は、名寄では、経営耕地の拡大をはかろうとする者の数を

上回っている。また、飼養頭数規模別には、名寄の場合に50頭以上層で概して多くなっている点が注目される。また、経営規模を現状程度にとどめ、兼業の増大をはかろうとする者が、名寄では50頭未満、別海で50～80頭規模の階層でみられる（この表21の階層区分からも明かなように、調査対象者が、とくに酪農の場合にはやや上層に偏っている点を加味しなければならない）。このことをさきのべた、農外収入金額別農家戸数の動向と結びつけてみた場合、酪農家であっても農業所得の不足を兼業収入で補おうとする動きもないわけではないが、それは、畑作、稲作経営と異り、年間を通して酪農部門に労働力が拘束されている状況のもとではきわめて困難であり、そのことを反映して実際に兼業（農外）就労しているケースはきわめて少ないのである。

表22 農業経営を続けていくうえで悩んでいる問題

区 分 項 目	名 寄				別 海			
	○ 印		◎ 印		○ 印		◎ 印	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
イ 地 力 問 題	73	41.2	17	9.6	39	56.5		
ロ 後 継 者 問 題	9	5.1	3	1.7	1	1.4	1	1.4
ハ 農 業 経 営 費 の 高 騰	97	54.8	25	14.1	44	63.8	14	20.3
ニ 経 営 耕 地 が 狭 い	74	41.8	45	25.4	27	39.0	16	23.2
ホ 農 業 経 営 資 金	43	24.3	14	7.9	19	27.5	8	11.6
ヘ その他	19	10.7	4	2.3	4	5.8	3	4.3
計		177.9				194.0		

注 ◎印はとくに重要と思われるもの、回答の選択は1つにかぎらない。

次に、「農業経営を続けていくうえで悩んでいる問題」については、「農業経営費の高騰」が名寄54.8%、別海63.8%とそれぞれ最も高く、「経営耕地が狭い」、「地力問題」がこれに次いでいる。とくに、ここで注目されるのは、「地力問題」が名寄で41.2%、別海で56.5%に達していることである。大型機械化、経営専門化を一面的に志向する農業「近代化」政策のもとで、その矛盾が生産力構造、農家経済のそれぞれにあらわれているのであるが、地力問題は、生産力構造にかかわる矛盾の露呈を示すものであり、農民自身がこのことを経験にもとづいて認識していることを端的に表現しているといえよう。このほかに農業経営資金にかかわる問題を指摘するものも比較的に多くなっている。この点については政府が中心となって進めている各種の制度金融、農協系統金融などの整備、改善が必要となっている。

また、この調査では後継者のいる農家を対象としているため、「後継者問題」を指摘しているものはきわめて少いが、これは現下の農民、農村にとってきわめて重要な課題である。さらに「その他」の中で最も多いのは「稲作減反」問題である^{注1)}。

次に、「生活問題として切実に感じていること」についてみると、別海（したがって酪農地帯）で、「労働過重による生活時間の不足」をあげている者が56.5%できわだって高く、これと関連して「家族の健康問題」が47.8%とかなり高くなっている。現在、酪農における規模（乳牛飼養頭数）の拡大がきわめて速いテンポで進んでいる。その過程で大型機械化も進み、労働生産性が著しく上昇した。しかし、実際には、規模拡大のテンポが急激であるため、労働生産性の上昇が酪農民の労働軽減に直結することができず、場合によって労働時間がかえって延長されているケースさえ見受けられる。このアンケートで、とくに別海において、労働過重や家族の健康問題が生活上の問題として浮きぼりになっているのも、このような酪農生産、

酪農経営の実情を反映しているとみることができる。このほか、農村において生活環境条件の劣悪を指摘する意見も多い。また、「家族内の人間関係」や「近所とのつきあい」をあげるケースも多くなっているが、このことは、変りつつある農村地域社会、農家内の家族関係のもとで、いまだ明確な方向性が見出しえず、新旧の慣行が混然としている状態を背景として理解する必要がある。

表 23 生活の問題として切実に感じていること

区 分 項 目	名 寄				別 海			
	○ 印		◎ 印		○ 印		◎ 印	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
イ 家族内の人間関係	26	14.7	8	4.5	16	23.2	4	5.8
ロ 近所とのつきあい	36	20.3	9	5.1	16	23.2	2	2.9
ハ 子供の教育問題	33	18.6	1	0.6	5	7.2		
ニ 農村の過疎化(ふきんの農家の離農)	45	25.4	12	6.8	6	8.7	2	2.9
ホ 農村の医療・福祉施設の貧困	38	21.5	9	5.1	12	17.4	4	5.8
ヘ 労働過重による生活時間の不足	61	34.5	20	11.3	39	56.5	16	23.2
ト 家族の健康問題	48	27.1	9	5.1	33	47.8	5	7.2
チ その他	3	1.7			2	2.9		
計		163.8				186.9		

注 ◎印はとくに重要と思われるもの、回答の選択は1つにかぎらない。

(3) 農業共同化について

一般に、農業共同化については、農業生産の共同化のみでなく流通過程における共同化も視野に入れるべきであるが、ここでは、農業生産の共同化に焦点をしばって検討することにする。わが国における農業生産の共同化は、農協を中心とする流通共同化に対比して著るしくたちおくれ、両者間に跛行性がみられたのであるが、近年、生産共同化も一定の進展をみせている。その実態は機械・施設の共同利用を中心とするものであり、いまや日本の農業構造の中において軽視できない存在となっている^{注)}。一般には、このことが農業生産組織として、一方では農業政策の中でも農業の装置化・システム化の根幹として位置づけられており、また、他方では農民の自主的共同組織として定着し発展しつつある。こうした、農業共同化をめぐる対抗関係の中において、農民が、このような動向をどのように判断し、また、みずからどのように対応しているか。その概要をアンケートを通して検討してみようと思う。

表24は、共同化についての農民の判断と対応を概括的に示したものである。まず、調査対象者のうち、現に、農業機械・施設の共同利用に参加している者の割合は、名寄で60%、別海で55%といずれも全道的な水準を大幅に上回っている点が特徴的である(このことは、農業高校卒業生が他の農民に比較して農業共同化に対する理解の度合の深いことを示すともいえるが十分な検証はこの調査では困難である)。次に、参加していることについての評価ないし判断についてみると、「よかったと思う」とするものが、名寄で42.4%(参加者の71%)、別海では39.1%(参加者の71%)と、いずれも圧倒的な支持をえており、共同利用組織が農民の意識の中でも一定の定着をみていることを裏づけている。そして、このような支持の態度はほとんど、今後も「つづけていきたい」に連動している。次に、実際に共同利用組織に参加してみて、「農業に関する知識・技能」に変化があったかどうかという設問に対しては、変ったと判断する者が「とくに変わっていない」とする者の数を上まわっているが、その変化の内容と

表24 農業共同化について

説問項目	区 分	名 寄		別 海	
		実 数	%	実 数	%
1) いま、お宅では農業機械・施設の共同利用に参加していますか イ 参加している → 参加してみようと思ったか → 今後も参加してゆくつもりですか ロ 参加していない → その理由は	a よかったと思う	75	42.4	27	39.1
	b よかったと思わない	21	11.9	7	10.1
	c その他	10	5.7	4	5.8
	a つづけてゆきたい	73	41.2	27	39.1
	b やめたい	18	10.2	7	10.1
	a 参加する機会がなかった	27	15.3	8	11.6
b 機会があったが参加しなかった	21	11.9	9	13.0	
c その他	17	9.6	13	18.8	
2) 共同利用に参加している方に伺います あなたが共同利用に参加する中で、農業に関する知識・技能は変わりましたか					
a とくに変わっていない		45	25.4	11	15.9
b 変わった、その内容は (該当欄に○印)	イ 仲間同士の経験交流で水準が高まった	43	24.3	26	29.0
	ロ 分担しているなかで特定の知識・技能について高まった	14	7.9	6	8.7
	ハ 知識・技能がかたよりがちになった	5	2.8	2	2.9
	ニ 全体として水準が低下した	2	1.1	1	1.4
	ホ その他	2	1.1	1	1.4
3) 共同化の今後の展望について、どうお考えですか					
イ 機械・施設の共同利用を中心にもっと発展させるべきだ		63	35.4	22	31.9
ロ 共同利用だけでなく共同経営にまで発展させるべきだ		12	6.8	3	4.3
ハ 共同化の必要性は理解できるがうまくゆかないと思うのでとくに進める必要はない		44	24.9	17	24.6
ニ 個別経営で十分やってゆけるのでその必要はない		24	13.6	9	13.0
ホ どちらともいえない		17	9.6	11	15.9
ヘ そ の 他		6	3.4	2	2.9

注 %は全回答者数(名寄177, 別海69)に対する比率

しては「仲間同士の経験交流で水準が高まった」とするものが過半をしめており、共同利用、共同作業による農民の集団的陶冶の一端を伺い知ることができる。また、比率的にはそれほど高くないが、「分担しているなかで特定の知識・技能について高まった」として分業の進展とそれともなう専門的技能の向上を指摘する者もいるが、反面、このことは「知識・技能がかたよりがちになった」という傾向と裏腹の関係になっている。農業労働の場合、専門的技能の向上が求められている反面、農業生産・経営の総体にわたる総合的洞察力、分析する力量、判断も深く求められるので、この点を共同利用組織の中でどのように配慮するかということは重要な課題である。

次に、共同化の展望については、「機械・施設の共同利用を中心にもっと発展させるべきだ」とする意見が、名寄においても別海においても最も多い。このことを「共同利用だけでなく共同経営にまで発展させるべきだ」とする意見が少ないことと関連づけてみた場合、共同化に対

する農民の意見は、基本的には共同化の方向を支持しつつ、機械・施設の共同利用の枠を踏み出すことなく、個別農民経営を補完する手段として位置づけている、というのが一方の意見をなしているといえる。

しかし、他方では、共同化に対して消極的ないし否定的意見も少なくない。ここでの設問にそくしていうならば、「共同化の必要性は理解できるが、うまくゆかないと思うのでとくに進める必要はない」とする意見が、名寄で24.9%、別海で24.6%と全体の約4分の1を占めている。さらに、「個別経営で十分やってゆけるのでその必要はない」が名寄で13.6%、別海で13.0%とほぼ同率で存在する。これを合わせると、共同化に対し消極的ないし否定的意見は、名寄で38.5%、別海で37.6%に達し、共同化に対し積極的ないし肯定的意見にほぼ匹敵する。このように、共同化に対する意見、将来に対する見通しについての意見は2分されているといえる。しかし、消極的ないし否定的意見が概して、げんに共同化に参加していないものによって占められ、逆に、共同化に対して積極的ないし肯定的意見が、げんに共同化に参加しているものによって占められ、げんに参加しているもので消極的ないし否定的意見がほとんどない、ということを考え合わせるならば、大型機械・施設の共同利用を中心とする共同化は、実践的には支持されており、着実に定着しつつあるといえよう。

この調査では直接たしかめることのできないことであるが、げんに機械・施設について共同利用組合を組織している場合の大半は、その直接的契機を政府の推進する農業構造改善事業ならびに作目ごと 各種の機械化のための補助事業（それらには制度金融による融資が結びついている）によって与えられている。そのかぎりでは、いわば「上からの共同化」にちがいない

表25 農業共同化に関する階層別意見

項目	機械・施設の共同利用について								共同化の今後の展望について						
	参加している				今後の方針				機械・施設の共同利用を中心にもっと発展させるべきだ	共同利用だけでなく共同経営にまですめるべきだ	共同化の必要性は理解できるがすすめる必要はない	個別経営で十分やってゆけるので必要ない	どちらともいえない	その他	計
	よかった	よかったと思わない	その他	小計	つづける	やめたい	小計								
名寄	経営耕地面積	7	3	2	12	7	3	10	5	1	5	1	6	2	20
	～5ha	23	10	2	35	24	7	31	21	6	16	9			52
	5～10	10	4		14	5	2	7	8	1	5		3		17
	10～20	1		1	2										
	20～30	2		1	3				1		1				2
30ha～	43	17	6	66	39	12	51	35	8	27	10	9	2	91	
寄	牛飼養頭数	2	1	2	5	2	2	4	1		3	2		1	7
	～30頭	10	3	1	14	13	2	15	10		6	4	1		21
	30～50	8	1	2	11	6	1	7	9		2	3	1	1	16
	50～80	1		1	2				1		2				3
	80～	21	5	6	32	21	5	26	21		13	9	2	2	47
小計	64	22	12	98	60	17	77	56	8	40	19	11	4	138	
別海	牛飼養頭数								1	1					2
	～30頭	5	1		6	5		5	4		3	1		1	9
	30～50	14	5	4	23	15	6	21	11		10	5	10		36
	50～80	6	1		7	6	1	7	6	1	3	3	1		14
	80頭～	25	7	4	36	26	7	33	22	2	16	9	11	1	61
合計															

けれども、たとえ組織化の契機が政策や制度によって与えられたとしても、共同化は、農民の中に着実に定着し、農民的運営方法・形態にくみかえられている場合が多いといえるのである。(もちろん、げんに共同化に参加していないものの中にも、かつて共同利用に何らかの形で参加し、その経験にもとづいて共同化に対して、現時点で消極的ないし否定的意見をもっているものもあり、この点を軽視することはできない)。

さて、共同化は当然のことながら、農民諸階層と深いかかわりをもつ。この点について、表25を中心に検討してみよう。この場合、階層区分は、前掲表18と同じである。まず、回答者総数との関連で共同利用組織への参加率をみると、名寄では、5ヘクタール未満層では23人中12人、5～10ヘクタール層58人中35人、10～20ヘクタール層22人中14人などとなっており、階層による参加率のちがいはそれほど顕著にはみられない。また、酪農家については、名寄では30頭未満層が7人中5人、30～50頭層で21人中14人、50～80頭層では17人中11人、また、別海では30～50頭層で10人中6人、50～80頭層では41人中33人、80頭以上層では13人中7人と、いずれの階層も共同利用組織に対する高い参加率を示している。

これをさらに階層別にみると、「参加してよかった」とする意見と「よかったとは思わない」とする意見の比率は階層によってそれほど大きな差異は認められない。「今後も続けていきたい」とする意見と「やめたい」とする意見の階層差もそれほど大きなものとはいえない。また共同化の今後の展望にかかわっては、共同化に対しての消極的ないし否定的意見が名寄の5ヘクタール未満層および酪農家の30頭未満層、さらに別海の酪農家の50～80頭層などにおいて比較的が多くなっている。

注 付表1によって農業生産組織の類型別概数をみると、1972年から76年にかけて全国総数で29,213から38,150へと9,000増加している。類型別にはこのうち共同利用組織が増加の割合が最も高く、全体の約53%を占めている。北海道の場合は、このような傾向がさらに顕著であり、1972年から76年にかけて約2.5倍に増大し、とくに共同利用組合は3.1倍の増加をみている。これらが農業全体の中でどのような位置を占めるかについて、付表をみると、生産組織に参加している農家は、概数で全農家の約3分の1であり、また、耕地面積についても、基幹作物である水稲部門において同じく約3分の1に達している。ちなみに、北海道の水稲作については、約2分の1の割合に到達している。このことについては山田定市「農業共同化の現段階と農民教育の課題」(北大教育学部社会教育研究室「1977年度社会教育研究室報」所収)

付表1 農業生産組織の類型別組織数

総 数		農業生産 組 織 総 数	類 型 別				
			共同利用 組 織	集団栽培 組 織	受 組 託 織	畜産生産 組 織	協業経営 組 織
実 数	1976	38,150	20,148	5,519	4,569	4,108	3,806
	72	29,213	13,025	6,275	2,788	2,614	4,511
構 成 比(%)	1976	100.0	52.8	14.5	12.0	10.8	10.0
	72	100.0	44.6	21.5	9.5	8.9	15.4
1972年比		116.4	133.6	68.1	163.7	155.4	84.2

(B) 北海道

総数	農業生産組織総数	類型別					
		共同利用組織	集団栽培組織	受組託組織	畜産生産組織	協業経営組織	
実数	1976 72	5,446 2,227	3,576 1,151	195 51	111 150	1,297 640	267 306
構成比(%)	1976 72	100.0 100.0	65.7 51.7	3.6 2.3	2.0 6.7	23.8 28.7	4.9 13.6
1972年比		244.5	310.7	382.4	74.0	202.7	87.3

- 注1. 対1972年比は、1976年農業生産組織数のうち昭47年調査で調査対象外であった類型（共同利用組織と集団栽培組織のうち特定作目）及び沖繩県を外して比較計算した割合である。
2. 農林省『農業生産組織調査報告書』による。

付表2 主要作目における農業生産組織の占める割合
(A) 全国(1976年推定)

	組織に関係している農家		組織の作付(栽培)面積	
	参加農家数(千戸)	栽培農家に占める割合(%)	(千ヘクタール)	シェア(%)
総数	1,614	33
うち水稲	909	22	802	32
果樹	166	34	87	27
施設園芸	27	16	5	26
野菜	104	2	37	11
養蚕	123	47	1,345*	58

* 単位千箱

(B) 北海道(総面積に対する割合)(%)

	1972	1976
水稲		
共同利用組織	33.2	52.2
集団栽培組織	1.0	4.4
麦		
共同利用組織	...	26.0
果樹		
共同利用組織	32.7	33.4
やさい		
共同利用組織	2.2	6.9
集団栽培組織	1.2	0.6

注 資料 農林省『農業生産組織調査報告書』

表26 農業経営を発展させるうえで一番のぞんでいること

項目	区分		名 寄				別 海			
	実数	%	○ 印		◎ 印		○ 印		◎ 印	
			実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
イ 農産物価格の引上げ, 安定化	112	63.3	54	30.5	36	52.0	15	21.7		
ロ 農業機械, 肥料など資材価格の引下げ	95	53.8	21	11.9	55	79.7	15	21.7		
ハ 機械・施設導入についての助成	62	35.0	12	6.8	36	52.2	7	10.1		
ニ 土地基盤整備, 土地改良	63	35.6	18	10.2	40	58.0	6	8.7		
ホ 融資制度の改善, 充実	53	29.9	11	6.2	24	34.8	7	10.1		
ヘ 農業技術・経営に関する指導の充実	60	33.9	6	3.4	22	31.9	3	4.4		
ト 農業教育体制の充実	27	15.3	3	1.7	12	17.4	2	2.9		
チ 農業試験・研究体制の拡充	29	16.4	2	1.1	9	13.0	2	2.9		
リ 販売・流通体制の改善・強化	92	52.0	30	17.5	32	46.4	6	8.7		
ヌ 農業生活環境の整備	60	33.9	13	7.3	19	27.5	4	5.8		
ル その他	6	3.4	4	2.3	1	1.4				
計		372.4				414.3				

注 ◎印はとくに重要と思われるもの、回答の選択は1つにかぎらない。

(4) 農業経営にかかわる要求

表26によって、「農業経営を発展させるうえで一番のぞんでいること」という設問に対する回答をみると、全体として、名寄では平均して3.7項目に要求が出され、別海の場合には4.1項目にわたって要求が出されている。さらに各項目についてその要求内容をみると、大別して価格・流通問題に対する要求が最も強くなっている。具体的には、農産物価格の引上げ、安定化、農業機械、肥料など農業資材価格の引下げ、販売・流通体制の改善・強化などがこれに該当する。このことは特に重要と思われ項目（アンケートでは◎印）としてかかげた場合にもあてはまる。これに次ぐ要求としては、機械・施設導入についての助成、土地基盤整備、土地改良、農業技術・経営に関する指導の充実、など農業生産条件の改善に関する項目が提示されている。また、別海（酪農地帯）では借入金依存度が高いことを反映して、融資制度の改善・充実に対する要求も比較的強く出されている。

5. 学習要求 一内容・方法一

表27によって、今後の学習にあたってのぞんでいる内容をみると「農業経営を合理化するために必要な経営的知識」が、名寄で74.6％、別海で85.5％に達している。また、とくに重要と思われる項目としてみても最も高い比率を示している。このことは、既往の農業教育の中でも比較的不十分な状況にある領域であって、その充実をのぞむ意見が強く示されているといえよう。これにつぐのが「機械の使用や新しい技術の導入に関する知識・技能」であって、名寄で50.8％、別海で57.9％となっている。大型機械化を基軸とする農業技術・生産力の現段階にあって、それらを使いこなすための新たな技能を身につけたいという学習要求は、近年とくに強くなっているが、それに応ずる農民教育の体制はきわめて不十分である。この結果、農民の中には、このアンケートの別の項目で明かなように、本来の農業教育とは別の教育機関（ときにはその制度上の目的と相容れない転職訓練）で学習の機会をえて、それを農業生産に援用している場合が多く見られる。このような状況に満足しない学習要求が端的に示されている。ついで、「市場の変化に適應する知識」、「社会や政治・経済についての知識」などがあげられる。

表27 希望する学習内容

区 分 項 目	名 寄				別 海			
	○ 印		◎ 印		○ 印		◎ 印	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
イ 機械の使用や新しい技術の導入に関する知識・技能	90	50.8	21	11.9	40	57.9	8	11.6
ロ 農業経営を合理化するために必要な経営的知識	132	74.6	64	36.2	59	85.5	37	53.6
ハ 市場の変化に適應する知識	51	28.8	9	5.1	15	21.7	1	1.4
ニ 農業や兼業に従事する際に役立つことのできる技能修得	32	18.1	11	6.2	7	10.1	1	1.4
ホ 社会や政治・経済についての知識	63	35.6	19	10.7	26	37.7	6	8.7
ヘ その他	5	2.8	3	1.7				
計		210.7				212.9		

注 ◎印はとくに重要と思われるもの、回答の選択は1つにかぎらない。

表28 学習方法について

項目	区分		名 寄				別 海			
			○ 印		◎ 印		○ 印		◎ 印	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%		
イ テレビ, 新聞, ラジオ, 雑誌, 図書などで独習する	52	29.4	3	1.7	22	31.9	1	1.4		
ロ 有志のグループ, 研究会活動を活発にする	72	40.7	32	18.1	38	55.1				
ハ 役場, 農協, 農業改良普及所などが研修, 講座などの学習の機会をもっと多くつくる	90	50.9	29	16.4	11	15.9				
ニ メーカー, 商社などに講習, 現地指導等をやらせる	62	35.0	19	10.7	15	21.7				
ホ 先進地視察などの機会を多くする	56	31.6	10	5.6	25	36.2	2	2.9		
へ 農家相互の経験交流を多くする	76	42.9	8	4.5	20	29.0	3	4.4		
ト その他	20	11.3	2	1.1	2	2.9	1	1.4		
計		241.8				192.7				

注 ◎印はとくに重要と思われるもの、回答の選択は1つにかぎらない。

注1. 稲作減反問題についてはこの調査票におりこむことができなかったが、士別市における農民の対応についてはわれわれが行なった次の調査報告書を参照されたい。北海道農業会議「稲作地帯における農業就業構造実態調査報告書」(1978年)

これらを総じて、農民の学習内容に対する要求は、大別して農業生産技術・技能にかかわる内容と、農業経営ならびに社会・経済的問題にかかわる内容とに分けられると同時に、個々の農民からみれば、その双方をともに学習しようとする意欲が強いといえる。

次に、上記のような学習内容をもとにして、それをどのように実現するか、という学習方法にかかわる設問に対しては、名寄では「役場、農協、農業改良普及所などが研修、講座などの学習の機会をもっと多くつくる」という項目に対し50.9%と最も高く、さらに「有志のグループ、研究活動を活発にする」、「農家相互の経験交流を多くする」、「メーカー、商社などに講習、現地指導などをやらせる」、「先進地視察などの機会を多くする」など多岐にわたる意見が出されている。別海の場合にも大勢としては共通しているが、「有志のグループ、研究会活動を活発にする」が55.1%でもっとも高くなっている点が注目される。これは、別海酪農高校の卒業生を中心とするグループ研究活動、さらに労農学習運動が酪農青年を中心に拡がりつつあることなどを反映しており、自主的学習運動に対する関心の高いことを示している。

一般にこれまでの農民教育の機会としては、行政機関を中心とするもの、農協をはじめとする農業関係団体の行なうもの、商社・メーカーなどの行なうもの、農民の自主的学習活動などがあり、それらが相互に関連し合って実施されてきた。いま、このことについて求められていることは、従前のように、いわゆる「公的社会教育」と自主的学習運動を単に対抗的に位置づけるだけでなく、自主的学習運動を重視しつつ、各関係機関・団体がこれを側面から援助する体制をつくることであるといえよう。アンケートの結果は、このことの重要性を如実に示している。

IV 要約と今後の課題

小論は、郵送方式によるアンケートという限られた方法（したがって調査内容もおおのずから制約される）によって、農民の状態と農民教育の課題を探ったにすぎない。したがって、この調査結果じたいが、農民教育についての実証的な研究の手がかりを得るにとどまっているということもできよう。また、この調査結果は、農業高校卒業生でげんに農業に従事ないしは自ら農業経営を行なっているものを対象にしている、ということから、かならずしも農民諸階層の全体的状態を示していないことも留意しなければならない。この点にかかわって注意を要する点は、ひとつには、すでにのべたように、農業高校卒業生は、農村にあっては自覚的農民として位置づけられること、ふたつには、農業後継者が現に存する農民経営は、多くの場合3人目の基幹労働力が確保されている経営であり、その分布がやや上位階層に偏奇する傾向のあること（調査対象者の経営の階層別分布がやや上位階層にかたよっていることも、このことを反映していると思われる）、などである。

このような制約をともなっているとはいえ、この調査結果からひき出されたいくつかの特徴は、げんに農民諸階層が直面している諸課題を端的に示しているといえる。このような視点に立ってこの調査結果をみた場合、そのあらわれた傾向は出身学校のちがい（別海と名寄）や階層や経営形態によるちがいがあるとはいえ、基本的にはむしろ共通した面の方が多い。それは、ひとつには、この調査のねらい、したがってその内容が、個々の農民の個性やそのおかれている条件差をめぐり出すということにおいたというよりは、むしろ、農民諸階層が直面している基本課題を農民教育の課題と結びつけて明かにすることを主眼としているということに根ざすものである。また、ふたつには、今日の農民諸階層をとりまく諸条件と多面する諸課題が、基本的には共通しており、それを農民諸階層が共通に体験し認識しているとみることができる。地域（ここでは別海と名寄）や階層によるちがいよりは、共通した諸側面がこの調査を通してより前面に出たのはこのためである。それゆえ、このような調査結果をもとにして、われわれは、できるかぎり、これを農民教育の基本的課題に結びつけて理解を深め、その中で今後の課題をいっそう明確にする必要がある。

このような視点から、まず、農業技術および農業生産力の現段階をふまえて、それが現代農民経営の性格をどのように変え、また、農民自身が農業技術・生産力にどのように対応してきたか、に注目しなければならない。われわれは、第1にこのような観点から農業労働力に従来とはちがった性格変化を生じていることを指摘することができる。それは、ひとつには、農業労働力がより高度な技能を求め、社会的労働として性格づけられていることに示されている。その物質的基礎は、農業技術の現段階＝大型機械化「一貫」体系である。これと結合し対応する農業労働力もより高い技能を求められ、現実の生産力の形成・発展の過程で農業労働をめぐる分業化がいっそう進展する。げんにこの調査においても明かにされたように、農民の技能修得に対する要求はきわめて強いものがあり、それじたい農業労働力の陶冶過程みなすことができる。このような農民の学習要求が現実にとどのようにみだされているか、またどのように改善されなければならないか。このことじたい農民教育の重要な課題である。

農業労働力の性格変化のいまひとつの側面は、農業労働力が農業生産過程で機能する際、そこにおける農業労働が、個別労働から共同労働に漸次移行しつつある、ということである。いうまでもなく、農民経営における労働は、家族協業を労働組織の基本形態とするが、技術的には大型機械化「一貫」体系の導入にともない、また社会的には農業外における資本制的協業の発展の影響のもとで、家族協業から農民家族の枠をこえた協業と共同労働へと移行する過程で過渡的には両者の併存関係を經由し漸次後者の性格を強くする。われわれは、この調査においても、農業生産における共同化が、流通共同化に対比して著しいたちおくれを示しているとはいえ、大型機械・施設の共同

利用を中心にしだいに定着しつつあることを確認した。このことを整理していかえるならば、それは、農業においても労働の社会化が端緒的に進みつつあることを示しているといえる。ここで端緒的というのは、工業におけるような生産過程を覆いつくすほどの生産の社会化を基礎とするものではなく、農業生産過程は依然として個別農民経営を基本単位となり立っているからである。しかし、この調査においても農民じしんの判断として示されているように、共同労働は、個別労働に比べて農民陶冶の条件と可能性をそれだけ拡大するものである。こうした過程で、克服すべき新たな課題、個別生産過程と共同生産過程の併存構造における、個別農民労働と共同農民労働との調整（とくに管理労働の民主的位置づけ、共同出役の民主的配分など）、などが提起されることになる。

農民経営および農業労働力の性格変化は、農民が商品生産者として発展する過程で、資本主義的市場関係の中により深く包摂される、という中で生ずる。がんらい農業労働が社会的労働として位置づく端緒的な契機は、商業的農業の発展にともなって農業生産が社会的分業として位置づけられ商品の交換過程を媒介として、資本主義の再生産構造に包摂されることによって与えられる。この過程は、農業労働じたいが資本に包摂（直接的にも間接的にも）されるわけではないが、農産物市場をはじめとする市場関係を通して、資本の支配、収辱のもとにおかれる。そして、農民の共同労働は、生産過程における形成に先がけて、流通過程において出荷、販売、購買、商品の貯蔵、保管、輸送などにかかわって形成される。とくに、現段階の大型機械化「一貫」体系は、生産過程における機械・施設のみでなく、いわゆる流通過程に延長された生産過程における労働手段も含めて形成される。具体的には、大型流通施設（貯蔵、保管、輸送、一次加工などの諸施設）が設置されるがこれらは、個別農民経営の枠をこえた共同施設としての性格を有する。つまり、大型機械化「一貫」体系のもとでは一部の労働手段（さらには生産手段）が個別農民経営の枠をこえて地域的・集団的に充用され、それらが個別農民経営ごとに充用される労働手段（生産手段）と結合してひとつの体系をなす、そして、このような農業技術に照応して、農業労働力も部分的に結合され共同労働を形成される。

このようにして、共同労働の形成は、流通過程を含む中で一層広範になり、それを基礎とする対抗関係が、農業再編成政策の一環としての、いわゆる上からの共同化と、農民の自主的共同化をめぐっていっそう鋭くなる。

この調査においても、農民の経済的要求、学習要求が、農業技術・生産力にかかわる諸問題と対是されて、その他方の極に、農業政策、市場問題に集約されているのも、こうした農民諸階層をめぐる対抗関係を端的に示しているといえる。この中で、農民は、地域農業を発展させるという課題を、みずからの経営を発展させるための基本的課題として位置づけているのである。

農民の労働過程は、これをその全生活過程の中に位置づけてとらえることが必要である。この点を視野に入れることなしには、農民の陶冶、その全面発達の課題を十分に解明することはできない。この点については、他のすぐれた研究成果^{注1)}に依拠するところが大きい、このような視野に立つとき、それは、住民1人ひとりの全生活過程を統一的に把握することであると同じに、生産過程（労働過程）における共同労働、生活過程における共同生活手段が部分的ながら形成され、しだいにその領域を拡大しているという、現段階においては、それはとりもなおさず住民諸階層に共通した地域問題として位置づけられなければならない。地域問題は、現代資本主義の構造的矛盾を地域にそくしてとらえることにほかならないが、これを住民の側から主体的にとらえるならば、個々の住民の生活と労働の統一の場としての、その集団的陶冶の場としての地域を自主的民主的に統治する、という課題であるということができる。農民学習が労農学習、住民学習として統一的に発展しなければならないということ、われわれは、地域問題をめぐる対抗関係を基礎にして、その道筋を明かにしなければならない。^{注2)}

注 (1) たとえば、布施鉄治ほか9氏なる『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働 — 生活過程』(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告, 第12号, 第15号, 1977, 1978年)を中心とする教育社会学研究グループの一連の研究成果では, 生産・労働過程 — 生活過程の統一的把握のための理論構築とそれにもとづく精緻な実証分析がなされている。

(2) この調査では自由記入方式の設問もいくつか設けたが回答数が少ないので, この報告では直接言及せず別の機会に活用することとした。

(付記) この調査は, 文部省科学研究費補助金, 総合研究(A)「産業合理化と教育訓練 — 企業内教育と高校職業教育および職業訓練に関する基礎的実証的研究」(昭和51年度, 52年度, 研究代表者, 東京大学部教養学部教授 原正敏)の交付を分けその分担研究として進めた研究成果をもとにまとめたものである。また調査票の作成にあたっては, 北海道農業教育研究会の会員から貴重な示唆をえた。あわせてこの調査にご協力下さった皆さんに謝意を表したい。

現代都市における「不安定就業階層」の 新しい傾向について

杉 村 宏

目 次

まえおき	112
I 被保護層への転落過程	114
1. 被保護層編入に関する2つの予測されるプロセス	114
2. 被保護層の現況	118
3. 被保護層への転落過程	123
II 札幌市における「不安定階層」の存在形態	127
1. 生活保護基準による所得階層分類の特質	127
2. 世帯類型による所得階層分布の意味	129
3. 社会階層と職業階層	133
4. 分析の結果と考察	138
まとめと今後の課題	166

まえおき

貧困研究の視点として「不安定階層」の存在形態を手がかりとする方法は、江口英一氏らの研究に負うところが多い。その意味するところは、従来の貧困研究が、低所得ないしは低消費水準といった尺度によって、貧困世帯としからざる世帯の区分を行うという方法に専念してきたむきがあるが、このような方法は、いかなる水準が貧困か否かをわける尺度になりうるのかという、技術上の問題点があるのみならず、多種多様な生活の営みを同質の消費パターンを予定して測定するという本質的な弱点をもっているとして、所得の得かたというすぐれて経済的な側面を重視しながらも、生活様式や消費の型など同質と思われる社会階層を分析することをとうして、貧困層の占める割合が高く、ひとたび世帯内に事故が生ずればたちまち被保護層へ転落するような「不安定」な社会階層の研究を基盤にすえたといえる。

これまでの一連の研究のなかで、「不安定階層」として、自営業層では、一人親方、行商露店商、浮動の自営業などいわゆる「名目的自営業層」、労働者階級では単純日雇労働者、使用人、家内労働者、下層生産労働者など「不規則、下層労働者層」などが析出され、その階層移動の分析などをとうじて貧困層の拡大再生産のメカニズムを解明している。

本論では、基本的にはこれら一連の研究の論旨に依拠しつつ、札幌市民から一定の基準で抽出された世帯を、その世帯構成、ライフサイクル、就業構造などの要因をおりこんで類型化し、同類の世帯構成をもつ世帯のなかから「不安定」と考えられる世帯を識別し、その所属する職業階層を検討すれば、従来からいわれてきた「不安定階層」とはやや趣きを異にする、いわばもう少し生活面を強調した社会階層が検出されるであろうと考えた。この場合、生活の「不安定」という概念は、のちに

述べるとおり「経済的な基盤の不安定」とほぼ同義に用いた。

しかし一定の基準で測定し、客観的にみて「不安定」な位置にある階層に属していると思われる世帯も、その世帯にとってはそのように感じていないのかもしれないし、またそのような「不安定」な状態をなんとか安定させようとする工夫や努力がはかられているだろうという予測も成り立つ。つまりわれわれが「不安定」であると考えても、当該世帯がそう思っていない場合、安定していると思うに足る要因が働いているはずであり、それを転落阻止要因とよぶならば、従来と異なった「不安定階層」では、やはり従来とは異なる阻止要因が働いていると考えられる。

これまで「不安定階層」は、世帯内での労働力再生産機能の減退を、世帯の欠損化、萎縮化として顕在化せしめ、貧困階層の家族崩壊化としてうけとめられてきた。しかし新たな「不安定階層」は、従来の不安定階層が家族の切捨て（実際には「切りすてられ」）で、安定化をはかったのとは、性格を異にする努力がはかられているのではないかということである。

本論の主要な課題は、「こんにちの不安定階層」の存在形態を解明することおよび、その性格を従来のそれと比較検討することにある。この過程で貧困測定の方法に関しても検討をおこなう。

1 用いた資料と方法

資料は、すでに本学の高山武志氏が「大都市における低所得層の調査」⁽¹⁾として公表された昭和47～48年にかけての札幌市の被保護世帯調査の個票および生活保護をうけていない一般世帯の生活水準に関する調査の個票を用いた。これらの資料の再分析の方法としては、2つの側面からのアプローチを試みている。すなわち、第1には、被保護層への転落過程の分析をおこない、かつておこなわれた同様の調査の分析結果と比較検討をすることによって、新たな事実の発見につとめること、第2には、一般世帯を、a)一定の同質性をもつ世帯類型ごとに分類し、それぞれをその世帯の所得階層を目安にして「低所得・不安定」と考えられる世帯をみつけだし、その職業階層分布を調べることを、および、b)標準的な夫婦家族世帯ないしは二世帯家族世帯と比較して、主として労働力の欠損ないし萎縮をひきおこしていると考えられる世帯の職業階層分布を調べることにより、a)、b)双方の比率が高い職業階層を一応「不安定階層」とみなし、その諸特性を明らかにするという方法をとった。

2 資料の特徴

被保護世帯の個票は、昭和48年10月現在、国勢調査の統計区157区（琴似発寒地区）で現に生活保護を受給していた全ケースを、生活保護受給台帳およびケース記録から、世帯構成、職業歴、保護受給の直接的な原因、健康状態、受給金額、就労状況、社会保険加入および給付状況に関して転記したものである。しかし分析に際し、世帯主が女性の場合、その多くが離別前の夫の生活歴と引き換えに職業歴が不明であったため、除外し、世帯主が男性の世帯のみにとどめた。

一般世帯については、昭和48年10月に表1に示した地域で選挙人名簿から無作為に抽出し調査された全部の世帯の個票を用いることとしたが、職業階層の分析を主な内容とするため、無職層の32ケースは最初から除外することとした。

調査対象地域は、「大都市における低所得層の調査」（以下単に札幌調査とよぶ）で明らかにされているとおり、地域住民のなかで低所得世帯の割合が比較的高い地域であり、その点でも「不安定階層」の分析には好都合な地域設定であるといえる。また調査されたすべての世帯の生活保護基準が個別に算出され、その世帯の所得水準が、生活保護基準を100とした場合の比率による5段階の所得階層にランクされ、個票に表示されているという特徴をもっている。（表2）

表1 用いた資料の地区別世帯数

統計区番号	地区名	昭和45年国勢調査による世帯数	一般世帯調査数()内45年世帯対比	保護世帯調査数	
都 市 部	4	苗穂地区	1,928	113 (5.9%)	58
	102	豊平地区	5,198	286 (5.5%)	300
	71	菊水西町・北町	4,547	262 (5.8%)	350
	94	青葉町	2,790	198 (7.1%)	143
	169	手稲山口	835	79 (9.5%)	90
157	琴似発寒	2,555	221 (8.6%)	121	
小計		17,853	1,159 (6.5%)	1,062	

高山武志「大都市における低所得層の調査」昭51.3

表2 所得階層区分の内訳と階層別世帯数

所得階層※	最多収入者男子世帯		最多収入者女子世帯		合計	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
I(~ 99)	85	8.2	30	23.6	115	9.9
II(100~139)	213	20.6	29	22.8	242	20.9
III(140~199)	309	30.0	31	24.4	340	29.3
IV(200~249)	153	14.8	18	14.2	171	14.8
V(250~)	272	26.4	19	15.0	291	25.1
計	1,032	100.0	127	100.0	1,159	100.0

※ 勤労控除分を含まない生活保護基準を100とする所得階層

高山武志「大都市における低所得層の調査」昭51.3

注(1) 高山武志著「大都市における低所得層の調査」昭和51年3月北海道社会福祉協議会、この報告書は、第1部、「低所得層の地域分布」で、札幌市を国勢調査区ごとに、①生活保護率、②国民健康保険料減額世帯率、③在宅老人生活保護率、④保育所低額保育料世帯率を主な指標としたランクづけをおこない、札幌市の社会福祉(ニード)マップを作成し、第2部「一般世帯および被保護世帯調査結果」では、低所得層の比率が高いと思われる地域を抽出し、住民の生活実態を職業、世帯類型、世帯員の就業状況、住宅などと所得階層の関連で解明している。本論は、この報告書から多くの示唆をうけている。

I 被保護層への転落過程

1 被保護層編入に関する2つの予測されるプロセス

戦後公的扶助行政の変遷のなかで、不安定就業層から被保護層への編入のされ方が、この10年位の間にかわってきていると思う。かつては、被保護層へ転落する人々は、その多くが日雇いとか廃品回収、行商露店商、商業露店商、商業使用人といった、不規則・不安定な就業階層にあって、しかも就業しているにもかかわらず生活保護基準以下の所得しか得られないため、就業しながら生活保護を受給するものも少なからず存在していた。そしてその社会階層移動は、職業生活の最初から最下層に滞留していたものを別にすれば、一般階層→不安定階層→被保護層と

いう、三段階の転落ないし没落の図式が一般的に想定されていた。ところがこんにちでは、たとえ所得がその世帯の最低生活費（一応生活保護基準額としておく）を欠くものであっても、ほとんど就労しながら被保護層に編入されることはなく、貧困状態もしくは不安定な経済状態のうえに、さらに疾病とかその他の生活障害の要因が発生しない限り被保護層として立ちあらわれてこないだろう。

この間の事情は、すくなくとも2つの理由によって説明することができる。

1つには、ここ10数年のはげしい経済変動のなかで、被支配階級・階層の分解・分化が激化し、前述のごとき「旧来」の不安定就業者は、就業者全体のなかで、相対的に減少した結果、被保護層にたちあらわれる頻度がすくなくなつたであろうということである。このことはしかし、「不安定階層」の比重が低下したということをはかっているのではなくて、「不安定就業層」のうち「旧来」のものが相対的にすくなくなつているのではないかということである。表3によれば、非農林就業者に対する「名目的自営業層」の比率は一貫して減少する傾向にあり、「不規則・下層労働者層」にあつては、下層生産労働者を除けば、ほぼ同様に減少傾向が認められる。下層生産労働者の場合、その就業が不規則なるが故に「不安定」なのではなくて、規則的であるにもかかわらず、低所得の故に「不安定」であるという点で、名目的自営業者層とも、他の不規則・下層労働者層とも異なる存在であると考えられる。

表3 「不安定就業」階層の変化

(単位 1,000人)

	昭和30年			昭和35年			昭和40年			昭和45年						
	実数	%		実数	%		実数	%		実数	%					
1. 名目的自営業者		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
1) 手工業者(職人)	647	1.6	2.8	7.3	653	1.5	2.2	6.4	741	1.1	2.1	6.4	671	1.3	1.6	5.0
2) 一人親方	206	0.6	0.9	2.3	235	0.5	0.8	2.3	294	0.5	0.8	2.5	352	0.6	0.8	2.6
3) 小商人	433	1.1	1.9	4.9	265	0.6	0.9	2.6	421	0.9	1.2	3.6	379	0.7	0.9	2.8
4) 行商露天商	262	0.7	1.1	2.9	217	0.5	0.7	2.1	123	0.3	0.4	1.1	115	0.2	0.3	0.9
5) 仲買人	62	0.1	0.2	0.7	72	0.2	0.3	0.7	118	0.3	0.3	1.0	129	0.3	0.3	1.0
6) その他の雑業	390	1.0	1.7	4.4	735	1.7	2.5	7.2	663	1.4	1.8	5.5	487	0.9	1.2	3.6
小計	2,000	4.1	8.6	22.6	2,197	5.0	7.4	21.4	2,360	4.5	6.6	20.4	2,133	4.0	5.1	16.0
2. 不規則・下層労働者																
1) 単純労働者	2,121	5.4	9.0	24.0	2,679	6.1	9.1	26.1	2,768	5.8	7.8	24.1	3,068	5.9	7.3	23.0
2) 商業使用人	462	1.2	2.0	5.2	506	1.2	1.7	5.0	389	0.8	1.1	3.4	514	1.0	1.2	4.0
3) サービス使用人	946	2.4	4.0	10.7	932	2.1	3.1	9.1	1,187	2.5	3.3	10.3	1,428	2.7	3.4	10.7
4) 家内労働者	692	1.8	3.0	7.8	335	0.8	1.1	3.3	751	1.6	2.0	6.5	867	1.7	2.1	6.5
5) 下層生産労働者	2,624	6.8	11.2	29.7	3,602	8.2	12.2	35.1	4,089	8.6	11.4	35.4	5,332	10.2	12.6	40.1
小計	6,845	17.6	18.4	77.4	8,054	18.4	27.2	78.6	9,184	19.3	25.6	79.6	11,208	21.5	26.6	84.0
総計	8,845	21.7	27.0	100.0	10,251	23.4	34.6	100.0	11,544	23.8	32.2	100.0	13,341	25.5	31.7	100.0

注1. Aは全就業人口を100とした比率、Bは非農林就業者を100とした比率である。各年度国勢調査による集計。

2. 資料 江口、西岡、加藤「相対的過剰人口—『不安定階層』の存在形態」
土地制度史学会春季総合研究会発表資料 1974.6

つまり、この間の就業構造の変化、とりわけ下層の就業者のそれは、「不規則＝不安定」な階層の位置を相対的に低下せしめ、一応規則的な就業を確保しながらも、所得水準が相対的に低下して「不安定」な状況におかれているという、見えにくい形での「不安定」性が増大しているのだと思う。このことは、客観的にはともかく、主観的には生活保護を受給するという発想を生み

出しにくい構造をそなえることになる。不規則＝不安定就業者の場合、「日銭」が所得の基本型であろうから、仕事にあふればただちに生活に窮迫するという状況を呈するであろう。そのようなことがわずかの期間でも続くなら生活保護を受給するという動機になりうるのに対して、低所得であろうと一応規則的な就労をしている場合、失業とか疾病といったかなり明確な所得の中断ないし減少がないかぎり、生活保護の援護を求めるという発想は生まれてこない。

さらに注目すべきことは、前表の「不安定就業」階層のなかでなお大きな比重を占めている単純労働者（正確には単純・日雇労働者）の場合、表4のごとく著しい高令化が進行している点を考慮しなければならない。このことは、単純労働者が、被保護層にたちあられるときには、その多くが高令のため、単純労働者としてではなく、疾病などの事故を背負いこんだ人間としてであろうということになる。

表4 建設労働者の年齢別構成の推移

職 種	年 齢 年次	20歳未満	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60 歳以上	計 (%)
		昭和40年	2.3	19.9	35.1	24.4	14.2	
計	45	2.0	14.1	29.1	30.2	17.3	7.4	100.0
	50	1.6	12.3	20.9	33.5	21.1	10.6	100.0
	40	1.8	17.7	34.2	25.8	16.1	4.4	100.0
土 工	45	1.2	11.3	26.7	32.5	20.5	7.7	100.0
	50	0.9	9.4	18.5	34.9	24.8	11.5	100.0
	40	2.7	17.6	31.7	25.9	16.7	5.4	100.0
重 作 業 人 夫	45	1.4	11.2	24.7	31.5	21.7	9.4	100.0
	50	1.1	9.0	17.8	34.8	26.3	11.1	100.0
	40	2.3	12.6	36.0	32.0	12.9	4.2	100.0
軽作業人夫(計)	45	1.9	6.7	28.3	36.2	18.7	8.3	100.0
	50	1.7	4.5	18.3	37.6	24.9	13.1	100.0
	40	9.0	13.0	18.9	19.6	22.5	17.1	100.0
同 (男)	45	6.7	9.0	14.7	21.0	24.4	24.2	100.0
	50	5.0	8.2	10.9	20.8	24.9	30.1	100.0
	40	0.7	12.5	39.9	34.8	10.8	1.3	100.0
同 (女)	45	0.3	5.9	32.9	41.2	16.8	3.0	100.0
	50	0.2	2.8	21.6	45.1	24.8	5.0	100.0
	40	3.6	27.1	37.2	13.6	14.2	4.4	100.0
大 工	45	5.1	25.7	32.5	18.7	10.9	7.0	100.0
	50	4.2	27.9	25.7	25.3	8.8	8.1	100.0
	40	0.9	24.9	46.5	17.1	7.8	2.8	100.0
と び 工	45	1.1	18.4	42.6	26.3	8.2	3.3	100.0
	50	0.3	16.8	31.4	34.1	14.0	3.4	100.0
	40	2.2	52.8	35.0	7.9	1.9	0.2	100.0
貨物自動車運転手	45	1.4	40.4	38.8	15.5	3.2	0.7	100.0
	50	0.8	31.7	36.1	24.0	6.3	1.0	100.0

注 労働省「屋外労働者職種別賃金調査報告」各年度。

2つめには、この間の公的扶助行政の展開がこのような事態に一層拍車をかけたことである。

知られるとおり、戦後わが国の社会保障制度は、敗戦にともなう膨大な生活困窮者の緊急援護対策を出発点とし、社会保険の未整備を生活保護制度でカバーをするという発展過程をとったから、「生存権保障」とはほど遠い内容とならざるを得なかった。昭和25年の新生活保護法の施行に際し、受給権者における欠格条項がやっとなり排除されたとはいえ、救貧制度としての劣等処遇原則の影響は根強く、具体的にはミーンズ・テストの厳格な適用によって、受給対象の一部を排除するしくみは内蔵されたままであった。そして適用のわくの緩急は、国の行財政政策と密接に関連しており、「生存権」の何たるかは、いわば時の政府のさじ加減一つということになっていた。事実、昭和20年代後半の再軍備化のなかで強行された生活保護引締め政策（官庁用語では「保護適正化」）、昭和30年代後半にはじまる高度成長政策の進展にともなう労働力流動化の一環として失業対策事業の打切りと連動した被保護世帯における稼働能力者締出し政策（この時も、「保護適正化」のもとに実施された）など、一貫した貧困者追出し政策を展開してきたから、こんにちの被保護層は、きびしい網の目をくぐりぬけたいわば「政府公認の貧困者」という性格をもつ。⁽¹⁾

ところで、昭和48年時点の資料分析に際し、かりに10年前の昭和38年当時の生活保護の国民生活における位置について簡単にふれると、すでにのべたような「引締め」政策に対する貧困層の反撃——とりわけ戦後社会保障史に重要な意味をもつ朝日訴訟（それは第1次引締めのもっとも強まった昭和32年に提訴されたが）の第1審原告勝訴の判決が昭和36年に下され、生活保護基準の違憲性を中心として、生活保護行政の内実が厳しく吟味された時期であった。「人間裁判」と呼ばれたこの訴訟は、まさに人並に生きることの意味が、生活保護行政のあり方もふくめて国民とりわけ「低所得層」といわれる人々の関心をひいたことも事実であった。「保護請求権」という言葉が実感をもって勤労諸階層にうけとめられ、実際低賃金労働者が生活保護申請を組織化するという動きさえ生まれたし、⁽²⁾ 1審判決以降いくつかの引締め緩和措置も講じられた。

しかし同時に進行した高度経済成長政策は、このような新しい動きを尻すばみにさせたばかりか、貧困層もまきこんで国民生活の様相を一変させることになった。相対的過剰人口を拡大再生産しながら、一方で労働力不足を呈するという一見矛盾した複雑な発展過程は、その底辺で生活保護行政をして、以前にもまして巧妙で徹底したやり方で「引締め」政策の強行を可能にした。被保護稼働能力者の締出し＝不安定就労者の下からの創出であった。⁽³⁾

以上のごとき生活保護行政の展開は、不安定就業者の被保護層への編入過程が時とともに大いに変化しているだろうという予測の裏づけになると思う。

第2の予測は、以上述べたことの帰結として、被保護層への転落のこんにち的特徴の一つが疾病ないしは事故を契機としているということであるのなら、「不規則不安定」な就業層であろうと、「規則的低所得」の就業層であろうと、さらにはこれまで一般階層と考えられていたような就業層でさえも、疾病などの事故で被保護層としてたちあらわれる可能性が増しているだろうということである。ここにはやや飛躍がある。すなわち、さきにのべたように、従来からの「行政的努力」の結果、生活保護基準以下の「低所得層」であっても、そのうえにもう一つ、病気にでもならなければ被保護層となり得なくなっているということが、こんにちでは、逆に（医療保障の不備を背景としているが）病気にさえなれば、低所得層であろうと一般階層であろうと、被保護層となりうるという逆説的な結果をまねいているのではないか。もしそうだとすれば、被保護層への転落過程をみれば、これまで不安定階層とみなしていなかった就業層からの編入がみとめられ、しかも、その頻度が高いものがあるとなれば、そのような就業階層は、新しい不安定階層とみなすことができるかもしれないというわけである。これが、被保護層への編入過程分析の作業仮説となる。

2 被保護層の現況

資料の分析に先だって、被保護層の推移を本論と関連する範囲で概観すれば、さしあたり以下のごとくである。

表5は地域別の被保護人員と保護率の推移を示したものである。昭和41年～49年度までの間、全国的にみれば被保護人員は、約17万人、人口1,000人比による保護率は約3%減少し、昭和50年度には、1,000人に対して12人あまりしかいないことになる。北海道はこの間、28,000人、約2%減少しているが、減少率はややにおい、保護率18.7%と全国的にみれば、四国、九州とならんで、高い水準にある。

世帯数は(表6)この間約3万世帯増加しており、表5との関連でいえば、一世帯当りの人員が急激に減少したことを示すが、実際には、長期入院患者や1人暮らし老人など、家庭崩壊にともなう単身世帯の増加によるものである。(表7)

表5 地域別被保護人員と保護率の推移

		全 国	北海道	東 北	関東Ⅰ	関東Ⅱ	北 陸	東 海	近畿Ⅰ	近畿Ⅱ	山 陽	山 陰	四 国	北九州	南九州
人 (千人)	昭和42年度	1,521	108	168	207	82	49	49	136	32	73	25	90	336	131
	43	1,450	104	156	206	77	46	78	139	31	69	24	82	313	125
	44	1,399	103	149	191	73	43	62	68	30	66	22	76	241	121
	45	1,344	101	143	194	68	41	71	147	30	64	21	71	277	117
	46	1,325	102	139	193	66	41	70	155	30	63	21	68	262	114
	47	1,314	104	141	201	67	40	72	166	32	65	21	69	258	113
	48	1,349	102	135	202	64	37	69	167	32	63	20	68	249	106
	49	1,283	98	128	205	62	35	68	171	33	61	19	66	237	100
	50	1,349	80	125	190	63	35	58	91	34	63	19	67	173	98
	保 護 率 (%)	昭和42年度	15.2	20.7	18.5	9.4	10.3	9.5	7.4	10.0	11.6	13.2	18.2	22.8	43.8
43		14.3	19.9	17.1	9.0	9.6	8.8	6.9	10.1	11.2	12.3	17.2	21.0	40.9	27.1
44		13.6	19.6	16.4	8.2	9.0	8.3	5.3	4.8	10.7	11.7	16.3	19.3	31.6	26.4
45		13.0	19.6	15.8	8.0	8.4	8.0	6.0	10.1	10.4	11.3	16.0	18.1	36.5	26.0
46		12.6	19.7	15.4	7.8	8.0	7.9	5.8	10.5	10.4	11.1	15.6	17.5	34.4	25.7
47		12.9	20.1	15.6	7.9	8.1	7.7	5.9	11.0	10.7	11.2	16.0	17.6	33.8	25.6
48		12.4	19.5	15.0	7.8	7.6	7.1	5.6	10.9	10.6	10.7	15.0	17.1	32.5	24.1
49		11.8	18.6	14.0	7.8	7.3	6.6	5.4	11.1	10.7	10.3	14.1	16.7	30.7	22.5
50		12.0	18.7	13.6	8.2	7.3	6.5	5.6	12.0	11.0	10.5	14.0	16.7	29.9	21.7

注1. 厚生省統計情報部「厚生省報告例」による。

2. 地域の区分は次のとおりである。東北＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、関東Ⅰ＝埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、関東Ⅱ＝茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、北陸＝新潟県、富山県、石川県、福井県、東海＝静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、近畿Ⅰ＝京都府、大阪府、兵庫県、近畿Ⅱ＝滋賀県、奈良県、和歌山県、山陽＝岡山県、広島県、山口県、山陰＝取鳥県、島根県、四国＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県、北九州＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、南九州＝熊本県、宮崎県、鹿児島県。

表6 被保護世帯数・人員・保護率・扶助別人員および構成比

	世帯数	実人員	保護率	各扶助人員					構成割合(実人員=100)				
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	生活	住宅	教育	医療	その他
35年度平均	千	千	千	千	千	千	千	千	%	%	%	%	%
35	611	1,628	17.4	1,425	656	496	460	9	87.5	40.3	30.5	28.3	0.6
36	613	1,643	17.4	1,471	677	513	477	9	89.5	41.2	31.2	29.0	0.5
37	624	1,674	17.6	1,524	702	521	488	10	91.0	41.9	31.1	29.2	0.6
38	649	1,745	18.1	1,600	752	525	543	11	91.7	43.1	30.0	31.1	0.6
39	642	1,675	17.2	1,524	745	483	590	11	91.0	44.8	28.9	35.2	0.7
40	644	1,599	16.3	1,438	728	433	616	11	89.9	45.5	27.1	38.5	0.7
41	657	1,570	15.9	1,402	730	399	658	10	89.3	46.5	25.4	41.9	0.6
42	662	1,521	15.2	1,346	720	360	683	10	88.5	47.0	23.7	44.9	0.7
43	659	1,450	14.3	1,266	699	322	698	8	87.3	48.0	22.2	48.1	0.6
44	661	1,399	13.6	1,206	674	292	703	8	86.2	48.2	20.9	50.2	0.6
45	658	1,344	13.0	1,143	643	263	702	7	85.0	47.9	19.6	52.2	0.5
46	669	1,325	12.6	1,116	635	244	723	6	84.2	47.9	18.4	54.5	0.5
47	692	1,349	12.7	1,134	655	238	759	6	84.1	48.6	17.6	56.3	0.4
48	686	1,314	12.1	1,113	654	225	758	5	84.7	49.7	17.1	57.7	0.4
49	678	1,283	11.8	1,092	652	215	750	5	85.1	50.8	16.8	58.5	0.4
50	697	1,321	12.0	1,133	692	221	779	5	85.8	52.4	16.7	59.0	0.4

注 厚生省統計情報部「厚生省報告例」

表7 世帯人員別被保護世帯数の構成比および平均世帯人員

(単位：千世帯)

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯人員
35.7.1	575	202	84	75	74	61	78	3.0
36.7.1	591	219	88	76	74	60	74	2.9
37.7.1	581	222	89	75	73	56	66	2.8
38.7.1	629	241	103	84	79	59	63	2.8
39.7.1	609	222	111	87	78	55	56	2.7
40.7.1	609	237	116	85	73	50	48	2.6
41.7.1	619	251	122	86	72	47	41	2.5
42.7.1	631	272	127	85	69	42	36	2.4
43.7.1	629	286	129	82	64	38	31	2.3
44.7.1	629	301	130	78	59	34	27	2.2
45.7.1	629	315	131	75	55	31	23	2.1
46.7.1	640	335	133	72	51	28	21	2.0
47.7.1	673	357	140	74	52	28	22	2.0
48.7.1	674	363	143	72	50	26	20	2.0
49.7.1	659	365	138	68	46	24	18	1.9
50.7.1	681	380	141	70	47	24	18	1.9

表7 世帯人員別被保護世帯数の構成比(つづき)

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯人員
35. 7. 1	100. 0	35. 1	14. 6	13. 0	12. 9	10. 7	13. 6	
36. 7. 1	100. 0	37. 1	14. 8	12. 9	12. 6	10. 1	12. 5	
37. 7. 1	100. 0	38. 2	15. 3	13. 0	12. 6	9. 7	11. 2	
38. 7. 1	100. 0	38. 4	16. 3	13. 4	12. 5	9. 3	10. 1	
39. 7. 1	100. 0	36. 5	18. 3	14. 2	12. 8	9. 0	9. 8	
40. 7. 1	100. 0	39. 0	19. 0	14. 0	12. 0	8. 2	7. 8	
41. 7. 1	100. 0	40. 6	19. 7	13. 9	11. 6	7. 6	6. 7	
42. 7. 1	100. 0	43. 1	20. 1	13. 5	10. 9	6. 7	5. 7	
43. 7. 1	100. 0	45. 5	20. 5	13. 0	10. 1	6. 0	4. 9	
44. 7. 1	100. 0	47. 8	20. 7	12. 5	9. 4	5. 4	4. 2	
45. 7. 1	100. 0	50. 0	20. 8	11. 9	8. 7	4. 9	3. 7	
46. 7. 1	100. 0	52. 3	20. 8	11. 2	8. 0	4. 4	3. 3	
47. 7. 1	100. 0	53. 0	20. 9	11. 0	7. 7	4. 1	3. 3	
48. 7. 1	100. 0	53. 9	21. 2	10. 7	7. 4	3. 9	3. 0	
49. 7. 1	100. 0	55. 4	21. 0	10. 3	7. 0	3. 6	2. 7	
50. 7. 1	100. 0	55. 8	20. 7	10. 2	7. 0	3. 6	2. 7	

注：「被保護者全国一斉調査(基礎調査)」

世帯の労働力構成の推移をみると(表8)「世帯主が働いている世帯」および「世帯員が働いている世帯」の減少が著しく、この結果当然に「働いているものではない世帯」が、昭和38年度の49.3%から昭和50年度には76.9%と圧倒的多数を占めるに至っている。さらに「世帯主の働いている世帯」の内訳をみると、「日雇」と「その他」の就業者の比率は半減しているのに、「常用労働者」は、減少率の低い点が注目される。

表8 生活保護世帯の推移

(単位：世帯)

	合計	世帯主の働いている世帯					その他の世帯			停止中の世帯
		計	常用	日雇	内職	その他	計	世帯員が働いている世帯	働いていない世帯	
昭和38年度	649 073	235 025	37 177	85 552	29 872	82 424	409 249	95 496	313 753	4 798
39	641 869	225 378	36 715	79 754	27 770	81 140	410 345	92 955	318 390	5 145
40	643 905	213 004	36 547	71 546	25 804	79 108	426 160	89 703	336 457	4 741
41	657 193	204 200	38 382	65 809	24 618	75 392	448 809	88 380	360 429	4 184
42	661 647	192 071	38 716	59 836	23 350	70 169	465 541	84 532	381 009	4 036
43	659 096	176 834	37 002	53 903	21 734	64 195	478 675	79 010	399 665	3 588
44	660 508	164 377	35 358	48 174	20 592	60 252	492 387	74 424	417 963	3 745
45	658 277	151 021	33 709	42 506	19 131	55 675	503 529	69 109	434 420	3 727
46	669 354	135 189	32 849	36 900	18 400	47 040	530 863	62 306	468 557	3 302
47	703 045	133 842	34 141	35 836	18 394	45 471	566 016	62 592	503 424	3 186
48	696 540	124 745	32 159	32 985	17 589	42 012	568 790	58 332	510 458	3 004
49	688 736	113 397	29 406	29 611	16 598	38 282	572 563	52 599	519 964	2 776
50	707 515	109 543	29 936	27 637	15 230	36 740	595 243	51 226	544 017	2 729

表8 生活保護世帯数の推移の構成比(つづき)

昭和38年度	100.0	36.2	5.7	13.2	4.6	12.7	63.1	14.7	48.3	0.7
39	100.0	35.1	5.7	12.4	4.3	12.6	63.9	14.5	49.6	0.8
40	100.0	33.1	5.7	11.1	4.0	12.3	66.2	13.9	52.3	0.7
41	100.0	31.1	5.8	10.0	3.7	11.5	68.3	13.4	54.8	0.6
42	100.0	29.0	5.9	9.0	3.5	10.6	70.4	12.8	57.6	0.6
43	100.0	26.8	5.6	8.2	3.3	9.7	72.6	12.0	60.6	0.6
44	100.0	24.9	5.4	7.3	3.1	9.1	74.5	11.3	63.3	0.6
45	100.0	22.9	5.1	6.5	2.9	8.5	76.5	10.5	66.0	0.6
46	100.0	20.2	4.9	5.5	2.8	7.0	79.3	9.3	70.0	0.5
47	100.0	19.0	4.9	5.1	2.6	6.5	80.5	8.9	71.6	0.5
48	100.0	17.9	4.6	4.7	2.5	6.0	81.7	8.4	73.3	0.4
49	100.0	16.5	4.3	4.3	2.3	5.6	83.1	7.6	75.5	0.4
50	100.0	15.5	4.2	3.9	2.2	5.2	84.1	7.2	76.9	0.4

注 厚生省社会局「生活保護」による。

次に保護世帯の開始・廃止理由の構成別推移をみると(表9)、開始理由の第1位は「傷病」で、一貫して上昇しており、昭和51年度には全体の75%を占めている。ところが廃止理由では、この開始の理由に対応する「傷病の治癒」や(その結果としての)「働きによる収入増」といった、いわば積極的廃止は減少しつづけ、昭和51年度にはその合計は43%程度にとどまっている。逆に「死亡」「その他」(この内容は種々雑多であるが、すくなくない比率で「行方不明によるもの」「所得が保護基準以下(?)」であるにもかかわらず、なんらかの事情で保護の継続受給を辞退したもの」などが含まれる)といった消極的理由によるものが、ほぼ同率である点も注目される。被保護層のこのような現状は、前述の公的扶助行政の展開と密接不可分の関係にあるが、本論の範囲からそれるので、別に譲ることとする。

表9 保護開始世帯と廃止世帯の理由別構成の推移 (単位：%)

	開 始 理 由						廃 止 理 由					
	傷 病	死亡・離別・不在	働きによる収入減少・喪失	年金・仕送り等の喪失	その他	他管内より転入	傷病の治癒	死亡・失そう	働きによる収入増・取得	年金・仕送り等の増加	その他	他管内へ転出
昭和37年度	52.7	5.4	12.8	3.1	23.1	2.9	27.7	12.7	22.8	1.9	27.5	7.4
38	53.5	5.1	13.9	3.0	21.9	2.5	23.0	8.5	18.7	2.0	41.1	6.7
39	57.3	5.2	7.5	3.5	23.3	3.2	28.2	10.4	24.7	2.6	25.7	8.4
40	68.9	4.9	8.5	2.6	13.0	2.0	26.9	10.5	26.9	3.5	25.0	7.2
41	75.2	5.7	8.2	2.7	10.5	2.7	28.6	12.3	24.9	3.1	24.3	6.8
42	71.2	5.1	8.3	2.6	10.0	2.7	26.6	12.1	24.0	4.0	26.2	7.2
43	73.4	5.0	6.8	2.5	9.6	2.7	26.8	12.9	24.5	4.0	24.2	7.7
44	73.2	4.9	7.1	2.4	9.0	3.3	27.1	14.6	22.5	4.3	23.1	8.3
45	80.9	5.7	4.5	2.5	6.4	—	30.5	18.2	22.7	5.9	22.6	—
46	76.6	6.6	6.7	3.5	6.7	—	26.8	19.4	22.6	6.4	24.8	—
47	77.0	6.5	5.9	3.4	7.1	—	27.7	19.3	20.0	5.7	27.1	—
48	77.3	6.7	5.6	3.2	7.2	—	25.2	17.9	21.8	6.5	28.7	—
49	75.2	7.2	5.8	3.5	8.2	—	24.3	18.5	21.3	8.3	27.5	—
50	75.1	8.4	6.6	3.6	6.3	—	23.8	19.0	21.5	9.4	26.1	—
51	74.8	9.3	5.7	3.5	6.7	—	20.4	17.4	22.5	11.2	28.4	—

注 厚生省統計情報部「生活保護動態調査報告」による。

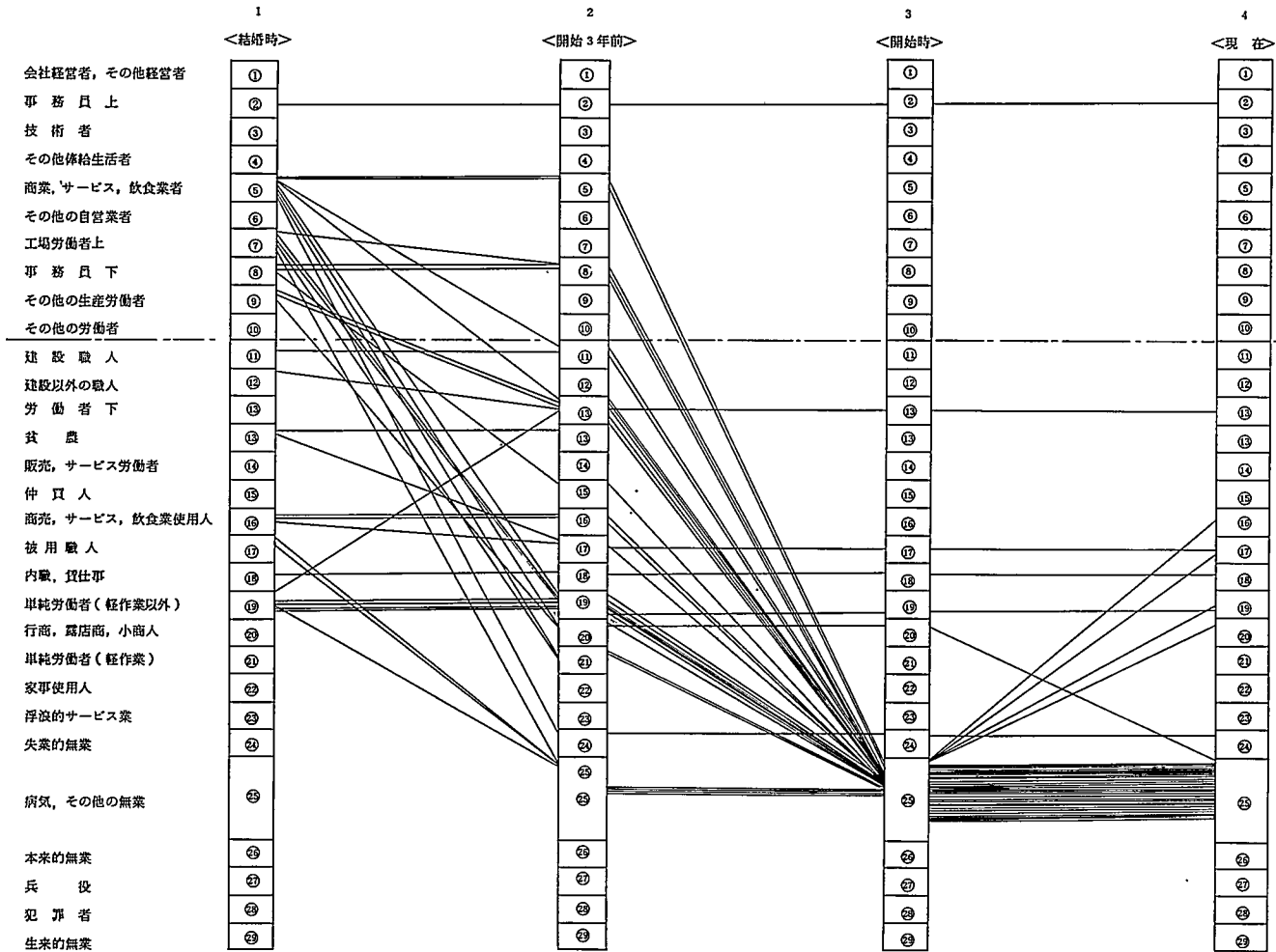


図1 被保護世帯の階属移動(昭和48年,札幌市琴似発寒地区,世帯主男子36ケース)

3 被保護層への転落過程

図1は昭和48年10月現在琴似発寒地区(157統計区)で生活保護を受給していた世帯から、単身で病院に入院しているケース、未婚単身者、生活歴、職業歴が全くわからないケースを除いた36ケースの各時点における階層移動ルートである。⁽⁴⁾ 社会階層番号11以下は、江口英一氏らの一連の実証研究の結果あたえられた社会階層序列に従って「不安定階層」に位置づけられたものである。

この図表によれば、時点1から2への移動はかなり複雑多岐にわたっているが、時点2から3は、申し合わせたように社会階層25つまり疾病等による無業層に集中している。

このことは、「病気にでもならなければ」若しくは「無業でなければ」被保護層へ編入されてこないという、こんにちの生活保護の実相をまことによく表現している。さらに、転落過程の流れをみると、一般階層→不安定階層→被保護層という傾向が主流ではあるが、一般階層からいきなり被保護層へ転落しているケースも少数ではあるが存在することがたしかめられる。

以上の点に注目しながら、過去の調査分析と比較して、「不安定階層」の新しい形態の発見につとめたいと思う。

1) 昭和39年札幌市との比較

表10は籠山京氏が昭和36年10月札幌市でおこなった被保護世帯調査のなかで、生活保護受給前の職業階層をしらべたものである。⁽⁵⁾ このなかで、対象者が「生活が楽であった」と考えていた段階(I)ではでてくるが、「生活が苦しくなった」と考える段階(II)、保護を開始した段階(III)ではでてこない職業層A、IIに若干でてくるがIIIにはでてこない層B、I、II、IIIのいずれにもでてくる層C、I、IIよりもむしろIIIの段階で多くでてくる層Dを発見し、A、Bを一般階層とするなら、被保護世帯は、必ずC、Dの階層をくぐってから、被保護層として立ちあらわれると指摘している。つまりC、Dは被保護層に転落する直前の階層で「不安定階層」ということになる。この間の経過をたしかめるために、さらに昭和39年10月に再び被保護世帯調査を実施し、被保護者が「一応安定していた」とのべた時点をもとに、保護開始直前の時点をもとに、階層間の移動をみると図2のとおりであったという。

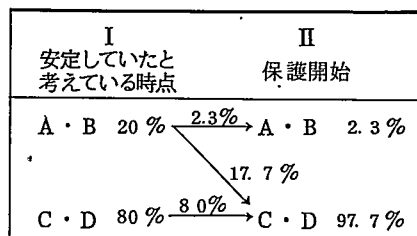
以上の結果をてがかりに、第1図との比較を試みることにするが、この場合、一応籠山氏の一般層と不安定階層の区分と本論のそれ(すなわち江口氏の区分)とは同質のものであると仮定する。⁽⁶⁾ 図1から図3の①と②の二つの表が得られるが、これは、籠山氏の調査における1の時点が、もっぱら調査対象者が「一応安定していた」と考える、主観的な判断を基礎とした時点であるため、この時点を客観的な時点におきかえる場合、「結婚時」とするか、「保護受給3年前」とするかという違いによるものである。

「一応安定」という場合、「安定」という方に比重をおいた判断では、「結婚時」ということになるかもしれないし、「一応」という方により比重をかければ、とにかく3年間保護を受給しないですますことができた一時点としての「3年前」ということになるかもしれない。このいずれの時期でもない場合もあろう。比較検討上、「結婚時」ととった図3①では時点2の比率は昭和39年と昭和48年でほとんどかわらないが、時点1では、一般層と不安定階層の構成比が大いにこなっている。つまりこの図表での比較によれば、昭和39年当時にくらべ、昭和49年では一般階層から、直線的に被保護層へ転落した層が増加したといえそうである。

ところが「3年前」を時点1とすると図3②昭和39年当時と昭和48年では、転落傾向はほとんど変化がないということになる。この2つの図表の差異は、時点の設定に関して、主観的なものを客観的なものにおきかえたことに起因していることは明らかで、同地域における2時点間の変化の様子は、十分解明することができなかつた。また、昭和48年の保護開始時のおもな

表10 被保護世帯の職業変化 S36札幌

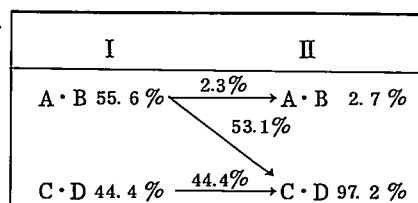
時 点	I	II	III
A 経営者	8	0	0
公務員	8	0	0
鉱山労働者	4	0	0
船 員	2	0	0
B 各種商店主	14	4	0
サービス業主	2	2	0
上級事務員	6	1	0
C 下級事務員	7	2	1
工場労働者	10	3	2
陸上運輸労働者	4	2	1
建築職人	8	5	3
その他の職人	12	6	3
農林漁業日雇	6	3	1
民間日雇	14	36	12
飲食店主	1	1	1
行商露店商	6	13	10
遊芸人	3	0	1
商店被用者	8	3	3
常用的日雇	7	9	6
接客婦	2	12	6
家事使用人	2	12	7
D 外勤セールス	2	5	8
失対日雇	0	9	16
内 職	2	4	5
無 職	0	25	89



昭和39年9～11月札幌市

図2 被保護層への転落ルート

Iを結婚時とすると



昭和48年10～12月札幌市発寒

図3の① 被保護層への転落ルート

Iを保護開始3年前とすると

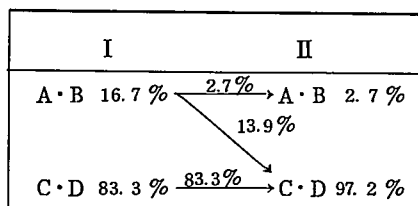


図3の② 同 上

注

- I…保護開始以前で一応主観的にどうやら暮していたといっている時点
II…生活が苦しくなってきたと考える時点
III…保護開始時点（S36.10～12）
- 資料出所：表10，図2 籠山京「低所得層と被保護層」ミネルヴァ
図3①～② 前出図1参照

特徴である無業層の集中に関しても、これが今日の特徴であるのかどうか、たしかめることはできなかった。

2) 昭和38年東京A区との比較

そこで、昭和38年東京都A区⁽⁷⁾の被保護層への転落過程（図4）と比較検討する。札幌の図1図との大きなちがいは、時点2→3への移動のし方にある。図4では、不安定階層という大枠のなかに固まっているとはいえ、かなりバラエティにとんだ移動を示しており、生活保護開始時になお就業しているケースが散見される。

この違いは、東京と札幌という地域的な特性、とりわけ労働市場の大きさと性格、階層分化の深まりの度合などに影響されていることはもちろんであるが、少くとも時点2→3の移動に関しては、前述したここ10数年の間の就業構造の変化および公的扶助行政の展開といった時間的な変化によるものとみる方が妥当であろう。つまり昭和38年当時は、一般階層→不安定階層→被保護層という図式の転落が一般的で、そのなかにあって不安定な就業のまま、生活保護を受給するものも少くなかったが、昭和48年段階では、就業したまま、被保護層へ編入されるのはむしろ例外的であるということである。さらに、この移動を階層別の比率でみると、表11のようになる。この場合、「不安定階層」を、「低所得不安定」ではあるが一応規則的な所得がみこまれると考えられる層⑪～⑰をかりに「不安定上層」とし、所得の「不規則性のゆえに不安定」とみなされる層⑱～㉓を「不安定下層」、㉔の無業層と3段階に分けて考察することとした。

昭和38年当時の1→2→3→4の移動の主な流れは、不安定上層→不安定下層→不安定下層→無業層とよみとれるが、昭和48年の移動の主流は、一般階層→不安定上層→無業層→無業層ということになる。このことは、昭和38年には、一般階層と不安定階層プラス被保護層との間には、かなりはっきりした幅があり、かつ落層のテンポもゆっくりしていたが、不安定階層と被保護層の境目は判然とせず、相互にかなり活発な出入があったということかもしれない⁽⁶⁾。ところが、昭和48年段階では、一般階層と不安定階層との幅がちぢまり、その結果、一般階層であろうと、不安定階層であろうと、ひとたび世帯内に経済的変動をとともなう事故が生じるや、

表11 被保護層の階層移動比率（S38東京A区とS48年札幌発寒の比較）

	1 結 婚 時		2 開始3年前		3 開始時点		4 現在時点	
S38 東京・計	43	(100.0)	43	(100.0)	43	(100.0)	43	(100.0)
一般層①～⑩	16	(37.2)	6	(13.9)	2	(4.7)	3	(7.0)
不安定上層⑪～⑰	18	○(41.9)	11	(25.6)	5	(11.6)	5	(11.6)
不安定下層⑱～㉓	6	(13.9)	23	○(53.5)	15	○(34.9)	13	(30.3)
無 業 ㉔	3	(7.0)	3	(7.0)	21	(48.8)	22	○(51.1)
S48 札幌 - 計	36	(100.0)	36	(100.0)	36	(100.0)	36	(100.0)
① ～ ⑩	20	○(55.6)	6	(16.7)	1	(2.8)	1	(2.8)
⑪ ～ ⑰	9	(25.0)	13	○(36.1)	3	(8.3)	4	(11.1)
⑱ ～ ㉓	7	(19.4)	12	(33.3)	2	(5.6)	4	(11.1)
㉔	0	(0.0)	5	(13.9)	30	○(83.3)	27	○(75.0)

急テンポに被保護層に落層するようになっているのではあるまいか。しかしもしそうであるとすれば、もっと被保護層は増加していなければならないが、それはすでにのべたように、就業形態や公的扶助行政の動向などによって、生活保護を意識する構造になっていないためであって、たとえば、生計中心者の疾病といった決定的な要因が働けば急激に一般層から被保護層へ落層するような現象を呈するのかも知れない。

以上のことは、少数の被保護世帯の分析によるものであって仮説の域をでるものではないが、一般階層と不安定階層の幅をうめるような、新たな階層とはどのような特徴をもつものであるのか、さらに検討を要するところである。

これまでの検討のなかで、そのような階層は、規則的低所得を不安定の主な内容としているものであって、かつ「不安定階層」のなかで、このような不安定上層の比重が近年高まって

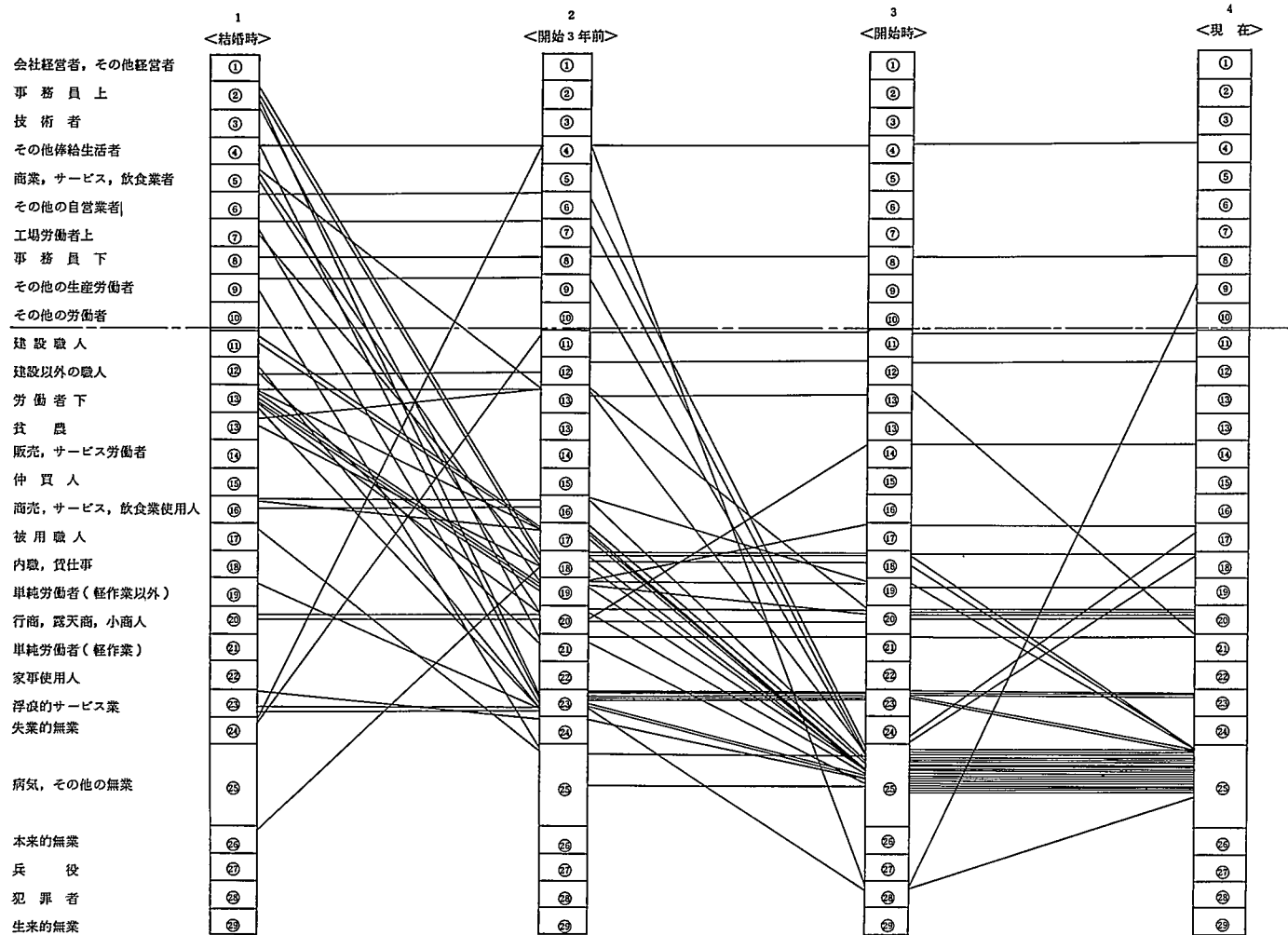
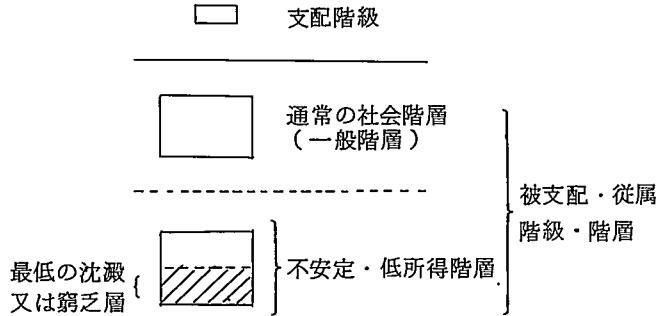


図4 被保護世帯の階層移動(昭和38年 東京都A区 世帯主男子43ケース)
資料出所 江口英一, 「都市における被保護層の研究」東大社研

きているのではないかと推測される。

- 注(1) 拙稿「昭和35年以降の保護行政の変遷 - 特にいわゆる『稼働能力者』の処遇に関連して - 1968.6, 日本社会事業大学社会事業研究所「社会事業研究所年報」P 28~47, および同「低所得階層と公的扶助」1976.10, 有斐閣「社会福祉学を学ぶ」P 123, を参照されたい。
- (2) 労働旬報社「賃金と社会保障」1967: 420「全林野が生保の集団申請」の記事によれば, 「全林野長野地方本部(組合員3,500人)は昭和42年3月, 53名の組合員の賃金が生保基準を下回ったとして生活保護適用の集団申請をした……」という。
- (3) 前掲「昭和35年以降の保護行政の変遷」P 47。
- (4) この方法は, 江口英一著「都市における被保護層の研究」1966年, 東大社研, を参考にしている。
- (5) 籠山京著「低所得層と被保護層」1970, ミネルヴァ書房 P 246。
- (6) 籠山京氏と江口英一氏は, 共同して「不安定階層」の分析をおこなっていたから, この仮定を前提とすることは容認されると思う。
- (7) A区は, 東京都豊島区である。もちろん今回の調査地域, 札幌市西区発寒との地域的な相違を念頭におかなければならないが, この点を十分勘案して比較検討をすすめている。
- (8) 籠山京・江口英一共著, 「社会福祉論」1976, 光生館 P 32で, 社会階層構造を次のようにシエマ化している。



II 札幌市における「不安定」階層の存在形態

1 生活保護基準による所得階層分類の特質

資料を分析するに先立ち, 作業手順にかかわるいくつかの前提についてのべる必要があろう。「札幌調査」の個票は, その世帯の所得と生活保護基準額の対比による倍率毎の所得階層区分がなされていることについてはすでに触れたが, 低所得層として1.4倍以下の層に注目し, 他の所得階層にある世帯との比較が試みられている。このような方法は, わが国にあっては, 昭和28年~30年頃のいわゆる「ボーダーライン層」論の展開過程で初歩的な試行が散見されるが⁽¹⁾その後主として英国で, Abel-Smith, Peter Townsendらによって方法論的な確立をみ⁽²⁾近年では江口英一氏によって, 東京N区の全住民を対象とした低所得層の測定に用いられている⁽³⁾。

しかし, そのいずれの場合も, 公式統計を基礎資料にしており, 所得階層区分に際しても, 消費単位の一定のモデルを想定してその最低生活基準を算定し, 解析をするという方法であった。「札幌調査」にみられるような, 大量の世帯を実査して個別の世帯の最低生活費(この場合生活保護基準額)にもとづく所得階層区分は稀有といつてよい。

ところでこのような方法を採用する場合, 保護基準がどのような特性をもっており, またそれをスケールとして利用する場合, 対象のどのような側面に最もフィットするものであるのかという点を考察する必要がある。

1) 保護基準の組立てかた

生活保護基準表にもとづいてある世帯の最低生活費を算出する場合、その世帯を構成する人員および各人の性・年齢を主な指標として組立てる。もっとも実際にはこのほかにその世帯の特殊な需要に応じた各種加算（障害者がいれば障害加算を計上するように）、家賃にみあう住宅扶助基準、教育費にあたる教育扶助基準を合算したものであるが、住宅扶助基準を別にすれば、総額に占める割合はそう多くない。

さらに実際生活保護の支給額を算定するとなると、以上の手続によって算出した最低生活基準(A)と、その世帯の所得からその所得をうるために要する必要経費（社会保険料、労働組合費など）と一定額の勤労控除を差引いたもの—収入充当額(B)を算出し、 $(A)-(B)=$ 生活保護扶助額(C)を決定することになる。

2) 生活保護基準の特性

つまり保護基準は、実体はともかく建前は世帯の最低生活水準を保障することを目的として組立てられているため、世帯人員の増加には敏感に反応し、正比例の関係で増加する傾向にあるといえる。

ところで、こんにちでは世帯のなかで生計中心者のみの所得で生計を維持する世帯の割合は全体として減少しているであろうから、多就業世帯の増加という事態に保護基準がどのように対応しているかという点についても触れておく。

保護基準は、それが予定する最低消費生活を前提として保障しているにすぎないから、世帯内の就業者の増加による所得の増大に関して、ただか勤労控除分の増加としてしか対応しないから、ある世帯の就業者が増加すればするほど、その世帯全体の所得の対保護基準倍率は高まることになるだろう。

この間の経緯をグラフで示せば図5のようになる。この場合の世帯人員別の保護基準額は、「札幌調査」の平均保護基準額を用いており、太い実線で示してある。また世帯人員の所得額は48年度の家計調査による「世帯主の稼働収入」を用い細い実線で示した。点線は、それぞれ世帯人員別保護基準額に基礎控除額を積み上げたもの（太い点線）、および「家計調査」の「世帯の総稼働収入額」（細い点線）である⁽⁴⁾。

このグラフによれば生活保護基準は、世帯人員の増加にきわめて正確に比例しているが、一方稼働所得は、世帯主の所得だけの場合には、5人世帯の時点を中心としてカーブを描いている。ところが有業人員の増加は、保護基準ではほとんど影響をうけないのに、世帯所得では急激に上昇させる効果をもつ。

以上のことから、所得階層測定尺度としての保護基準の特性は次のようにいえるだろう。

- ① さまざまな型の世帯の保護基準を算定し、その世帯の所得と比較することは、「低所得層」と「一般階層」を区分する目安とはなるが、世帯内で就業者が1人だけの場合には世帯人員の増加にともない、保護基準と所得の差は急速にちじまり、7人世帯以上になると保護基準以下になる世帯が圧倒的に多くなることになる。
- ② 一方多就業世帯の場合、その所得の得かたがどのようであろうとも（不規則「不安定」な就業であっても）、保護基準との差は著しく大きくなり、その世帯の生活水準や「安定性」という問題を考える尺度としての有効性は乏しくなる。
- ③ したがって、世帯の所得水準と保護基準の対比をおこなう場合、その世帯の大きさ、就業状況などを念頭におくことが重要になると考えられる。

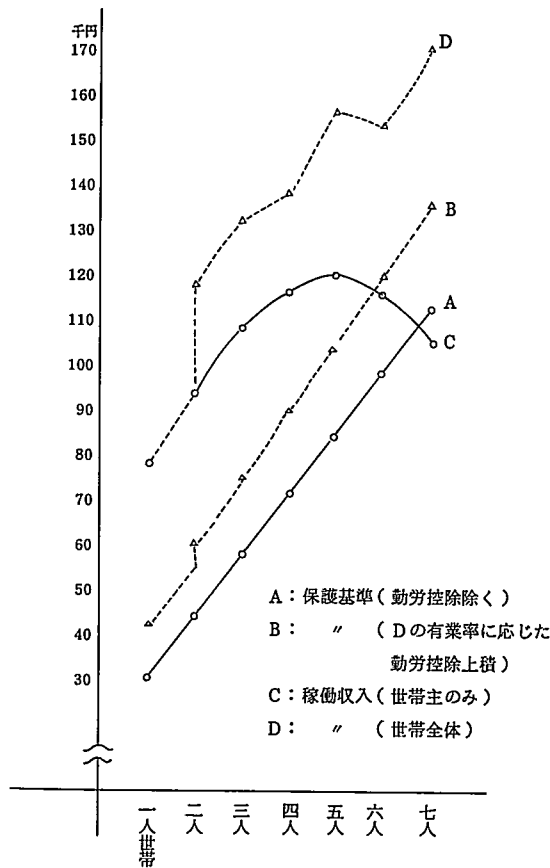


図5 世帯人員別の保護基準と稼働収入の比較

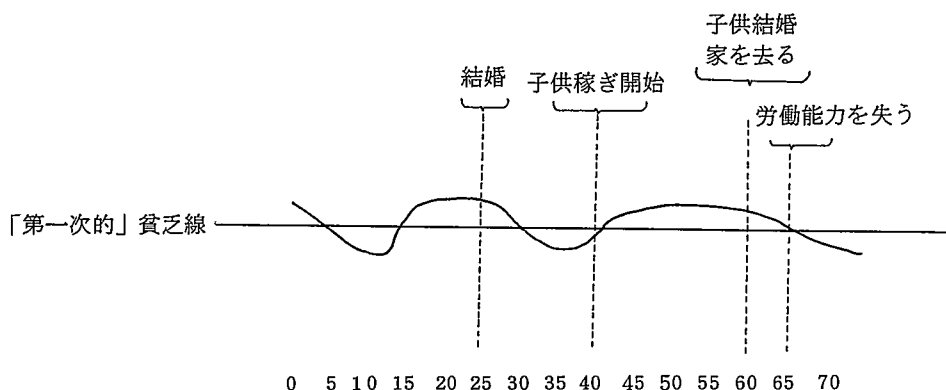
2 世帯類型による所得階層分布の意味

1) 保護基準と世帯類型

生活保護基準を尺度としてある世帯の経済的基盤の「安定」の度を測定する場合、これまでの考察からして保護基準倍率の大きさは目安にはなり得ても、単純に倍率が高いから「安定」しており、低いから「不安定」であるということはいえないであろう。

このことは労働者家族のライフサイクルを想起すれば容易に了解される。B. S. Rowntree は図6のシエマを描いたが、いまかりにRowntreeの貧乏線を保護基準の1.4倍の水準線におきかえて考えてみると、子供が増えて養育費がかさむようになれば、この水準以下になることはむしろ一般的なことであって、そのことがただちにその世帯の生活が「不安定」だという証明にはならないし、逆に親から独立して就労している単身世帯の場合、この水準よりはるかに高い所得を維持するのが普通で、だから「安定」していると判断するのも適当ではないだろう。

そこで保護基準を尺度として使用する場合、各々の世帯がライフサイクルのどの段階にあるのか、またその世帯内の就業構造はどのようになっているのか、という点で同一性を確保した上で比較するならば、同質の世帯類型上の生活水準の高低は、その世帯の生活の「安定」「不安定」と関連させて考察しうると考えた。



注 B.C.ロウントリー著、長沼弘毅訳「貧乏研究」P 152

図6 労働者のライフ・サイクル

以上の経過から世帯を同質の類型化する要因として、世帯人員、世帯の性格、子供の年齢段階、就労人員の4点にしぼり、それぞれの区分を表12のとうりとした。この4要因の組合せによる世帯類型ごとの所得階層分布をみることは、次の2つの意味がある。

第1に、その類型に属する世帯は、ライフサイクルのどの段階に位置し、標準的な所得水準は、保護基準倍率でどの程度のものであるかを明らかにすること。

第2には、各々の世帯類型内部における所得階層の高低は、生活水準の高低ないしは「安定」「不安定」の割合を示していると考えられること。

2) 貧困測定単位としての世帯

貧困状態を測定する単位を、個人とするか家族（この場合いわゆる「核家族」）とするか、あるいは世帯とするかという点に関しては、これまでも検討されてきたが、こんにちでも最終的な結論がでていないといえる。⁽⁵⁾

しかし、所得が世帯内で共有されているということを前提とし、またそのことに着目するならば、現実の生活—消費単位としての世帯をとりあげることが、妥当であると考えられる。

また測定尺度として生活保護基準を用いる場合、そのほうがつごうがよいという面もある。つまり、生活保護法によれば、生活保護の要否を判定する単位は原則として、同一居住、同一生計の世帯であり、測定単位を統一しておくことが、得られた結果と現実生活保護を受給している人々との比較を容易にするだろうし、なによりも生活保護基準倍率で示す所得階層の水準を、被保護世帯の生活をベースにして実感するという利点があるからである。

3) 「不安定」世帯の規定

「不安定」階層を構成する「不安定」世帯をどのように規定するかということに関して、2つの側面から考察することにしたい。

前項の手続きにより4つの要素の組合せによる世帯の類型が、実際には152類型であったがこれらを、欠損ないしは萎縮している世帯の類型としからざる世帯類型とに大別し、前者を「不安定」世帯の第1の形態と考えた。つまり欠損・萎縮世帯＝「不安定」世帯というわけである。この場合、本論で採用した「欠損・萎縮」なる概念は、次のようなものである。

世帯の類型化の過程で欠損・萎縮世帯としからざる世帯（後者を以下「正常世帯」とよぶ）

表 12 世帯類型の区分指標

世帯類型	
1)	世帯人員 (1 ~ 7人以上)
2)	世帯の性格
A	標準世帯 (夫婦と子供からなる世帯)
B	二世帯世帯 (夫婦と子供と老人 ")
B'	" (夫婦と老人のみの ")
C	欠損世帯 (片親と子供からなる ")
C'	" (片親と子供と老人 ")
C"	" (老人と子供のみの ")
P	夫婦のみの世帯 (妻40才未満の夫婦)
P'	" (妻40 ~ 55 ")
P"	" (妻55才以上 ")
S	単身世帯 (40才未満の単身世帯)
S'	" (男40 ~ 60, 女40 ~ 55未満)
S"	" (男60以上, 女55以上)
X	その他の世帯
3)	子供の年令層
a	第1子18才未満 { a' 末子6才未満 a" 末子6才 ~ 18才未満
b	第1子18才以上 { b' 末子6才未満 b" 末子6才 ~ 18才未満
c	末子18才以上
4)	就労人員
①	生計中心者1人稼働
②	夫婦共働き
②'	夫婦共働き以外の2人稼働
③	3人以上の稼働
○	欠損・萎縮世帯とは、C, C', C'', P'', S', S'' 及びXの欠損型世帯とする。
○	「正常」世帯とは、欠損・萎縮世帯以外の世帯とする。

を分類するのであるから、すぐれて世帯の型と関連するものであること、従ってこのことが、規定を厳密にしえない制約ともなる。生活の「不安定」性の指標としての欠損という場合、主として労働力の欠損を意味するが、これは通常、a) 生計中心者の欠損、b) 家事担当者の欠損、c) 生計中心者などの疾病や障害による正常な労働力からの脱落、d) 同老令化にともなう磨耗、e) 後継者の欠如、f) 後継者の疾病や障害による正常な労働力からの脱落、であるが、分析資料の制約から、c) および f) に関しては、捨象せざるを得なかった。d) および e) については、単身世帯と夫婦世帯のうち、正常世帯を構成すべき年令段階にありながら、配偶者もしくは子供を欠く世帯と、子供が独立して老人のみがとりのこされた世帯を萎縮世帯としてとりおさえることとした。したがってこの場合の「不安定」性とは、「世帯内の労働力構成

の『不安定』』ということになる。

「不安定」世帯の第2の形態は、「正常世帯」を4つの要素の組合せによる同質の世帯類型毎に所得階層分布をとって、それぞれの類型の最頻値を示す所得階層以下に分布する世帯（モード以下の世帯）と考えた。つまり最頻値を示す所得階層は、その世帯類型のライフサイクル上の標準的な所得階層を示しているともみなしうるから、最頻値の所得階層より下位の所得階層にある世帯は、同質的な型をもつ世帯のなかで、とりわけ「低所得＝不安定」な性格をもつものと考えられる。

以上のべた過程を経て得られる2つの形態の「不安定」世帯は、いちじるしくその性格を異にしているが、これらの世帯が高い比率を占める職業階層は、「不安定」な職業階層と考えることができるであろう。

4) 所得階層

貧困世帯の測定に所得階層区分を用いるという方法は、従来から重視されてきた。最初は標準的な世帯モデルを想定し、その世帯にとって最低限必要な消費物資をつみあげ、その費用を算定して貧困線とし、それぞれの世帯の所得が、この水準より上回っているか、下回るかによって、区分するという方法が講じられた。⁽⁶⁾しかしこの方法は、何をもって必要最低限とするかといった最低必要水準にかかわる技術上の諸困難があると同時に、実際の世帯に適用する場合に、想定したモデル世帯の水準をどう読みかえるかという点でも主観的な要素が入りこまざるを得ない欠陥があった。次に「公的に」一応承認されている最低生活水準測定用具としての公的扶助基準を用いて、世帯人員別に世帯モデルを想定して最低生活水準を算出し、水準以上と以下を区分する方法の展開がみられた。

札幌調査で使用し、本論で援用している所得階層区分は、後者のパターンに属するものであるが、世帯人員別標準モデルによらず、実際に調査したケースの現実の保護基準をベースにしていること、および、先にしめした表2のとうり、Ⅰ階層からⅤ階層までの5段階区分をとっている点が主な特徴であった。

第Ⅰ階層は、世帯の所得が保護基準以下の世帯によって構成されている階層である。ここで注意すべきことは、保護基準対比100はどのような内容であるかということである。札幌調査では現に福祉事務所等で算定する方式どおりおこなっているが、勤労控除分の積み上げはしていない。調査対象世帯の大部分が稼働所得により生計をささえている世帯であるから（無業層は1,159ケース中32ケースであった）、世帯の所得と生活保護基準の比較を厳密におこなうとすれば、所得から勤労控除分を差引く（逆に考えれば、生活保護基準にその分を積み上げる）ことをしなければならぬだろう。つまり保護基準100は、保護基準額プラス勤労控除額をベースにすべきである。しかし札幌調査では、保護基準額だけを基礎としたのは、きわめて厳格な最低生活水準をもって測定しても、基準以下の世帯が「少なくとも」10%前後いるということを印象づける点では効果的であるし、また次の第Ⅱ階層のなかで、勤労控除積み上げ分の基準以下の世帯はとらえられるという配慮によるものであろう。

第Ⅱ階層は、保護基準対比で140未満の層であり、高山氏は、この階層までを「低所得層」と規定している。所得水準を尺度にして低所得層を規定する場合、どの水準できるかは必ずかしい問題であるが、140以下という水準がこの種の調査で採用されるのは、次のような理由によると考えられる。

第1には、先にのべたことに関連するが、勤労控除分をふくまない保護基準と、勤労控除額をプラスした基準——一般にこれを「最低生活保障水準」とよび、保護適用時の支給可能な最高基準を示すものであるが——の対比がおおむね100：140の割合になること、第2には、社

会福祉諸施策の低所得層の規定，たとえば，世帯更生資金貸付対象世帯とか，いわゆる就学援助制度の対象である準要保護世帯，または社会福祉法人の経営する医療機関が実施する医療費減免制度対象世帯などは，ほとんど，その世帯の所得が保護基準の1.4倍以下としていること（ただし，その根拠と運用は不明瞭で，きわめて政策的な判断がはたらいていると思われる）などである。したがって，第Ⅱ階層に属する世帯は，実際に生活保護を受けている世帯と実質的な生活水準はかわらず，またそれは政策的に規定された「低所得層」で，その意味では「不安定階層」の一部分ないしは一側面を表現しているにすぎない。

第Ⅲ階層から第Ⅴ階層までの区分は，一定の根拠にもとづくものではなく，相対的な区分である。

以上が札幌調査に用いられた所得階層区分であるが，本論の作業にかかわる留意点をあらかじめ示しておく。世帯類型ごとの所得階層分布，とりわけ最頻値の階層の下位の階層を問題とするという方法をとるのであるから，階層区分の幅は，等間隔でなければいけないことになる。そうでなければ，分布に偏りが生まれ最頻値を示す階層が不明確になるであろう。等間隔の区分にして，分布をもとめるべきであるが，今回はその作業を省略して，札幌調査の区分のままおこなっている。このような制約のあることを折りこんで，分布を読みとるとき判断をはたらかせればよいと考えた。

3 社会階層と職業階層

1) 社会階層の類型

社会階層の指標としての「職業」のもつ意味については，すでに先行研究で明らかにされているから，ここでは本論でおこなった類型化の方法についてのべたい。

札幌調査では，表13のごとくの職業階層分類をおこなっているが，この類型化は，階級・産業・職種・企業規模・従業上の地位・雇用形態などを折りこみ，また札幌市という第3次産業に偏重した産業基盤の特殊性を考慮したものである。⁽⁷⁾ 本論では，この職業階層分類をベースにして若干手直しをしてある。これは，対象世帯1,000余ケースに対して，40類型とやや細分化されすぎていること，およびその所得階層分布をみると（表14）類似の傾向がみとめられる職業階層が少なくないため，表15のとおり15類型にまとめた。以下各々の社会階層の概要をのべる。

表13 札幌調査における職業階層分類表

職業階層	凡 例
I (1) 農民層	
II 経営者層	
(2) 中小企業経営者	従業員 300～999人の経営者
(3) 小企業 "	" 30～299 " "
(4) 零細企業 "	" 10～29 " "
III (5) 専門管理者層	中小企業以上および官公庁の管理者，高度の専門的技術者，被雇の医者等
IV 自営業者層	従業員9人以下の自営業者
1 有雇用自営業者	
(6) 生産・運輸自営業者	
(7) 商業 "	卸売，小売，不動産業など
(8) サービス "	飲食店，スナック，あんま，はりきゅうなど
(9) 医療保健 "	自営の医者，整骨医など

職 業 階 層	凡 例
2 家族自営業者 (10) 生産・運輸自営業者 (11) 商 業 “ (12) 貸間アパート “ (13) サービス “ (14) 内 職 (15) 自由業自営業者	家族のみによる自営業者 僧侶，神主，布教師など
V 労働者層 1 給料生活者 (16) 大企業事務員 (17) 中企業 “ (18) 小企業 “ (19) 零細企業 “ (20) 官公庁事務員 (21) 医療技術者 2 生産労働者 (22) 中小企業労働者 (23) 小企業 “ (24) 零細企業 “ (25) 運輸労働者 (26) タクシー運転手 (27) 官公庁労働者 3 販売サービス労働者 (28) 販売労働者 (29) サービス労働者 (30) 公安サービス労働者 4 職 人 (31) 建設職人 (32) その他 “ 5 単純労働者 (33) 重作業労働者 (34) 軽作業労働者 VI (35) 無 職 VII 家業従事世帯員 (36) 生産運輸家業従事者 (37) 商 業 “ (38) サービス “ (39) 自 由 業 “ (40) 農 業 “ VIII その他	従業員 1,000人以上の事務員 “ 300～999人 “ “ 30～299人 “ “ 10～29人 “ 医師をのぞく看護婦，薬剤師，レントゲン技師等の医療技術者など 従業員 300～999人の労働者 “ 30～299人 “ “ 10～29人 “ トラック運転手，自動車整備工など 被備タクシー運転手 官公庁運転手，国鉄及び電々公社現業員 結婚式場衣裳係など 食堂店員，ホステス，旅館，ホテル従業員など 管理職以外の警官，自衛官（尉官以上はのぞく） 大工，左官，トビ職など 調理士など建設以外の職人など 土木，配管工，倉庫発送掛など 掃除婦，炊事婦，夜警，雑役，駐車場監視員など 自営業に従事する最多収入者以外の世帯員 上記職業に分類されないもの

注：前出「大都市における低所得層の調査」P 53～54

表14 職業階層別（最多収入者）所得階層分布

職業階層	所得階層					合 計
	I ～ 99	II 100～139	III 140～199	IV 200～249	V 250～300	
I (1) 農 民 層	1(16.7)				5(83.3)	6(100)
II 経 営 者 層		1(4.0)	2(8.0)	2(8.0)	20(80.0)	25(100)
(2) 中 企 業 経 営 者						
(3) 小 企 業 "					6(100)	6(100)
(4) 零 細 企 業 "		1(5.3)	2(10.5)	2(10.5)	14(73.7)	19(100)
III (5) 専 門 管 理 者 層				3(23.1)	10(76.9)	13(100)
IV 自 営 業 者 層	17(6.8)	26(10.4)	60(24.1)	39(15.7)	107(43.0)	249(100)
1 有 雇 用 自 営 業 者	4(4.7)	6(7.0)	13(15.3)	14(16.5)	48(56.5)	85(100)
(6) 生 産 ・ 運 輸 自 営 業 者	2(6.3)	1(3.0)	8(25.0)	6(18.8)	15(46.9)	32(100)
(7) 商 業 "		2(7.1)	3(10.7)	4(14.3)	19(67.9)	28(100)
(8) サ ー ビ ス "	2(10.0)	3(15.0)	2(10.0)	3(15.0)	10(50.0)	20(100)
(9) 医 療 保 健 "				1(20.0)	4(80.0)	5(100)
2 家 族 自 営 業 者	13(7.9)	20(12.2)	42(28.7)	25(15.2)	59(36.0)	164(100)
(10) 生 産 ・ 運 輸 自 営 業 者		3(10.3)	9(31.1)	4(13.8)	13(44.8)	2(100)
(11) 商 業 "	7(10.4)	6(9.0)	20(29.9)	12(17.9)	22(32.8)	67(100)
(12) 貸 間 ア パ ー ト "	1(3.8)	5(19.2)	6(23.1)	2(7.7)	12(46.2)	26(100)
(13) サ ー ビ ス "	4(11.8)	3(8.8)	12(35.3)	6(17.6)	9(26.5)	34(100)
(14) 内 職		2(66.7)			1(33.3)	3(100)
(15) 自 由 業 自 営 業 者	1(20.0)	1(20.0)		1(20.0)	2(40.0)	5(100)
V 労 働 者 層	72(8.6)	210(25.2)	276(33.1)	127(15.2)	149(17.9)	834(100)
1 給 料 生 活 者	15(5.2)	61(21.2)	90(31.2)	48(16.7)	74(25.7)	288(100)
(16) 大 企 業 事 務 員	1(1.9)	3(5.5)	15(27.8)	15(27.8)	20(37.0)	54(100)
(17) 中 企 業 "	2(5.1)	8(20.5)	13(33.3)	9(23.2)	7(17.9)	39(100)
(18) 小 企 業 "	1(1.5)	20(30.8)	26(40.0)	8(12.3)	10(15.4)	65(100)
(19) 零 細 企 業 "	5(13.9)	9(25.0)	12(33.3)	4(11.1)	6(16.7)	36(100)
(20) 官 公 庁 "	4(4.8)	20(23.8)	23(27.4)	10(11.9)	27(32.1)	84(100)
(21) 医 療 技 術 者	2(20.2)	1(10.0)	1(10.0)	2(20.0)	4(40.0)	10(100)
2 生 産 労 働 者	27(10.0)	77(28.5)	98(33.7)	36(13.3)	42(15.5)	280(100)
(22) 中 企 業 労 働 者	6(14.6)	10(24.4)	14(34.1)	4(9.8)	7(17.1)	41(100)
(23) 小 企 業 "	3(5.8)	17(32.7)	14(26.9)	5(9.6)	13(25.0)	52(100)
(24) 零 細 企 業 "	5(8.4)	15(25.4)	24(40.7)	6(10.2)	9(15.3)	59(100)
(25) 運 輸 "	4(10.0)	15(37.5)	12(30.0)	6(15.0)	3(7.5)	40(100)
(26) タ ク シ ー 運 転 手	2(5.4)	8(21.6)	16(43.3)	9(24.3)	2(5.4)	37(100)
(27) 官 公 庁 労 働 者	7(13.7)	12(23.5)	18(35.3)	6(11.8)	8(15.7)	51(100)
3 販 売 サ ー ビ ス 労 働 者	14(10.9)	39(30.2)	46(35.6)	16(12.4)	14(10.9)	129(100)
(28) 販 売 労 働 者	10(10.2)	31(31.6)	35(36.0)	11(11.2)	11(11.2)	98(100)
(29) サ ー ビ ス "	4(17.4)	6(26.1)	8(34.8)	4(17.4)	1(4.3)	23(100)
(30) 公 安 サ ー ビ ス "		2(25.0)	3(37.5)	1(12.5)	2(25.0)	8(100)
4 職 人	3(5.6)	10(18.5)	24(44.4)	8(14.8)	9(16.7)	54(100)
(31) 建 設 職 人	2(5.9)	6(17.6)	12(35.3)	5(14.7)	9(26.5)	34(100)
(32) そ の 他 "	1(5.0)	4(20.0)	12(60.0)	3(15.0)		20(100)
5 単 純 労 働 者	13(15.7)	23(27.7)	18(21.7)	19(22.9)	10(12.0)	83(100)
(33) 重 作 業 労 働 者	5(8.9)	14(25.0)	14(25.0)	17(30.4)	6(10.7)	56(100)
(34) 軽 作 業 "	8(29.6)	9(33.4)	4(14.8)	2(7.4)	4(14.8)	27(100)
VI (35) 無 職	25(78.1)	5(15.6)	2(6.3)			32(100)
合 計	115(9.9)	242(20.9)	340(29.3)	171(14.8)	219(25.1)	1,159(100)

注：前出「大都市における低所得層の調査」P 59

表 15 職業階層区分

農民層 (1)
経営・専門管理層 (2, 3, 5, 9)
有雇用自営業層 (4, 6, 7, 8)
家族自営業層 (10, 11, 12, 13)
内職層 (14)
自由業自営業層 (15)
事務員上層 (16)
事務員下層 (17, 18, 19)
官公庁事務・技師層 (20, 21)
常用労働者下層 (22, 23, 24)
タクシー・運輸労働者層 (25, 26)
官公庁労働者層 (27)
販売・サービス労働者層 (28, 29, 30, 32,)
建設職人層 (31)
単純日雇労働者層 (33, 34)

注 ()内の番号は札幌調査の職業階層番号

表16 職層別・従業員分布

階層 従事者数	零 企 業	細 業	有雇用 自 営 業	家 族 自 営 業
1				53
2			6	72
3～4			38	35
5～9			28	4
10～14	11			
15～19	6			
20～24				
25～29	2			
計	19		72	164
平均従事者数	14.8		5.3	1.5

民間企業の場合、事務職員の安定性は、従業上の地位、部門などにも影響されるが、基本的にはかなり企業の規模に左右されるであろう。このため、従業員1,000人以上の大企業事務員層を上層、それ以下の中小零細企業事務員を下層としたが、これはさきの表14も参考にしての区分である。

官公庁事務・技術者層

官公庁事務員層を民間事務層と区別して1つの階層としたが、このなかに医療技術者層を含めたのは、これらの技術者が、大部分公立の病院・試験場の技術職員であって、専門管理層と

農民層

自営業層のなかでも都市自営業層と異なる性格をもつと考えられるから、対象世帯は少ないが、1つの類型とした。

経営・専門管理層

経営層(30人以上の企業経営者)と専門管理層とは基本的な性格は異にするものの、こんにちでは、ともに支配的な階層とみなされ、とりわけ生活の安定度という点では共通性が高いと思われ、1つの類型とした。なお有雇用自営業層のうち、医療保健サービス業層も、実際には開業医であるため、同様の理由でこの類型に加えた。

有雇用自営業層

家族従業者を含まない雇用従業員が1～9人の自営業層である。したがって家族従業者を含めば10人以上の従業員の自営業層も入っている。表16によれば、有雇用自営業層の従事者数は平均5.3人であった。また零細企業の場合14.8人で、10人～14人に過半数が集中しているため、従業員30人以上の小企業と同等に扱うより、有雇用自営業層との共通性が大きいと考え、この階層に含めることとした。

家族自営業層

従事者1人の自営業とは名ばかりのものから、従事者が4人以上でもすべてが同居の家族員であればこの層に含まれる。ただし内職層と、神社、仏閣、教会の経営層は、性格が異なるので除外した。

内職層

いわゆる賃仕事を家庭内でおこなっている階層である。

自由業自営業層

僧侶、神官、牧師の階層

事務員上層、事務員下層

事務員層とは、民間企業の事務専従の職員層であるが、上層、下層の区分は、就業上の地位の上下ではなく、もっぱら企業規模に着目した分類である。

いうよりも、官公庁職員としての性格が強いと考えたためである。

常用労働者下層

常用生産労働者層を、官公庁労働者層、タクシー運輸労働者層、その他に3分し、その他の生産労働者層をこの階層とした。下層としたのは、事務員層の区分でのべた企業規模によった。

なお常用労働者上層にあたる1,000人以上の企業の民間労働者は、調査対象世帯にはいなかった。

タクシー・運輸労働者層

第3次産業偏重の札幌市の産業構造を反映して、交通ないし流通部門の労働者が、全体のなかで比較的大きな比率を占めているため、1つの階層とした。

官公庁労働者層

具体的な職種までおいてみると、都市交通労働者や清掃労働者が大部分を占め、タクシー・運輸労働者層との類似性が高いが、雇用形態・賃金支払形態などで基本的なちがいがあると考え、別個の階層とした。

販売・サービス労働者層

この階層は、従来商業使用人といわれた店員、セールスマン、営業専従職員などの販売労働者層と、家政婦、ホステスなどサービス労働者層を同じ範疇でおさえたものであるが、対人サービスを主体とする業務であり、かつ賃金が出来高に左右される割合が高いといった点で共通性があると思われる1つの階層とした。なお職人層のうち、建設職人以外の職人層をこの階層に含んでいるが、これらの職人は、調理士、コック、理・美容師が大半で、職人というよりサービス業被用者としての性格が強いためである。

建設職人層

大工、左官、建具職などであるが、札幌の地理的条件によりその多くが冬季間失業状態におかれるという、これまでの職業階層とは異なる側面をもつ階層と考えられる。

単純日雇労働者層

不規則就業を最大の特徴とする職業階層で、重労働・軽労働の区別はしなかった。建設職人層と同様季節の影響もきわめて深刻な階層であろう。

2) 世帯と社会階層

世帯の職業階層分類をおこなう場合、その世帯の誰の職業をもって識別するかという問題がある。複雑な家族構成を含む多量の世帯を分類するために、札幌調査のように、最多収入者の職業階層で分類するという方法が1つある。この方法によれば、最多収入者を決める際に主観が入りこむ余地がなく合理的である反面、最多収入者が必ずしもその世帯の生計維持の中心的な役割を担っているとはかぎらず、世帯の階層を代表しうるかという問題が残る。

もう1つの方法は、生計中心者の職業階層による分類である。本論ではこの方法をもちいたが、これは世帯の安定性を考える場合、生計の主たる担い手の職業階層で分類する方がより合理的であろうという理由による。言うまでもなく、多就業世帯が増加している現状で、生計中心者が誰れであるのかという判断は、最多収入者を判断するほど容易ではなく、かつ主観的な要素をなしとはしない。またかりに首尾よく生計中心者を決定し、その職業階層で分類したとしても、1人の職業階層で、その世帯の階層性を代表することになるかという疑問もある。これらの問題は本論を展開する過程で検討していかなければならないであろう。

生計中心者は原則的には世帯構成の統柄を手がかりにして「世帯主」によることとしたが、2世代家族における名目的な世帯主のような場合は、最多収入者などを参考にして判断した。

4 分析の結果と考察

1) 世帯人員別の世帯類型と所得階層

① 単身世帯(表 17)

単身世帯は66ケースあったが、このうち男女とも40才以上のものを「萎縮世帯」とした。単身世帯の40%を占めている40才未満について所得階層分布をみると、男子世帯では最頻値はⅢ階層であるのに女子世帯ではⅡ階層であり、男女の賃金格差がみとめられる。最頻値の階層に属する世帯を「モード世帯」、下位の世帯を「低所得・不安定」、上位の世帯を「安定世帯」と3区分する。3区分の所得階層は右表側に整理しておいた。

表 17 世帯類型別・所得階層分布(1人世帯)

世帯類型	I	II	III	IV	V	計	欠損・萎縮	正常世帯	内 訳		
									低所得・不安定	モード	安定
S 男-①		6	10	1	8	25		25	II-6	III-10	IV-1, V-8
S' 男-①		1	1	1	2	5	5				
S'' 男-①		2	1			3	3				
S 女-①		9	4	2		15		15		II-9	III-4, IV-2
S' 女-①	2	2	1	1	2	8	8				
S'' 女-①	1		3	2	4	10	10				
計	3	20	20	7	16	66 (100)	26(39.4)	40(60.0)	II-6	II-9, III-10	III-4, IV-3 V-8

注 世帯類型は左側の大文字のアルファベットが「世帯の性格」を表わし、右側の○でかこんだ数字が「就労人員」を表わしている。(表12参照)

② 2人世帯(表 18)

82ケースのうち、夫婦のみの世帯では妻55才以上のもの、および片親ないし両親を欠く世帯はすべて「欠損萎縮世帯」とした。なお、たとえば「片親と子供」の世帯で、子供の年齢層が18才をこしているものも欠損萎縮世帯の範囲に含めているが、これは本来生計中心者(または、家事担当者)たるべき家族の構成を欠いているという点に着目しているからであり、かつこうした世帯のごく近い将来を予測しても子供の転出など不安定な要因を考慮したためである。

表 18 同 (2人世帯)

世帯類型		I	II	III	IV	V	計	欠損・萎縮	正常世帯	内 訳		
										低所得・不安定	モード	安定
P	-①	1	6	10	2	4	23		23	I-1, II-6	III-10	IV-2, V-4
	-②			3	1	13	17		17	III-3, IV-1	V-13	
P'	-①	1	2	6	6	6	21		21	I-1, II-2	III-6	IV-6, V-6
	-②	1	1	5	4	10	21		21	I-1, II-1 III-5, IV-4	V-10	
P''	-①	6	5	8	3	8	30	30				
	-②	1	2	3	1	2	9	9				
C	a'-①	1	1				2	2				
	a''-①	2	2	2	1	1	8	8				
	c-①				1	2	3	3				
	c-②'		1	2	3		6	6				
C'	c-①	2	1	5	4	1	13	13				
	c-②'			3	3	1	7	7				
X	欠損-①	1	1				2	2				
	欠損-②'		1			1	2	2				
計		16	23	47	29	49	164 (100)	82(50.0)	82(50.0)	I-3, II-9 III-8, IV-5	III-16 V-23	IV-8 V-10

注 世帯類型は左側の大文字のアルファベットが「世帯の性格」を表わし、中間の小文字のそれは「子供の年齢層」右側の○でかこんだ数字が「就労人員」を表わしている。(表12参照)以下表23まで同様。

③ 3人世帯(表19)

夫婦と子供1人のいわゆる「核家族」世帯以外はすべて「欠損・萎縮世帯」としたが、3人世帯に占める割合は、15%強であった。

「核家族」世帯の場合、所得分布は、子供の年齢層より世帯内の就業人員の数によって影響をうけるといえる。1人稼働世帯では、最頻値はⅢ階層であり、2人以上が稼働する世帯ではⅤ階層となる。

④ 4人世帯(表20)

世帯人員別の構成比では最も大きく、そのうちの88.8%が、「核家族」世帯で、「欠損・萎縮世帯」は約4%にとどまっている。「核家族」世帯のうち3区分が可能であった類型に関しては右表側に示してあるが、この表の最上段の類型(夫婦と6才未満の子供が2人の世帯で、生計中心者のみの稼働しているもの)の場合、最頻値はⅡ階層であるが、モード世帯をⅢ階層とした点に関しては、次の理由でやや恣意的な判断をしている。すなわち、この類型に属する家族構成は、こんにちではもっとも一般的であり、「低所得層」といった概念を考える場合、かような世帯の生活水準の標準的な姿を想定して決定することが多い。生活保護基準のモデルとして標準4人世帯が採用されており、また、標準4人世帯の生活保護基準

の1.4倍を「低所得層」と考えているのだから、(札幌市の標準4人世帯の所得階層分布の最頻値が、II階層であるということは、そのこと自体重要なことではあるが)、一般に考えられている生活水準に合わせて、III階層に属するものを「モード世帯」として、II階層以下を「低所得・不安定」的として取扱うことにした。

表 19 同 (3人世帯)

世帯類型	I	II	III	VI	V	計	欠損・萎縮	正常世帯	内 訳		
									低所得・不安定	モード	安定
A	a'-①	4	23	27	9	7	70	70	I-4,II-23	III-27	IV-9, V-7
	a'-②	1	1	3	5	5	15	15	I-1, II-1 III-3	IV-5	V-5
	a''-①	1	10	20	8	9	48	48	I-1,II-10	III-20	IV-8, V-9
	a''-②		1	3	5	8	17	17	I-1, II-3 IV-5	V-8	
	c-①	1	4	6	2	5	18	18	I-1,II-4	III-6	IV-2, V-5
	c-②			2		2	4	4	-	-	-
	c-②'	2		10	5	13	30	30	I-2,III-10 IV-5	V-13	
	c-③		1	3	2	15	21	21	I-1, III-3 IV-2	V-15	
B'	-①			1		1		1	-	-	-
	-②				1	2		3	-	-	-
	-②'				1	1		1	-	-	-
	-③			1		1		1	-	-	-
	欠-①			1	1	2	2	2			
	欠-②'				1	1	1	1			
C	a'-①	1		1			2	2			
	a''-①	2		1			3	3			
	a''-②'		1	1			2	2			
	b''-①		1		1		2	2			
	b''-②'		2	1	1		4	4			
	c-①					2	2	2			
	c-②'		1		2		3	3			
	c-③				1	1	2	2			
a''-①	1	1	2	1		5	5				
C'	c-①				1		1	1			
	c-②'			1			1	1			
C''	b''-②'			1			1	1			
	c-①			1			1	1			
	c-②'			2	1	1	4	4			
	c-③				1		1	1			
X	-①	1					1	1	-	-	-
	-②'					1	1	1	-	-	-
	欠-①		1				1	1			
	欠-②'			2	1	1	4	4			
計	14	47	90	50	72	273 (100.0)	42 (15.4)	231 (84.6)	I-10,II-42 III-16,IV-12	III-53,IV-5 V-36	IV-19 V-26

表 20 同 (4人世帯)

世帯類型		I	II	III	IV	V	計	欠損・萎縮	正常世帯	内 訳		
										低所得・不安定	モード	安定
A	a' - ①	21	59	50	16	6	152		152	I-21, II-59 [※]	III-50	IV-16, V-6
	a' - ②		8	9	2	4	23		23	II-8	III-9	IV-2, V-4
	a'' - ①	3	14	21	7	4	49		49	I-3, II-14	III-21	IV-7, V-4
	a'' - ②	2	6	12	9	11	40		40	I-2, II-6	III-12	IV-9, V-11
	b'' - ①		1	1	2	4	8		8	—	—	—
	b'' - ②			2	2	3	7		7	—	—	—
	b'' - ②'			2	2	4	8		8	—	—	—
	b'' - ③		1			5	6		6	I-1	V-5	
	c - ①	1		1		1	3		3	—	—	—
	c - ②				1	2	3		3	—	—	—
	c - ②'			2	2	4	8		8	—	—	—
c - ③	1		4	2	24	31		31	I-1, III-4 IV-2	V-24		
B	a' - ①		3	2			5		5	—	—	—
	a' - ②			1	1	2	4		4	—	—	—
	a' - ③					1	1		1	—	—	—
	a'' - ①		2	3		1	6		6	—	—	—
	a'' - ②			1		1	2		2	—	—	—
	a'' - ②'				1	1	2		2	—	—	—
	c - ①			1			1		1	—	—	—
	c - ②					1	1		1	—	—	—
	c - ②'		1	1			2		2	—	—	—
c - ③		1				1		1	—	—	—	
B'	- ①		1				1		1	—	—	—
	- ②				1		1		1	—	—	—
C	a' - ①					1	1	1				
	b'' - ③			1	1		2	2				
	c - ③					1	1	1				
C'	a'' - ①		1				1	1				
	a' - ③		1				1	1				
	b'' - ③				1		1	1				
C''	c - ②'				1		1	1				
	c - ③				1	1	2	2				
X	欠 - ①			1			1	1				
	欠 - ②'			3			3	3				
計		28	99	118	52	82	379 (100.0)	14 (3.7)	365 (96.3)	I-27, II-88 III-4, IV-2	III-92 V-29	IV-34 V-25

⑤ 5人世帯(表21)

「核家族世帯」は約60%、「欠損・萎縮世帯」は4%、他は主として2世代家族世帯である。「正常世帯」の各類型とも件数が少なくなっているため、最頻値の所得階層を判断することはむずかしいが、4人世帯の傾向などを勘案して3区分をおこなっている。

表21 同(5人世帯)

世帯類型	I	II	III	IV	V	計	欠損・萎縮	正常世帯	内 訳		
									低所得不安定	モ ー ド	安定
A	a'—①	7	10	10	1	3	31	31	I-7・II-10	III-10	IV-1・V-3
	a'—②		6	1		1	8	8	II-6 ※	III-1	V-1
	a''—①	2	3	3	1		9	9	I-2・II-3	III-3	IV-1
	a''—②	1	1	2		1	5	5	—	—	—
	a''—②'					1	1	1	—	—	—
	b''—①				1	1	2	2	—	—	—
	b''—②		1	2	1	1	5	5	II-1	III-2	IV-1・V-1
	b''—②'		1	5	1		7	7	II-1	III-5	IV-1
	b''—③		2	4	2		8	8	—	—	—
	c—①					1	1	1	—	—	—
	c—②		1				1	1	—	—	—
	c—②'					1	1	1	—	—	—
	c—③			2	2	6	10	10	III-2・IV-2	V-6	—
B	a'—①	4	2				6	6	—	—	—
	a'—②	1	1	1	1		4	4	I-1・II-1 III-1	IV-1	—
	a'—②'		1		4	2	7	7	II-1	IV-4	V-2
	a'—③				1	2	3	3	—	—	—
	a''—①	4	1	7	1	2	15	15	I-4・II-1	III-7	IV-1・V-2
	a''—②		1		1	5	7	7	II-1・IV-1	V-5	—
	b''—①	1		1			2	2	—	—	—
	b''—③					1	1	1	—	—	—
	c—②'			1			1	1	—	—	—
	c—③					1	1	1	—	—	—
C'	a''—①		1				1				
C''	c—③			2			2				
X	—②'				1	1		1	—	—	—
	—③				1	2	3	3	—	—	—
	欠—①		1	1			2	2			
	欠—②'			1			1	1			
	欠—③			1	1	1	3	3			
計	20	33	44	19	33	149 (100.0)	9 (6.0)	140 (94.0)	I-14・II-25 III-3・IV-3	III-28・IV-5 V-11	IV-6・V-9

⑥ 6人世帯(表22)

「核家族世帯」は18%にすぎず、「欠損世帯」も片親と子供5人という世帯1ケースのみであった。全体の80%が二世世代家族世帯であり、これは就業構造にも反映している。2人以上の就業者を有する世帯が全体の70%を占めている。最頻値のとれた類型はごくわずかである。

表22 同(6人世帯)

世帯類型		I	II	III	IV	V	計	欠損・萎縮	正常世帯	内 訳		
										低所得不安定	モ ー ド	安定
A	a'-①	2	3				5		5	—	—	—
	a'-②	2	1				3		3	—	—	—
	b''-③			1	1	1	3		3	—	—	—
	c-③					2	2		2	—	—	—
B	a'-①	1	1	2			4		4	—	—	—
	a'-②			1		1	2		2	—	—	—
	a'-②'		1		2	3	6		6	—	—	—
	a'-③		1	1	2	1	5		5	—	—	—
	a''-①	2	3				5		5	—	—	—
	a''-②			3		4	7		7	III-3	V-4	—
	a''-②'					1	1	1	1			V-1
	a''-③			1			1		1	—	—	—
	b''-①				1		1		1	—	—	—
	b''-③				2	1	3		3	—	—	—
	c-①					1	1		1	—	—	—
	c-②'				1		1		1	—	—	—
	c-③				1		1		1	—	—	—
C	b-②'					1	1	1				
X	—①		1			1	2		2	—	—	—
	—②			1		2	3		3	—	—	—
	—②'					2	2		2	—	—	—
	—③			1	2	5	8		8	III-1・IV-2	V-5	
	欠-②'				1		1	1				
計		7	11	11	13	26	68 (100.0)	2 (2.9)	66 (97.1)	III-4・IV-2	V-10	

⑦ 7人以上の世帯(表23)

「欠損・萎縮世帯」は見出せなかった。また1人稼働世帯は、10%強にとどまっている。

表23 同(7人以上の世帯)

世帯類型		I	II	III	IV	V	計	欠損・萎縮	正常世帯	内 訳		
										低所得不安定	モード	安定
A	a'—①	1					1		1	—	—	—
	b"—②'			1			1		1	—	—	—
B	a'—①		1				1		1	—	—	—
	a'—②			1			1		1	—	—	—
	a'—②'			1		1	2		2	—	—	—
	a'—③				1	1	2		2	—	—	—
	a"—③				1		1		1	—	—	—
	b"—①				1		1		1	—	—	—
	b"—③			1	1			2		2	—	—
X	—②				1		1		1	—	—	—
	—②'		1	1			2		2	—	—	—
	—③		2	4	1	6	13		13	II-2・III-4 IV-1	V-6	—
計		1	4	9	6	8	28 (100.0)	0	28 (100.0)	II-2・III-4 IV-1	V-6	—

2) 「欠損・萎縮世帯」の特徴

前項の手続きを経て分類された「欠損・萎縮世帯」が「正常世帯」と比較していかなる点で特徴を有しているか、またそれが「不安定」とどうかかわるのかを検討する。

所得階層分布を比較すると、表24および図7のように、たしかに「欠損・萎縮世帯」は「正常世帯」に比して第I階層の割合が大きく、第V階層の割合が少ないことは確認されるが、全体としてみれば、「欠損・萎縮世帯」は、II階層からI階層へ、またV階層からIV階層へ、部分的に“地すべり”を起しているにすぎず、所得階層分布で決定的に異なっているとはいえない。

次に世帯人員別就業人員の比較をみると、表25—①のとうりである。世帯人員は当然のことながら、「欠損・萎縮世帯」では、小規模世帯に偏っている(表25—②)。このことを反映して就労人員は(表25—③)「欠損・萎縮世帯」の60%が1人稼働であるが、一方「世帯員の多就業化」という観点でみるならば、単身世帯を除外して検討すべきであろう。表25—①の右側に再掲した2人世帯以上における就労人員の分布状況の比較は、2人(夫婦)稼働と2人(夫婦以外)稼働を合算してみれば類似していると言える。「欠損・萎縮世帯」は、先の規定からして、世帯員の労働力は「正常世帯」のそれに比すれば「劣位の」ないしは「活用が困難な」ものと考えられるが、にもかかわらず「正常世帯」と同比率で2～3人以上の就労世帯があるということは、稼働能力者の総働きを意味する。単身世帯を除く世帯人員別の多就業世帯の割合をみると、2人世帯では「正常世帯」46%に対して「欠損・萎縮世帯」30%であるが、3人世帯では40%と55%、4人世帯では38%と79%、5人世帯では53%と67%といずれも「正常世帯」より「欠損・萎縮世帯」の方が高くなっている。「欠損・萎縮世帯」は小規模世帯が多いにもかかわらず、多就業世帯の割合は高いといえる。

第3に世帯類型の特徴をみるが、表26—①のとおり5類型の比較である。ここで注意すべき

表 2 4 世帯人員別所得階層比較（「正常世帯」・「欠損・萎縮世帯」）

		I	II	III	IV	V	計
「正常世帯」	1 人		15	14	3	8	40(4.2)
	2 人	3	9	24	13	33	82(8.6)
	3 人	10	40	76	38	67	231(24.3)
	4 人	28	97	113	48	79	365(38.3)
	5 人	20	31	39	18	32	140(14.7)
	6 人	7	11	11	12	25	66(6.9)
	7人～	1	4	9	6	8	28(2.9)
	計	69(7.2)	207(21.7)	286(30.0)	138(14.5)	252(26.5)	952(100.0)
「欠損・萎縮世帯」	1 人	3	5	6	4	8	26(14.9)
	2 人	13	14	23	13	19	82(46.9)
	3 人	4	7	14	12	5	42(24.0)
	4 人		2	5	4	3	14(8.0)
	5 人		2(1)	5(2)	1(1)	1(3)	9(7)(5.1)
	6 人				1	1	2(1.1)
	7人～						0(0.0)
	計	20(11.4)	30(17.1)	53(30.3)	35(20.0)	37(21.2)	175(100.0)

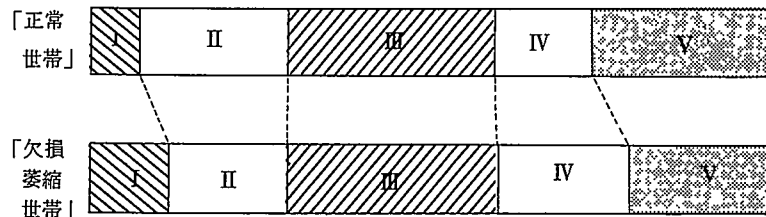


図 7 「正常世帯」「欠損・萎縮世帯」の所得階層比較

表 2 5-① 世帯人員別稼働人員比較（「正常世帯」・「欠損・萎縮世帯」）

		1	2	3	4	5	6	7～	計	2人以上の世帯
「正常世帯」	世帯人員 稼働人員									
	1 人稼働	40(100.0)	44(53.7)	138(59.7)	225(61.6)	66(47.1)	18(27.3)	3(10.7)	534	494(54.2)
	2 人(夫婦) 稼働	0	38(46.3)	39(16.9)	81(22.2)	30(21.4)	15(22.7)	2(7.1)	205	205(22.5)
	2 人(夫婦以 外)稼働	0	0	32(13.9)	20(5.5)	18(12.9)	10(15.2)	5(17.9)	85	85(9.3)
	3 人以上	0	0	22(9.5)	39(10.7)	26(18.6)	23(34.8)	18(64.3)	128	128(14.0)
	計	40(100.0)	82(100.0)	231(100.0)	365(100.0)	140(100.0)	66(100.0)	28(100.0)	952	912(100.0)
「欠損・萎縮世帯」	世帯人員 稼働人員									
	1 人	26(100.0)	58(70.7)	19(25.2)	3(21.4)	3(33.3)	0	0	109	83(55.7)
	2 人	0	9(11.0)	0	0	0	0	0	9	9(6.0)
	2 人	0	15(18.3)	20(47.6)	4(28.6)	1(11.1)	2(100.0)	0	42	42(28.2)
	3 人	0	0	3(7.2)	7(50.0)	5(55.6)	0	0	15	15(10.1)
	計	26(100.0)	82(100.0)	42(100.0)	14(100.0)	9(100.0)	2(100.0)	0(100.0)	175	149(100.0)

表 25-① 世帯人員別比較(「正常世帯」・「欠損・萎縮世帯」)

	正常世帯	欠損・萎縮	計
1 人	40(60. 6)	26(39. 4)	66(100. 0)
2 人	82(50. 0)	82(50. 0)	164(100. 0)
3 人	231(84. 6)	42(15. 4)	273(100. 0)
4 人	365(96. 3)	14(3. 7)	379(100. 0)
5 人	140(94. 0)	9(6. 0)	149(100. 0)
6 人	66(97. 1)	2(2. 9)	68(100. 0)
7 人～	28(100. 0)	0(0)	28(100. 0)
計	952(84. 5)	175(15. 5)	1127(100. 0)

人員別構成比

	正常世帯	欠損・萎縮	計
1 人	4. 2%	14. 9%	5. 9%
2 人	8. 6	46. 9	14. 6
3 人	24. 3	24. 0	24. 2
4 人	38. 3	8. 0	33. 6
5 人	14. 7	5. 1	13. 2
6 人	6. 9	1. 1	6. 0
7 人～	2. 9	0	2. 5
計	100. 0	100. 0	100. 0

表 25-③ 稼働人員別(同)

	正常世帯	欠損・萎縮	計
1 人稼働	534(83. 0)	109(17. 0)	643(100.0)
夫婦 2 人 その他 2 人	} 290(85. 0)	} 51(15. 0)	} 341(100.0)
3 人以上	128(89. 5)	15(10. 5)	143(100.0)
計	952(84. 5)	175(15. 5)	1127(100.0)

稼働人員別構成比

	正常世帯	欠損・萎縮	計
1 人稼働	56. 1	62. 3	57. 0
夫婦 2 人 その他 2 人	} 30. 5	} 29. 1	} 30. 3
3 人以上	13. 4	8. 6	12. 7
計	100. 0	100. 0	100. 0

点は、60才以上の老人が世帯に1人でもいれば、「老人を含む世帯」という類型で一括したことである。60才をこす老人の場合、一般に労働力としては磨耗しかかっている(もしくは、磨耗している)と考えられるから、就労も制約されるだろう。

全体的な比較では(表26-②)「正常世帯」にあつては70%弱が「両親と子供のみの世帯」で、「老人を含む世帯」は17%にすぎないが、「欠損・萎縮世帯」は、53%が「老人を含む世帯」で「片親と子供のみの世帯」は25%である。このことは、「欠損・萎縮世帯」の規定の際老令化した単身者、夫婦のみの世帯をこの範疇に含めたのであるから1～2人世帯で「老人を含む世帯」が「欠損・萎縮世帯」に集中するのは当然であるとしても、3人以上の世帯における構成比(表26-①右側に再掲)でも、「老人を含む世帯」の割合が「正常世帯」より「欠損・萎縮世帯」で高い点が注目される。

結局「欠損・萎縮世帯」の「不安定」の性格は、その所属する所得階層の低位なことにあるというよりは、世帯内部の労働力の再生産力の欠損・萎縮を特徴としながらも、一般に劣位の稼働能力を総動員して、生活の「安定化」をはかるといふ点にあると考えられる。

表 2 6 一① 世帯人員別・世帯類型比較（「正常世帯」・「欠損・萎縮世帯」）

		1	2	3	4	5	6	7～	計	3人以上の世帯
「正常世帯」	単身世帯	40	0	0	0	0	0	0	40	0(0)
	夫婦のみ	0	82	0	0	0	0	0	82	0(0)
	両親と子供	0	0	223	338	89	13	2	665	665(80.1)
	老人を含む世帯	0	0	8	27	51	53	26	165	165(19.9)
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)
	計	40	82	231	365	140	66	28	952	830(100.0)
「欠損・萎縮世帯」	単身世帯	26	0	0	0	0	0	0	26	0(0)
	夫婦のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)
	片親と子供	0	19	20	4	0	1	0	44	25(37.3)
	老人を含む世帯	0	59	17	6	9	1	0	92	33(49.3)
	その他	0	4	5	4	0	0	0	13	9(13.4)
	計	26	82	42	14	9	2	0	175	67(100.0)

表 2 6 一② 世帯類型別（同）

	正 常	欠損・萎縮	計
単身世帯	40(60.6)	26(39.4)	66(100.0)
夫婦のみ	82(100.0)	0(0)	82(100.0)
親と子	665(93.8)	44(6.2)	709(100.0)
老人を含む	165(64.2)	92(35.8)	257(100.0)
その他	0(0)	13(100.0)	13(100.0)
計	952(84.5)	175(15.5)	1127(100.0)

類型別構成比

単身世帯	4.2%	14.9%	5.9%
夫婦のみ	8.6	0	7.3
親と子	69.9	25.1	62.9
老人を含む	17.3	52.6	22.8
その他	0	7.4	1.1
計	100.0	100.0	100.0

表 2 7 所得階層別サンプル世帯の内訳

	低所得 不安定	モード	安 定	計		所得階層別構成比			
I	53 (100.0)	0 (0)	0 (0)	53 (100.0)	I	18.3%	0%	0%	6.8%
II	170 (95.0)	9 (5.0)	0 (0)	179 (100.0)	II	58.6	2.7	0	23.1
III	42 (17.1)	199 (81.2)	4 (1.6)	245 (100.0)	III	14.5	59.8	2.6	31.6
IV	25 (23.8)	10 (9.5)	70 (66.7)	105 (100.0)	IV	8.6	3.0	46.1	13.5
V	0 (0)	115 (59.6)	78 (40.4)	193 (100.0)	V	0	34.5	51.3	24.9
計	290 (37.4)	333 (43.0)	152 (19.6)	775 (100.0)	計	100.0	100.0	100.0	100.0

3) 「不安定」層的世帯の特徴

「正常世帯」のうち、世帯類型別に最頻値がとれた世帯は、775 ケースであった。(以下「サンプル世帯」と呼ぶ)、安定度を所得階層別にみると表27のとおりである。「不安定」層的世帯-「低所得・不安定」世帯とする-はⅠとⅡ階層にその80%が集中しており「安定」世帯は逆にⅣとⅤ階層に90%弱が含まれる。このことは当然のことではあるが、世帯の安定度は、所得階層ときわめて強い相関のあることを示している。

次に世帯人員別にみると(表28)1人世帯から4人世帯までは、「低所得・不安定」世帯が増加し、「安定」世帯が減少するが、5人世帯になると逆の傾向がみとめられる。これは「正常世帯」のライフサイクルを表現しているともみることができるが、このことが「安定」・「低所得・不安定」といった概念を特徴づけているとはいえない。そこで就業人員を検討する。表29のとおり、「低所得・不安定」世帯にあつては、1人稼働が63%であるのに、「安定世帯」では76%にのぼっている。これは主として3人稼働という多就業世帯が、「低所得・不安定」層にいるためと思われる。一般的に言えば、世帯内で就労人員が増えれば、世帯の所得水準は上昇するから、世帯の安定度も増大すると考えられてきた。事実この項目の冒頭で示したように、世帯の所得階層が、安定度に極めて厳密に関連することはたしかめられている。しかし、就労人員が(世帯人員を一応捨象して考えたとしても)増加し、それが世帯の所得を上げたとしても、安定度を高めるどころか逆に「不安定」化していくようにみえる。あるいはこ

表28 世帯人員別サンプル世帯の内訳

	低所得 不安定	モード	安 定	計	世帯人員別構成比			
					%	%	%	%
1 人	6 (15.0)	19 (47.5)	15 (37.5)	40 (100.0)	2.1	5.7	9.9	5.2
2 人	25 (30.5)	39 (47.6)	18 (21.9)	82 (100.0)	8.6	11.7	11.8	10.6
3 人	80 (36.5)	94 (42.9)	45 (20.5)	219 (100.0)	27.6	28.2	29.6	28.3
4 人	121 (40.2)	121 (40.2)	59 (19.6)	301 (100.0)	41.7	36.3	38.8	38.8
5 人	45 (43.3)	44 (42.3)	15 (14.4)	104 (100.0)	15.5	13.2	9.9	13.4
6 人	6 (37.5)	10 (62.5)	0 (0)	16 (100.0)	2.1	3.0	0	2.1
7 人以上	7 (53.8)	6 (46.2)	0 (0)	13 (100.0)	2.4	1.8	0	1.7
計	290 (37.4)	333 (43.0)	152 (19.6)	775 (100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0

表29 稼働人員別サンプル世帯の内訳

	低所得 不安定	モード	安 定	計	稼働人員別構成比			
					%	%	%	%
1 人稼働	183 (38.4)	179 (37.5)	115 (24.1)	477 (100.0)	63.1	53.8	75.7	61.5
2 人稼働	79 (37.8)	93 (44.5)	37 (17.7)	209 (100.0)	27.2	27.9	24.3	27.0
3人以上～	28 (31.5)	61 (68.5)	0 (0)	89 (100.0)	9.7	18.3	0	11.5
計	290 (37.4)	333 (43.0)	152 (19.6)	775 (100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0

表30-① 職業階層別・所得階層別・「低所得・不安定」・
「モード」・「安定」世帯の分布(サンプル世帯)

職業階層グループ	札幌調査における職業階層%	低所得・不安定					モード					安定					合計					札幌調査の分布							
		I	II	III	IV	V	計	I	II	III	IV	V	計	I	II	III	IV	V	計										
農民層	1	1				1					1	1							1	1	1			2	3(0.4)	6(0.5)			
経営専門管理層	2.3.5.9										5	5							6	6				11	11(1.4)	25(2.1)			
有雇用自営業層	4.6.7.8	2	6	2	1	11			9	25	34								8	16	24	2	6	11	9	41	69(8.9)	102(9.1)	
家族自営業層	10.11.12.13	8	11	10	6	35			15	4	24	43							4	11	15	8	11	25	14	35	93(12.6)	153(13.6)	
内職層	14										1	1												1	1(0.1)	3(0.3)			
自由業自営業層	15	1	1			2					1	1							1	1				1	3(0.4)	5(0.5)			
事務員上層	16		2	2	2	6			10	1	4	15							7	8	15		2	12	10	12	36(4.6)	53(4.7)	
事務員下層	17.18.19	5	25	4	1	35			5	34	11	50							2	15	6	23	5	30	40	16	17	108(13.9)	142(12.6)
官公庁事務・技師層	20.21	3	16	1		20			1	17	1	9	28						1	5	9	15	3	17	19	6	18	63(8.1)	94(8.4)
常用労働者下層	22.23.2	8	37	2	3	50			35	1	16	52							5	8	13	8	37	37	9	24	115(14.8)	152(13.5)	
タクシー・運輸労働層	25.26	4	21	3		28			22	2	1	25							10	1	11	4	24	25	12	2	64(8.3)	77(6.8)	
官公庁労働者	27	5	9		2	16			7		5	12							4	3	7	5	9	7	6	8	35(4.5)	49(4.3)	
販売・サービス労働者	28.29.30.32	10	28	11	4	53			3	34	1	5	43						1	4	4	9	10	31	46	9	9	105(13.5)	148(13.1)
建設職人層	31	2	1			3			9		4	13							3	4	7	2	1	9	3	8	23(3.0)	33(2.9)	
単純日雇労働者層	33.34	4	13	7	6	30			7		3	10							5	1	6	4	13	14	11	4	46(5.9)	85(7.5)	
		53	170	42	25	290			9	199	10	153	333	0	0	4	70	78	152	53	179	245	105	193	775	(100.0)	1,127(100.0)		

の関係は逆なのであって、「低所得・不安定」世帯であるからこそ、多就業化するのかもしれない。

かくて、規定せられた「低所得・不安定」世帯の「不安定」の性格は、こんにちの一般的な世帯構成としての3～4人世帯にあって低位の所得階層に属していること、および多就業を特徴としており、前項で分析した「欠損・萎縮世帯」のそれとは、やや趣きを異にしている。

4) 職業階層の序列

世帯の安定度と欠損・萎縮度の2つの指標にもとづいて、職業階層別分布をみると表30①および②と表31のとおりである。安定度の分類ができたサンプル世帯と札幌調査の職業階層構成を比較すると、やや凸凹があるもののサンプル世帯にあまり偏りがなかったことが確認される。いま表30と表31を「安定度」と「欠損・萎縮度」で一応序列化して図に示せば、図8と図9のようになる。なお、個数がすくない農民層、内職層、自由業自営業は除外し、以下残りの12職業階層についてのみ検討する。また図8で「モード世帯」を省略してあるが、これは「安定」世

表 3 0 一 ② 同上(再掲)

		サ ン プ ル 世 帯 内 訳			
		低所得不安定	モ ー ド	安 定	計
職業階層グループ	札幌調査における職業階層№	実 数 (%)	実 数 (%)	実 数 (%)	実 数 (%)
農 民 層	1	1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)	3(100.0)
経営専門管理層	2. 3. 5. 9		5(45.5)	6(54.5)	11(100.0)
有雇用自営業層	4. 6. 7. 8	11(15.9)	34(49.3)	24(34.8)	69(100.0)
家族自営業層	10. 11. 12. 13	35(37.6)	43(46.3)	15(16.1)	93(100.0)
内 職 層	14		1(100.0)		1(100.0)
自由業自営業層	15	2(66.7)	1(33.3)		3(100.0)
事務員上層	16	6(16.7)	15(41.7)	15(41.6)	36(100.0)
事務員下層	17. 18. 19	35(32.4)	50(46.3)	23(21.3)	108(100.0)
官公庁事務・技師層	20. 21	20(31.7)	28(44.5)	15(23.8)	63(100.0)
常用労働者下層	22. 23. 24	50(43.5)	52(45.2)	13(11.3)	115(100.0)
タクシー・運輸労働層	25. 26	28(43.7)	25(39.1)	11(17.2)	64(100.0)
官公庁労働層	27	16(45.7)	12(34.3)	7(20.0)	35(100.0)
販売・サービス労働層	28. 29. 30. 32	53(50.5)	43(41.0)	9(8.5)	105(100.0)
建設職人層	31	3(13.0)	13(56.5)	7(30.4)	23(100.0)
単純日雇労働者層	33. 34	30(65.2)	10(21.7)	6(13.1)	46(100.0)
計		290(37.4)	333(43.0)	152(19.6)	775(100.0)

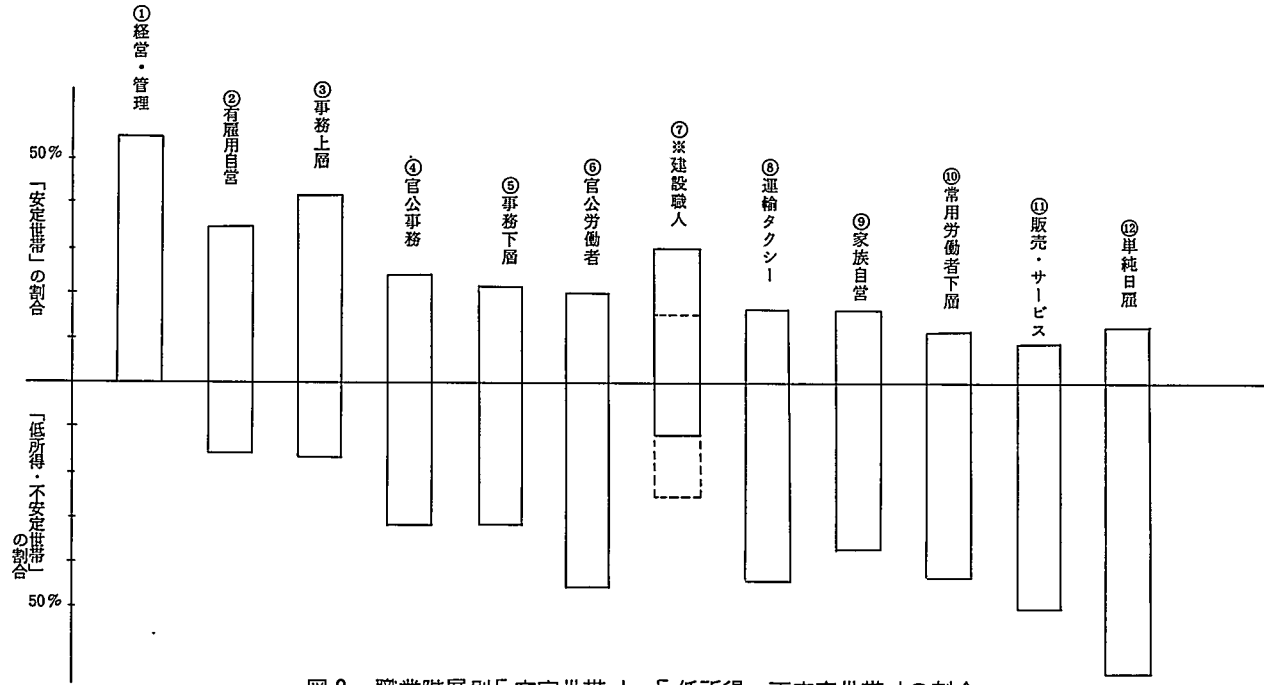
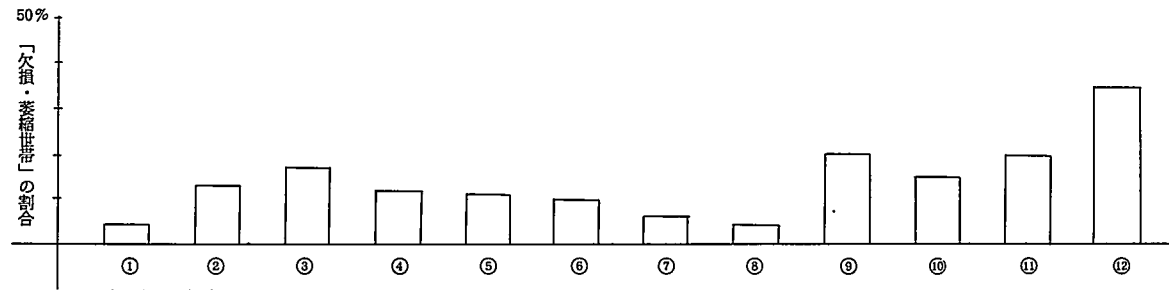


図8 職業階層別「安定世帯」・「低所得・不安定世帯」の割合



※建設職人の場合

冬季の失業保険（48年当時）への切りかえが考慮されていないため「安定世帯」の割合が高くなると考えられるちなみに失保を受給すると仮定すれば点線の如くなる。

図9 職業階層別「欠損・萎縮世帯」の割合

表 3 1 職業階層別・所得階層別「欠損萎縮」世帯の分布

	I	II	III	IV	V	計	全 世 帯	欠損・萎縮率
農 民 層						0< 0 >	6(100.0)	(ー)
経営・専門管理層					1	1< 0.6 >	25(100.0)	(4.0)
有雇用自営業層	1	1	4	3	4	13< 7.4 >	102(100.0)	(12.7)
家族自営業層	2	3	12	7	7	31< 17.7 >	153(100.0)	(20.3)
内 職 層		2				2< 1.1 >	3(100.0)	(66.7)
自由業自営層					1	1< 0.6 >	5(100.0)	(20.0)
事務員上層	1	1	1	2	4	9< 5.1 >	53(100.0)	(17.0)
事務員下層	2	2	4	3	4	15< 8.6 >	142(100.0)	(10.6)
官公庁事務・技師層	1	2	1	3	4	11< 6.3 >	94(100.0)	(11.7)
常用労働者下層	1	4	12	1	5	23< 13.1 >	152(100.0)	(15.1)
官公庁労働者層			5			5< 2.9 >	49(100.0)	(10.2)
運輸タクシー 労働者層				2	1	3< 1.7 >	77(100.0)	(3.9)
販売・サービス 労働者層	3	6	8	9	3	29< 16.6 >	148(100.0)	(19.6)
建設職人層		1	1			2< 1.1 >	33(100.0)	(6.1)
単純日雇労働者層	9	7	6	5	3	30< 17.1 >	85(100.0)	(35.3)
計	20	30	53	35	37	175<100.0 >	1127(100.0)	(14.9)

帯と「不安定」世帯を区分するための最頻値の世帯であるので、これらの世帯が全体の標準線をなしているとすれば、図表化する際に捨象しても差しつかえないだろうと考えた。

図 8 から職業階層をさらにグループ化すると、④「不安定」世帯の比率より「安定」世帯の比率が大きい階層（①，②，③），⑤「安定」世帯と「不安定」世帯の比率がほぼ均衡している階層（④，⑤），⑥「安定」世帯より「不安定」世帯の比率がきわだって大きい階層（⑩，⑪，⑫）となり、⑥と⑦の中間の階層が（⑥，⑦，⑧，⑨）となる。

④と⑥は従来の「一般階層」と考えられるであろうが、それ以下の職業階層のどこまでが「一般階層」の延長として含まれ、「不安定」階層は、どの階層以下であるかは、にわかに判断しがたい。ただ最下に位置する、販売・サービス労働者層と単純日雇労働者層を比較した場合、前者は「安定」世帯の比率が最低であり、後者は「不安定」世帯の比率が最高である点に注目する必要があるだろう。

次に欠損萎縮率による序列は、安定度を指標としたものとなかなり相違しており、とくに安定度からすると下位にある⑦や⑧が欠損萎縮率では平均値より下回っており、逆に安定度では上位にあった③が欠損萎縮率が高くなっている。⑦や⑧の欠損萎縮率が低いのは、「欠損萎縮」世帯の一つの特徴である老令化と関連しており、⑦や⑧の職業はそのような年令段階を排除する傾向があるためであろうと考えられるが、③が高くなっている理由は、この段階では不明である。

ただ安定度が最も低い①、②は、ともに欠損萎縮度が最も高い階層であり、そのすぐ上方に⑨、⑩の職業階層が位置していることが判る。

いま、安定度を縦軸に、欠損萎縮度を横軸にとって、それぞれの職業階層の位置と関係を示せば図10のようになり、各職業階層のそれぞれの構成比を示せば表32および図11のとおりで

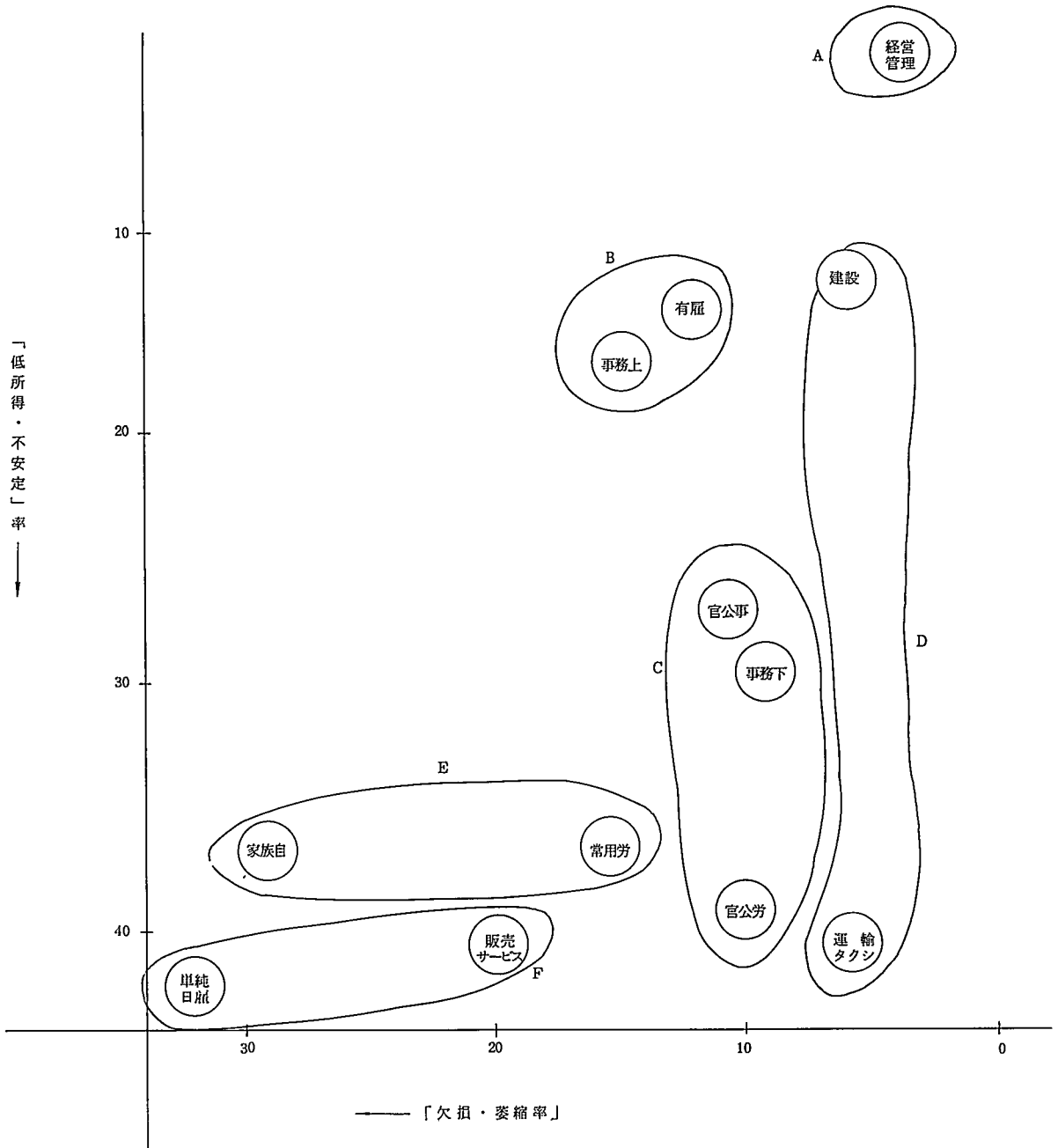


図10 2つの指標による職業階層の位置

表 3 2 職業階層別・「欠損萎縮」世帯, 「正常」世帯別構成

		総 数	内 訳				
			欠損・萎縮 世帯	正常世帯の内訳(推定)※			
				小 計	低所得・ 不安定	モ ー ド	安 定
A	経営・専門管理層	25(100.0)	1(4.0)	24(96.0)	0(0)	11(44.0)	13(52.0)
B	有雇用自営業層	102(100.0)	13(12.7)	89(87.3)	14(13.7)	44(43.2)	31(30.4)
	事務員上層	53(100.0)	9(17.0)	44(83.0)	8(15.0)	18(34.0)	18(34.0)
C	官公庁事務員層	94(100.0)	11(11.7)	83(88.3)	26(27.7)	37(39.4)	20(21.2)
	事務員下層	142(100.0)	15(10.6)	127(89.4)	41(28.9)	59(41.5)	27(19.0)
	官公庁労働者層	49(100.0)	5(10.2)	44(89.8)	20(40.8)	15(30.6)	9(18.4)
D	建設職人層	33(100.0)	2(6.1)	31(93.9)	4(12.1)	18(54.5)	9(27.3)
	タクシー・運輸労働者層	77(100.0)	3(3.9)	74(96.1)	32(41.6)	29(37.6)	13(16.9)
E	家族自営業層	153(100.0)	31(20.3)	122(79.7)	46(30.1)	57(37.2)	19(12.4)
	常用労働者下層	152(100.0)	23(15.1)	129(84.9)	57(37.5)	58(38.2)	14(9.2)
F	販売・サービス労働者層	148(100.0)	29(19.6)	119(80.4)	60(40.5)	49(33.1)	10(6.8)
	単純日雇労働者層	85(100.0)	30(35.3)	55(64.7)	36(42.4)	12(14.1)	7(8.2)

注※ 「正常」世帯の内訳の推定は、サンプル世帯の構成比から算出した。

ある。これにより先の職業階層グループの序列を修正すると次のとおりになる。

A階層 経営・専門管理者層

いずれの世帯も「低所得・不安定」世帯はみとめられず、かつ「欠損・萎縮」世帯の比率も最低であり、全体としてきわめて「安定」的な階層である。

B階層 有雇用自営業層, 事務員上層

両層の基本的性格は異なるが、「安定」世帯の比率が高いにもかかわらず、「欠損・萎縮」世帯の比率も比較的高い階層である点で共通している。

C階層 官公庁事務員層, 事務員下層, 官公庁労働者層

安定度, 欠損萎縮度とも平均的な割合で分布し, 中位の階層と考えられる。

D階層 建設職人層, タクシー・運輸労働者層

生活の「安定」性は低いが、「欠損萎縮」世帯の比率も低い。この点については前に触れたことを考慮に入れる必要がある。

E階層 家族自営業層, 労働者下層

「低所得・不安定」世帯の割合も、「欠損萎縮」世帯の割合も比較的高くなり、全体としてはかなり「不安定」な階層と考えられる。

F階層 販売・サービス労働者層, 単純日雇労働者層

「不安定」度, 欠損萎縮度とも最高であり, きわめて「不安定」な階層である。

以上のような階層化のなかで、「一般階層」と「不安定」階層の区分をどこでおこなうかとい

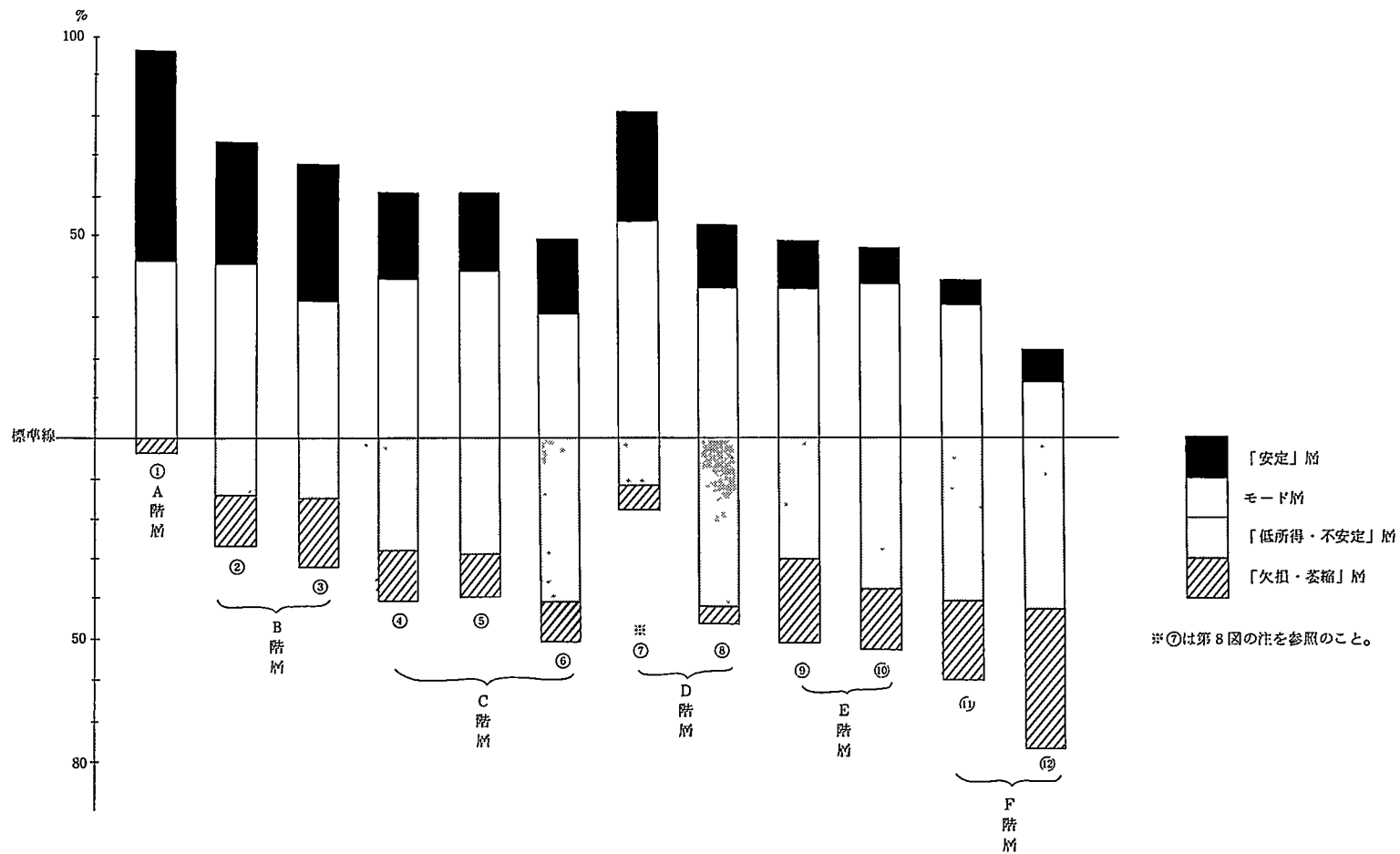


図 11 職業階層の序列

問題があるが、「安定」度と欠損萎縮度というわずか2つの指標の分類によってさえも複雑な様相を呈しており、区分することはむずかしい。C階層までを「一般階層」とみなし、D以下を「不安定」階層とするか、DとEの間で区分するか、それ以外の区分をするのかという問題もあろう。しかし、そのいずれも説得性が欠けるばかりか、「不安定」階層を不当に拡大することにもなりかねない。したがって本論ではその区分が重要なのではなくて、むしろ従来の「不安定」が就業の不規則性を主要な特徴としていたし、その典型階層としての「単純日雇労働者層」の分析が貧困階層を解明する糸口であったが、このような階層と類似した性格をもちつつも、必ずしも「就業の不規則性」を特徴としない「販売・サービス労働者層」が析出されたことに注目したいと思う。

職業階層と社会階層の諸特徴およびその相互の関連性を次に検討する。

5) 職業・社会階層の諸特徴

① 生計中心者の年令構成（表33および図12）

生計中心者の年令を指標にして職業階層を分類すると、5つの型になる。

<30代中心型> 30才代をピークにして、20代と40代がほぼ同じ比率で分布している職業階層は、事務員上層、同下層、タクシー・運輸労働者層、常用労働者下層、販売・サービス労働者層であるが、このなかで、やや特異な年令構成を示すものとして、20～30代で70%を占めるタクシー・運輸労働者層と販売・サービス労働者層があげられる。前者は30代が50%をこし、後者は20代が30%ときわめて高い点が注目される。

<40代中心型> 官公庁事務員層、官公庁労働者層がふくまれるが、官公庁事務員層は、<30代中心型>が40代へそっくり移行したような型を呈しているが、官公庁労働者層の場合、

表33 職業階層別・生計中心者の年令段階

		20才代	30才代	40才代	50才代	60才代	70才代 以上	計
A	経営専門管理層		2 (8.0)	10 (40.0)	10 (40.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	25 (100.0)
B	有雇用自営業層	2 (2.0)	32 (31.4)	33 (32.3)	24 (23.5)	7 (6.9)	4 (3.9)	102 (100.0)
	事務員上層	11 (20.7)	21 (39.6)	11 (20.7)	5 (9.5)	5 (9.5)	0 (0)	53 (100.0)
C	官公庁事務員層	15 (16.0)	25 (26.6)	33 (35.1)	14 (14.8)	6 (6.4)	1 (1.1)	94 (100.0)
	事務員下層	26 (18.3)	57 (40.1)	40 (28.2)	11 (7.7)	8 (5.6)	0 (0)	142 (100.0)
	官公庁労働者層	4 (8.2)	15 (30.6)	24 (49.0)	6 (12.2)	0 (0)	0 (0)	49 (100.0)
D	建設職人層	4 (12.1)	10 (30.3)	12 (36.4)	4 (12.1)	3 (9.1)	0 (0)	33 (100.0)
	タクシー・運輸労働者層	16 (20.8)	44 (57.2)	13 (16.9)	4 (5.2)	0 (0)	0 (0)	77 (100.0)
E	家族自営業層	8 (5.2)	34 (22.2)	40 (26.1)	32 (21.0)	24 (15.7)	15 (9.8)	153 (100.0)
	常用労働者下層	30 (19.7)	53 (34.9)	37 (24.3)	22 (14.5)	10 (6.6)	0 (0)	152 (100.0)
F	販売・サービス労働者層	45 (30.4)	59 (39.8)	25 (16.9)	14 (9.5)	4 (2.7)	1 (0.7)	148 (100.0)
	単純日雇労働者層	9 (10.6)	22 (25.8)	16 (18.8)	18 (21.2)	18 (21.2)	2 (2.4)	85 (100.0)
	計	170 (15.3)	374 (33.5)	294 (26.4)	164 (14.6)	87 (7.8)	24 (2.2)	1113 (100.0)

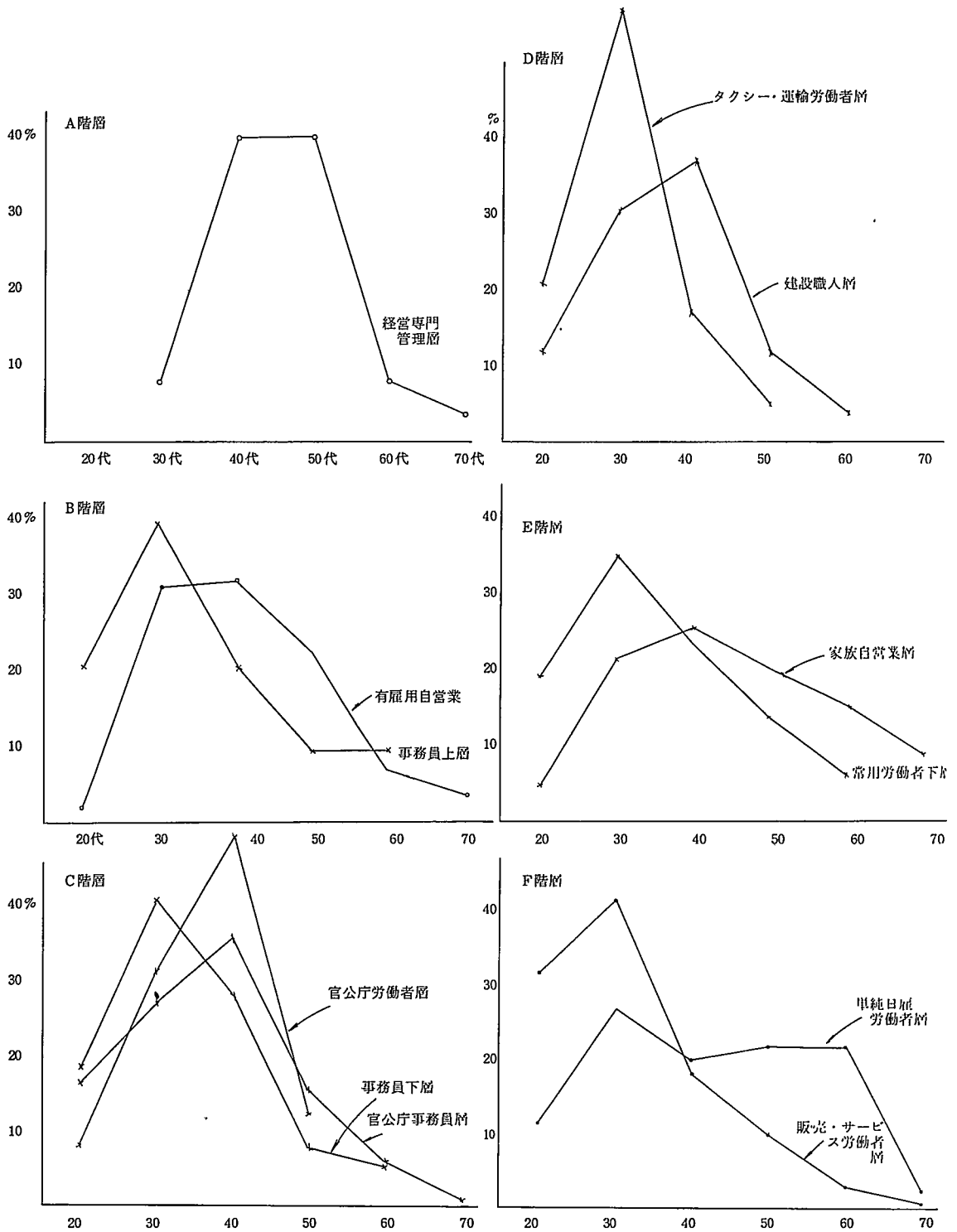


図 12 職業階層別 生計中心者の年齢段階構成

20代がきわめて少ない点がめだつ。これは官公労働者の多くが中途採用などの理由によるものと考えられる。

〈30—40代均衡型〉 有雇用自営業層、家族自営業層、建設職人層がこの型に属する。有雇用自営業層は30、40、50代がほぼ均衡しているのに、家族自営業層は60、70代も一定の割合でいることが注目される。建設職人層は〈40代中心型〉の典型である官公労働者層と、〈30—40代均衡型〉の家族自営業層の中間に位置する形態のようにみえる。

〈40—50代均衡型〉 経営専門管理層で40—50代が全体の80%を占めている。

〈高令型〉 単純日雇労働者層で、50—60代が全体の40%をこしている。

以上を大別すると、30代ないし40代を頂点とする山型の労働者階級の類型と、台形の自営業層（経営専門管理層と建設職人層も便宜的に含めて）の類型になるが、これを社会階層の序列と関連させて考察すると、標準的な世帯の生計中心者の年令層と考えられる30代、40代の比率にその特徴をうかがうことができる。「不安定」階層に焦点をあててみると、F階層の40代はともに20%未満であり、これと同様の傾向を示す職業階層は、D階層のタクシー・運輸労働者層だけである。しかしこの階層は40代の低率を30代の高率で補っているが、F階層の販売・サービス労働者層は、20代が30%を超えていて40代の低率を補完していて、単純日雇労働者層は50—60代の高令者層が補っているようにみえる。またE階層の常用労働者下層は、販売・サービス労働者層の年令構成と類似しており、家族自営業層は単純日雇労働者層に似ている。

かりにE階層とF階層を「不安定」階層とすれば、生計中心者の年令構成でみた場合、2つの形態があり、一方は、販売・サービス労働者層と常用労働者下層に共通する若年層中心型であり、他方は、単純日雇労働者層と家族自営業層にみられる中高年層中心型であるといえる。そしてこの両方に共通する点は、30代と40代の合計が60%未満であることで、この特徴は、経営専門管理層を除いてほかにない。経営専門管理層は、その職業の特殊性から40代～50代で80%を占める点で、他のどの階層とも異っている。

つまり、生計中心者の年令層が30—40代における比率が低く、若すぎても、老令化しても、「不安定」の要素となりうると考えられる。

② 生計中心者の学歴構成（表34）

中学卒以下が50%以上を占める職業階層は、家族自営業層、常用労働者下層、タクシー・運輸労働者層、建設職人層、単純日雇労働者層であり、高校卒のみで50%以上を占めるものに、事務員上層、事務員下層、販売・サービス労働者層がある。短大卒以上がほぼ40%を占める層は、経営専門管理層と官公庁事務員層である。有雇用自営業層と官公庁労働者層は、小卒と高卒の比率が高く、その合計が60%を超えている。

中卒以下を初等学歴、高卒を中等学歴、短大卒以上を高等学歴として、すでにみた生計中心者の年令構成を参考にしながら、社会階層序列の特徴をみると次のとおりである。

A階層は、中壮年高等学歴型であり、B階層の事務員上層は、若壮年高等学歴型であるが、有雇用自営業層は、年令層が分散していることを反映して学歴も分散している。

C階層の官公庁事務員層は中壮年高等学歴型、事務員下層は若壮年中等学歴型、官公庁労働者層は学歴が初・中等に分離している。D階層およびE階層は、年令層にかかわらず初等学歴型である。F階層の販売・サービス労働者層は、若壮年中等学歴型であるが、単純日雇労働者層は、中高年初等学歴型である。

以上みられるように、社会階層序列と学歴に関しては、こんにちでもかなり明瞭な相関がみとめられるが、学歴水準の低いことが「不安定」性の一つの要素であるとする、いまや若壮年層にあつては、中等学歴は「安定」的な役割をかならずしもはたしていないことに

表 3 4 職業階層別・学歴構成

		未就学	小卒	中卒	高卒・中退	短大卒・中退	大学卒・中退	その他	不明	計
A	経営・専門管理層		5(20.0)	1(4.0)	7(28.0)	1(4.0)	9(36.0)		2(8.0)	25(100.0)
B	有雇用自営業層		26(25.5)	17(16.7)	41(40.0)	5(4.9)	6(5.9)	1(1.0)	6(5.9)	102(100.0)
	事務員上層		4(7.5)		30(56.6)	2(3.8)	14(26.4)		3(5.7)	53(100.0)
C	官公庁事務員層		13(13.8)	5(5.3)	36(38.3)	13(13.8)	24(25.5)		3(3.2)	94(100.0)
	事務員下層		11(7.7)	9(6.3)	91(64.1)	5(3.5)	21(14.8)	1(0.7)	4(2.8)	142(100.0)
	官公庁労働者層		14(28.6)	9(18.4)	21(42.9)	1(2.0)			4(8.2)	49(100.0)
D	建設職人層		10(30.3)	12(36.4)	9(27.3)	1(3.0)			1(3.0)	33(100.0)
	タクシー・運輸労働者層		6(7.8)	36(46.8)	30(39.0)	1(1.3)	2(2.6)		2(2.6)	77(100.0)
E	家族自営業層	1(0.7)	62(40.5)	23(15.0)	47(30.7)	2(1.3)	12(7.8)		6(3.9)	153(100.0)
	常用労働者下層		47(30.9)	43(28.3)	50(32.9)		6(3.9)		6(3.9)	152(100.0)
F	販売・サービス労働者層		17(11.5)	24(16.2)	86(58.1)	2(1.4)	12(8.1)		7(4.7)	148(100.0)
	単純日雇労働者層		45(52.9)	16(18.8)	21(24.7)			1(1.2)	2(2.4)	85(100.0)

表 3 5 職業階層別世帯人員構成

		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人～	計	平均世帯人員
A	経営・専門管理層	0(0)	3(12.0)	4(16.0)	7(28.0)	4(16.0)	5(20.0)	2(8.0)	25(100.0)	4.40
B	有雇用自営業層	2(2.0)	14(13.7)	19(18.6)	33(32.3)	16(15.7)	10(9.8)	8(7.8)	102(100.0)	4.07
	事務員上層	0(0)	9(17.0)	16(30.2)	21(39.6)	6(11.3)	1(1.9)	0(0)	53(100.0)	3.51
C	官公庁事務員層	6(6.4)	10(10.6)	18(19.1)	41(43.6)	11(11.7)	6(6.4)	2(2.1)	94(100.0)	3.71
	事務員下層	10(7.0)	16(11.3)	38(26.8)	51(35.9)	18(12.7)	7(4.9)	2(1.4)	142(100.0)	3.56
	官公庁労働者層	0(0)	4(8.2)	13(26.5)	20(40.8)	9(18.4)	3(6.1)	0(0)	49(100.0)	3.88
D	建設職人層	2(6.1)	5(15.2)	6(18.2)	10(30.3)	4(12.1)	3(9.1)	3(9.1)	33(100.0)	3.91
	タクシー・運輸労働者層	1(1.3)	3(3.9)	24(31.2)	33(42.9)	10(13.0)	6(7.8)	0(0)	77(100.0)	3.86
E	家族自営業層	8(5.2)	32(20.9)	33(21.6)	38(24.8)	25(16.3)	10(6.5)	7(4.6)	153(100.0)	3.64
	常用労働者下層	15(9.9)	24(15.8)	35(23.0)	56(36.8)	19(12.5)	2(1.3)	1(0.7)	152(100.0)	3.32
F	販売・サービス労働者層	16(10.8)	18(12.2)	41(27.7)	51(34.5)	15(10.1)	7(4.7)	0(0)	148(100.0)	3.35
	単純日雇労働者層	5(5.9)	25(29.4)	26(30.6)	13(15.3)	11(12.9)	4(4.7)	1(1.2)	85(100.0)	3.18
	計	66(5.9)	164(14.6)	274(24.3)	380(33.7)	151(13.4)	65(5.8)	27(2.4)	1127(100.0)	

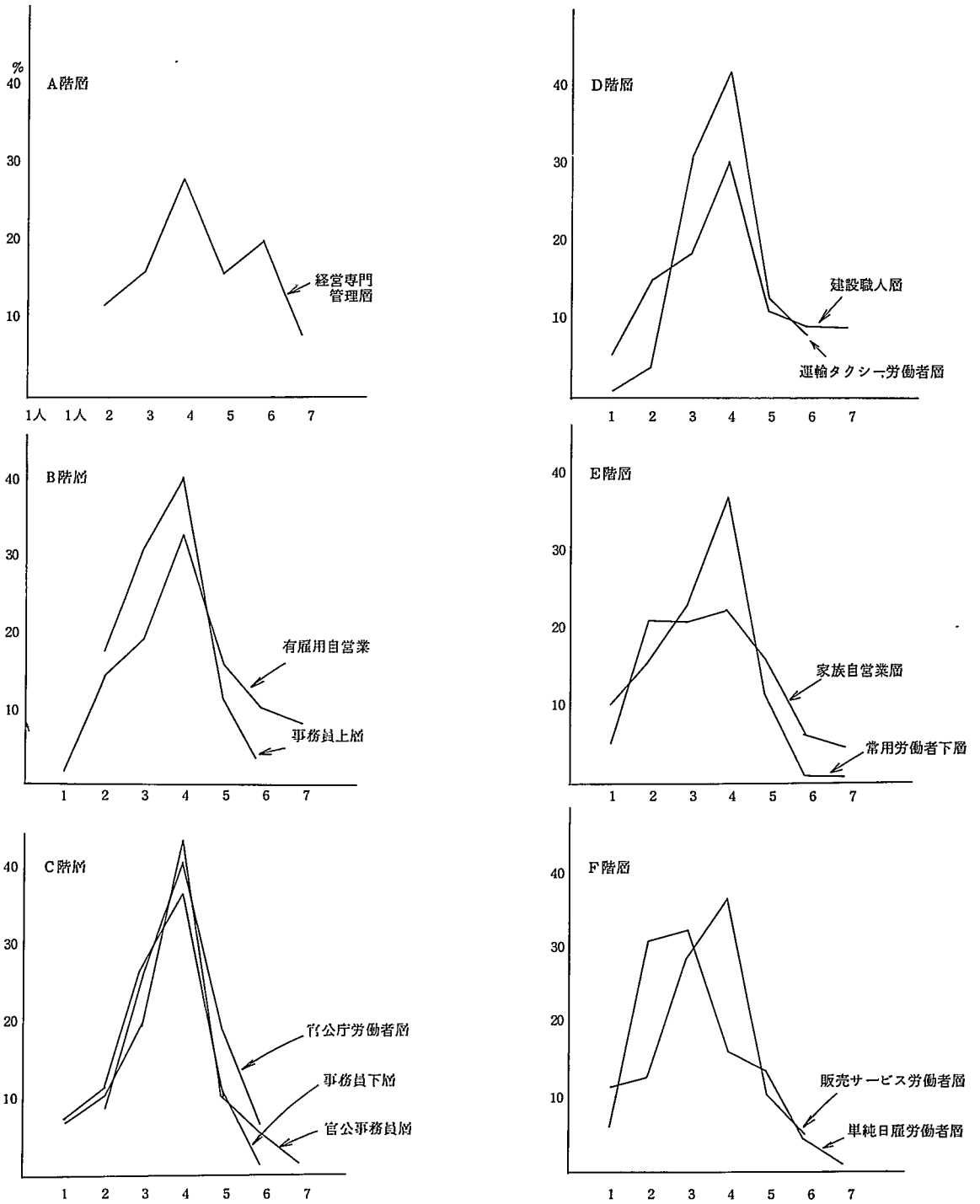


図 1 3 職業階層別世帯人員構成

注意を要するであろう。

③ 世帯人員構成（表35および図13）

事務員上層，同下層，官公庁事務員層，官公庁労働者層，タクシー・運輸労働者層は，4人世帯が40%前後の高率を示し，かつ3～5人の標準的な世帯人員の割合が80%を占めている。

有雇用自営業層と建設職人層は，すそのがやや広がっており，とくに5人以上の多人数世帯の比率がほかの職業階層に比較して高くなっている。逆に1人世帯の比率が10%をこすものには，常用労働者下層と販売・サービス労働者層がある。

山が2つある世帯構成の職業階層は，経営専門管理層と家族自営業層であるが，前者は4人と6人の比率が高く，全体としては多人数世帯の傾向があり，後者は2人と4人の比率が高く少人数世帯の傾向がある。

単純日雇労働者層は，以上のいずれとも世帯人員構成を異にし，2～3人世帯が全体の60%を占めている。

以上を社会階層序列との関連でみると，A階層は5人以上が50%をこし，B～D階層は4人以上が50%をこしているのに，E階層は，4人以上と3人以下が約50%づつであり，F階層では3人以下が50%を上回っている。このことは，職業階層別の一世帯当り平均人員によっても確認される（表35）。一般的に言えば，上位の社会階層ほど平均人員は多くなり，

表 3 6 職業階層別就業人員

		全 世 帯						平均就労人員	(単身世帯を除く世帯の再掲)					
		1 人	2人(夫婦)	2人(その他)	3 人	4 人～	計		1 人	2人(夫婦)	2人(その他)	3 人	4 人～	計
A	経営専門管理層	12(48.0)	4(16.0)	6(24.0)	3(12.0)	0(0)	25(100.0)	1.64	12(48.0)	4(16.0)	6(24.0)	3(12.0)	0(0)	25(100.0)
B	有雇用自営業層	46(45.1)	29(28.4)	10(9.8)	12(11.8)	5(4.9)	102(100.0)	1.67	44(44.0)	29(29.0)	10(10.0)	12(12.0)	5(5.0)	100(100.0)
	事務員上層	32(60.4)	6(11.3)	10(18.9)	4(7.5)	1(1.9)	53(100.0)	1.51	32(60.4)	6(11.3)	10(18.9)	4(7.5)	1(1.9)	53(100.0)
C	官公庁事務員層	58(61.7)	12(12.8)	14(14.9)	8(8.5)	2(2.1)	94(100.0)	1.51	52(59.1)	12(13.6)	14(15.9)	8(9.1)	2(2.3)	88(100.0)
	事務員下層	96(67.6)	17(12.0)	16(11.3)	13(9.2)	0(0)	142(100.0)	1.39	86(65.2)	17(12.9)	16(12.1)	13(9.8)	0(0)	132(100.0)
	官公庁労働者層	34(69.4)	8(16.3)	4(8.2)	2(4.1)	1(2.0)	49(100.0)	1.39	34(69.4)	8(16.3)	4(8.2)	2(4.1)	1(2.0)	49(100.0)
D	建設職人層	22(66.7)	4(12.1)	3(9.1)	3(9.1)	1(3.0)	33(100.0)	1.48	20(64.5)	4(12.9)	3(9.7)	3(9.7)	1(3.2)	31(100.0)
	タクシー・運輸労働者層	54(70.1)	10(13.0)	8(10.4)	4(5.2)	1(1.3)	77(100.0)	1.38	53(69.7)	10(13.2)	8(10.5)	4(5.3)	1(1.3)	76(100.0)
E	家族自営業層	47(30.7)	56(36.6)	13(8.5)	25(16.3)	12(7.8)	153(100.0)	2.00	39(26.9)	56(38.6)	13(9.0)	25(17.2)	12(8.3)	145(100.0)
	常用労働者下層	92(60.5)	31(20.4)	15(9.9)	13(8.6)	1(0.7)	152(100.0)	1.70	77(56.2)	31(22.6)	15(10.9)	13(9.5)	1(0.7)	137(100.0)
F	販売・サービス労働者層	103(69.6)	15(10.1)	14(9.5)	10(6.6)	6(4.1)	148(100.0)	1.45	87(65.9)	15(11.4)	14(10.6)	10(7.6)	6(4.5)	132(100.0)
	単純日雇労働者層	45(52.9)	16(18.8)	15(17.6)	6(7.1)	3(3.5)	85(100.0)	1.61	40(50.0)	16(20.0)	15(18.8)	6(7.5)	3(3.8)	80(100.0)

表 3 7 職業階層別1世帯就業率

	平均世帯人員	平均就労人員	就業率
A	経営専門管理層	4.40人	1.64人 37.27%
B	有雇用自営業層	4.07	1.67 41.03
	事務員上層	3.51	1.51 43.01
C	官公庁事務員層	3.71	1.51 40.70
	事務員下層	3.56	1.39 39.04
	官公庁労働者層	3.88	1.39 35.82
D	建設職人層	3.91	1.48 37.85
	タクシー・運輸労働者層	3.86	1.38 35.75
E	家族自営業層	3.64	2.00 54.94
	常用労働者下層	3.32	1.70 51.20
F	販売・サービス労働者層	3.35	1.45 43.28
	単純日雇労働者層	3.18	1.61 50.62

また職業階層的に言えば、労働者階級より自営業層の方が多く、事務員層より労働者層の方が多い。下位の階層であるE、F階層では、家族自営業層を別にすれば、いずれも平均世帯人員が3、4人以下である。

次に世帯内の就業人員をみると(表36)世帯人員とほぼ同様の傾向がみとめられるが、E、F階層では、かえって就業人員が増加する点で異なる。一世帯当りの就業人員によってもこのことがたしかめられる。したがって、一世帯当りの平均人員と平均就労人員によって、階層別の就業率をもとめると表37のようになり、E、F階層の特徴が明かになる。

A、B、C階層はややばらつきがあるとは言え、就業率は40%前後であり、D階層は35～37%であるのに、E、F階層は全体として43%以上であり、とくに販売・サービス労働者層を除けば、50%以上の高率を示している。

④ 生計中心者以外の就業者の職業

そこで、これらの就業者のうち生計中心者に関してはこれまでみてきたので、最後にそれ以外の就業者の職業に関して考察する。これらの就業者は、その世帯の生計へ寄与する度合からすると、程度の差こそあれ家計補助的な色彩のつよい就労ということが出来るから、これを一括して生計補助者と呼ぶことができる。生計中心者の職業階層別に補助者の職業分布をみたものは表38であり、中心者と補助者の相関—したがって世帯として階層についてある程度判断する材料を提供している。

生計中心者の職業階層を横にみていくと、有雇用自営業層と家族自営業層では、補助者の70%位が家族従事者として中心者と同じ職業に従事している。これらの階層が最も相関が高く以下、単純日雇労働者層(35.4%)、販売・サービス労働者層(31.4%)、官公庁事務員層(30.2%)、事務員下層(27.1%)、の各層がつづき、常用労働者下層(22.8%)、事務員上層(18.5%)がやや相関しているが、経営専門管理層、タクシー・運輸労働者層、建設職人層は、中心者と補助者の職業にほとんど相関がみられない。

このことは、経営専門管理層、タクシー・運輸労働者層、建設職人層を別にすれば、生計中心者の職業が他の世帯員の職業へかなり影響を与えているとみることが出来る。生計中心者の職業階層をもってその世帯の階層を代表させるという方法は、一定の制約がありながらもなお有効性があると考えられ、とりわけ「不安定階層」の下位の部分を構成する職業階層でその相関が高いことは、貧困研究にとって注目してよい点だと思う。

次にどのような職業階層が、生計補助者にとって就労しやすい職業であるかということ、同表の下段の比率を手がかりに検討する。

補助者にとって明らかに就労しにくい職業(全体の1%前後のものを目安にすると)は、経営専門管理者層、有雇用自営業層、タクシー・運輸労働者層、官公庁労働者層、建設職人層である。経営専門管理者層と有雇用自営業層は、補助的就労になじまないのは当然であるが、タクシー・運輸労働者層、建設職人層も、職業の特性からして制限的なものと考えられる。すなわち、主として男性に限られた職業である上に、一定の技術や資格をともなうから、女性や中高年者の就労は困難であろうし、出来高払いの性格のつよい賃金支払い形態は、若壮年者に敬遠されるであろう。官公庁労働者層も具体的な職種でみると都市交通労働者や清掃作業員であり、後者と同様な事情がある上、自治体職員の身分を獲得するという関門があるため、補助的就労とはなりにくい。

就労が容易であると考えられる職業(10%前後を目安とする)は、事務員下層、常用労働者下層、販売・サービス労働者層、単純日雇労働者層であるが、これらの職業階層に共通する点は、男女とも特別の技能資格を要せず就労できるということにある。また先に生計中心

表38 生計中心者の職業階層別・生計補助者の就業階層

生計中心	生計補助者		B			C			D		E			F		合計
	経営専門管理	A	有雇用自営業層	家族従事者層	事務員上層	官公庁事務員層	事務員下層	官公庁労働者層	建設職人層	運輸タクシー層	家族自営業層	家族従事者層	常用労働者下層	販売・サービス層	単純日雇労働者層	
A 経営専門管理層	1 (6.3)			3 (18.7)	4 (25.0)	1 (6.3)	2 (12.5)			1 (6.3)	2 (12.5)			2 (12.5)		16 (100.0)
B 有雇用自営業層			67 [○] (72.8)				12 (13.0)	2 (2.2)			5 (5.4)		1 (1.1)	4 (4.3)	1 (1.1)	92 (100.0)
B 事務員上層					5 [△] (18.5)	3 (11.1)	5 (18.5)	1 (3.7)			2 (7.4)		1 (3.7)	9 (33.3)	1 (1.1)	27 (100.0)
C 官公庁事務員層		1 (2.3)	2 (4.7)	4 (9.3)	13 [○] (30.2)	7 (16.3)				1 (2.3)			1 (2.3)	11 (25.6)	3 (7.0)	43 (100.0)
C 事務員下層				5 (8.6)	2 (3.4)	16 [○] (27.1)	2 (3.4)		2 (3.4)		4 (6.9)	1 (1.7)	10 (17.2)	9 (15.5)	7 (12.1)	58 (100.0)
C 官公庁労働者層				1 (4.3)		2 (8.7)	2 (8.7)		1 (4.3)		2 (8.7)	4 (17.4)	2 (8.7)	8 (34.8)	1 (4.3)	23 (100.0)
D 建設職人層					1 (6.7)	2 (12.5)			1 (6.3)	1 (6.7)	1 (6.7)		4 (25.0)	2 (12.5)	4 (25.0)	16 (100.0)
D タクシー・運輸労働者層						3 (10.3)				1 (3.4)	5 (17.2)	2 (7.0)	6 (20.7)	7 (24.1)	5 (17.2)	29 (100.0)
E 家族自営業層				7 (4.5)	4 (2.5)	10 (6.4)		1 (0.6)			6 (3.8)	107 [○] (68.2)	8 (5.1)	12 (7.6)	2 (1.3)	157 (100.0)
E 常用労働者下層				5 (6.4)	4 (5.1)	20 (25.6)	2 (2.6)		2 (2.6)		4 (5.1)	2 (2.6)	18 [△] (22.8)	15 (19.2)	6 (7.7)	78 (100.0)
F 販売・サービス労働者層				2 (2.9)	2 (2.9)	17 (24.3)	2 (2.9)			1 (1.4)	4 (5.7)		6 (8.6)	22 [○] (31.4)	14 (20.0)	70 (100.0)
F 単純日雇労働者層				1 (2.1)		6 (12.5)	1 (2.1)			1 (2.1)	1 (2.1)	2 (4.2)	6 (12.5)	13 (27.1)	17 [○] (35.4)	48 (100.0)
計	1 (0.1)	1 (0.1)	72 (11.0)	34 (5.2)	30 (4.6)	102 (15.5)	12 (1.8)	5 (0.8)	8 (1.2)	36 (5.5)	118 (18.0)	63 (9.6)	114 (17.3)	61 (9.3)	657 (100.0)	

者の職業階層別の学歴でも明らかとなっており、これらの職業階層は、初・中等学歴が多いことも、就労のしやすさの要因になるだろう。いいかえれば、これらの職業階層は、誰にでも開放的な就労の機会を提供しうるものといえる。

これまで生計補助者として一括してみたが、このうち生計中心者からみて男性の子供の就労状況をみることにする。男子子弟はいずれ近い将来生計中心者になるという想定のもとに、職業階層の継承性と世代間の階層移動に関して示唆をうるためである。図14の左側は生計中心者の職業階層の比率を表わしており、右側は男子子弟のそれである。両側をむすぶ線は1人ずつの階層移動を表わしている。

生計中心者と男子子弟の階層構成比で大きなちがいは、販売・サービス労働者層で13.1%から24.1%に増大していることと官公庁事務員層、官公庁労働者層で両方とも約3%減少していることである。それ以外は全体的な比率は似かよったものとなっている。

またAからD階層までは、生計中心者の階層比率が男子子弟のそれより上回っているのに、

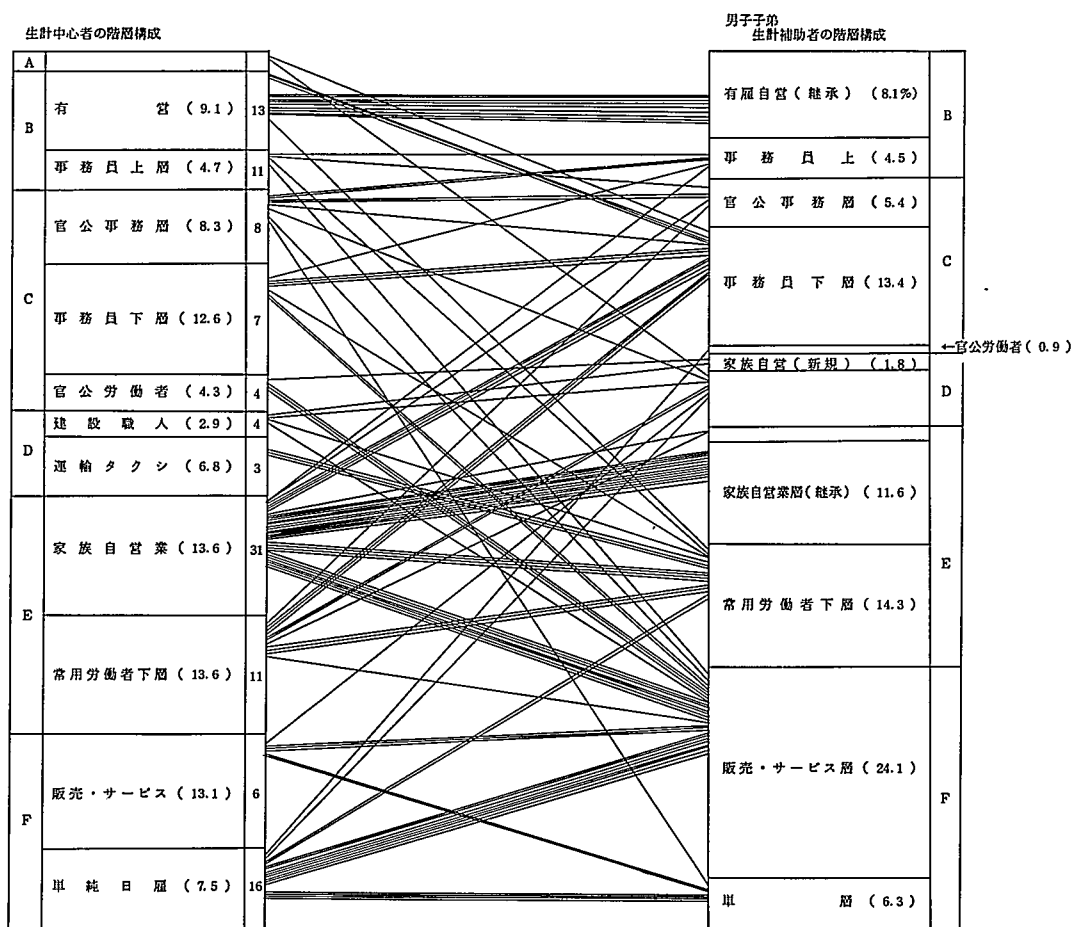


図 1 4 生計中心者の階層と男子子弟生計補助者の階層の
相関と世代間の移動

E, F階層では、逆に男子子弟の比率の方が生計中心者のそれを上回り、かつE階層の比率の伸びよりF階層の伸び率の方が大きい。

継承性という面では、有雇用自営業層、家族自営業層にみとめられるが、後者は常用労働者下層や販売・サービス労働者層へ移動しているものもかなりある点で前者と異なる。

開放的な職業階層と考えられる、事務員下層、常用労働者下層、販売・サービス労働者層、単純日雇労働者層は、前2者は生計中心者の階層(出身階層と考えられる)のどの部分かからも流れこんできているが、販売・サービス労働者層は、その大半がE, F階層である家族自営業層と日雇労働者層の世帯から流入しており、単純日雇労働者層に至っては、1ヶ

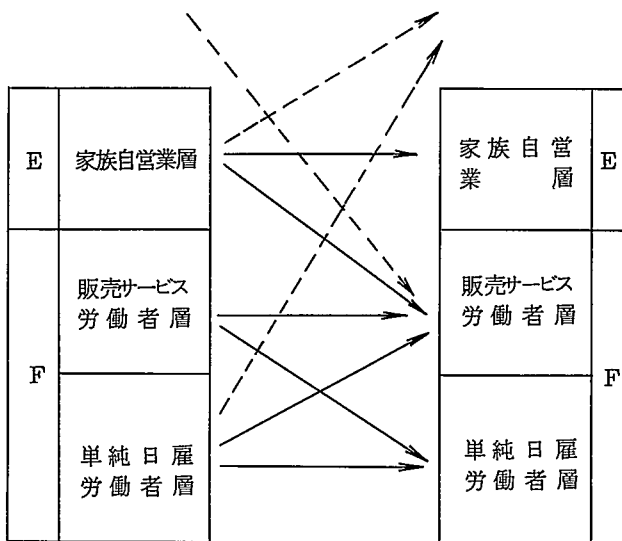


図 15 下層階層の世代間移動に関するシエマ

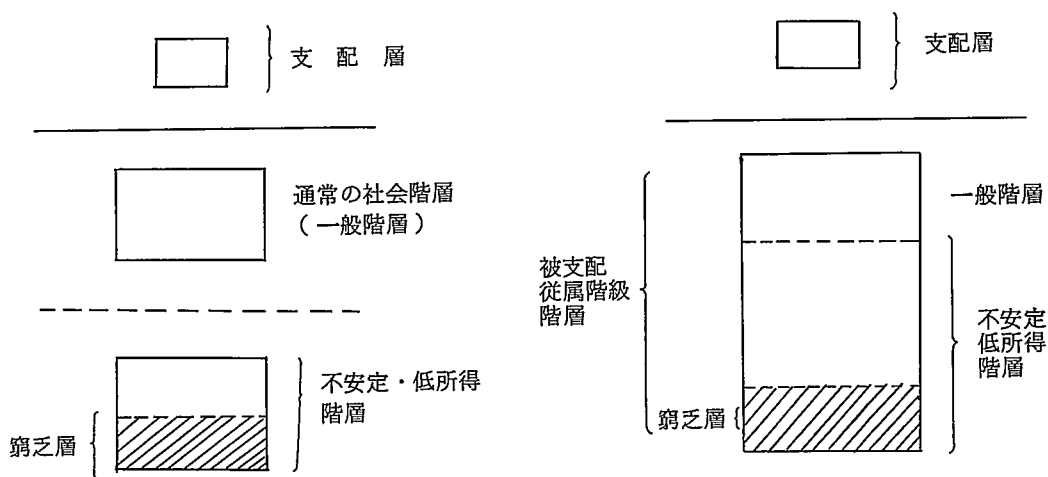


図 16-① 社会階層構造のシエマ

図 16-② 社会階層構造のシエマ

スを除いてすべてF階層の子弟によって構成されている。同じ開放的な職業階層といっても、文字どうりどの社会階層に対しても開放的な職業階層と、事実上、下位の社会階層にとってのみ開放的なものがあるように思われる。E、F階層にあつては、常用労働者下層を別にすれば、この階層内の生計中心者と男子子弟の職業間の相関がきわめて強いことが、あらためて確認できる。

家族自営業層と販売・サービス労働者層、単純日雇労働者層だけをとりだして、生計中心者と男子子弟の職業階層の関連を単純に描けば図15のとおりである。点線は、上位の職業階層からの転入またはそれへの転出を表わすが、数のうえではごくわずかである。

まとめと今後の課題

従来「不安定就業階層」は単純日雇労働者層に代表されるような、就業の不規則性を主要な指標としていたが、こんにちのそれは販売・サービス労働者層にみられるように、一応規則的な就業に従事しつつも、「不安定」な状態にある階層を含んでいるようにみえる。しかも、これら「不安定」階層は、平均的な労働者層や事務員層などと簡単に識別することは困難である。

しかし、世帯構成に比し所得水準が「低所得不安定」な世帯の割合や、欠損・萎縮世帯の占める割合が他の階層にくらべて高く、単純日雇労働者層と同様の傾向にある点で著しい特徴を示している。また一世帯当りの世帯人員は少なく、就労人員が多いため、有業率も目立って高い。

生計中心者の年齢や学歴は、販売・サービス労働者層にあつては、他の就業階層とあまりかわらず単純日雇労働者層が中高年低学歴者の割合が高いのと対称的である。

生計補助者の就業状況からみると、販売・サービス労働者層と単純日雇労働者層は、もともと就労しやすい職業層と考えられ、開放的な労働市場を提供しているといえる。しかも生計中心者と男子子弟の生計補助者の職業階層の構成及びその階層移動をみると、相互の関連性は強い。

かつて江口氏は、社会階層のシエマを図16—①のごとく描いたが、その含意は、支配階級と被支配階級の間にはこえがたい溝があること、および被支配階級の内部にも一般階層と不安定階層が存在し、両者は相対的に独自の社会階層を構成していること、しかしたえず階層間の移動があり、それは圧倒的に下の方へひっぱられ、かくて最下の貧困層と不安定階層のさかい目は判然としなないものとなつていくとした。

本論においても、基本的にはここに示された社会構造がたしかめられたと考えるが、「低所得・不安定」ないし、世帯内の労働力構成の「不安定」性は、こんにちでは多かれ少なかれこれまで一般階層と考えられていた社会階層にまでたちあられ、とりわけ事務員層など一見して識別困難な販売・サービス労働者層も、「不安定階層」と考えられる状況にたちいたつていくという点で若干異なつていく。

江口氏にならつて図式化すれば、図16—②のようになるかもしれない。「不安定階層」と「貧困層」の境目が判然としなないばかりか、「一般階層」と「不安定階層」のさかい目もあいまいなものとなり、全体として勤労諸階層が貧困層によってこれまで以上に強くひっぱられているのではないか。しかも「不安定階層」はそれ自体一層お厚い層として膨張しているように思われる。これは本論の結論というよりむしろ今後の研究の課題である。

最後に、本稿は冒頭でものべたとおり、高山氏の研究業績に全面的に負うていくものであり、札幌市における「低所得層」の性格に関する解明という前提がなかつたならば、本稿を短期間でまとめることができなかつたと思うし、また、調査原票の活用も含めて便宜をはかつてくださったことに感謝いたしたい。当初被保護層への転落世帯のうちに、新しい「不安定」な要素をみいだすことができるのではないかと考えたが、このことは結局、低所得に帰すべき内容であり、

ただこれまで以上に広い層にわたってかような「不安定」性が増大しているということをたしかめたにとどまる。今後自らの手と足をつかって、こんにちの貧困の諸側面を解明したいと思う。

注(1) 日本社会福祉学会編「日本の貧困」1958. 有斐閣 P 19

(2) Brian Abel-Smith & Peter Townsend; "The poor and the poorest" 1965 Bell P 16 ~ 17

(3) 東京都企画調整局「都民の社会階層構造とその変動(下)」 1973. 3 P 17 ~ 21

(4) このような資料による比較は厳密に言えば問題のあるところであるが、世帯人員別の保護基準と所得の位置と関係、および世帯における多就業化がそれをどのように変化されるかを見るもので、これにより保護基準の特性が明らかになればそれ以上の意味をこのグラフにもとめるものでない。

(5) ウェッダーバン編著 高山武志訳「イギリスにおける貧困の論理」 1977. 3 光生館所録
アトキンソン著「イギリスにおける貧困と所得不平等」 P 56 ~ 57

(6) 代表的な方法としてロウントリーの貧乏線がある。B. C. ロウントリー著 長沼弘毅訳
「貧乏研究」 1959, 11 ダイヤモンド社参照のこと。

(7) 前出「大都市における低所得層の調査」 P 52

教育者としてのエリ・エヌ・トルストイ[※]

Л. Н. Толстой — педагог.

В. Е. Смирнова

ヴェ・イエ・スミルノワ

エリ・エヌ・トルストイの教育学の見解について報告する機会を得ましたことを北海道大学に、とりわけ、竹田正直氏に感謝いたします。

それでは、トルストイの教育学の見解について述べたいと思います。

本年〔1978年〕9月9日、すべての進歩的な人びとは、レフ・ニコライヴィッチ・トルストイの生誕150年を祝いました。トルストイは、ひとりの、もっとも偉大な活動家であり、世界文化の最大の活動家の一人です。トルストイは世界の文化史に、天才的な作家として出現しました。ヴラジミール・イリイチ・レーニンは、非常に詳しく、かつ、正確に、トルストイの著作を研究し、次のように書いています。「トルストイの芸術的著作は、トルストイが自分の作品の中で実に多くの重要な問題を提起し、そして、それらの諸問題を、かれの作品が世界文学を新たな高みにおしあげた天才的芸術的才能をもって解明したところの、すべての世界を反映している。」

トルストイの芸術的方法の特徴の一つは、深遠な心理主義であり、これがトルストイの芸術的方法の特徴です。芸術家であり、かつ、作家であるトルストイの特質であります。そして、トルストイの才能のこの特質の中で、トルストイの芸術的心理主義は、自己の文学作品の主な人物の心の状態を実に詳細、かつ非常に深く解明し、教育活動にとって大きな可能性をはらんでいるものです。作家としてのトルストイは、人間の心、人間の魂を大へんよく理解し、そしてこのトルストイの特質が、トルストイが立派な教育者となる可能性を与えたのです。それゆえ、トルストイは、天才的な作家であったばかりでなく、非常に才能ある教育者であり、非常に才能ある教師でした。

たくさんの方の教育学の諸問題を研究したナジェージュダ・コンスタンチーノヴナ・クループスカヤは、つぎのように書き、かつ、語っています。「トルストイは、他の作家の誰よりも、人間の魂を、大人の魂ばかりでなく、子どもの魂を理解し、表現することができました。それゆえ、トルストイは、その文学作品の中で、大きな力量と大きな才能によってニコーリンカその他沢山の子どもたちの心を開かせました。トルストイはその大きな才能によって、少女の心を、セルビアの農民の娘、アニュートカの心を理解し、表現しました。トルストイは、小説「アンナ・カレーニナ」に出てくる、とても小さな男の子セリョージャの心を大へんよく理解しました。トルストイは、小さな子どもの心を、ヤースナヤ・パリャーナの子どもたちの心をととてもよく理解することができたのです。」[※]

それゆえ、トルストイは、すでに見てきましたように、自分自身の中で、偉大な作家であることと偉大な才能ある教育者であることを統一していたといえるでしょう。

かれの教育的活動は芸術的創作の中で行われ、発展させられました。トルストイの教育活動は非常

※ 本稿は、モスクワ大学文学博士候補ヴェーラ・イエルマラーエヴナ・スミルノワ氏が、1978年12月15日、北海道大学教育学部において教育学研究科大学院生を主たる対象にロシア語で講演したものの訳稿である。一部録音の不完全な部分については、訳者のメモノートによった。〔 〕内は訳者注。

※※「クループスカヤ教育学著作集」、第1巻、モスクワ、196ページ、№197。

に早くから始められました。未来の作家が、まだ21歳だったときにです。トルストイが生まれたのは、みなさんがご存知のように1828年です。かれの最初の教育上の仕事、かれの最初の教育上の経験は、1849年だったのです。つまり、1849年には、トルストイは21歳でした。

トルストイは、カザン大学を出ました。といっても中退したのですが、かれは、カザン大学で、はじめ、東洋言語学部で学び、ついで法学部で学びました。三学年を終えたところでカザン大学をやめ、ヤースナヤ・パリャーナの、かれの故郷での生活へと旅立ったのです。ヤースナヤ・パリャーナへ旅立ったのは1847年でしたが、農民の子どもたちとのしごとをはじめたのは、1849年でした。こうして、トルストイの教育的活動は大へん早くから始まったのであり、すでに述べましたように、トルストイが、まだまったく若い頃、かれがわずか21歳のときにでした。

その教育活動は、トルストイにとって実に真剣なものであり、かれの生活を、かれの全生涯を教育活動に、教育の位事に傾注しました。さて、かれは、1849年に農民の子どもたちの教育をはじめましたが、1870年から1875にかけて、かれは秀れた「初等読本」や「新初等読本」を書き、1874年、つまり、作家がすでに46歳になっていたとき、有名な論文「国民教育について」を書いています。

トルストイの教育活動は、兵役で中断されました。1851年にトルストイは、軍務でカフカースに行き、1854年まで兵役につきまします。はじめ、カフカースで、次にクリミヤにゆきまします。当時、クリミヤではトルコと戦争をしていました。トルストイは、この3年間の兵役の間に、すでに、著名な作家となっています。というのは、この当時、兵役にありながら、トルストイは作家の仕事をはじめ、文芸作品を書いています。この期間にかれはすでに、「幼年時代」、「少年時代」、「カザック」、物語「襲来」、「伐採」などのような有名な作品を書いています。これらの作品は、雑誌「サヴレメンニク〔同時代人〕」において高い評価を受けました。ロシアの雑誌「サヴレメンニク」は、当時、もっとも進歩的なロシアのジャーナリストの組織でした。この雑誌を指導していたのは、ロシアの革命的民主主義者の著名な代表者エヌ・ゲー・チェルヌイシェフスキーでした。チェルヌイシェフスキーは、トルストイの小説「幼年時代」と「少年時代」をうけるとすぐ読み、これらの作品への批評を書きました。この批評の中で、チェルヌイシェフスキーは、この作品の著者、若い作家のトルストイは、大へん才能のある人である、と述べています。チェルヌイシェフスキーは、トルストイの最初の作品の批評において、すでにトルストイの芸術的才能の全ての基本的な特徴を見抜いていたのです。これらの作品にかんして、チェルヌイシェフスキーは、トルストイの才能の重要な特質、重要な本質を、それは、作品の主人公の魂を開く能力であると解釈していました。チェルヌイシェフスキーは、このトルストイの芸術的方法の特質を、「魂の弁証法」、主人公の魂の弁証法の描写、と名づけました。つまり、人間の魂をひらくことです。この特質は、トルストイの創作のすべてにわたっております。こうして、トルストイが、その教育活動をはじめたときに、すでにかれは著名な作家となっていました。

みなさんがご存知のように、トルストイは、生涯、いつも日記をつけていました。トルストイの日記は、教育活動、教育の仕事についての考えがトルストイから寸時も離れず、捨てられることのなかったことを、そして、かれはいつも、たえず教育活動、教育の仕事をしようと望んでいたことを教えてくれます。ヤースナヤ・パリャーナに学校をつくりたいとかれが思いついたのは、かれが兵役を終えた、戦争直後のことでした。トルコとの戦争は、1856年に終わりました。兵役が終ると、かれは自分の生家であるヤースナヤ・パリャーナに帰り、そして、ここ、ヤースナヤ・パリャーナに、農民の子どもたちの学校を開設したいと思ったのです。トルストイは、そのたずさわった仕事にたいして、とつても真剣に、とつても入念に対処しました。それゆえ、トルストイは、ロシアのみならず、外国における教育学の状態、国民教育の状態を研究したいと思ったのです。

1856年、トルストイは外国へ出かけます。ヨーロッパへ出かけたのです。かれはヨーロッパ各国を

旅行し、ドイツ、フランス、イタリア、スイスを訪ねます。当時、教育制度にかんして進んだ国であったこれらの国々において、これらの諸国の教育制度を見学し、研究しました。そして、この旅行の終りに、つまり、ヨーロッパ諸国の半年間の旅行の末に、トルストイは自分の日記につきのように書いています。「大事なことが私の頭の中に、力強く、はっきりとひらめいた。それは、近郊のすべての人びとのために、自分で村に学校を作ることだ。そこに全的な活動があるということだ。」※と。つまり、教育活動にたいする考えの全体的体系がすでにトルストイの意識にあったのです。

トルストイの教育活動は、ロシアの社会的現実と密接に結びついていたといえましょう。この当時のロシアの社会的現実には、問題がうず巻いていました。当時、ロシアの進歩的な思想をゆりうごかしていたもっとも大きな問題、それは、農民問題でした。農民問題というのは、封建的隷属から農民を解放することでした。周知のように、ロシアで農奴解放の改革が行われたのは、やっと、1861年になってからです。それゆえ、1856～7年には、まさに、ロシアのもっとも大きな階級的問題は、農民階級の問題でしたし、この問題は、ロシアの世論の中で広く論議されていました。まさに農民問題が、第一の主要な問題でした。トルストイは、自分のことを、ロシア農民の「友人」、「弁護士」、「守護者」と名づけていましたし、そう考えていました。ついで、もちろん、国民教育の問題、農民教育の問題があります。というのは、農民の学校、農民の子どものための学校はほとんどなかったからです。その他の大へん重要な問題は、ロシアの社会における婦人の地位についての問題、家庭における子どもの教育の問題などでした。これらの問題は、すべて、トルストイの教育活動とたいへん密接に結びついていました。といいますのは、ヤースナヤ・ポリャーナの学校は、まさに、農民の子どもたちのために開設されたのだからです。それゆえ、トルストイの教育活動は、当時のロシアの進歩的、社会的な運動の一構成部分となっていたのです。当時、トルストイは、自分の友人への一通の手紙の中で、自分のことを、すでに述べましたように、「ロシア農民の弁護士」、つまり、「守護者」と、「一億農民の弁護士」、と名づけていました。

そして、もちろん、トルストイは、その教育活動において、ロシアの進歩的教育家、ロシアにおける進歩的な教育学の体系の伝統をうけついたので。かれは、農民の、つまり普通の人びとの、教育をうける権利を擁護して自己の教育活動を行ったのです。つまり、庶民が学ぶことができるためです。というのは、すでにお話ししましたように、農民の学校はほとんどなかったからです。

さて、1859年〔の秋〕にヤースナヤ・ポリャーナに、農民の子どものための学校が開設されます。1859年には、もちろん、この学校の創設者としてのトルストイの面前には実に多くの問題が、すなわち、学校の日常生活をどう組織するか、この学校の教授活動の基礎としていかなる原則をすえるべきか、誰れがこの学校で教えるのか、どんな要求をこの学校の教師に提起すべきか、また、さらに、どんな教授法を選択し、この学校の授業をどんな教授法で行うかという問題がありました。

トルストイは、これらすべてのことをとても重要視しておりました。そこで、トルストイは、ロシアのも、また、ヨーロッパの著者たちのも、その教育学的労作を、綿密に、丹念に研究しました。トルストイが研究した教育学者たちの労作の中には、すでにわたしたちがよく知っているような、ロシアの教育学者ウシンスキー、有名なフランスの著者モンテーニュ、著名なフランスの著者ジャン・ジャック・ルソーのような、また、アモス・コメニウスの労作、ルターの労作、非常に有名な教育者ペスタロッチの労作、ディースターヴェークの労作その他があります。沢山のこれらの偉大な教育学者、教育学の巨匠の諸労作と思想を、トルストイは注意深く探し求め、これらの教育学者の労作をきわめて丹念に研究しました。

その後、1860年に、トルストイは、ふたたびヨーロッパ旅行に出かけました。この再度のヨーロッ

※ 「トルストイ全集」、第8巻、489ページ

パ旅行は、ただ一つの特別な目的、つまり、進んだヨーロッパ諸国における国民教育制度を知るためになされました。ふたたび、ドイツを訪ね、ふたたび、イタリアを訪ね、再度フランスをおとづれ、そしてイギリス〔のロンドン〕では、かれはゲルツェンと会いました。ゲルツェンは人民の教育に貢献し、政府の命令でロシアを離れイギリスに来て出版活動をしていました。ゲルツェンも同じく、多くの教育思想を語っていました。それ故、トルストイは、ゲルツェンと会って、ロシアで庶民のための学校をいかに組織すべきかについて意見を交換したのです。このほか、イギリスで、トルストイは、著名なイギリスの作家、チャールズ・ディケンズと会いましたが、かれもまた、イギリスにおける国民教育について多くの発言をしていました。それから、トルストイはベルギーへゆき、ふたたび、非常に進歩的な社会思想の代表者たちと会っています。かれは、大へん有名な〔フランスの〕社会活動家ブルードンと国民教育の問題について話しあっています。ベルギーのブリュッセルでは、トルストイは著名なポーランドの革命家〔ヨアヒム・〕レレーヴェルその他と会い、やはり、国民教育の問題について語り合っています。

こうして、西ヨーロッパの国民教育制度を知るために旅行し、ヨーロッパの社会思想の秀れた代表者たちと語り合い、トルストイは、西ヨーロッパの国々の学校では、ロシアの学校と同じように、学校が実生活から切り離されているとの結論に達しました。ところが、トルストイは、国民学校が実生活としっかり結びついているような国民の教育体系を念願していたのです。

トルストイは、ヤースナヤ・ポリャーナの学校を、そこで国民の教育、子どもの教育とかれらの訓育にかんする活動のまったく新しい方法を利用することができるような特色ある教育学実験室にしたいと思いました。トルストイは、自分の学校のために教授要目を検討しました。ヤースナヤ・ポリャーナの学校の授業は、次のような学科や教科で行われました。それは、「読み方」そして、トルストイが「書き方」と名づけたもの、つまり、書く能力、それから「運筆」、つまり、きれいに書くことのために。次に「文法」、「算数」、「製図」、「絵画」、「唱歌」つまり、音楽の授業、「ロシア史」、「自然科学についての対話」、もちろん、「修身」もあり、この「修身」はすべての学校の教授要目にとって義務的なものでした。ヤースナヤ・ポリャーナの学校で、修身の授業を担当したのは、トルストイ自身であったのはもちろんですが、ほかに、社会的活動のゆえに放校されたモスクワ大学の学生のうちの幾人かの人たちでした。

ところで、トルストイは、学校を開設し、広い範囲にわたる教授要目で授業を行ったばかりでなく、1862年には、かれは、ヤースナヤ・ポリャーナの学校〔経営〕とともに、特別な雑誌を創刊しています。この雑誌も、「ヤースナヤ・ポリャーナ」と名づけられました。この雑誌は毎月発行されました。つまり、教育学の月刊誌です。トルストイは、沢山の教育学にかんする論文を書き、それらの教育論文はこの雑誌に掲載されました。トルストイのもっとも有名な教育学関係の論文は、「国民教育について」、「農民の子どもたちの文法教授の方法について」、「陶冶と訓育について」の論文、「国民学校建設の一般計画案」などです。トルストイは、多くの問題にかんして教育論文を書いています。それから、この雑誌には、ヤースナヤ・ポリャーナの学校についての論文、どのように活動しているか、どのように生活しているか、全体としてこの学校ではどのように行われているかについての論文が掲載されました。この雑誌には、さまざまな個々の問題についての普通の論文も載っています。国民学校の問題について、国民に読み書きをどう教えるかの問題について、（といいますのは、農民の中の大多数の人々は読むことができなかつたからです）子どもの教育についてばかりでなく、成人教育の問題について。（農民大衆の大部分は文盲であり、かれらは、読むことも書くこともできなかつたからです。）

このほかに、各雑誌には、附録として小冊子がつけられていました。その小冊子には、物語や童話などなど、ことわざが載っていました。これらの物語や童話、などなど、ことわざは、トルストイの

生徒たちによって書かれたものです。といいますのは、授業の中に、教授要目の中には、「作文」と名づけられた特別な授業があったからです。つまり、その授業で生徒たちが作文を書いたのです。生徒たちは童話を書いたり、現実の出来事を書いたりしましたが、これらの作文の中のもっとも良いものをトルストイは雑誌に入れたのです。このほかに、この小冊子には、ドイツやアラブの物語も翻訳して載せています。なぜ物語を載せたかといいますと、この小冊子は子どもたちの読み物として出版されたのであり、子どもたちは物語がとても好きだからです。また、国民のための読み物としても出されたものであり、その内容は国民が読みうる簡単なものとしたのです。

もう一度いいますが、チェルヌイシェフスキーはこの雑誌を大へん高く評価しました。しかし、チェルヌイシェフスキーは、トルストイの教育論文の中に、若干の矛盾や、若干の欠点があることを指摘することをはばかりませんでした。これらの矛盾や欠点についての指摘は、チェルヌイシェフスキーのあとで、レーニンも指摘しましたし、クループスカヤその他も指摘しています。（トルストイの欠点については、あとで述べますが。）

ヤースナヤ・ポリャーナにおける学校は、ロシアの他のどんな学校にもなかったような特別の学校でした。といいますのは、この学校における活動と生活の重要な原則は二つの原則、つまり、民主主義の原則と人道主義の原則がたてられていたからです。子どもへの人道的な態度ということです。民主主義と人道主義です。これは、学校で働く者にとって重要な原則です。なぜなら、〔当時の〕ロシアの公立学校、国立学校は、ちがった原則で行われていたからです。これらの学校は民主主義と人道主義の原則ではなく、他の原則で動いていました。民主主義と人道主義は、国立学校にとっては受入れられないばかりかひどいことでした。反対に、ロシアの国公立学校では、侮辱の原則が存在していました。人々は子どもをむちであとがつくほど強打していました。ロシアの公立学校では、児童の懲罰の原則が存在していました。もし、子どもや生徒が授業を良く覚えなかったりすると、教師は特別な定規をもって、それで子どもの頭をたたいたのです。もし、生徒がさっぱり覚えなかったり、あるいは、先生の話を書き聞いていなかったりすると、とりわけ、修身の授業を良く覚えなかったりすると、別な処罰の方法がとられました。つまり、床にまいた豆の上に立ちひざさせられたのです。これは非常に残酷なやり方であり、ロシアの先進的、かつ進歩的な活動家たちが反対しましたし、トルストイも同じく、反対しました。ですから、ロシアの公立学校では、教師は生徒にとっては敵でしたし、それ以外の何ものでもありませんでした。トルストイは、自分の学校では、まったく別の原則を、つまり、教師は生徒の友人である、という原則を立てていたのです。教師と生徒との関係は、全く自然な、普通の人間的なものでした。ですから、民主主義と人道主義がヤースナヤ・ポリャーナの学校の主要な原則となったのです。

トルストイは、ヤースナヤ・ポリャーナの学校における自分の仕事を、魂の研究のための仕事、ロシア人民の心、ロシア人民の魂の研究のための活動とみなしていました。トルストイは、人民の魂が、もっともよく、もっとも十全に子どもを開花すると考えました。これはまったく明らかなことです。トルストイは、普通の国民には非常に多彩な才能があると思っていました。それで、トルストイは、ヤースナヤ・ポリャーナの学校の課題は、農民の子どもの才能を開くことであり、その才能を滅亡させないことだ、と語っています。

ヤースナヤ・ポリャーナの学校には、国立の学校とはまったくちがう雰囲気があったのですが、その雰囲気とは、楽天主義と生き生きとした喜びでした。生徒たちは、心から喜んでトルストイの学校に通ってきましたが、それは学校が、いつも楽しく、朗らかで、素晴らしいものだったからです。学校へやってきた子どもが喜ぶような生き生きとした喜びがあり、それを生徒たちは知っていました。トルストイは、生き生きとした喜び、楽天主義は大へん重要なモーメントであり、大切なエレメントであると考えていました。といいますのは、子どもが自分の心を開くのは、子どもにとって教師がとて

も素晴らしい友人に見えるからであり、学校に満足しているからです。

まったく、その通りです。

トルストイは、まさに、学校や教師の仕事は、命令や要求を出さねばならないような兵隊の仕事ではなく、生徒は指揮官の下での兵卒のようなものではないと言っています。そうではなくて、教師と生徒は二人の友人として、学校で出会い、互いに喜んで交際している二人の素晴らしい友人として会っているのです。ですから、トルストイの授業の主な方法は、対話の方法でした。なぜなら、対話において人間は、より多く、より良く話しはじめるからであり、対話において人間は考えはじめるからです。しかし、公立や国立の学校での教育方法は非人間的方法で行われていました。つまり、生徒は教科書によってただ言葉だけを覚えさせられ、そして、教師も言葉だけを話しており、もし、生徒が自分で話すことのうち何かの言葉を言い忘れたりすると教師はすぐに、定規で生徒をたたくのです。ヤースナヤ・パリャーナではこのようなことはありませんでした。ヤースナヤ・パリャーナでは、授業は対話であり、対話の授業では、教師も生徒も同じように沢山話し、自分たちの考えや意見を分かちあうのです。たとえば、歴史のように講義をする授業もありましたが、トルストイやこの学校で働く他の教師たちが生徒たちにお話をしてあげるのです。トルストイ自身、歴史の授業を大へん面白く行いました。トルストイは、自分で修身の授業をととも興味深く行いましたし、子どもたちは非常に喜んでこれらの授業をききました。

こうして、トルストイは、自分のヤースナヤ・パリャーナでの仕事のこの方法を、自由な訓育と教授〔以下、自由教育〕の方法と名づけました。〔かれの〕方法は、強制することでもなく、指示することでもなく、自由教育の方法です。

この自由教育という術語、自由教育の思想それ自身が、トルストイがこれについて論文を書いたとき、この思想そのものがトルストイにたいして多くの非難を呼びおこしました。自由教育の方法は、トルストイがルソーをそっくり模倣したものであると、〔人々は〕トルストイを非難しました。ルソーは、ロシアにとっては非公然の著者であり、革命家だったのです。ですから、ルソーの見解は公立の学校では秘密にされていました。それで、トルストイは、ルソーを模倣しているとか、トルストイは自分の自由教育の体系で無政府社会を宣伝しているとか、無秩序性を教育しているとか、自己の自由教育の体系において教師の役割を否定しているといわれて非難されました。しかし、こういうことを言ったのは、ロシアの反動的な人たちだけでした。ロシアの進歩的な人びと、チェルヌイシエフスキーその他のロシアの進歩的思想の代表者たちは、まさに、この自由教育の体系を認めていたのです。

この体系は、実際、正しい体系でした。といいますのは、トルストイによって選択されたこの自由教育の体系は、子どもの人格に強制をもたらしているような公立の学校とは対立しておりました。たしかに、学校は、ロシアの社会的、政治的体制の一部でした。これは、当り前のことであり学校はつねに国家を、国家の見解を表わしていました。学校はロシアの社会体制の一部でした。そして、トルストイが、農奴制的専制の体制に反対意見を述べたことは、当然、この体制の学校に対しても反対したことになります。それゆえ、かれはこの〔自由教育の〕体系をつくりあげたのです。レーニンがのべたように、トルストイの諸見解の体系には、「トルストイの書いたものの思想的内容は、かれの諸見解の体系が、しばしば評価されているような抽象的な『キリスト教的無政府主義』よりも、国教会も、地主も、地主の政府も根底まで絶滅する農民的志向に、より多く合致している。」[※]すなわち、トルストイは、自分の新しい学校をロシアの公的な体制に反対して創設したのです。それゆえ、トルストイの学校における自由教育の体系は、もちろん、大きな政治的思想をともなっていました。

いうまでもなく、そして、ごく当然のことながら、（トルストイは）ルソーや、モンテーニュ、ペ

※ 「レーニン全集」、第5版、第17巻、モスクワ、211ページ。

スタロッチ、その他の教育家の諸見解の影響をうけ、二、三の見解を把握しました。とくに、ルソーとモンテーニュです。しかし、トルストイが、何よりも自分の学校でやろうとしたことは、子どもの人格への強制に反対すること、子どもにたいする強制に反対することでした。それゆえ、トルストイはヤースナヤ・パリャーナの学校で、子どもを尊敬すること、まったく小さな子どもでも人間として、子どもの人間の人格を、子どもの人間的価値を尊敬するよう呼びかけました。それゆえ、自由教育は、無政府主義ではなく、まったく合法的なものである—とトルストイは語っています—それは、子どもを感化する特別な形態であり、教師の生徒にたいする態度の特別な形態なのです。トルストイは、訓育の難しさと易しさについて非常に沢山語っています。易しい訓育は、生徒が何も解らないとき定規でたたき、生徒に何一つ問題を出してやらないことです、とトルストイは言っています。これは、易しい訓育です。しかし、これは人間に何一つ良いものをもたらしません。別の訓育、トルストイが難しい訓育と名づけているものがあります。教師が生徒と対話をしたり、話しあったりすることによって、納得させなければならないからです。なぜなら、生徒は、ますます深く考えはじめ、どうしてこういうふうになるんだろうか？ なぜ、勉強しなければならないのだろうか？ つまり、教師と生徒との対話によって、生徒が自己完成するように導かなければなりません。よりよくありたいと努力することです。

もし、みなさんのうちの誰れかが、トルストイの小説、「幼年時代」、「少年時代」などを読むと、その小説の主人公のニコーリンカ・イルチェーニェフが、自己完成を経てゆくことがわかるでしょう。小説の主人公ニコーリンカ・イルチェーニェフは、どうしたら立派な人間になれるかをとてもよく考えていたでしょう。「幼年時代」の中で、かれの教師カール・イワノーヴィッチは、いつも定規を持っていて、ニコーリンカの頭をも定規でたたいていました。ニコーリンカは、ほとんど遊びませんでした。かれは、いつも、人間はあることを良く理解したということで、どうしてたたかれなければならないのか、と考えていました。

ところで、トルストイは、生徒自身が自己完成と出会うという体系を承認していたのです。これは、もちろん、トルストイのいう、訓育の難しいやり方です。というのは、このやり方、この方法は、教師にたいして、立派な教師は子どもの魂を、児童の魂をよく理解していることを、教師は子どものもっている関心を非常に良く理解していることを、子どもの要求を理解していることを、子どもの心理を、児童の心理的な特性をよく理解していることを、要求しているのです。最後に、教師は、非常に大きな観察力を有し、子どもを注意してみることができるよう、教師が子どもたちとどうやって活動すべきかを結論づけられるようであればなりません。トルストイの体系、自由教育の体系によって児童は、教師から罰をうけたり、何らかの暴力をうけたり、何か強制されたりすることはありません。しかし、自由教育の体系によって児童は、つねに、教師の知的、道徳的影響をうけております。つまり、自由教育の体系では教師自身、何よりもまず、子どもたちからのあらゆる質問に答えられるように、非常に多くのことを知っていなければなりません。教師は、その道徳的資質において非常に高い道徳的な人間でなければならず、そうあってこそ、はじめて、児童が教師のその知的、道徳的影響をうけるものです。トルストイのこの体系では、子どもというものは良きものであり、自然なものであって、これにつけ加えたり、これを殺したりしないようにということが考えられています。トルストイは、子どもたちはそれぞれ、自然に、とても良いもの、とても多くの才能、多くの能力をもっており、だから、教師の任務、教師の目的は、この子どもの良いものを開花させることであり、また、たんに開花だけでなく、子どもが自然から得たこれらの良いものを発達させることだと考えていました。これまでみたことのすべてから、もうおわかりのように、ヤースナヤ・パリャーナの学校には、訓育と教授のまったく独特な体系があったのです。

トルストイは、教授は、必ず、訓育をともなっていると述べています。すなわち、生徒に知識を伝

えている教師は、同時に、生徒を訓育しています。トルストイは、何らかの訓育なしに人間を陶冶したり、教えたりすることはできないと言っています。つまり、教師は知識をつたえながら、必ず、人間を訓育しています。それゆえ、トルストイは、教師は如何にあるべきか、にかかわるきわめて大きな要求を教師に提起しました。トルストイの語るところによると、教師は、まったく特別な人間です。教師は、つねに、どんなときでも己に満足すべきではありません。つまり、ある授業を行ったならば、教師は必ず、もっと上手に授業を行えたかもしれない、あるいは、授業をもっと良くするためには何をしなければならぬか、と考えなければなりません。つまり、教師は、つねに、生徒との活動のますます新しい方法を探しもとめなければなりません。生徒の、そして人間の才能をますます上手に開花するための新しい方法を、です。つまり、トルストイが言っているように、教師は自己満足をすべきではないということです。トルストイは、教師は、いつも、役に立っているということ、つまり、生徒に教えているということに自覚してなければならぬ、と言っています。教師にとって、教育活動が退屈なものであってはなりません。教師は、それぞれの授業を大きな創造的気魄をもって行わなければなりません。

授業においてすべての生徒が興味をもつようにするためには、教師は、自分の仕事を、自分の生徒をつよく愛していなければならぬ、とトルストイは言っています。あらゆる教師は、自分の科学を、自分の生徒を愛していなければなりません。もし、教師が自分で自分の教科を、自分の科学を愛していなければ、それを他の人々に、その人がその教科、その科学を同じく愛するように教えることはできない、とトルストイは述べています。ですから、教師がその教科、その科学を愛していなければそれを人々に興味深く語ることもできません。もし子どもたちに、自分の科学、自分の教科を教育したいと思うなら、科学を愛し、科学を知りなさい。そのときこそ、生徒たちは教育をも、その科学をも愛するようになるでしょう。

生徒は、つねに、自分はまだほんの少ししか知ってはいない、と感じているようであればなりません。そして、教師は毎回の授業で、教科をもっと先へ学習するともっと面白いこと、一層興味深いことがあることを示さなければなりません。トルストイは言っています。生徒にとって科学は、前方を照らす光であり、つねに、もっと先へ先へと歩むべき光であり、前方に輝く光でなければならず、そうしてこそ、生徒が、もっと知りたい、もっと知りたい、もっと知りたい、もっと、もっと、もっと、という動機をもち、欲求をもつのであり、生徒は、喜んで学ぶようになるでしょう、と。

さらに、トルストイによれば、教師はぜひとも自分の生徒の才能を発達させ、自分の考えを立派に表現させるようにすべきです。つまり、それぞれの生徒が、何がほしいか、何を書きたいかをきちんと話せるようにしなければなりません。それゆえ、すでにお話ししましたように、ヤースナヤ・パリャーナには「作文」の特別な授業がありました。そして、作文の中のよりよいものをトルストイは、ヤースナヤ・パリャーナの小冊子の中に入れ、人々が読むことができるようにしました。それらは、物語であったり、生活の出来事であったりします。もし、ここの、あなたがたの大学に、トルストイ選集があれば、トルストイの20巻選集の中の第8巻、9巻、17巻などいくつかの巻に、これらのヤースナヤ・パリャーナの物語が入っているとします。

最後に、トルストイは、すべての教師は、必ず、子どもたちに働きたいという要求を形成しなければならぬ、と言っています。働く意欲、労働への意欲です。というのは、トルストイは、労働は、実際、人間にとって、たんに肉体的な要求を満足させるだけでなく、労働は各人にとって非常に大きな美的、道徳的満足をもたらすものであるとみなしていました。トルストイは、これを「労働への欲求」「仕事への欲求」「喜びの欲求」と名づけていました。ご存知のように、トルストイ自身、働くこと、労働することが大へん好きでした。その著作は、「戦争と平和」にしても、「アンナ・カレーニナ」にしても、とても大きな小説ですが、かれは、これらを何度も何度も書き直しています。「ア

ンナ・カレーニナ」は12回も、「戦争と平和」は7回も書き直しています。トルストイは、原野を歩き廻るのが趣味でしたし、畑仕事をするのが好きでした。野山を歩き廻るための靴を自分でつくったりもしました。トルストイの沢山の著作集の中に、初期に出た12巻本の著作集があり、今でも、それはモスクワのトルストイ博物館に陳列してありますが、この12巻目の次に、本棚の上に、トルストイが作ったこの靴が並んで置かれており、その靴には「第13巻」と書かれています。働くことへの人間の要求を、トルストイは、「喜びの欲求」と名づけ、そして、あらゆる教師は、人間に、働く要求を、労働への欲求を發達させなければならない、と語っていました。

終りにあたって一つだけ述べたいことは、ヤースナヤ・パリャーナにおけるトルストイの学校は、かくて、新しい子どもたちとともに新しい教師たちの、まったく新しい進歩的な活動方法を試み、かつ確めた、真の、本当の教育学実験室となったということです。

これで、わたくしの講演を終わります。

〔竹田正直訳 1979年2月〕

〈海外の産業と教育〉

「工業学校基本規程」(ロシア, 1888年)と その成立過程

Процесс установления „Основного
положения о промышленных училищах“
(в России, 1888 г..)

Масанао Такэда и Тихиро Цукамото

竹田 正直
塚本 智宏

I 「工業学校基本規程」にかんするわが国の研究状況

- (1) 1888年3月7日(旧暦), 当時のロシア帝国の首都サンクト・ペテルブルグにおいて, 国家評議会※(Государственный совет)は, 皇帝の裁可(утверждение, „Быть по сему“)を得て, 「工業学校基本規程」(Основное положение о промышленных училищах)を公布した。

この「工業学校基本規程」は, その後, 1917年10月(旧暦), ソビエト政権が誕生するまで, 帝国主義時代のロシアにおける職業技術教育制度を規定するものとなった。

「工業学校基本規程」は, 普通教育の軽視など後にも若干ふれる(詳しくは, 別稿で述べられる)ようにいくつかの基本的問題点を有するものであるが, 他方, 当時のツァーリ政府の国民愚味化政策の中で資本主義の必然的發展に規定された進歩的側面も有していた。しかしながら, ソビエト教育史学界において永らく, 1860年代の進歩的教育改革と1870~80年代の反動的教育改革の図式的視点到に妨げられて, ロシア・ソビエト教育史の通史叙述に, 「工業学校基本規程」があらわれることは久しくなかった。通史の中で「工業学校基本規程」が明確にとりあげられたのは, 1976年, ア・イ・ピスクノーフ(А. И. Пискунов)教授の責任監修による『ソ連邦諸民族の学校史と教育思想史概要, 19世紀後半』(モスクワ)の中で, エヌ・エヌ・クズミン(Н. Н. Кузьмин)教授による, 「19世紀後半の下級・中級職業教育の發展」において初めてである。⁽²⁾

しかし, それまでの通史叙述においても, 「工業学校基本規程」の直接的叙述はないまでも, それが視野に入ったと思われる若干の叙述の変化は起ってきていた。すなわち, 1952年の『教育史概要』⁽⁸⁾の中では, 実科学校にかんする叙述のところで, 「1888年に, 実科学校は改革され, 機械技術科と化学技術科は廃止された。実科学校は普通教育の学校となった」⁽⁴⁾とあるが, 何故, 技術関係の二つの学科が廃止され, 実科学校から従来の職業教育的性格が除かれ普通教育学校となったかは不明である。しかし, 1956年の『教育史』⁽⁵⁾では, 「發展する工業のためによく設備された中等技術学校が創設された1888年に, 実科学校の機械技術科と化学技術科は廃止され, 実科学校は普通中等学校に改編された」⁽⁶⁾となり, 1888年に, 新しい中等技術学校が創設され, それ故,

※ 革命前ロシアにおける国家評議会は, 1810年に制定され, 1906年(国会の制定)まで機能した最高の立法機関である。(但し, 皇帝の専利政治下では最終的には皇帝の裁可によって効力を発するのであり, 皇帝は国家評議会の多数意見をとりことも少数意見をとりことも自由であった。)皇族, 大官, 官級軍人より任命された勅選議員(19世紀末で約90人)と大臣より構成された。⁽¹⁾

実科学校が普通中等学校に変わったことが明らかとなってきた。さらに、1966年の『教育史』⁽⁷⁾になると、「1888年には、発展する工業のための要員養成を目的として、よく設備され装置された中等技術学校が創設された。そこで、実科学校の機械技術科と化学技術科は廃止され、実科学校は普通中等学校に改編された。」⁽⁸⁾と一層明確になり、1888年に創設された中等技術学校への評価を一層高めた叙述となった。その後、1974年の『教育史』⁽⁹⁾では、1966年の叙述をそのまま踏襲している。

このような、1950年代末から1960年代にかけての叙述の変化をもたらしたものとして、一般的には、ソビエト教育史学界における個人崇拜の克服、ならびに、ソ連邦共産党史の時期区分の教育史時期区分への機械的適用の克服があるが、具体的には、エフ・エフ・カラリョーフ(Ф. Ф. Королев)教授の論文「大十月社会主義革命前夜の下級・中級職業教育」⁽¹⁰⁾(1959年)と、ア・エヌ・ヴェセロフ(А. Н. Веселов)教授の著書『ソ連邦における職業技術教育』⁽¹¹⁾(1961年)という秀れた業績によるであろう。この二つの業績の内容については「工業学校基本規程」を詳述するさいにみるとして、つぎに、日本における「工業学校基本規程」にかんする研究状況を略述しよう。

- (2) 第二次大戦後、はじめてのロシア教育史は勝田昌二氏によって、『帝政ロシア教育史』として発刊された⁽¹²⁾(1950年)。この著書は、多くの資料を駆使し広い視野とともにロシア教育史の初学者にとって近年まで格好の入門書となっていた。この中で、「工業学校基本規程」にかんする明確な言及はみられないが、第二部第三章職業教育、第二節「工業・技術教育」における「中等程度の工業技術学については、1881年教育省に『工業及び職業教育委員会』ができ、1889年の六月の規則によって25校のものが発足した」⁽¹³⁾が該当すると思われる。つづいて「初等技術学校と工業学校」、「徒弟学校」の1906年の学校数と教育内容について1ページ半ほど略述されている。勝田氏は、氏の扱った時期の職業技術教育を基本的に確定することとなる「工業学校基本規程」に直接言及していないのみならず、後にみるように成立過程にかんする誤った叙述がみられる。

1958年に、ソビエトにおける宇宙開発の進展、教育と生産的労働の結合や総合技術教育が世界的に注目をあびる中で、かつ、わが国の戦後独占資本主義の復活が朝鮮戦争を契機に急速にすゝめられる中で、科学技術教育が活発に論議されだしていた。この年、柴田義松氏は、「ロシアにおける資本主義の発達と産業技術教育の展開」⁽¹⁴⁾なる実に魅力的なテーマで論文を発表した。柴田氏は、欧米の文献をも用いつつ、当時、海後勝雄氏らの近代教育史研究会によって用いられた経済的発展によって教育の発展を説明する方法論にもとづいて、職業教育制度や職業技術教育活動家会議、ソビエトキンの「ロシヤ法」など、当時として新鮮な論述を行った。かつ、「1888年になって、ようやくロシヤの全産業教育制度を統一的に規定する法律が出されたときも、全ロシヤに存在したさまざまなタイプの公的・私的中等・初等技術教育機関は100余りにすぎなかったのである。」⁽¹⁵⁾として、はじめて、1888年に「ロシアの全産業教育制度を統一的に規定する法律」が出されたことを指摘した。しかし、残念ながら、叙述はそれだけであった。また、執筆のために用いられた資料は、当時の日本におけるロシア・ソビエト教育史研究の水準と史料蒐集の困難さを反映して、全て二次資料にすぎなかった。

1962年、長谷川淳氏は、論文「ロシアにおける技術教育の発展」⁽¹⁶⁾において、わが国においてこれまでもっとも詳細に「工業学校基本規程」(長谷川氏は、「産業学校に関する基本条令」と訳出)の成立について叙述した。「1878年からロシア産業教育の一般計画の作成が始められた。その作成者は政府の官吏であり学者でもあったヴィシネグラツキーである。この計画のなかで階級的な教育組織をつくりあげようとする根本的な欠かきを含んではいるが、極めて重要な提案と思想を含んでいる。ヴィシネグラツキーはその計画でつぎのように述べている。

『……………全然普通教育を受けさせないことが労働者に本質的な害毒をもたらし、労働者の知的・道徳的発達を妨げている。……………普通教育の欠除は労働者が多くの場合その生産作業の意識的な明確な理解に到達することを許さず、そのために生産作業の価値を低下させ、かくて産業の適当な改善に障害となる。』

このロシア産業教育の一般計画の中には、技術学校の制度の問題、教育された労働者や職工・技師等の幹部に対するロシア産業の需要等の問題が詳細に述べられ、技術教育は労働者に技術的熟練を附与することを目的としているだけでなく、これによって労働者の知的・身体的発達をとげ、また道徳的水準を高めるものであることが述べられている。

この計画の特に重要な思想の一つは、普通教育の学校で手労働の教授を実施しようとする提案であり『手労働は、優先的・本質的な教育上訓育上の意義をもつのでなければならぬし、その目的がこの手労働の基本的使命に完全に一致するものであるかぎり、実際の目的を追述するものでなければならぬ。』と述べられている。

この一般計画の案をもとにしてロシア政府は1888年に『産業学校に関する基本条令』を公布した。これはヴィシネグラツキーの思想や提案のうち、政府にとって是認できるものだけをとり、とくに技師の養成と労働者の教育を区別した階級的な学校制度をつくらうという提案をとり入れたものである。この法律の公布以前には、各種形態の初等・中等技術学校が1000校あまりの少数にすぎなかったが『産業学校に関する基本条令』によって上級技術学校とは別形態の三つの技術学校が確立された。すなわち、中等技術学校・初等技術学校、および職工学校である。その後、職業・技術教育の分野で新しい形態の教育機関が創立されだんだん複雑になっていった。⁽¹⁷⁾』

長い引用となったが、わが国での既往研究としてはもっとも詳細な叙述であるのであえて引用した。長谷川氏は、「工業学校基本規程」を準備したのが、ヴィシネグラツキーであったこと、およびかれの一般計画の評価、新しく三つの形態の職業技術教育機関ができたことを述べ、これまでの勝田氏や柴田氏の研究からは大きく前進させた。しかし、われわれが本稿でとりあげる成立過程にかぎっても、ヴィシネグラツキーはいかなる人物で、いかなる階級の利益を代表していたのか？ また、この問題で重要な役割をもつ大蔵省と教育省の関係はいかなるものであったのか？ など単に、「工業の急速な発展にもかかわらず一九世紀後半におけるロシアの技術教育の発達はおそく、資本主義生産の需要に対していちじるしく立ちおくれていた。⁽¹⁸⁾」(長谷川氏)だけでは説明しつくされないプロセスと問題を内包している。また、資料的にもヴェセロフの労作に依拠しているのみでその域を出ていない。ヴェセロフが1961年に前述の著書を刊行したことによって柴田氏よりも一層体系的な当時のソビエト教育史学界の成果を摂取しえたということである。

最後に、最新のロシア教育史にかんする通史、すなわち、『世界教育史体系、第15巻、ロシア・ソビエト教育史Ⅰ』⁽¹⁹⁾での、「工業学校基本規程」の扱いについて述べておかなければならぬ。いうまでもなく、全体としてはこの通史はわが国で最良のロシア教育史であるが、残念ながら、「工業学校基本規程」については一言もふれられていない。これが言及されるべき第六章、「学校『改革』対教育運動——資本主義発展の時期における教育』は、海老原遥氏の執筆であるが、当初の企画では、1870～90年代末は他の執筆者が予定されていたにも拘らず、途中で執筆不可能となり、急拠、海老原氏がその部分をも代替することになったという事情を考慮しつつも惜しまれることであった。

「工業学校基本規程」にかんするわが国の以上のような研究状況の中で、われわれは、まずもって、1880年代末から約30年間にわたってロシアの職業技術教育制度の根幹を定めた規程そのものを訳出し、今後の研究の出発点とすべきことも意義あることと考え、小稿に邦訳を含めることとし

た。⁽²⁰⁾ また、今後の、規程の内容分析や実施、展開過程の分析に先立って、成立の背景をまず説明することが必要と考えた。

(竹田 正直)

注

- (1) Малая советская энциклопедия, т. 3, 1959г., с. 53. 和田春樹「近代ロシア社会の法的構造」(『基本的人権, 3, 歴史Ⅱ』, 東京大学出版会) 1968年, 254ページ参照。
- (2) Н. Н. Кузьмин, Развитие низшего и среднего профессионального образования во второй половине XIXв., Из кн. ответственного редактора А. И. Пискунова, Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР, вторая половина XIXв., Москва, 1976г., с. 152.
- (3) Очерки по истории педагогики. Сборник статей. Под ред. Н. А. Константинова. Москва., 1952г. (邦訳『世界教育史』第1巻, 第2巻, 1954年)
- (4) 同上, 邦訳 410ページ。
- (5) Н. А. Константинов, Е. Н. Медынский, М. Ф. Шабаева, История педагогики, Москва, 1956г..
- (6) Там же, с. 294.
- (7) Н. А. Константинов, Е. Н. Медынский, М. Ф. Шабаева, История педагогики, Москва, 1966г..
- (8) Там же, с. 288.
- (9) Н. А. Константинов, Е. Н. Медынский, М. Ф. Шабаева, История педагогики, издание четвертое, дополненное и переработанное, Москва, 1974г., с. 259.
- (10) Ф. Ф. Королев, Низшее и среднее профессиональное образование накануне Великой Октябрьской социалистической революции, Из ст. Ф. Ф. Королева, Из истории народного образования в советской России, <Известия АПН РСФСР>, вып. 102, 1959г., с. 6.
- (11) А. Н. Веселов, Профессионально-техническое образование в СССР, Москва, 1961г..
- (12) 文部省調査普及局編, 『帝政ロシア教育史』, 刀江書院, 1950年。
- (13) 同上, 142ページ。
- (14) 『産業技術教育講座, 1, 歴史的背景』, 生活科学調査会, 1958年, 88ページ。
- (15) 同上, 90ページ。
- (16) 『ソビエト教育科学』, 第4号, 明治図書, 1962年8月号, 32ページ。
- (17) 同上, 34-35ページ。
- (18) 同上, 33ページ。
- (19) 梅根悟監修『世界教育史体系』, 第15巻, 講談社, 1976年
- (20) 「工業学校基本規程」の出典は, <Журнал министерства народного просвещения> (教育省雑誌), июнь 1888г., №6, с. 51-61. による。

II 「工業学校基本規程」(1888年,ロシア)成立の背景

(1) 革命前ロシアの職業技術教育における教育政策は、ロシア資本主義が急激に進展する時期、即ち19世紀末に開始される。

ロシアにおける職業技術教育施設は古くは18世紀からすでにわずかながら存在していた。しかし、この種の教育施設が顕著な増加を見せるようになるのは、19世紀の後半、すなわち、1860年代の農奴「解放」を中心とした一連のブルジョアの諸改革の後、ロシアの資本主義の発展の方向が基礎づけられた時期以降においてである。すなわち、工業の発展にとって必要な工場で働く労働者あるいは技術者の養成の公的な組織化、近代化の課題が、徒弟制度の崩壊に伴って、必然的に現われて来たのである。

ウシンスキー(Ушинский, К. Д., 1824 - 1870)は、1860年代の後半の論文⁽¹⁾の中で、当時なお職人養成の形態として残存していた徒弟制度のもとに「手職」の見習いをしている11-13才の少年達の「道徳的、肉体的な」「墮落」を救うことを目的として「職工学校の必要性」を説いている。そしてこのような「墮落していない健康な読み書き」のできる「実際の労働者」を育てることが職工学校の課題であるとしている。しかし、ウシンスキーのこのような主張は、直接にはサンクトペテルブルグ市(当時の首都、現在のレニングラード)当局に向かっての提言であり、ツァーリ政府に対する問題提起ではなく、従ってロシア全体の課題とはなり得なかった。そして、何よりもこの職工学校の目的が多分に慈惠的なものであり、後に1880年代のヴィシネグラーツキー(Вышнеградский, И. А., 1831 - 1895)の主張に見られるような、全ロシアの規模の産業の発展をめざすものではなかった。

このような教育学者ウシンスキーの提言とは別に、1850-60年代以降、職業技術教育の普及あるいは学校の設立に関しての実践的な活動に取り組むいくつかの技術協会(Техническое общество)が存在していた。これらの技術協会は、技術と工業の発展を促進させることを目的として、法案の修正、作成などを通して政府と多く接触する機会を有していた。また「技術学者」と工場内で実際に働く指導的な技術者や工場主などの「産業実践家」との意見の交換⁽²⁾などにも重要な役割を果たしていたのである。つまり、技術協会は、職業技術教育に関しても「産業実践家」とツァーリ政府の間を仲介していたことが考えられる。このような技術協会は、1860年代末までに7つ存在し、そのうちの組織の大きなものはロシアの諸都市にいくつかの支部を有していた。

これらの技術協会のうち職業技術教育に関し最も重要な位置を占めるのは、帝国ロシア技術協会(Императорское Русское техническое общество)である。1866年にサンクトペテルブルグに創立され、機械、金属、化学、電気工学、鉄道、技術教育などの専門部局をもち、サンクトペテルブルグを協会本部として、カフカース、モスクワ、ハーリコフなどの諸都市に支部(1896年では23支部)を置いていた。この技術協会は、1874年に「帝国(Императорское)」の名称を冠することが許され、ツァーリ政府によってその地位を認められた。さらに同協会の経営のために教育省、大蔵省、陸運省砲兵局などからかなりの補助金を得る⁽³⁾などツァーリ政府の手厚い保護を受けていた。

この協会内に1868年には、技術教育常設委員会が設けられ、この委員会の計画に沿って各地の工場や労働者の存在する地域に職業技術教育の学校・学科及び普通教育の学校が開設された⁽⁴⁾。これらの学校は、1882年以降、「帝国ロシア技術協会管轄の学校に関する規程(Положение об училищах состоящих в ведомстве Императорского технического общества)⁽⁵⁾」という特別法によって管理されるようになっていた。また、同委員会は、職業技術教育の教材の宣伝のために博覧会を開催したり、後には、1889年の第1回大会にはじまる職業技術教育活動家大会を主催し、多くの技術教育関係の教育者、学術関係者、ツァーリ官僚である学区総監、県教育長、あるいは、多くはなかった

が工場主などをも招集⁽⁷⁾し、広範な職業技術教育に関する要求を組織化しようとしていたのである。

このようにして、帝国ロシア技術協会を中心とする種々の技術協会が、ツァーリ政府の職業技術教育に対する関心を引き起こさせる一方、この時期のロシアの職業技術教育に関する社会的なイニシアティブをとっていた。しかも、そこには、徐々に高まりつつある工場主などのブルジョア的階級の職業技術教育に対する要求が、潜在的にせよ反映されて来ていたことも推測に難くない。

しかし、まだ1860—70年代において工場主の職業技術教育に対する態度は必ずしも積極的ではなかった。ウシンスキーは、先の論文⁽⁸⁾でこの点に関し次のように述べている。市当局が職工学校を組織すること、つまり「市当局が子どもの職業教育に介入すること」に対し、工場主の多くは「不満をもつことは疑いない。」⁽⁹⁾というのは「彼ら（工場主——引用者注）が当然、そのことのなかに彼らからただの召使……を奪い取ろうとする企てを見る」からであるとしている。つまり、ウシンスキーは、工場主たちはこの当時においては、職業技術教育を受けた子どもたちよりも「ただの召使」の方を求めていることを見ているのである。ウシンスキーの見た工場主の態度は、徒弟制がまだ残存していた当時の状況から考えても一般的なものであったと思われる。

しかしながら、ウシンスキーは続けて「工場主にとって近い将来、子どもの「人格そのものが勘定に入れられるようになり……実直な墮落していないすでに準備された労働者を使う方が……得であるということが確信されるようになるであろう。」と述べている。ウシンスキーのこの見解は、まさに1880年代以降の産業ブルジョアジーの一部、及びツァーリ政府の職業技術教育に関する積極的な姿勢を予見するものであった。

(2) 1880年代に至って、ロシアの職業技術教育政策は一挙に前進することになるが、その背景には、さらなる資本主義の発展と、その発展の新しい段階への突入とがあった。

ロシアにおける1880年代は産業革命の完成期として性格付けられる⁽⁹⁾ように、この年代には、ロシアの主要な部門において機械生産と蒸気エネルギーが圧倒的となり、また、最新技術が定着するようになり、産業と交通はこの時期に、より経済的な燃料（石炭）に切り換えをおこなった。

さらに80年代以降の時期において、ロシア資本主義の工業における最も重要な特徴として、重工業部門の飛躍的な発展が挙げられる。それは、ロシア南部の新興工業地域——ドネツ炭田地区、クリヴォイロフ鉦鉦地区、バクー石油工業地区——が蒸気機関の導入など、最新技術を以て、ロシアの鉦工業部門に登場し、主に鉦鉄、鋼鉄の生産を急速に成長させた⁽¹⁰⁾ことに現われている。また、ロシア資本主義発展の「動輪」⁽¹¹⁾たる鉄道業の1880年代後半からの再び強力な発展によって、先の金属部門における需要の一層の増大とロシア国内市場の拡大⁽¹²⁾がもたらされた。このような金属業部門における技術的発展はもちろんのこと、他方、機械生産の技術的な発展も同時に進行し、これらの技術的な発展がロシアの工業生産の増大を可能にしていた。このようなロシア資本主義の段階は、ロシアの工場で働く労働者、技術者に対する一般教養と技術的能力の客観的な必要性をますます強く切迫して主張するようになった。

ところで、実際にロシアの工場内、製作所内で働く労働者や技術者の技術、教育の水準はどのような段階にあっただろうか。この点に関しては新興工業地域である南部の工場の労働者、技術者についての2つの報告が、当時の状況を典型的に示している。

まず、カフカース地方のチフリス県の機械技師、プリシャンパーロフの調査報告によると次のような事情が報告されている。

「一般にチフリス県の工場活動はみじめな状況におかれている。法規に従って設立されている工場はやっと10を数えるが、そこでは指導者が全く教育のないごくありふれた職長であることがまれでない。」

また、蒸気機関や蒸気ボイラーの仕事に従事している「えせ『機械技師』は安価で雇われて働き、

欲深ではないが、しかし彼らの無学が様々な機械装置の作動時間の長さに、また燃料経費にも影響しない可能性はないというのが実状である。⁽¹³⁾」

また、ドン軍州の商工業、水上運輸の拠点としてのロストフ・ナ・ドヌー市についてハーニコフの学区総監は、チフリス県と同様の状況を指摘して、質の高い技術者、労働者の必要性を強調している。

「ロストフとその近郊の産業活動の発展は、現在そして近い将来において、職業によく通曉したすぐれた技術者、機械工、機械技術師を必要としている。だがロストフにはこれまで極めて生徒数の少ない鉄道学校を除いてひとつもそのような技術者や職人を養成する施設がなく、従ってロストフにおいてもその近郊においても現在多くの場合、道具や機械の管理、さらには労働者の作業の安全についても全く配慮されていない。そのような配慮を受けるとすれば、それは通常、もと火夫であったものとか、低級な指物師、錠前屋、鍛冶工であり、主に彼らは大酒のみか、仕事が怠慢なために鉄道や船で追われて来た者たちで、自分の仕事を大切にしないばかりか何人かで企らんで機械をだいなしにしたり、ボイラーを焼いたりし、雇主にできる限りの不快なことをしたりする者たち⁽¹⁴⁾」であった。

以上の2つの報告書が示しているとおり、労働者や技術者の技術、教育の水準はなお極めて低く、このような状況はロシアの工場、製作所において様々な障害となって現われていたのである。先に述べたロシア資本主義の特殊な発展段階にあって、このことは危機的さえあり、工場主などのブルジョア的な層が、生産の発展と技術の発展に対応した労働者、技術者の養成に積極的な施策を展開するようになっていくことは当然のなりゆきであった。

80年代は、ロシアの労働政策においても、工場法の成立に見られるように一時期を画するものであった。1886年の工場法の成立によって帝政ロシアの労働政策が確立したとされている⁽¹⁵⁾が、その確立に至る1882年工場法、1884年工場法の成立過程は、教育政策とも深い関わりを有している。すなわち、この成立に至る過程でツァーリ政府内において、工場で働く年少労働者に何時間か学校へ通わせる機会を与えようという議論が浮き上がりがあったのである。このような労働者に教育を与えようという議論の背景には実際に労働者の養成を考慮し実践している一部の工場主の支持があったことは否定できない。首都サンクトペテルブルグ市のバルチック工場の付属職工学校の80年代後半の調査報告においてツァーリの教育学者ラトウシエフ(Латышев, В. А. 1850—?)は、工場主の学校に対する見解を次のように述べている。この職工学校が、「自覚性のある、仕事に適した、より進んだ労働者を養成しており」、その卒業者は、「バルチック工場のみならずサンクトペテルブルグの他の工場にも喜んで採用」されている。彼はこのような事情を指摘して学校の「有益性」を説いている。しかし、この種の工場付属の学校で労働者の養成を考慮することがなお一般的な状況となっていないことに関し、ラトウシエフは、「工場主のすべてに先見の明があると」は限らないし、工場の学校設立維持に関する経費が膨大であること、そしてまた、学校の有益な効果を「わずかな年が経つだけで期待してしまっている」ということに起因すると説明している。ここには先にみたような「ただの召使」を奪われることへの危惧という工場主の態度とは異った対応が現われている。それ以上に工場主の中の「先見の明がある」部分が労働者の養成に大きな関心を示して来ている事情が読みとれるのである。1880年代末には、ロシアの工場やその他の産業施設に付属する学校は、446校⁽¹⁶⁾(生徒数44,400名)に達していた。

以上に述べて来たとおり、1880年代のロシア資本主義の新しい段階、特に、重工業部門の飛躍的発展の時期にあって、労働者の技術と教育の水準が極めて低いという現状、並びにブルジョアジーの技術教育学校への対応の変化を背景としてツァーリ政府は職業技術教育を全ロシア的な課題としてその制度的な確立を目指して、その計画にとりくみはじめた。

(3) この政策がツァーリ政府の課題として最初に現われるのは、1877年、カミッサーロフスキー技術学校(Комиссаровское техническое училище)の設置令及び定員規程を決定する際であり、国家評議会の経済、法律の合同部会はロシアの職業技術教育制度の基盤となるものを作成し、広くそれを審議し、一般の教育制度と連結させられた技術学校を創出することが必要であるとの結論を打ち出した。この問題は当時各省庁のうちで最も多くの職業技術教育施設を有する大蔵省のもとで協議されることとなった。こうして1878年には同省が新しい教育施設の設立認可、教授プラン、教育課程の作成を開始し、同時にすべての職業技術教育施設を包括するような制度の確立をめざして準備することが決定された。⁽²¹⁾

ところが、この職業技術教育に関して必要な専門家は大蔵省にはおらず、この種の学校網の急速な発展⁽²¹⁾と職業技術教育の様々な課題に対応できず、種々の中等、初等段階の職業技術教育施設の制度的なあるいは教授方法的な指導を効果的に成し得なかつた。⁽²²⁾これらの問題に直面し、ツァーリ政府は大蔵省のほとんどの職業技術教育施設(約60校)⁽²³⁾を教育省に移管することを決定した。これに伴い、1882年には大蔵省の管轄下にあった帝国ロシア技術協会の経営する同種の教育施設18校も教育省の管轄となった。また一方、これらの動きと並行して、国有財産省鉱山局から鉱業関係の技術学校及び労働者子弟のための工場附属学校44校⁽²⁴⁾も教育省に移管された。

このような職業技術教育をめぐるツァーリ政府内の動きはいかにこの教育の課題が重大なものとなっていたかを示すものである。1880年代に至ってツァーリ政府はようやく、教育省の学校教育政策のなかで技術者、教養のある労働者の養成を急速に推進していくことを方針づけたのである。

1883年、教育省の学術委員会内に「技術職業教育特別課」(Особое отделение по техническому и профессиональному образованию)が設置された。⁽²⁵⁾この「特別課」の任務はロシアの工業教育に関する総合的なプランを作成することであり、特に工業教育の制度的基礎の確立を目的としていた。これは大蔵省の未完成のプランを継続し、それを完成するものであった。この計画を練るうえで重要な役割を果たしたのは、「特別課」が設置された同年に教育者参与会⁽²⁶⁾(Совет министерства народного просвещения)の委員に任命された、後の大蔵大臣(在任期間1887—1892年)、ヴィシネグラーツキーであった。

彼はここに至るまで主に学術教育活動の分野で広く活躍しており、サンクトペテルブルグ実践技術高等専門学校の教授、後に校長を務め、また帝国ロシア技術協会の機械部門の局の創始者として、そしてロシア工業博覧会の組織者としてロシアの機械技術の発展に大きな貢献をしている。⁽²⁷⁾1870年代後半からは、ヴィッテ⁽²⁸⁾(Витте, С. Ю., 1849—1915)とともに株式会社南西鉄道の指導者(1887年には同社副社長⁽²⁹⁾)として活躍し、政府筋とは鉄道に関する決定を取り扱うバラノフ委員会に同社の利益代表⁽³⁰⁾としても関わりを有していた。革命前の職業技術教育政策は、教育省とこの他の分野の教育政策において深い関わりをもつ内務省や宗務院との関係によってではなく、徐々にブルジョア的な政策を推進させつつあった大蔵省との関係に立って始めて実現することになった。このような意味においても、ヴィシネグラーツキーは、この政策の立案者として最もふさわしいブルジョア的な人物であった。

彼は、「特別課」に自らの計画案「ロシア工業教育標準一般計画案(Проект общего нормального плана промышленного образования в России)」を提出した。この案は「工業学校基本規程(Основные положения о промышленного училищах)」の直接の土台となったものである。この案のなかで彼は「ありとあらゆる一般教養の欠除は、労働者に本質的の精神的害毒をあたえて彼らの知的道徳的な成長を阻害している。これとは関係なく、一般教養の欠除は、大概の場合に労働者によって行われている作業の自覚的なそして明確な理解にまで高まることを許さない。まさにそのために彼の労働の価値を低下させているし、こうして産業の然るべき進歩の障害となっ

ている。^(8a)」と述べ、ロシア産業全体の進展にとって労働者の一般教養の蓄積が不可欠であることを認めている。そして生産に採用される労働者の技能、巧妙さ、つまり技術的な手腕が産業の成功にとって唯一の条件ではないことを付け加えていることは興味深い。つまり、ここでは、労働者の養成において当時の技術的な実践的な教育のみを重視する方向に対して警告を発していたのである。また、学校制度上の問題としては、初等教育段階の普通教育施設との接続は必要であるが、職業技術教育施設の上級の段階の教育施設への接続はすべきではないとして、「そこではある段階の産業の活動家を養成するのであって、どんな場合においても、より高等の部類の活動家を養成するような段階に達する役割をけって果たしてはならない^(8b)」と述べている。これは、ツァーリ政府が定めた技術者、労働者の基準に従い、ロシアの産業の発展にとって必要な個々の職業技術教育施設からの生徒を早急にロシアの工場内に送り出そうとするものであった。

以上のことから判断して、以下に全文を掲げる 1888 年に成立した「工業学校基本規程」は、ロシアの工業を支え、発展させるべき技術者、労働者の養成という極めてブルジョア的な内容を持った政策であり、特に産業ブルジョアジーの利益を支持した形で、革命前ロシアの職業技術教育政策の基礎を据えたものであったといえる。

(塚本 智宏)

注

- (1) 「首都における職工学校の必要性について」、ウシンスキー教育全集 1 (柴田義松, 菅原徹訳), 1965 年, 明治図書, 197-202 ページ
- (2) Энциклопедический словарь, Изд. Ф. А. Брокгауз и И. А. Ефрон, том XXXIII, 1904 г., СПб. с. 122.
- (3) Там же. その名称, 所在, 創立年は以下のとおりである。①帝国ロシア技術協会, サンクトペテルブルグ, 1866 年, ②モスクワ技術知識普及協会, モスクワ, 1869 年, ③サンクトペテルブルグ総合技術協会, サンクトペテルブルグ, 1866 年, ④技術協会, リガ, 1859 年, ⑤ 職工知識普及協会, オデッサ, 1869 年, ⑥職工協会, ユーリエフ, 1838 年, ⑦職工会, ミターバ, 1861 年
- (4) Там же.
- (5) А. Н. Веселов, Профессионально—техническое образование в СССР, 1964 г., Москва, с. 10,
- (6) 《Журнал министерства народного просвещения (В след. ЖМНП)》1882 г., №2, с. 45—47.
- (7) 第 1 回大会には 1076 名の参加者がおり, そのうち工場主の参加者は 21 名であった。
(Первый съезд русских деятелей по техническому и профессиональному образованию в 1889 — 1890 гг., ЖМНП, 1891 г., №12, с. 22)
- (8) Ушinsky, 前掲同論文, 201 ページ。
- (9) Под ред. П. И. Кабанова и Н. Д. Кузнецова, История СССР, Часть вторая (1861 — 1917), 1972 г., Москва, с. 109.
- (10) 鉄生産, 鋼鉄生産の成長の一例を挙げるならば, 前者については, 1861 年の 3 倍以上に増大し, 鉄生産の発展の速さは, 当時の先進資本主義国であるイギリス, アメリカ, フランスと比べ, 最も急激であった。一方後者について, 鋼レールの生産を例にあげるならば, 1870 年にはまだロシアの自国生産は行われていなかったが, 1884 年に至って, すでに 220,000 トンの生産に到達していた。(Там же, с. 109—110)
- (11) 和田春樹, 近代ロシア社会の構造, 『世界史と近代日本』, 「歴史学研究」別冊特集, 1961 年 10 月, 12 ページ。
- (12) プチロフ工場やカロメンスク工場では, 蒸気ボイラーの改良が進みリュディン工場では, 索引機関車, モスクワではグゾン工場などで大型原動機の生産が行われるようになっていた。
(Под ред. П. И. Кабанова и … Указ. соч. с. 110.)

- (13) По вопросу об открытии промышленных училищ, ЖМНП, 1891 г., №5, с. 31 — 33.
- (14) Там же с. 50 — 51.
- (15) 工場法 (1882 年法, 1884 年法) についての詳細は, 荒又重雄著『ロシア労働政策史』恒星社厚生閣, 1961 年, (123 — 134 ページ) を参照。
- (16) Ремесленная школа Балтийского завода, ЖМНП, 1889 г., №9, с. 1 — 9.
- (17) Там же.
- (18) この時期以前のこの種の学校数を示す資料はないが, 参考までに, 1911 年には 701 校 (生徒数 99,000 名) に増加している。(Л. Н. Иванов, Самодержавие, Буржуазия и пролетариат, 《Вопросы истории》, 1971 г., №1, с. 84.)
- (19) А. Н. Веселов, Указ. соч., с. 14.
- (20) Ответственный ред. А. И. Пискунова, Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР, (Вторая половина XIX в.) 1976 г., Москва, с. 152.
- (21) 大蔵省管轄の職業技術教育施設数をみても, 1870 年代以降の急速な増加は以下の資料によって明らかである。

技術学校, 職工学校の増加

年	1855年	1861年	1871年	1880年
学校数	4 校	5 校	21 校	63 校

- Специальная учебная заведения Мужския и женския, Под ред. А. Б. Дубровского, 《Статистика Российской империи》Изд. Центрального статистического комитета министерства внутренних дел, 1890 г., СПб, с. 202
- (22) Ответственный ред. А. И. Пискунов, Там же, с. 152
- (23) Под ред. А. Г. Небользина, Историко—статистический очерк общего и специального образования в России, 1884 г., СПб, с. 134
- (24) О передаче в ведение министерства народного просвещения окружных училищ и заводских школе горного ведомства., ЖМНП, 1879 г., №11, с. 47 — 48.
- (25) Министерство народного просвещения, отделение промышленных училищ, Очерк развития промышленного образования в России (1888 — 1898 гг.), 1900 г., СПб, с. 1.
- (26) 教育省参事会とは, 同省大臣, 次官, 国民教育局とその他必要に応じて大臣の招集した「工場主」「商人」などから成る大臣の諮問機関である。(Министерство., Министерство народного просвещения, Э. С. том XIX, 1896 г., с. 351 — 357, 362 — 364.)
- (27) Большая советская энциклопедия, 2-е изд., том IX, 1951 г., с. 541 — 542.
- (28) ヴインегラーツキーの後継大蔵大臣 (在任期間, 1892 — 1903 年), のちの大臣委員会の議長 (1905 — 1906 年) 事実上の首相となっている。(岩間徹編ロシア史, 山川出版社, 1970 年, 第10版, 247 ページ)
- (29) 和田春樹, エス・ユ・ヴィッテ, 「歴史学研究」第 253 号, 1961 年 5 月, 253 ページ。
- (30) Э. С. Том VII—A, 1892 г., с. 596.
- (31) А. Н. Веселов, Высшее профессионально—техническое образование в России в конце XIX в. и начале XX в., 《Советская педагогика》, 1953 г., №1, с. 62.
- (32) Там же.
- (33) Там же с. 62 — 63.

工業学校基本規程

(1888 年 3 月 7 日裁可)

第 1 条 帝国男子住民のための工業学校は、かかる住民に中級あるいは初級の技術教育と職工教育とを普及することを目的とする。

第 2 条 中等技術学校は、技師やその他の高級産業指導者の、最も身近な補助者である技手に、必要欠くべからざる知識と技能を授ける。

第 3 条 初等技術学校は、ある特定の生産方法を教授するとともに、産業施設内で労働者の作業を最も密接に直接に指導する者に必要欠くべからざる知識と技能を授ける。

第 4 条 職工学校は、何らかの生産方法に関する実践的教授と、その生産に於ける仕事の理解のために必要欠くべからざる知識と技能を授けることを目的とする。

第 5 条 列挙した(第 2 - 4 条)各種の工業学校は、それぞれ単独にあるいは他の類似した様々な段階や様々な専門の学校と併設して、存在することができる。仮りに中等技術学校が共通の管理で初等技術学校あるいは職工学校を併有している場合に、このような教育施設全体は総合工業学校と名づけられる。産業施設に従事している労働者の生産活動以外の自由時間の学習のために、工業学校に可能な限り補習学校を併設すること。

第 6 条 工業学校(第 2 - 4 条)は、その学校への準備教育を行う一般教養の学校を併設することができる(第 13 条)。この種の教育施設に於ては、いくつかの普通教育科目の教授は専門科目の学習のために定められた学年に於て完了することができるが、また逆に、いくつかの応用科目、実習作業の教授は学校の普通教育の課程を修了する以前に始めてもよい。ただし、中等技術学校に於ては、応用科目、実習作業の教授は実科学校の第 3 学年の課程に相当する普通教育課程を生徒が修了したのちに始めるようにすること。

注 普通教育学校を併設している工業学校は、他の種の工業学校を併設することはできない。

第 7 条 工業学校は次のものによって維持される。国庫、あるいは、ゼムストヴォ、身分団体、同職業者団体及び私人の費用、あるいは、それらの出資者から得られる合同資金によって、維持される。国庫あるいは、国庫補助金によって維持される学校は、この学校のために政府が定めたすべての規則に従わなければならない。また、この学校の職員及び生徒は当規程に定められているすべての権利、特典を享有することができる。かかる権利、特典は、政府の承認を得ることによって、ゼムストヴォ、身体団体、同職業者団体あるいは私人の費用で全額維持されている学校にも及ぼすことができる。

第 8 条 工業学校に入る寄附金、授業料及び学校の工作室で製作された手工品の販売収入は、その学校の固有財産とする。授業料は、それらの施設の定員規則に定められた総計金額の補充、部所に応じた教官の俸給、教科用品の補強に優先的に用いられ、次いで当学校の職務に従事する者あるいは従事していた者とその家族の予期せぬ事態に対する物質的援助に、さらに貧困な児童への扶助・給費に用いられる。手工品の販売収入は、工作室に必要なものに優先的に用いられる。

第 9 条 工業学校は、学校の専門に直接関わる科目の教授、また同じく、製図授業や生産場面での実習を以て、その本旨とする。普通教育科目の教授はこの学校への準備教育をなす一般教養の学校でなされた課程の復習に止める(第 13 条)。ただし、生徒が養成される実践活動のためにぜひとも必要な知識は、この課程で補充される。

第 10 条 工業学校に於ける教育課程の範囲、この課程を構成する科目の指示、同様に製図授業、生産

場面での実習に費さねばならぬ時間の指示は、学校が指定されている専門と地方の状況、必要を考慮したその学校のために発布される規程、法令によって決定される。これらに基き、工業学校の教育年限も規定され、中等技術学校の課程は、4年を越えない程度、初等技術学校及び職工学校は、3年を越えない程度で終了することが遵守される。普通教育の課程を併設している工業学校に於ては、その全体の教育年限は、両方の学校の規準の教育年限を越えてはならない。従って2級制の農村学校の段階までの初等学校の一般教養を補習している職工学校は、5年以上の課程を有してはならない。

第11条 国庫または国庫補助金によって維持される工業学校は、教育大臣の決裁に従って開設され、その他の資金によって維持される学校も、技術学校は大臣の認可により、職工学校は学区総監の認可により設立される。技術学校は学区総監の所管とし、職工学校は県教育長の所管とする。

第12条 工業学校での教育には、すべての身分、宗派の者を受け入れることができる。

注 完全に同職業者団体あるいは私人によって維持される学校に於ては、かかる点に関し、設立者の請願に応じて教育大臣が認可を下した場合、制限を設けることができる。

第13条 職工学校への入学のためには、初等学校、あるいは、教区学校か単級制農村学校、または、都市教区学校の卒業証明書の提出が必要である。初等技術学校の入学には、1872年5月31日付規程による都市学校、郡あるいは2級制農村学校の卒業証明書が必要である。中等技術学校の入学には、実科学校の第5年の修了証明書、あるいは、教育大臣がその課程を上と同程度と認めたその他の中等教育施設の卒業証明書が必要であり、後者については、教育大臣が指定したいくつかの科目の補充試験を行う。

第14条 前条に規定されている条件を満足することができない者は、次の場合に限り工業学校への入学が許可される。もしその者が2年以上産業施設内で労働し、その者に対する適当な試験の実施によって、入学を希望する学校の課程をこなすと証明された場合である。このような者の試験に先立ち、学校当局は彼らの産業施設内での仕事場の詳細な調査書を取り寄せなければならない。

第15条 工業学校の生徒の採用に関する詳細な規則、同じくこの学校に於ける進級と卒業試験に関する規則は、教育大臣によって発布され、公示される。

第16条 工業学校には次のものが設備されなければならない。 2)製図と図画のための教具 3)可能なところでは塑像のための設備のある特別室 4)その学校が予定している専門に応じた必要な教材、これらの他にさらに学校に付属して生徒の実習のために適当な設備が必要であり、かかる実習の可能性は、建設された産業施設内に当然確保されなければならない。

第17条 工業学校に附設して、教育大臣の認可を得て、工業学校当局が直接に管理する寄宿舎あるいは寮を設備することができる。

第18条 寄宿舎及び寮は、国庫の資金によるか、あるいは寮費の徴収により、あるいはゼムストヴォ、同職業者団体、身分団体または私人の特別寄附金により、あるいはさらにそれらの出資者から得られる合同資金によって維持される。

第19条 工業学校附設の寄宿舎や寮の監督及び管理の体制は、教育大臣から出された特別訓示によって定められる。

第20条 学校の維持がすべて国庫によるものあるいは部分的な援助を受けている工業学校に於ては、授業料の額は、技術学校に於ては教育大臣によって、職工学校に於ては学区総監によって決定される。身分団体、ゼムストヴォ、同職業者団体、私人によって設立された学校に於ては、それを維持している当該機関、私人によってその金額が決定される。

第21条 工業学校を管理する成員及び方法については、現存する定員規則に準じ、実際の必要に応じて作成され、公布された工業学校のための法令及び定員規則により決定される。

第22条 工業学校の神学校師は、これらの教育施設の長によって選ばれ、その選ばれた者についてその地方のギリシヤ正教監督区当局の承認を得て、学区総監によって任命される。

第23条 技術学校の教師及び作業指導者は、学歴に関しては、実科学校の職務に相当する授業資格を有する者から選ばれる。職工学校に於いては、普通教育科目の教師は、郡教職の身分、または、1872年3月31日付規程による都市学校の教職身分をもった者から選ばれる。製図、画図の幾可（線形幾可）教師は、技術、工芸の教育を受けた者から選ばれ、一方、技術科目の教師と工業製図の教師及び実習の指導者は、中等技術学校以上の教育を受けた者から選ばれる。

第24条 工業学校を構成する神学教師と科学及び応用科目、製図、画図の教師、実習の指導者、実験室助手、同じく技手の称号をもった職人も国家勤務と見なされる。この称号をもっていない職人は、彫塑、体操、音楽、ダンスの科目が教授されるところでは、それらの教師と同様に雇員として招かれる。

注 一般に工業学校のどの科目の教育でも、学校当局の申請に応じ、学区総監が許可を与え、雇員として招かれた教官に依頼できる。

第25条 技術学校における教育部門の強化と経験ある教授陣の編成のために、これらの学校の教員としての授業勤務資格を有する者であれば定員外教員をおくことができる。仮りにこの人物が立派であると判断されるならば、この人物は、欠員ができた際に他に先んじて定員内職員として勤務する特典を有し、このような決定がなされた場合に、その定員外職務の従事期間は、恩給のための彼らの勤続期間に通算される。

第26条 技術学校の教官は、実科学校のために規定されている規則に応じた職務とし、職工学校の教官は、都市学校のために規定されている規則に応じたものとする。

第27条 国庫あるいは国庫補助金によって維持される技術学校において定員規則に定められている教官及び実習作業指導者は、彼らが受けとる俸給定額に応じて4等級に分けられる。その俸給定額は以下の通りである。中等技術学校では、960ルーブル、1200ルーブル、1440ルーブル、1800ルーブルに、初等技術学校では、750ルーブル、900ルーブル、1250ルーブル、1500ルーブルに分けられ、その際これらのいずれの俸給定額は、12時間の教科授業、15時間の製図科の指導、20時間の実験室指導、そして25時間の工作室での実習指導に対して、受けとる俸給定額に相当する規準時間数に充たない不足分を差引いて定められる。第3等級（1440ルーブルの者と1250ルーブルの者）の員数は、この等級に相当する技術学校の単級制クラスの4分の1までとし、第4等級（1500ルーブルの者と1800ルーブルの者）の欠員数は、同様にその8分の1までとする。第3等級と第4等級の俸給定額を受ける教官は、いかなる資格であっても称号を授与されるが、しかし、他のどの権利、特典とも結びつかない。

第28条 技術学校の教職に新たに就いた教官及び作業指導者（第27条）は、最下級の俸給額とし、同一の教育施設に5年間勤続することによって、直近上位等級の俸給額を受けとる。さらにその次の等級の俸給額への任命は、欠員が生じたときに、同一の教育施設での勤続期間が長く有益にしてかつ熱心な活動を行った者を優先して、教育勤務の年功順に、教育大臣の認可をその都度受けて行われる。その際、第3等級の俸給定額は10年以上、第4等級のそれは15年以上の教育勤務にあったものでなければ任命できない。

注の1 俸給定額の昇級の特典は次の者は享有しえない。すべての技術学校の神学教師、初等技術学校の簿記教師、一般教養の学校を準備学校として併設（第6条）していない中等技術学校の数学教師。これらのすべての者は、彼らが教授している授業時数に応じ一定の俸給を受ける。

注の2 5年の勤務の満期に至るまでにある学校から他の学校に転任した教官及び作業指導者は、もしその転任が勤務上必要であるとの判断で当局が命令したものであるか、あるいは、その他

の信憑すべき理由のある場合において、5年勤続による2等級号俸を受ける権利を持続する。

第29条 補足授業あるいは補足作業時間に対し、第27条に規定されている技術学校の教師は超過勤務手当を受ける。中等技術学校は、1時間の教科教授に対し75ルーブル、1時間の製図授業の指導に対し60ルーブル、1時間の実験室での作業に対し45ルーブル、そして、1時間の工作室での作業に対し36ルーブルであり、初等技術学校は、1時間の教科教授に対し60ルーブル、1時間の製図授業に対し48ルーブル、1時間の実験室での作業に対し36ルーブル、そして、1時間の工作室での作業の指導に対し30ルーブルである。

第30条 国庫あるいは国庫補助金によって維持される職工学校の教官は、教授及び製図授業や実践作業も同様に、その指導のために彼らが従事する1週あたりの時間数に応じて俸給を受ける。この際に神学と専門科目の授業に対しては年1時間50ルーブル、一般科目の授業に対しては40ルーブル、そして、実習の指導に対しては年1時間25ルーブルである。

第31条 1ないし2の専門を有する初等及び中等の技術学校にはいずれも1名ずつ、また、3の専門を有する中等技術学校に於ては2名ずつ、そして総合的な工業教育施設においては4名ずつ、これらの学校で教育する資格を持った者から選ばれた監督官を置く。監督官には、生徒の素行と彼の評判について監視することで学校当局を援助する義務と同時にまた、欠席した教官の替わりを務める義務を負わせる。

第32条 ある普通教育学校への、一定の専門性を有する普通教育学校のそれぞれの学校へのいくつかの中等技術学校の合併に際しては、その学科に勤務する教官あるいはその指導者の中からその職員室を管理するための人物が特別に任命される。学科のうちのひとつの職員室を管理する義務は、特別俸給を受けずに校長が行い、その他の職員室の管理者には、この義務履行に対して定員規則にもとづく超過勤務手当が支給される。

第33条 工業学校内に、必要な場合、医師職を置くことができる。技術学校の医師は校長の申請に応じ学区総監によって、職工学校の医師は視学官の申請に応じ県教育長によってその職務を認可される。

第34条 工業学校内に、教育職員の間階、構成に応じて職員会議及び経営委員会を置くことができるが、それらは、普通教育学校のそれに対応する間階の施設に設立されたものに準ずる。

第35条 技術学校内に名誉主任の職務を、職工学校内には名誉監視官の職務を置くことができる。これらの職務を決定する規則そしてこれらの者が有する特権、義務の規則に関しても同様に、中等普通教育の教育施設の名誉主任及び郡の学校の名誉監督官のために存在している規則が遵守される。

第36条 工業学校に以下の事項を委任する。 1)国章を表示した印章及び学校名称を持つこと。 2)不動産を得ること及びあらゆる種類の寄附を受けること。 3)これらの学校のために必要な教育資材及び工芸資材を外国から免税で取り寄せること、なおその際に1886年中に定められた法令の第1279条の規定を遵守すること。 4)政府機関の通信の無料送付についての一般的な問題が解決するまで、重量による金額を支払うことなく、1回の発送につき1プードの重量までの諸機関の公用の封書、小包、荷包を送付すること。

第37条 技術学校の職員または生徒のある者が拘留されるような場合には、当人はすみやかに彼らの上司のもとに出頭しなければならない。もし彼らが刑事犯罪を犯すかその疑いのあることにより逮捕されたならば、彼らの逮捕を命じた者は、職員や生徒の上司に、これに関し猶予することなく報告する。

第38条 工業学校において国家勤務の権利をもって教育・養成部門の職務に従事する者は、恩給や一時的補助金の権利も例外なく、すべての勤務の特典に関しては以下の通りである。技術学校に於ては、中等普通教育機関に勤務している者、職工学校に於ては、都市学校に勤務している者の特典に

相当する。この際、初等技術学校に於ては、校長には第 6 等官第 6 等級俸、職務と制服に関して、督学官には第 7 等級俸を付与し、職工学校の督学官にはその職務と制限に関して第 8 等官第 8 等級俸を給与する。

第39条 中等技術学校の 4 年課程を首尾よく終了した生徒は、その専門に応じた技手の称号を得る。2 年あるいは 3 年の課程の終了者には、2 年あるいは 3 年の産業活動に連続して従事した後に学校から技手の称号が与えられる。

注 兵役義務の遂行のために産業活動が中断されても、それは技手の称号の取得の障碍とならない。

第40条 技手の称号が授与された者は、もし彼らがその出自によって上昇権を有していなくとも、規定の免許税を徴収されることなしに、一代名誉市民の特典を、同様にその専門に応じた高等技術学校に入学する特典を、それらの学校の入学のために規定している規則に即して、行使する。

第41条 中等技術学校の課程を首尾よく終えた者は、もし前記の特典に入る以前に上昇権を得られなくとも、国家勤務への就職、昇進、兵役義務の履行に関し、中等の普通教育機関の課程を終えた者の諸権利を行使するものとする。また、初等技術学校、職工学校の課程を終えた者は、上述の点に関し、彼らが受けた普通教育に相当する諸権利を行使するものとする。

(塚本 智宏訳)

執 筆 者 紹 介

- 美土路 達 雄 (北海道大学教育学部・教授)
高 井 宗 宏 (北海道大学農学部・講師)
山 口 智 弘 (北海道大学教育学部・助教授)
重 住 道 彦 (北海道農山漁村健康管理センター所長)
升 田 和比古 (北海道勤労者医療協会中央病院内科)
山 田 定 市 (北海道大学教育学部・助教授)
笹 谷 春 美 (北海道大学教育学部・助手)
岡 豊 (前北海道農山漁村健康管理センター所長)
杉 村 宏 (北海道大学教育学部・講師)
ヴェ・イエ・スミルノーワ (モスクワ大学上級講師)
竹 田 正 直 (北海道大学教育学部・助教授)
塚 本 智 宏 (北海道大学大学院教育学研究科)

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第17号

昭和54年7月23日 印刷

昭和54年7月28日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設
060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 美土路 達 雄

印刷所 富士プリント株式会社
064 札幌市中央区南16条西9丁目
